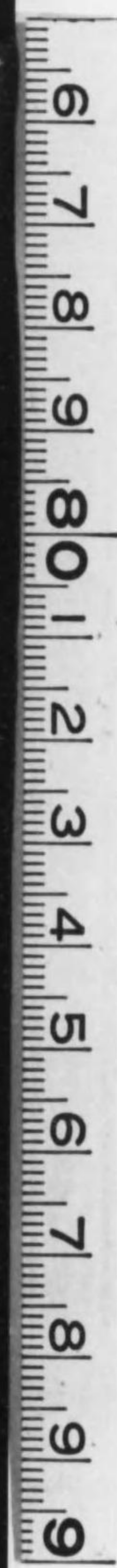


R610.59-Mi47ㄅ



1200500767398

R  
0.59  
147



始



30.10.23

R  
610.59  
M47

日本農業年報

民主主義科学者協会  
農業部会編

第一集



月刊書房

R  
610.59  
M:47

民主主義科學者協會農業部會編

# 日本農業年報

第 I 集

1948  
圖書刊  
月曜書房刊



### 發刊のことば

忘れもしないあの八月十五日、眞夏の白日の下に暗黒時代の幕が切つて落されてから、早くも二年有半の歳月が流れた。この間、革命の波頭は最初のボツダム宣言がゆり動かした一波からたちまちにして千波萬波の波頭にひろがり、果てはまともつてよせては返えず大洋の巨大なうねりとなつて昂まり迫る一方、反革命の醜怪な岩礁は至るところにばら撒かれ波を噛んで狂亂怒濤のるつぽを呈するのであつた。而もその葛藤は果て知れぬ産業の荒廢、恐るべき經濟の大破綻が刻々に深化するその眞只中においてある。すなわち、この荒廢破綻の表徴たるヤミとインフレーションの狂蹠は反革命的勢力支配の結果であり且つ温床であると共に、それによつて慘害以外に得るところのない廣汎な人民層の單に生きんが爲の要求・主張ですら、直ちに社會的方向への經濟の組織化、つまり眞の經濟復興の發足を意味し、革命的勢力の實體的基礎をなして行くという切迫した状態にある。この状態の下で二年有半の間、あわたとしくも送つては迎え、迎えては送つた毎日々々が、歴史の數年に價する内容を持たなかつた日は一日としてなかつたといつていいであらう。誰しも一日として歴史のわだちの音を聞かなかつたものはない。そして又誰一人この歴史の渦中の人物でなかつたものもない。われわれはこの狂亂怒濤時代・偉大なる革命時代の生きた歴史を綴つて置きたく思う。それは單に後世史家の爲というだけではない。それよりもこの歴史を前進させるために、民主革命を成就させるためである。言うまでもなくこの革命時代が終りを告げるのは、恐らく幾波亂の先のことであり、そのことを思えば過ぎた二年有半は未だほんの序の口でしかない。われわれが刻々の歴史を綴ろうとするのは、刻々の前途を照明したいが爲に他ならぬ。

さて、こゝにわれわれ／＼民主主義科學者協會農業部會として企圖しているのは、偉大なる革命時代の刻々の歴史のうちでの農業問題に關連した部分である。

目下の民主革命がブルジョワ民主主義革命の課題の解決から出發しており、封建的土地所有の掃蕩を起點とする農業革命がこの民主革命の重要な基礎的な一環をなすという關係においては、農業問題こそは最も究明を要する部分であるといつていゝであらう。

以上は「日本農業年報」發刊についてのわれ／＼の抱負である。果してその抱負がどの程度に實現されるかは、われ／＼の能力や研究にかゝることであつて、顧みて微力を感じざるを得ない。その點は極力共同研究によつて補つて行きいと願つており、又各方面の叱正を期待している。尙編集乃至執筆の態度としては、最も新しいオリヂナルな資料を豊富に集積して卷を重ねるうちに自ら資料の集大成をなす企圖を含め、未熟な斷定をさけて出来るだけ資料をして語らしめるといふ方針であること、を申し添えておきたい。

終りにこの刊行のためにわれ／＼に協力と援助を惜しまれなかつた發行所月曜書房に對して心から謝意を表す。

一九四八年二月

民主主義科學者協會農業部會

## 例言

一、この年報は農業革命の進行を日本農業の動きの中に見究めようとするのであるが、第一集ではまず「封建制は何れだけの打撃を受けたか」の追究に主眼をおいた。

一、第一集で取扱つた時期は終戦以降一九四七年末までの期間である。

一、基礎資料の關係から遂にこゝに採り上げ得なかつた「農民層の分解」や「農業會の解體と農業協同組合」等の問題は、次の第二集で取扱うべく既に準備している。

一、執筆は主としてわが農業部會の會員が分擔したが、特殊の問題に限り特に部外の左記三氏に依頼して御寄稿を得た。

菅間正朝氏（第二章「戦後の農民運動」）

小椋廣勝氏（第三章「世界の食糧需給情況」）

前野 良氏（第三章「東歐ならびに東南ヨーロッパの土地改革」）

一、第一部の情勢分析で、第一期と第二期（終戦以來吉田内閣退陣まで）の時期については、既に一應論じつくされ資料も相當に出ているので、経過の概要を述べるに止めたのに對し、第三期（片山内閣の成立から一九四七年末まで）の時期については、成るべく現實の動きを詳細に記述し讀者に記録としての資料を提供することを主眼として、主觀的な斷定をさけたのである。

一、最も斬新せしかも一般には入手し難い統計を、なるだけ豊富に記載することをこの年報の一つの特徴とするべく、昨年行われた八・一センサスの速報その他の農業統計を附録として末尾に収録した。

しかし本文中に掲げられた多数の統計表との重複を避けたので、目次の次にそれら一切の統計表の索引を附した。

なお八・一センサスの詳細な數字は、今後當局の發表するものと併せて第二集に掲載する。（編集責任者）

目次

發刊のことば

例言

第一部 戦後の國內情勢

まえがき

第一期(終戦—幣原内閣の退陣まで)

一 幣原内閣の政策

二 終戦直後の農村の動き

第二期(吉田内閣の成立—一九四七年四月總選挙まで)

一 資本の再建と労働攻勢

二 インフレと農村

第三期(片山内閣の成立—一九四七年末まで)

一 片山内閣成立のいきさつ

二 片山内閣の基本政策

## 第二部 戦後の主要農業問題

### 第一章 農地改革の進展

三三

- 三 經濟危機の深化とその實態
  - 四 労働攻勢の激化
  - 五 資本攻勢と労働戦線の動向
  - 六 農業情勢の推移
- はしがき
  - 一 敗戦前の農地制度
  - 二 農地改革前史
  - 三 第一次農地改革
  - 四 第一次農地改革から第二次農地改革へ
  - 五 農地委員会委員の選挙とその運営
  - 六 農地買収の進捗と賣渡の開始
  - 七 農地改革をめぐる地主の動き
  - 八 農民の土地闘争
  - 九 農地法の改正

### 第二章 戦後食糧問題の推移

五六

- はしがき(戦時食糧需給の推移)
- 一 昭和廿二米穀年度の情況
- 二 昭和廿二米穀年度の情況
- 三 むすび

### 第三章 戦後農民經濟の様相

七七

- はしがき
- 一 農業生産力の低落
- 二 農業生産の構造
  - (一) 農地
  - (二) 農業労働力
  - (三) 肥料
  - (四) 農機具
  - (五) 家畜
- 三 農家經濟事情
  - (一) 農家資産
  - (二) 農家所得
  - (三) 農家の預貯金
  - (四) 農村物價
  - (五) 農家經濟と供出
  - (六) 公租公課負擔
- 四 むすび

### 第四章 戦後における農業生産の展望

一〇〇

- 一 統計の信頼度
- 二 昭和二十年の生産
- 三 昭和二十一年の生産





△最近五ヶ年稻作付面積及び推定實收高比較……………一〇一  
 △麥生産統計(一八—二二年)……………一〇九  
 △米及び麥生産高(二〇年)……………一〇三  
 " (二一年)……………一〇五  
 " (二二年)……………一〇三  
 △いも類生産高(二〇年)……………一〇三  
 " (二一年)……………一〇五  
 " (二二年)……………一〇一  
 △雜穀生産高(二〇年)……………一〇四  
 " (二一年)……………一〇五  
 △米實收高と豫想收穫高との比較  
 " (大正七—昭和二年)……………一〇〇  
 " (一八—二二年)……………一〇二  
 △二二年産米第一回收穫豫想高……………一〇八  
 △二二年水稻水害狀況……………一〇六  
 △二二年水稻旱害狀況……………一〇七

二、農家人口

△農家世帯員(二二年)……………一六四  
 △人口總數に對する農家人口の割合(二—二二年)……………一六四  
 △年齢別農家人口(二二年)……………八五

三、耕地

△耕地累年表(二—二二年)……………八〇  
 △耕地擴張廢廢面積(二—二二年)……………八一  
 △開墾計畫及び實績(二〇—二二年)……………八二  
 △農業者の經營耕地面積(二二年)……………一六五  
 △地方別畑畑面積(二二年)……………一六五  
 △自小作別耕地面積(沖繩を除く)(一九年)……………三三

四、農業生産

△農業生産指數(二—二二年)……………八〇  
 △主要農作物作付面積及び收穫高(二—二二年)……………七九  
 △主要食糧生産累年表……………一七二  
 △主要作物作付面積の變遷……………一七〇  
 △修職後の主食生産の推移……………一七〇  
 △水稻雜稻の變遷(一八—二二年)……………一〇九

五、肥料

△最近における稲作に對する反當肥料……………一〇三  
 △二〇年秋及び二一年春肥料割當計畫……………一〇四  
 △二一年肥料割當及び配給實績……………一〇五  
 △二二年肥料配給割當(一—七月)……………一〇八  
 " (八—十二月)……………一〇八  
 △肥料消費實績(二—二二年)……………八六  
 △累年肥料生産實績……………八七

△二二年月別肥料生産高……………二〇

六、家畜

△家畜の飼養頭數(二—二二年)……………八八  
 △役畜累年表……………一六九  
 △經營耕地面積廣狹別牛馬飼養狀況(二二年)……………一六九

七、農機具

△農機具臺數(二二年)……………一七〇  
 " 所有台數(一七年—二二年)……………八八  
 △主要農機具台數(累年)……………一七〇  
 △農機具台數の特に多い府縣(二二年)……………一七〇  
 △經營面積廣狹別農機具所有狀況  
 (北海道を除く全國)(二二年)……………一七一  
 " (北海道)……………一七一

八、農業労働

△農業従業者數(一、Ⅱ)……………八三  
 △農業雇傭労働者數……………一六六  
 △年齢別農業労働者數……………一六六  
 △專業兼業別農業定備數……………一六七  
 △自小作別……………一六七

九、農村の賃銀及び物價

△經營面積廣狹別農業定備數……………一六七  
 △經營面積廣狹別農家一戸當雇傭労働者數……………一六八  
 △農區別農業労働賃銀及び農業外労働賃銀……………一六八  
 △農村労働賃銀指數及び農村物價指數……………一六八  
 △農村物價指數(Ⅰ、Ⅱ)……………九三・九四  
 △農村ヤミ物價變動表……………九四  
 △戦時中の米價の變遷  
 (地主、生産者、消費者價格)……………三七  
 △米價及び硫安の價格騰貴率比較……………九五  
 △化學肥料適當價格……………二〇  
 △農業用賃借料金……………一七二

一〇、農家經濟及び農村金融

△累年農家資産構成……………八九  
 △農業用資産構成……………八九  
 △一六年内における農業資産の變化……………八九  
 △二一年農家資産……………九〇  
 △累年農家所得……………九〇  
 △農家の封鎖預金調(二二年)……………九一  
 △地域別農家預金狀況……………九五  
 △農家公租公課負擔累年表……………九七  
 △農業會貯金の變動……………九二  
 △系統農業會預金の推移……………一九

△農林中金主要勘定.....一九

一、土地問題

△地主戸数.....三四

△小作料の種類別小作地面積割合(一八年).....三四

△最近の小作料(一六一八年).....三四

△米の二重價格制下の假定水田小作料率の變遷.....三七

△小作料金納化換算基準.....四〇

△假定小作料の低下.....四一

△戦時中の土地取上要求争議件数.....四六

△戦後における土地返還争議の規模及び返還割合.....五〇

△戦後における土地取上争議の状況.....二〇

△小作返還の許可申請状況(二一、二二年).....五〇

△二一年小作地取上に關する小作調停事件表.....五一

△耕地立入禁止假處分申請事件調.....五一

△小作調停事件總數及び結果.....五一

△自作農創設の對象とする農地面積及び地主數.....四三

△二二年農地實收實績.....四八

△農地實收實績(累年).....四九

△市町村農地委員選舉状況.....四五

△農地委員の各階層別構成(二一年).....四五

△市町村農地委員會々長階層別區分.....四六

△都道府縣農地委員所屬政黨調.....四七

一二、食糧需給及び供出

△支那事變以降年度別主要食糧需給概要.....五七

△最近三ヶ年政府食糧需給計畫及び實績對比表.....七五

△月別主要食糧需給實績(二一年).....七五

    (二二年).....七五

△米供出状況の推移(一七、二二年).....五八

△供米進捗状況.....六一

△府縣別供米率(一八、二一年).....一七三

△二一年産米實收高、供出割合、供出状況.....一七四

△時期別供米進捗率.....一七四

△經營階層別供出状況.....九六

△二一年産米供出強權發動件數(府縣別).....一二三

△ " 不供出罪檢舉數.....六九

△主食取締結果.....七〇

△政府手持米の推移(二一年).....六二

    (二二年).....六八

△輸入食糧放出状況(二一年).....六五

    (二二年).....七四

△都道府縣運配状況(二一、二二年).....六二

一三、農民組織

△府縣別農民組合の現状.....一七六

△日本農民組合の發展(府縣別).....一八〇

△農民組織と土地問題( " ).....一七八

一四、一般經濟

△終戦後の通貨の膨脹(舊圓時代).....六

△新圓切替後の通貨の膨脹.....七

△二二年各月末日銀券發行高.....一八

△二一年六月新圓分布状況.....一八

△二二年第二、四半期復元融資計畫.....二五

△二二年鐵工業電力生産指數.....一九

△東京實際物價指數(二二年).....二二

    (二一、二二年).....七一

一五、其他

△争議件數.....二四

△二二年四月各選舉の政黨別當選數.....一五

△一八〇〇圓ベースによる家計の設計.....二三

△職員家計調査による入手別經費及びカロリー.....六四

△學童體位の低下.....五八

△二二年東北地方各地春季氣温.....一〇六

△二二年暴風雨降雨記録.....一〇六

一六、國際統計

△世界主要農産物生産高.....一三四

△世界主要國小麦生産高.....一三五

△ " 小麦生産高.....一三六

△世界米穀生産高.....一三八

△世界小麦作付面積.....一四〇

△ " 單位面積當生産高.....一四〇

△第一次大戰後の四大國小麦生産.....一三九

△第二次大戰後の四大國小麦生産.....一三九

△米加農産物價格指數.....一四二

△戰前歐洲國別穀物需給.....一三七

△西歐穀物生産及び輸入量.....一三七

△一九四七-四八年世界穀物需給推計.....一三八

△土地所有規模別農家構成

    (1) チェコスロヴァキヤ (一九三〇年).....一四六

    (2) ハンガリー (一九三九年).....一四八

    (3) " (一九四六年).....一四八

    (4) ルーマニヤ (一九四六年).....一五〇

    (5) ユーゴー・スタビヤ (一九三九年).....一五〇

    (6) ブルガリヤ (一九三四年).....一五二

第一部 戦後の國內情勢

いうまでもなく、日本農業は工業とは全く異つた経済構造をもつてゐる。しかし農業と工業とはお互に異つた経済構造のままでいわゆる唇齒補完のように相互に依存し合ひながら結びつてゐるのであつて、兩者は日本経済の二つの構成要素として最も深く影響し合つてゐるのである。

それゆゑ農業の發展は一應工業と異つた独自の進路をとつてゐても、その独自の發展そのものが實は工業の發展と結びつき、日本経済の全構造的發展によつて規定されてゐるのである。

ところで、周知のようにわが工業には高度の獨占資本が支配し、農業においては半封建的な地主的土地所有のもとに農民的小商品生産が發展しつつある。それゆゑ農業と工業との關係は獨占資本と地主的土地所有および農民的小商品生産との關係に外ならない。日本農業は日本経済の一環として具體的にはこの三者の葛藤の場面に外ならないのである。

農業の發展は、農民的小商品生産の發展を推進力とし、農民層の富農と貧農、農業資本家と農業労働者への分解を通じて行われる。しかしわが國では、この農民的小商品生産の發展ないし農民分解の進行は地主的土地所有と獨占資本とが結びついた強力な機構によつて阻害されざるをえないのである。

このように一方では農民的小商品生産と、他方では獨占資本と結びついた地主的土地所有との對立は、明治末期以降兩者の死活的闘

争となり、地主的土地所有の發展も鈍化するとともに農民的小商品生産の發展も停滞的となり、日本農業は重大な危機に立ちいたつたのである。

この農業危機は第一次大戦後の世界資本主義の一般的危機をバックとして發展し、昭和初頭の大農業恐慌にまで激化したが、昭和七八年頃を轉期としていわゆる準戰時體制の軍需インフレ景氣と軍事警察的彈壓の強化によつて一應の相對的安定期に達したのであつた。

しかし軍需インフレによる獨占資本の大恐慌切抜けは要するに危機の克服ではなくて引きのぼしであり、必然的に日華戦争から太平洋戦争への泥沼の中で危機は急速に激化していつたのである。

ところで注目すべきことは、この日華戦争から太平洋戦争にかけて日本経済の全構造が大きく轉換の傾向を内包するにいたつた點である。

第一に、戰時統制經濟の強化にともなつて、從來の私的獨占資本（いわゆる諸財閥）は多かれ少かれ國家獨占資本の方向におし進められた。もちろん戰時下の國家獨占資本主義は資本それ自身の必然的發展としてではなく、戰時經濟の要請にもとずき軍閥官僚によつて上から指導されたものである。そのかぎり、そこに見られたものはまず官僚勢力の強化であるが、それはまた同時に獨占資本と官僚との抱合の前進であり、私的獨占資本の國家獨占資本主義的再編強

化に外ならなかつたのである。

第二にこの國家的に強化された独占資本は、戦争の本格化にともなう食糧危機の深刻化に當面して、本土食糧確保の至上命令のもとに、地主的土地所有にたいして重大犠牲を強要するにいたつたのである。地主にたいして小作料代金納ないし收取小作米供出を規定した供出制度、最高小作料の設定、小作料引上停止ないし小作料引下げを規定した小作料適正化等がそれである。従来独占資本は低賃銀と低米價の土臺として高効率小作料の寄生的土地所有と結びついてきた。これが食糧危機によつて御破産となつたのである。戦時國家独占資本のまえに地主的土地所有は従來の寄生的性格から脱皮することを強要されつあつたのである。

このようにして戦時經濟は重大な構造的轉換の傾向をおし進めたが、それはすなわち従來の國民經濟の構造的崩壊の傾向の激化であり、全般的な經濟危機の發展である。この戦時經濟危機のもとに農業危機もまた不可避免的に激化していつたのである。

昭和二十年八月十五日の日本帝國主義の降服はこの内攻的に進行してきた戦時經濟危機を一舉に解きはなし、激化させた。絶對主義の軍事警察的強力は外から打ちくだかれ、独占資本の經濟力は絶對的に縮小弱体化され、逆に勤勞人民大衆の下からの闘争は自由に解放された。まことに終戦を契機としてわが國の政治經濟情勢は劇然と一變したのである。

終戦後廿二年末までの日本の政治經濟情勢は、大きくいつてこれを三つの時期に區分することができる。第一期は終戦以降幣原内閣の退陣まで、第二期は、吉田内閣の成立から廿二年の四月總選挙まで、第三期は社會黨首班内閣の成立以來の時期である。

轉換し「融資準備」をふりかざして露骨な金融資本支配を強化しつつ、第三期を準備する。

農村ではこの時期は第二次農地改革法をめぐつて地主の土地取上げが一しお激化し、いわゆる「農村インフレ」ものがたりを煙幕として老大な農民課税がおしつけられ、供出民主化の偽裝のもとに強權供出はさらに強化された。これにたいする全勤勞農民の反攻は、土地改革をめぐる闘争として、税金闘争として、自主供出闘争として高まつていつた。しかしながら、この時期の農民闘争は全體として労働階級の労働攻勢にくらべて立遅れ、この農民闘争の立遅れが二・一闘争で労働階級を孤立させたのである。インフレと供出制度のもとに大多數の勤勞農民が轉落貧農化しつつある時、一部地主富農が強化して農民戦線を攪亂し、それが外に向つては農民闘争の立遅れとなり、内にたいしては日農第二回大會における平野派の分裂として現れるにいたつた。

第三期は第二期の後期から開始された独占金融資本的「安定」コ

### 第一期 終戦——幣原内閣の退陣まで

#### 一、幣原内閣の政策

日本帝國主義のポツダム宣言受諾、無條件降服によつて、日本の民主主義革命はまず外から連合軍の力によつてはじめられた。陸海軍の解體と特高警察の廢止によつて絶對主義的支配機構の骨

第一期はいわば戦後日本のシュトルム・ウント・ドラングの時期である。それは戦後の大變革の發端をなす混頓の時期であり、戦時の内攻的危機が全面的に爆發した激動期である。それは一方では勤勞人民大衆が外から與えられた政治的自由と足下からのインフレと食糧危機とによつて次第に全面的闘争に立ち上つていつたところの

いわば旗擧げの時期であるとともに、他方では独占金融資本が敗戦の打撃によつて混迷しながらもまずインフレと生産サボによつて自らの打撃を軽減し、次いで舊圓封鎖の金融緊急措置によつて自己の支配權を確立し、天皇制護持のスローガンのかげに官僚と独占資本との國家独占資本主義的融合が一層おし進められた時期である。それはまた農村において偉大な民主主義革命が開始された時期で、一方地主的土地所有のブルジョアの轉換のための攻撃（土地取上げによる地主富農化）の線が独占資本によつて第一次農地改革法として書き與えられるとともに、他方では全勤勞農民の民主的闘争が村政民主化として、土地取上げ反對闘争として、および官僚的強權供出反對闘争としてより上り、日本農民組合として全国的に結集していつた時期である。

第二期は第一期の戦線整備に引き續いて、保守勢力と民主勢力とが全面的に對立抗争するにいたつた時期である。

まず金融緊急措置によつて強化された独占金融資本はインフレと資本攻勢とをもつて勤勞階級に積極的挑戦してきた。これにたいして勤勞階級はいわゆる十月闘争をもつて反撃し、この労働攻勢は二・一闘争まで全面的に高まつていつた。

その間、閣とインフレによつて十分に「再建整備」對策を確立した独占金融資本は、いまや「健全財政」の名のもとにデフレ政策に

イスの開始期である。この時期にいたつて独占金融資本はいよいよその支配力を強化し、日銀ないし復興金融金庫を先頭として國家独占資本の線にますます整備されつつ、民主黨を代表として片山内閣を牛耳り、社會黨は独占資本の「安定」政策遂行のために民主戦線を分裂し勤勞大衆を抑壓する役割をふり當てられたのである。

この時期の特質は一方では「健全財政」ないし「健全金融」によるデフレ政策が新物價體系「一入〇〇圓ベース」の耐乏生活を勤勞大衆におしつけながら、他方では「健全財政」の不健全性によつてインフレは急テンポで高進し、いわばインフレとデフレが並行して進行した點である。之れにたいして勤勞大衆が最低賃銀および米價引上げをもつて戦うや、独占資本は積極的に企業整備と分裂政策をもつて攻撃してきた。かくして昭和廿三年は昂進するインフレをバックにして、独占金融資本の企業整備と勤勞大衆の生産闘争との死活的抗争として展望されるのである。

骨がうち砕かれ、政治的自由が與えられて、戦時中軍閥官僚の彈壓によつて潰滅された勤勞者農民運動が再び死灰の中からよみがえつた。

戦時中軍閥官僚と抱き合つて全面的に軍需産業化した独占資本は敗戦によつて一舉に軍需市場を喪失し、死活的な整理、轉換に直面しなければならなかつた。しかも賠償問題と財閥解體問題が加重さ

れ、労働攻勢は開始されようとしている。独占資本はまさに決定的な危機に當面したのである。

しかし、独占資本は決してただ混迷を重ねてはいなかつた。まず終戦の混乱に乗じて巨額の軍需補償金を獲得して、軍需市場喪失の直接的打撃をさけることができた。次には軍需産業を平和産業に整理・轉換することである。もしこれを直ちに徹底的に遂行したならば、國民經濟全體としては直ちに生産が回復し經濟復興が出來たであらうが、それはまた独占資本にとつてはいわゆる擬制資本の切捨てとなつて決定的な損失を與えなければならなかつたであらう。この重大な損失を回避する唯一の道は、インフレ昂進によつて負債の減價と資産の増價が生じて「再建整備」をやつても損失が出なくなるまで、インフレを激化しつつ整理を引きのばすことである。独占資本は實にこの道を斷乎としてきつたのである。このインフレ激化の道はまた同時に労働者階級を經濟的にしぼりあげて、その抵抗力を根本的にまひさせるはずのものであつた。

かくして終戦を契機としてインフレがせきを切つたように昂進しはじめ(第一表参照)同時に生産はいわゆる資本家の生産サボとして

第1表

通貨の膨張(舊圓時代)	
20年	億圓 303
8月15日	414
9月	432
10月	477
11月	554
12月	586
21年	618
1月	
2月18日	

労働階級の「生産管理」という新爭議形態を生み出しつつ、停頓の一路をたどり、資本はすべて高利潤を追つて闇と投機と囤積に流れていつたのである。闇とインフレの經濟が始つたのである。

この闇とインフレの昂進にもなつて、戦時中の強制貯蓄政策に

第2表

の膨張(舊圓時代)	
3月12日	億圓 152
3月	233
5月	363
7月	497
9月	644
11月	748
12月	934

から第二期に引きつづいて石橋インフレ政策のもとにその前期と中期にかけて手放して昂進し、ようやく第二期の後期に

たつて、独占資本がほぼそのインフレ蓄積を完了して整備損失を回避しうるにいたつたことに對照して、手放しのインフレ政策は「健全財政」に轉換するにいたるのである。(註)

(註) 十月四日の日銀、二十三日の市中銀行の金利引上げ、十一月四日の日銀、通貨安定對策本部の設置はその現われである。

この意味で第一期は戦後インフレが本格化した。金融緊急措置によつて独占金融資本の再編強化のための掌中の武器として確保されるにいたつた時期である。

この闇とインフレの戦後第一期はまた同時に食糧危機が異常に急迫した時期でもあつた。

従来日本農業は、内地のみでは食糧の自給は絶対に不可能であつて、朝鮮・臺灣の米と滿洲の雜穀の移入とさらに南方の外米の輸入によつてようやく需給のバランスを保つてきたのであつた(第二章第二章、第三八表参照)しかるに太平洋戦争が苛烈化するとも南方米の輸入は不可能となり、臺灣米の移入も困難となり、さらに終戦によつて朝鮮の米と滿洲の雜穀をうしない、また甚大な軍需貯蔵米は闇の中に隠とくされてしまった。(第二章第二章二の(一)参照)同時に内地の食糧生産額も戦時經濟のもとでの生産條件の累積にもなつて不可避的に低落せざるをえなかつた。(第二章第三章、二、第五三、第五四表参照)この戦時略奪農業のいわば仕上げ

よつて集積された預金は急速に引出されて闇市場におどり、またたく間に市中銀行は預金の減少と日銀からの借入増加におそれ早くも二十一年年頭には重大な銀行パニックの前夜に迫りこまれるにいたつた。独占金融資本はその本来の目的である整理損失の回避を達成しないままに、その手段であるインフレそのものによつて破滅しかけたのである。

ここに独占金融資本はこのインフレをため直して、いわば独占金融資本の掌中にインフレをとらえこむ必要にせまられた。そのために行われたのが實に二十一年二月十六日の金融緊急措置令による舊圓封鎖であつた。

實にこの舊圓封鎖は闇におどつていた甚大な舊圓を一舉に強制的に銀行預金にふりかえ(二月十八日六一八億を示した舊圓は新圓切替によつて三月十二日一五二億に收縮した)しかもその引出しを嚴重に制限し、さらに銀行貸出しについても決定的な権限を銀行に與えることによつて、破産の一步手前にまで急迫した銀行を救済し、銀行を中心とする独占金融資本の力を決定的に強化するとともに、独占資本からはみ出している中小産業を完全に独占金融資本の権力の下に投げ入れたのであつた。

しかしながらこの舊圓封鎖は決して独占資本のインフレ政策の廢止を意味するものではなかつた。独占資本がインフレ政策を轉換する日は、独占資本の「再建整備」が何等の損失なしに行われうるまでにはいわずインフレ蓄積が完成した時である。だが舊圓封鎖の時にはまだその日ではなかつた。

それゆえ舊圓封鎖の翌日からたたび今度は新圓インフレが發展しなければならなかつた。この新圓インフレは第二表の如く第一期

にあたる二〇年度はかてて加えて冷害と風水害による凶作とはちあわせねばならなかつた。最後に終戦による絶対主義官僚機構の混迷と農民の信用喪失とが供出制度を崩壊させ、二十年度の供出成績もきわめて不良であつた。(第二章第二章二の(二)、(三)参照)

このような二重三重の悪條件が重なり合うことによつて、戦後の第一期は實に未曾有の食糧危機の時期とならなければならなかつた。この食糧危機とインフレとが生産停頓および軍需産業閉鎖とからみあつて労働人民大衆は激烈な生活の破たんにおしこまれた。ここに二十年末期の廣汎な賃上闘争が発生し、それは京成電鐵の争議を皮切りとして、生産管理という新しい闘争形態として發展していった。労働者組織もこれに伴つて急速に發展した。

このような労働攻勢の組織化を中心として下からの民主主義勢力がようやく強大な力として結集されてくるとともに、これと對抗的に独占資本の陣營もまたようやく積極的反抗の態勢をととのえ、二十一年二月一日のいわゆる四相聲明を皮切りに同十二日には内務省の労働爭議取締方針が通牒され、十六日には上述の金融緊急措置令を發令して根本的な體制強化を強行した。こうして労働階級を先頭とする下からの民主主義的勢力と独占資本の反動勢力とがいよいよ組織的・全面的に抗争するにいたり、それは總選挙闘争から五月十九日の食糧メーデーを最高潮として高まつていつたが、同月二十二日吉田自由党内閣の成立によつて第一期は終り、独占資本の組織的反動攻勢によつて第二期が開始されるのである。

### 二、終戦直後の農村の動き

以上のような一般政治経済的情勢のもとに第一期における農村の情勢はどのように発展していったであろうか。

戦後第一期の日本農村の中心問題は村政ないし農業改革問題、供出問題および土地問題で、それらはインフレと食糧危機を基調として展開されていったのである。

敗戦によつて軍閥官僚機構が崩壊、弱体化されるとともに、それによつて今まで動きのとれぬまでに壓迫されてきた農村がまず第一に村政ないし農業改革問題をひたして軍閥官僚的壓制にたいする反撃に立ちあがったのは當然である。

ここに戦時中隠忍に鬱忍を重ねて来た農民の怒りが終戦とともに、まず村政當局および農業會に向けて暴發した必然性があるのがある。

このような村政改革ないし農業會改革運動は埼玉縣折原村や長野縣鹽尻村などに典型的事例が見られるように、多くは全村全農民的運動として展開され、その闘争の中から全村的農民組織が形成された。

たものが、十六年には四七%、十八年には四三%、二十年には實に二七%に低下していったのである。(第二章第一節第三表参照)

このような寄生地主的土地所有の經濟的意義の低下は必然的に寄生地主の耕作地主への轉換の傾向を發現させた。

しかしながら戦時中は小作料統制ないしはより一般的な戦時意識の昂揚のもとに地主の土地取上げは必ずしも公然と進行はしなかつた。(第二章第一節第一表参照) それにも拘らず、戦時下での一方耕作地主および自作の増加と他方では小作の増加とは、この地主の土地取上げによる自作化の傾向を歴然ともの語るものでなければならぬ。

ていつたのである。この種の運動は終戦を契機として全国的に發生していつたものであるが、とくに關東を中心として東日本に多く見られたことは、東日本には全村的農民組織が多く、反對に西日本には土地問題に發端した部落的小作組合が比較的多いことによつても知ることができるところである。

次に土地問題はインフレと食糧危機をバックとして終戦後急速に激化してきたものであるが、その萌芽はすでに戦時中から發現しつつあつたものである。

すでにのべたように日華戦争から太平洋戦争に發展する過程にわが食糧事情は急速に悪化し、ついに昭和十六年から食糧管理法にもとずいて劃期的な供出制度が實施されるにいたつた。

ここに從來高額現物小作料から金納小作料に強行的に轉換させられた寄生地主的土地所有は、インフレと食糧危機が漸次發展して現物食糧の意義が、もつぱら重大性をおび来たつた戦後後段にいたつては、急速にその經濟的意義を低下せざるをえなかつたのである。單に小作料率の面からだけみても、昭和十四年にはまだ五〇%であつたのである。(第二章第一節第二表参照)

すなわち獨占資本の戦後の再興のためには戦前と同じく低賃銀以外の武器は存在しないのであるが、この低賃銀の基礎は低米價と農村の相對的過剰人口である。そのためには一方では供出制度を強化するとともに他方では緩和的役割を果すものとして舊來の農地制度を自らの手で改革する必要に迫られるとともに、その改革によつて農村の相對的過剰人口が解消しないために内外の民主的要求にもとずく農地改革に先手をうつて、改革を地主富農化の線によつて一貫させ一部地主富農のまわりに零細な自作貧農を集積させることが必要である。

この獨占資本による地主富農化の後援こそ、幣原内閣のもとに成案、成立した第一次農地改革法である。しかしながらその露骨な地主本位の性格はまず直ちに働く農民によつて見破られ、日本農民組合はその準備委員會において早くもそれに反對を決議し(二十年十二月十二日)、その創立大會(二十一年二月九日)においてその具體的修正を要求したのであつた(第二章第一節第三表参照)

結局この第一次農地改革法は總司令部の「農地改革についての覺え書」(二十年十二月九日)から餘りにも逸脱したものと見て、おぼそのまま御破産となり、全然新に第二次農地改革法が次の第二期に於て作成されねばならなかつたのである。(第二章第一節第三表参照)

この地主的土地所有の自作化傾向は廣い意味での地主のブルジョア化の基調として地主の富農化の線に向つていものであるであつて、獨占資本の急速な國家獨占資本主義的發展傾向と對照し、一方ではその新しい基礎をなすとともに、他方ではそれによつて強力に後援されるものであつた。



段にいたつていよいよ食糧危機が激化するや、食糧危機の全責任を農民に轉嫁し、いわゆる強權發動の主要食糧強制収用、不供出罪ないし供米阻害罪等を規定した食糧緊急措置令(二十一年二月)を發して積極的方途に出てきたのである。(第二部第二章二の(四)参照) この供出制度の強權化が第一次農地改革法に引きつづいて行われたことは實に教訓的であつて、上述したような獨占資本の低賃銀確保の新方法がこの二つの方策の上に立つてゐることを自ら暴露してゐるとともに、第一期の後段にいたつて獨占資本と官僚と地主との新しい連合がようやく體系的に確立しつづつあつたことをものごたるものである。

この強權供出は働く農民をゆり動かし、全國延人員數十萬という農民大衆が動員されて地方事務所ないし縣廳におしかけ、その壓力

## 第二期 吉田内閣の成立——一九四七年四月總選挙まで

### 一、資本の再建と労働攻勢

戦後日本の第二期は吉田自由黨内閣の時代である。

この第二期は明らかに三つの發展段階をとつて、第一期から第三期に引きつづいてゐる。すなわち吉田内閣の成立以降大體九月までの獨占資本の積極的攻撃の時期が第一段であり、つぎに十月から十二年二月までの労働者階級の偉大な反攻の時期がその第二段をなし、二月から四月までの第三段階はいわば第二期から第三期への過

によつて強權發動を事實上停止させたのであつた。この第一期後段での強權供出反對闘争は實にわが農民闘争史での一劃期をなすものであつて、ここに働く農民は従來の對地主的の狭小な舞臺から、全國的に十數萬の動員をもつて直接官僚機構の中心におしかけ、獨占資本の基本的政策そのものに對抗するにいたつたのである。ここに農民闘争は單なる農村ないし農民的性格を止揚して、全機構的意味で獨占資本と官僚と地主との連合勢力そのものと大きく政治的に闘争する必要に迫られたのである。それはただ農民の労働階級との提携によつてのみ可能なものである。しかしながらこの労働提携はこの第一期はもちろん、次の第二期においてもいまだ具體的に大きく實現される段階にいたりえなかつたのである。

渡期で、獨占資本がその政策を轉換するとともに労働攻撃も一應退潮していわゆる四月選挙に入つていつたのである。

食糧メーデーに引きつづいて成立した吉田内閣は一方輸入食糧を放出して食糧危機の一應の緩和をはかるとともに、(第二部第二章二の(六)参照)六月十九日「社會秩序維持食糧危機突破」の聲明を發し、十九日労働者生産管理についての内相談を發表して労働攻勢にたいする積極的攻撃を組織してきた。

かくして一方ではいわゆる石橋財政のインフレ政策で闇とインフレとをあおつて間接的に労働大衆を混亂せしめるとともに、他方で

は八月發足した經濟安定本部を中心として獨占資本本位の經濟安定のプログラムを樹て、企業整理によつて獨占資本の直接的産業支配を確立するとともに甚大な相對的過剩人口をもつて農村を瀕らせようとした。この獨占資本の安定政策のテスト・バルーンとしてまきあげられたものが、國鐵十二萬名整理案(七月二十四日提示)であつた。

以上のような獨占資本の労働攻勢に對する直接的反撃とならんと、この第一期の第一段はまた第九十議會において新憲法、第二次農地改革法をはじめ多くのブルジョアの改革法案が通過したのであつて、ここに戦後日本の政治經濟的變動がようやく法律的體制として定着するにいたつたのである。もちろん法律の制定だけではいまだそこにうたわれてゐるような體制が現實化したことを意味するものではない。新憲法の制定だけではこの意味で必ずしもわが國の政治機構が完全に立憲君主制に變革されたことを示すものではない。しかしながらそれはまた敗戦によつて根本的にゆり動かされた官僚機構が獨占資本の新官僚として獨占資本の國家獨占資本主義への再編強化の執行人に轉換しようとしつづつある志向を表明するものでなければならぬ。敗戦の打撃から生き残つた行政官僚と、敗戦による弱体化を國家資本主義的再編成によつて、強化しようとしてゐる獨占資本との抱合こそ、新しい立憲君主制の下部構造をなすものである。

### 一、資本の再建と労働攻勢

このようにして、すでに第一期の第三段において金融緊急措置によつて自己のヘゲモニーの地ならしを固めた獨占金融資本は、第二期の第一段においていよいよ國家獨占資本主義的志向を法的に確立し、新官僚および新地主と連合して、獨占資本本位の經濟「再建

整備」をふりかざしつづつ労働階級を先頭とする労働大衆にたいして積極的攻勢に出てきたのである。

このような獨占資本の體系的攻勢にたいして、食糧メーデー以降戦線整備を行いつつあつた労働階級は讀賣争議を轉機としてようやく新しい労働攻勢へと昂揚しはじめた。

すなわち六月下旬には産別會議の結成準備大會がもたれ、七月にはいるや全官公、全通等が闘争態勢をととのえ、八月には産別會議結成、國鐵争議開始となり、九月には國鐵、海員スト皮切りに出版印刷ストから新聞通信放送労組の闘争宣言發表となり、労働攻勢の波はいよいよ十月闘争へと高まつていつた。

かくして新聞、東芝、電産、全炭等の一連のストとして昂揚した十月闘争は引きつづいて波状攻勢をもつて十一月から十二月と高まり、ついに二十二年一月、全官公廳共同委員會は歴史的な二・一ゼネスト決行共同宣言を發するにいたつた。ここに労働攻勢はその最高潮に達したが、一月三十一日二・一スト中止をもつて第二段の労働攻勢の時期は終りを了したのである。

この九月以降の偉大な労働攻勢は獨占資本の露骨な企業整理にもとづく安易な「經濟安定」の方針を根本的に御破産にし、獨占資本はそれを次の第三期にもちこして、より慎重に社會黨を前面に立てて利用しつづつ、いわゆる「焦土戦術」として漸進的に行わざるをえなくなつたのである。

しかしながらまたこの労働攻勢は、それが農民闘争と十分結びつかず、労働階級だけが先進孤立したところに、最大の弱點を有し、その最高潮をもつてしてもついに吉田内閣を突破できなかったのである。労働階級は二・一闘争を通じて労働提携の必要を身をもつて

痛感させられたのであった。かくして二月以降四月選挙におよぶ第三段階いすれの側からしても轉換のための過渡期でなければならなかつた。

労働階級の側からは、その労働大衆から突出孤立した戦線を整備し、あらためて農民、市民および中小産業資本家との提携を促進する幅のある闘争への轉換が必要であつた。その全面的展開がすなわち四月選挙闘争である。

獨占資本の側からいつても政治經濟的轉換の必要にせまられていた。

すでにみたように獨占資本は従来一貫して闇とインフレ政策によつて自己の陣營の再編強化と労働大衆の無力化とを圖つてきたのであるが、このインフレ政策もようやく第二期の第二段の終りごろをもつてその限度に達し、これ以上手放しのインフレ政策を續けることはかえつて獨占資本の支配體制そのものを危険におとし入れる恐れが生じつつあつたのである。

第一にインフレと闇によつて生産が破壊されて、經濟的崩壊の危機が切迫してきた。いわゆる「三月危機」説は多分に獨占資本のためにする宣傳の意味をおびているが、しかもまた手放しのインフレ政策のもとで經濟的崩壊がさげ難くなりつつあつたことも事實である。

第二にインフレによる實質賃銀の切下げ、ないし一般大衆の既存の富の收奪がいずれもようやく限界に達して、これ以上のインフレ昂進は廣汎な労働大衆の死活的反抗を齎らす恐れが濃化してきた。

第三にインフレと闇の發展は金融資本の統制外に甚大な闇金融を發生させ、それが次第に闇資本的に發展しつつ金融資本の獨占的

## 二、インフレと農村

以上のような第二期の一般情勢のもとに、農村の情勢はどのように推移していつたであらうか。

この時期の重大な農村問題は第一に第一期に引きつづいて土地問題であり、第二に税金問題であり、第三に供出問題であり、第四に農民戦線分裂問題である。

すでに述べたように、あまりにも欺瞞的な第一次農地改革は御破産となり、第二次農地改革法が十月成立し、十二月には市町村農地委員の選挙が行われ、二十二年三月には第一回の農地買上げが行われた。

しかるにこの第二次農地改革法の制定実施にもかかわらず、農村における地主支配の力は強大で、肝心の農地委員会のごときも地主が會長の場合が三八%の最高比率を占める有様であつて(第二部第廿九表参照)地主の土地取上げ、富農化傾向は第一期に引きつづき否むしろ第二次農地改革法に攻めたてられてより激烈に進行していつたのである。とくに廿二年初頭からは、いよいよ第一次買収計畫が行われるにいたつて急増し(第二部第一章第廿六表参照)地域的には經濟情勢の後れた東北地方にとくに多くなつてゐる。

つきに税金問題であるが、それはいわゆる「農村インフレ」問題とからんでこの時期にはじめて激發した問題であつた(第二部第三章四の(六)参照)

都市の消費者は食糧危機で餓死におびやかされているのに、農民は「農村インフレ」でふくれ上つてゐるとは、労働者市民と農民と

支配をおびやかはじめてきた。

第四に獨占金融資本はまずインフレを手放しに昂進させて、しかも大規模な外資導入によつて一舉に財政的建て直しを行うことをもくろんでいたが、その期待が外れて、外資導入のためにはまずもつて國內經濟情勢を安定させねばならぬことが明かとなつた。

このような理由にもとづいて獨占資本はいまや手放しのインフレ政策を轉換して、少くとも表面的には「健全財政」を確立し、この「健全財政」を中心としてデフレ的健全金融を強化して中小産業資本家をしめあげ、決定的な企業整備と首切りとを遂行する手堅い政策に轉換するにいつたのである。

また政治的には獨占資本は前段の労働攻勢の教訓から、露骨な表面きつての労働階級にたいする挑戦の不利をさとり、労働攻勢をうち破つて自己の經濟安定を確立するためには單なる保守政黨の政府では不十分であつて、まず社會黨をだきこんでこれを看板に立て、社會黨を利用して労働階級を欺瞞ないし分裂させる必要のあることを認識したのである。

ここに石橋財政の「健全財政」への轉換が生まれ、金融機關融資準則(二十二年三月一日大藏省告示)による銀行金融の引きしめが行われ、吉田内閣の社會黨引込みによる連立工作が展開されたのであつた。

しかしながら労働大衆の監視のもとに社會黨との連立閣取引は結局失敗に歸し(一月三十日連立交渉打ち切り内閣改進黨行)、ついに吉田内閣は總選挙を通じて社民内閣にそのバトンを引渡さなければならなくなつたのである。かくして過渡期は終り、いよいよ第三期が開始されるのである。

を離間させるためにするデマ宣傳であつた。事實廿一年三月の舊圓封鎖にさいしての農家の動産保有額は平均して六千ないし八千圓程度で、役牛一頭さえ買えぬ額であつた。一年間の全所得を封鎖された上で、しかも四月以降は生計費拂出しを停止された農民は、「農村インフレ」の傳説をよそに、ひどい新圓飢饉になやまされたのであつた。しかも二十一年は天候にめぐまれて、麥、馬鈴薯を始め、甘藷から米まで全國的に未曾有の豊作であつた。これにたいして都市の消費者大衆はたけのこ生活もようやく底をついて、赤字家計さへ出来なくなりつつあつたのである。ここに必然的に供給の相對的過剩と需要の過小とが相合して、二十一年八月以降農産物の關價格は次第に低落傾向を示してきた。「農村インフレ」の傳説の中から農家一戸平均の預貯金六千圓、手持新圓はわずかに千餘圓にすぎないあわれなものであつた。

このような農村金融事情のもとに突然二十一年度の乙種事業所得税が農民に通過されたのであつた。前年度までの乙種事業所得税はまず大したこともなかつた。しかるに今年度は「農村インフレ」の傳説をバックとして農家の購買力を見込んで農業所得の査定をしたため、その所得査定額は多くの場合實所得をはるかに上廻るものとなつたのである。とくに近郊蔬菜地帯や果樹地帯のごとく購買力が多く「農村インフレ」が滲透しているところほど、この稅務署による農業所得査定は高くなつていて、さすがの「農村インフレ」地帯もこれにたいしては立上つて抗議せずにはいられなくなつたのである。

かくしてこの乙種事業所得税は、それまで土地闘争も供出闘争も

しななかつた近郊ないし園藝地帯等の特殊インフレ地帯の中富農層をゆり動かして、税金闘争に燃え上らせる役割を果たしたのである。

第三の供出問題は、第一期後段の供出闘争によつて一應形だけでも食糧調整委員等の供出機構の民主化が行われ、また未曾有の豊作と闇価格低落の影響もあつて、麦、馬鈴薯、甘藷等については比較的順調にすすんでいつた。しかしながらいよいよ米の供出となるや、必ずしも樂觀できなくなり(第二章第三章ノ(三)参照)農民組織の自主的供出を壓殺する超強権供出が至るところで行われ、(第二章第二章三の(四)・(五)参照)とくに東北、北陸等の一毛作水田単作地帯においてはこの供出を完遂する爲に、あるいは米を借り、あるいは借金をし、あるいは土地を手離し、あるいは役畜・農機具類を賣り、あるいは子女を働かすなど、さながら嘗ての昭和六、七年の大農業恐慌時代を思はせるような窮迫状態を現出したのである。

このいわば供出恐慌の結果として第一に注目されるのは農民の土地耕作放棄の現象である。それは例えば青森縣では一千件数百町歩にわたるといわれ、小作農は小作地を返還し、自作農は自作地を放棄して耕作を縮小集約化しているのである。(第二章第三章三の(一)参照)これは全国的にみられる轉落化傾向の特殊に激烈な形態にすぎないのであるが、官僚的強権供出制度が農業生産の低落を直接的に規定しているものとして注目すべきである。第二に注目すべきは農業會金融——いわゆる組合金融のひびくである。組合金融は供出振替貯金制によつて供出の出盛る二月までは安泰であつたが、三月からは急速に悪化して、とくに東北、北陸地方では町村農業會が、縣農業會までが破産の一步手前までに窮迫したのである。これは

一般的に農民の農業會回避傾向を基調とするものであるが、とくに東北、北陸地方の農業會が切迫したのは、その地方の供出窮迫のため農業會預金の引出しなしい貸入れが急増したことによるものでなければならぬ。

最後に農民組織の問題では二十二年二月に行われた日本農民組合第二次大會は歴史的な意義をもつてゐる。そこでいわゆる日農統一派が勝を制して、日農の統一と政黨支持の自由を確認したが、これにたいして、強権供出に賛成し、政黨支持の自由を侵害し、救國民主連盟を日農にもちこみ、自由黨との連立工作におどつた平野力三氏の一派はついに大會を退場し、日農刷新同盟、ついで全國農民組合をつくつて日農に對立するにいたつた。

ここに終戦以來日農を中心に統一されてきた農民組織は最初の分裂と對立とを経験したのであるが、これは全農指導者の政治的態度に主として原因するものであるが、またこれを基本的なみれば、終戦以來の食糧危機とインフレと農地改革とをバックとする農民分解の發展が、一方では働く農民の零細貧農化傾向をおし進めるとともに、他方では一部地主階級の富農層の形成をうながしつつある事情に對應するものとみられるであらう。

實に農民分解における顔役的地主富農化の線と働く農民の轉落貧農化の線との對抗的發展こそ、農民のコースと地主富農のコースとが分離する必然性を規定するものである。

この日農の分裂は第二期から第三期への過渡期を示すもので、第三期にいたれば、さらに自由黨の全日本農民組合が結成され、日農内部での左右の對立も激化し、農民戦線はますます複雑化してゆくのである。

## 第二期 片山内閣の成立——一九四七年末まで

### 一、片山内閣成立のいきさつ

ヤミとインフレにより經濟崩壊の危機が漸次濃化しつつあることは前期に見た通りであるが、その末期に於て金融獨占資本は早くも政策轉換の必要を感じ、金融機關を通じて資金の引締を行いつつあつたのであるが、三月一日金融機關資金通則の公布施行により日銀よりの融資制限が一段と強められた。又一月二十五日發足した復興金融金庫の貸出強化と相俟つて國家的金融機關を通じての國家資金の融資は官僚的支配的地位を強化しその壓制的保護を受けて金融獨占資本傘下の重要産業は莫大な超過利潤の蓄積が保證せられることになつたのである。

このように國家資金の輸血による金融獨占資本の強化擴充の新しい方式が採られつつあるその時期に、六つの大きな總選挙が情勢混沌たる中に相繼いで行われた。その結果は果然第三表の通り保守勢力過半数の勝利に終つた。

之より先二・一ゼネストの直前に労働攻勢の壓迫にたえかねて保守勢力は労働者の支持を受けている社會黨を自己の陣營に引入れることを畫策したが、大衆の反對に遭つて物の見事に失敗した。然しながら民主的勢力を加えることなしには政策の實現が容易でないことを覺つた保守勢力は、總選挙の結果第一黨になつた社會黨が組閣

第3表 昭和22年4月各選挙政黨別當選数

黨 派 種 別	自由黨	民主黨	國協黨	諸 派	無所屬	社會黨	共産黨	計
衆議員議員	131 (28.1)	124 (26.6)	31 (6.6)	20 (4.3)	13 (2.8)	143 (30.8)	4 (0.8)	466 (100.0%)
參議員議員	37	31	10	9	104	46	4	241
府縣知事	4	3	1	3	31	4	0	46
府縣會議員	467	514	113	176	794	413	3	2,480
市 長	19	20	0	7	153	9	0	208
町 村 長 (東18都道府縣)	159	145	19	74	3,716	136	8	4,257
計	817	837	174	289	4,811	751	19	7,698
同上割合	10.6	10.9	2.3	3.9	62.4	9.8	0.1	100.0%

「註」 1 朝日新聞4月11日→5月3日より算出作成  
2 市町村會議員を除く  
3 無所屬の7割は保守勢力と見られる

のインシアティブをとることに何等反對する理由はなかつたが、對

立する政策の協定をめぐつて組閣は難航を極めた。即ち社会党は選挙の際公約した石炭・鐵鋼・肥料等重要産業の國有國營、戦時公債の利拂停止、大口新聞所得者に對する高率課税、日銀の國營と一般銀行の國營、第三次農地改革、最低賃金制の確立等の社会主義政策を実現する爲めに保守政黨と依然一線を劃するか、或は妥協して公約政策の大部分を放棄するかの岐路に立たされた。然しながら社会党幹部は四黨連立組閣の方針の下に自・民・國協各黨と數回に亘る政策を協議の結果、遂に五月十六日「經濟危機突破に際しても現在の經濟組織を對象として必要な國家統制は行ふも新聞封鎖や國債の利拂停止は行わない等十項目」に亘る四黨政策協定が成立して保守勢力と妥協した。自由黨は更に社会黨に左派と絶縁することを強要して果さず組閣からは脱落したが、特に民主黨から出された「(一)極右極左主義反對の立場を堅持すること、(二)重要機密の漏洩をなさざること、(三)社会不安を引起す虞ある一切の行動をなさざること」等の政治的協定を相互確認し夫々責任を負うことによつて、社会黨は社会主義政策の實現を断念せざるを得なくなり、更に五月十五日左派の對共黨絶縁聲明によつて完全なものとなつた。斯くして金融獨占資本を中心とする保守勢力は、社会黨を自己の陣營に加えることによつてその支配體制を補強し再び迫り来る労働攻勢に對する防衛手段を講じた後、五月二十日吉田内閣は總辭職し、社会黨七、民主黨七、國協黨二、自由黨は閣外にあつて協力するという三黨連立社会黨首班の片山内閣は六月一日に成立したのである。

## 二、片山内閣の基本政策

片山内閣が採上げた最初の基本政策は、六月十一日發表された八項目に亘る經濟緊急對策である。即ち(一)食糧對策、(二)配給の確保、(三)新物價體系の確立、(四)生産の増強、(五)財政金融、(六)失業救済施設、(七)貿易の振興、(八)企業の整備等で協定の枠をはめられた政策であるから保守内閣時代と大差ないものであるが、ともかくも労働大衆の輿望を擔つた社会黨首班内閣だけに、その實行力について國民は一應の期待を持つていた。次いで六月二十日新日本建設國民運動綱領を閣議で決定し精神の昂揚が強調された。

經濟緊急對策の實行に當つて、政府は、七月四日「經濟實相報告書」を安本より發表した。その内容は總説(政府の財政、農業經營を含めての民間企業、國民の家計)及各論(一)物價、賃金、家計費(二)雇用労働、(三)國民生活、(四)生産、(五)財政金融、(六)貿易、(七)輸送に分れ、全文四萬二千語に及ぶ頗るこゝろなものである。この報告書は各方面に反響を巻き起したのであるが、自由黨は「政府の態度に對して敬意を表したい」と云い共產黨は「資本家の赤字を誇大にし労働者の生活は好轉しているが如く仕組まれている」と非難し、社会黨は「國民は之によつて今日の財政・經濟・生活の容易ならぬ、情勢を数字的に知ることが出来」たのであるから「政府の施策に協力」を要求し、民主黨は「財政問題の比重をもつと重要視」せよと説き、國協黨は「總體的に賛意」を表し、財界(日銀)では「官廳機構の簡素化と過剩人員の整理を断行し、失業受入態勢を確立すること」等を強調し夫々の立場を主張したのであつた(七月五日「朝日新聞」)。

白書は特に物價・家計・賃金に重點が注がれており必然に對策も

## 二、片山内閣の基本政策

之に集中すべきことを示唆しているのであるが、翌七月五日新物價體系が發表せられ賃金については暫定業種別平均賃金所謂一、八〇〇圓ベースが樹立せられ、越えて七月一日食糧緊急對策、七月十九日第二次食糧緊急對策、七月二十二日超非常時食糧對策が相繼いで決定せられ、七月二十九日には流通秩序確立要綱が發表せられてきたに策定された經濟緊急對策の具體的裏付けとされた。

新物價體系は經濟的危機の深化の中にあつて片山内閣の最も根幹をなす政策であるが、その基本方針は先ず「(一)基礎物資の價格は戦前の昭和九、十、十一年の價格水準の本五倍を限界として價格安定帯を設け價格が之を超えるときは價格調整補給金によつて需要者價格を安定帯の限界迄引下げる。(二)賃金は現在より若干引上げ工業總平均賃金を月一、八〇〇圓として暫定業種別平均賃金を基準として價格に算入する。公價引上によるも勤勞者が現在の生活水準を維持出来るよう價格調整補給金によつて消費物資の價格引上げを最少限に止め、食糧等生活必需物資の配給を確實に行い實質賃金の充實を圖る。等其他であつて、今次の新物價體系の趣旨とするところは物價と賃金の惡循環を断つことにある。ところで改訂される諸物資の價格は、石炭鐵鋼などの基礎物資は、戦前の六五倍を超える場合その生産者價格には價格調整補給金が與えられるので、之等の多くは百倍前後の價格となり物價改訂前の二倍半乃至三倍となるのに比べて、一、八〇〇圓ベースの賃金は戦前の二七・二八倍で物價改訂前の僅か一二%の引上げに過ぎない。更に鑛工業品の價格と農産品の價格の比較についても後者は割安でありそのシェードは依然改善されてない。従つて食糧供出の爲めの報奨物資の供給増加と割當超過に對する特別報奨金が低價格の補償として量的にヨリ強化され

ることになつた。かようにして實相報告書が擧げている企業の赤字は解消することになるが、家計の赤字は飲食費の七〇—八〇%がヤミ食糧の購入費であり赤字は解消するどころか依然増大し、食糧配給の確保が差迫つての中心課題となつた。

この爲めに政府は食糧緊急對策に於て、(一)主食對策として新しく綠故米を創設して残存米の引出に全力を擧げる他、(二)副食對策として鮮魚介・蔬菜・味噌・醬油及鹽等の配給を政府の責任に於て必ず確保し、(三)流通秩序及機構對策として配給公團を法律にもとまいて設置する(十二月九日最終國會で成立)等の方途を講じ、更に第二次食糧緊急對策に於て農民の「同胞愛」による食糧輸送運動に訴えた所謂救済米特別買入を經濟復興會議及農業復興會議に請負わしめることが決定された。そして平野農相が自己の責任に於て立案したという超非常時食糧對策は麥及馬鈴薯の供出を早急に完成する爲め現行價格の三・四倍程度の報奨金を交付して超過供出を圖ることにあつたが、健全財政と新物價體系の立場から大藏省・安本の反對に遭い、もみにもんだ揚句九月五日に至つて、肥料の無償配給というところで(當初とは大部違つた措置によつて)平野農相の體面が辛くもつくりわられた。ところで綠故米であるが農民消費者共に大した關心を持たれず果然實績は頗る不振となり、第二次の救済米制度は之亦大した成果を收むるに至らず九月末遂に打切られた。

さてかゝる一連の食糧緊急對策の後を受けて實質賃金確保の爲め物資配給確保對策とヤミ撲滅の最後の仕上げとして七月二十九日流通秩序確立要綱が閣議で採り上げられ安本から發表された。

第7表 系統農業會預金の推移

種別 月次	都道府縣農業會		市町村農業會	
	月末残	期間増減	月末残	期間増減
3月	266	(-) 21	382	(-) 13
4月	253	(-) 13	373	(-) 9
5月	242	(-) 11	366	(-) 7
6月	234	(-) 8	368	(+) 2
計	-	(-) 53	-	(-) 17
7月	255	(+) 21	378	(+) 9
8月	252	(-) 3	393	(+) 15
9月	258	(+) 6	402	(+) 9

て見ると、窮迫した農民が肥料生必物資等をヤミで購入の爲め市町村農業者から預金を引出したことは勿論であるが、より以上の資金が

従つて以上を總合し

第8表 農林中金主要勘定

月次	預金	貸出
3月	199	86
4月	180	90
5月	166	84
6月	163	83
7月	170	?
8月	171	74
11月	234	90

他供米前渡金等政府假借金として一月に二億圓の中金資金が六月

に二億圓に減少して、預金は第六表の如く一月以降急減六月迄僅か四ヶ月に約六〇億圓の大幅減少を示し七月以後再び増加している。一方貸出金は四月以降減少しているが四ヶ月間に差引約八億圓を流出しその

三ヶ月位で一ヶ月前後が一般的であるといわれている。八、一、一、三ヶ月位で一ヶ月前後が一般的であるといわれている。八、一、一、三ヶ月位で一ヶ月前後が一般的であるといわれている。

第3表 22年工礦業電力生産指数

「経済統計月報」昭10, 11, 12年平均=100

種別	繊維	化学	鐵鋼	石炭	電力
4月	18.8	28.2	9.3	60.1	133.6
5月	18.7	34.6	10.7	60.9	146.5
6月	19.1	35.2	11.7	61.4	148.2
7月	17.7	38.3	12.2	64.2	147.5
8月	14.1	33.3	13.2	60.4	120.7
9月	13.7	34.4	13.3	66.1	116.1
10月	13.7	35.6	11.5	69.9	123.7
11月	13.2	33.6	11.4	71.5	104.2

資材の不足を理由に之を補修しようとして、甚だしきは資材の横流しすら敢えてしている。九月十八日マ元帥の片山首相宛増炭に關する書簡は十月三日閣議に於て石炭非常増産對策要綱を決定せしめ、

として大した進展を示してない。特に重要産業の基礎をなす石炭電力に於て著しく石炭の如きは出炭量の六〇%を三井・三菱の大財閥が占めていると謂れるが、之等財閥私有の炭礦が最も復興が後れ政府の傾斜生産方式による施策も鋼管・鋼索

第4表 昭和22年各月末日銀券發行高

月次	月増	同月現在高	年末高
4月	67	1,224	
5月	73	1,307	
6月	66	1,363	
7月	74	1,437	
8月	70	1,507	
9月	57	1,564	
10月	112	1,676	
11月	105	1,781	
12月	410	2,191	

に貯蓄獎勵を圖つたのであるがその結果逐次増加し十一月二十四日通貨安定本部の發表によると過去一ヶ年間の増加額は一、三二二億圓で目標額の二〇二%に達した。一見好成績を示した如くであるが

支拂金である。このように通貨の膨脹に對して政府は全面的に十二月二十日以後の支拂金である。この支拂金である。この支拂金である。

三、經濟危機の深化とその實態

片山内閣成立以來經濟的基本政策の手が連續して打たれたのであるが、その根幹は物價に於て、賃金に於て、更に又食糧に於てその好むと好まざるにかゝららず、常に獨占資本を擁護する結果となり、労働者農民及市民にとつては内閣成立の當初抱いた期待に反する事態を生じつゝあることが漸次露骨に現れてきた。事程左様に危機は種々の對策を乗越えて進行したのである。先ず危機の實態がその最も集中的に顯われているインフレの昂進と食糧供給の逼迫について見よう。インフレの昂進を端的に示すものとして通貨の増發生産の停滞及物價の昂騰がある。

先ず通貨の増發。第四表に示す日銀券の増發高は毎月六〇一七〇億圓で特に十月以降は供米前渡金、終戦處理費及貿易資金等政府支拂金は前月の二倍に急増一〇〇億圓を突破し、年末には實に四〇〇億圓で十一月の約四倍という膨脹を遂げた。この膨脹の過半が十二月二十日以後の支拂金である。この支拂金である。この支拂金である。

第5表 昭和21年6月の新圓分布狀況

年次	20年5月末現在		21年6月末現在	
	金額	割合	金額	割合
農 漁 村	175	51.8	388	28.5
配 給 機 關	41	12.1	505	37.1
生 産 部 門	64	18.9	249	18.3
一 般 消 費 者	58	17.2	138	10.1
公 共 機 關	-	-	83	6.1
計	388	100.0	1,363	100.0

割、低利でも一割二分で貸付期間も短いのは一、二日普通一〇日一

之等自由預金は頗る浮動的なもので定期預金等の如き貯蓄性預金は僅か一割程度で他は何時でも引出せる一時性預金であるといわれ、自由預金の名目的増加はインフレの抑制に大した影響のないことが知られた。

斯くして日銀券の増發は益々不可避の状態に置かれ、後述の本豫算一、四五億圓追加豫算九二五億圓は二十二年下半年より二十三年度上半期にかけて財政支出となるわけであるが、既に二十二年末に於て年間の膨脹額は遂に一、二五七億圓に達した。通貨膨脹の主因は歴史的に政府資金の支拂超過及預金貸出等で年間前者一、九〇六億圓、後者三七八億圓の巨額に及んでいる。かように増發された通貨の分布は八月九日通貨安定對策本部の發表によると第五表の如く。新圓は農漁村（一、八一・八%）二八・五%）から商業部門（二、一一一三七・一%）に集中的に退蔵されつつあることが示され明らかに新圓が機械的ヤミ資金へと浮動している事實はヤミ金融が活発となり月利最高十五割、一般的に三割一

二十四時間作業体制の確立」を中核とする労働強化の結果九・十一月と逐次増産の実績は一應挙げた。然し之は企圖された「炭産の質的増強によるものであつて生産の基礎条件は何等變更されなかったものではないにも拘らず、政府は七月新物價對策に基づき炭價を従來生産者價格適當平均三六四圓を九五六圓と約二・六倍に引上げ赤字補償金・價格差補給金等を之等大炭産につき込み、昭和十五年以來過去八年間に石炭資本家に興えた補給金は六十三億圓の巨額に達するといわれる。

戦後に於て生産の向上したものは電力のみであるにも拘らず今日むしろ電力設備は激化している。その理由として、(一)石炭不足の爲め鐵鋼肥料等の生産方式を割安の電力に轉換し、(二)老朽化した機械の補修を怠つた爲め電力消費量が増大し、(三)ヤミ生産の爲め多量の電力が消耗され、(四)新炭瓦斯等家庭用燃料不足の爲め電熱器の需要が増加したこと等が挙げられる。特に戦時中六百萬馬力使用の火力發電用石炭が二十二年度二百萬馬力前後に減額割當せられ(實際の配炭はこれ以下)發電力は殆んど水力に依存せざるを得なくなつた。然るに八月以降の渇水期は供給を減じたのみならず戦時中の酷使による發電所の老朽化・送配電線の消耗等は漸く現われ資本家側の補修に對する怠慢に加えて、九月に襲つた東北・關東水害による被害は故障を繰出せしめ電力危機を恒常的なものにした。

更に電力の不足は化學肥料の生産に著しく影響を及ぼし八月以降の硫安・石灰窒素の生産は第九表の如く逐次減退している。この減産の理由を流産について見ると計量に對する実績は八月七六%、九月七五%となつて見ると減産量は八月一八、一〇三%、九月一九

昭和二十二年肥料生産高

月次	硫安	石灰窒素
4月	61	18
5月	75	23
6月	67	25
7月	76	25
8月	56	22
9月	55	18
10月	62	17

四一六%と増加し減産の原因は電力不足によるもの八月四一%、九月七十二%、工場故障によるもの夫々五三%、二〇%、原料不足によるもの六%、八%となつて、電力不足と工場故障が肥料生産を妨げ、こゝでも工場の補修に對する資本家のサボが見られる。然るに政府は七月十九日新物價改訂による肥料の生産者價格を次第十表の通り硫安は三・一倍、石灰窒素三・三倍、過燐酸石灰二・八倍に引上げ素三・三倍、過燐酸石灰二・八倍に引上げ米價との價格差を益々大きくした。

第10表 化學肥料適當價格

種別	現行價格	改訂價格
硫安	2,600圓	8,000圓
石灰窒素	2,273	7,562
過燐酸石灰	1,200	3,380

府の手持豫想は一四〇萬石という心細さであつた。そこで七月一日以降十月末迄の四ヶ月の需給推算は總供給量一、四二〇萬石、需要量一、六五五萬石差引不足二三五萬石。二合五勺基準配給とすればこの不足は四ヶ月では廿日間の運配を餘儀なからしめることとなり實質的な配給基準の切下げを政府は毎月五日間の計量運配という形で豫定した。

この爲め前述七月一日食糧緊急對策、七月十九日第二次食糧緊急對策、七月二十二日超非常時食糧對策と相繼いで應急的手段を講じ

たが、何れも大した効果を収めることなくむしろ八月に入つて大量の輸入食糧が放出されたのと、九月分、十月分計六〇萬噸(この量は二十一年中の全放出量に匹敵)が一舉に放出を許可されたのでこの端境期を辛じて切抜け得る對策を可能ならしめた。にもかゝらず十月末を以て全國平均十七日の運配が訂切られ棚上げされることになつた。

十一月からは二十三米穀年度に入るが、六、二〇〇萬石突破豫想の新米及十二億貫生産見込の甘藷收穫期を前にして九月十五日から十六日にかけて關東東北地方を襲つた未曾有の風水害は、東北地方は六月末の風水害により再度の被害を受け、關東地方は利根川の決壊によつて被害を大きくし耕地の流失埋没十四萬町歩、浸水冠水廿八萬町歩、これによる米の減収約百萬石と見積られ新米穀年度の食糧見透しに早くも不安を生ずるに至つた。

二十二年度食糧供給對策として七月二十一日政府は二十二年産米穀及甘藷供給對策要領を決定し、八月二十六日食糧供給制度要綱とこれを補強するための措置として所謂農業生産調整法案を發表九月二日議會に提出した。この農業生産調整法案は戦時中の生産割當に優るとも劣らぬ農民より食糧を收奪する悪法として共産黨は反對し自由黨も亦選挙對策の立場より不同意を唱え、ために十二月九日最終國會で審議未了となつた。

二十二年産米及甘藷の供出は九月十九日以後農林省と各府縣知事との個別接觸によつて割當會議が開かれたのであるが、なか／＼決定に至らず遂に九月二十九日G.H.天然資源局長より平野農相宛供米割當書を手交され「十月七日迄に會議を済ませ、割當總量は三、〇五五萬石を下らぬよう」勸告されて政府食糧行政の大失態無

能振りを演じ、十月五日二十二年産米三、〇五五萬石、甘藷五七百萬貫の供出割當が無條件に決定されたのである。又米價に關しては農業生産の縮小乃至耕作の放棄等が憂慮される現狀に於て少くともその生産を維持し農民の生活安定と供出意欲を減退せしめないような適正價格の決定と農業生産資材の完配が要望されていた。それだけになか／＼決定しかねていたが、十月二十二日に至り閣議に於て一、八〇〇圓ベース堅持を再確認して支米一石當一、七〇〇圓、俵代五〇圓、報獎金五〇圓、甘藷十貫八七・五圓包裝代八・五圓と決定された。

このように物の面に於ける危機の様相が激化している時かねてから軍放出物資の隠匿が民主團體によつて摘發されつゝあつたが、これが實を結んで衆議院に隠匿物資特別委員會が設けられ七月二十六日以來逐次開かれるに及び終戦時に於ける軍閥・官僚・資本家、ヤミ屋・プロトカー・サギ師等の結託によつて甚大な物資がヤミ取引隠匿され、これをめぐる恐喝・横領・拐帶・公文書偽造等醜態なる犯罪が續々明るみに出され、更にこれら莫大なヤミ取引資金が自由黨・民主黨及社會黨の一部代議士を通じて献金選挙等の政治資金に使われたといわれた。このことは連合國にも傳えられたため、かゝる腐敗墮落した政界・財界・官界に於ける不正事實は、國會の手によつて徹底的に追及されるべきであるとの有力な意見によつて、十月十一日衆議院に不當財産取引調査特別委員會が設置され今後の摘發が強化されることになつた。

併このような通貨膨脹・生産の縮小は必然に物價の騰貴をもたらシインフレは愈々本格化しヤミ價格實際價格は第十一表の如く公定價格の十倍前後となつて丸公を無意義なものにし流通秩序を混亂

第11表 東京 實際物價指數「經濟統計月報」

財別 月次	消費財					生産財				
	主食	副食	繊維	燃料	雑平均	建築材	金属製品	窯業	雑平均	公對倍率
4月	238	339	605	574	351 (12)	237	217	156	231	(11)
5月	274	370	589	620	374 (13)	262	243	169	271	(13)
6月	339	475	642	616	420 (14)	277	248	214	292	(13)
7月	413	503	688	665	451 (12)	312	270	193	330	(9)
8月	387	501	719	682	454 (9)	335	293	223	362	(9)
9月	415	512	754	762	481 (9)	367	306	253	383	(9)
10月	411	537	810	855	504 (8)	381	325	264	401	(10)
11月	406	519	832	924	511 (7)	383	331	237	408	(9)

中に六月十八日表・馬鈴薯等の價格(小麥石當一、〇五〇圓)が決定した。かゝる緊縮の價格(小麥石當一、〇五〇圓)が決定した。

せしめられている。新物價體系による公定價格の改訂によつてヤミ價格に若干縮窄せられたが、ヤミ價格は生産財消費財共に上昇の一途に有つて約三倍の騰貴を示し、就中繊維品・燃料・副食及主食に於て著しい。このような情勢の下に於て四月大阪商業人連盟によつて積極的に展開せられた物價引下運動は、全國に波及したが、物の裏付のない單なる運動であつたため大した實効を収めることなく終つた。このことは物價昂騰による購買力の減退を憂へた一部商業者より起された運動の當然の歸結であつた。かゝる緊縮の價格(小麥石當一、〇五〇圓)が決定した。

定せられ引續き七月四日前述の如き新物價體系が發表せられたのである。之より先かねて外資導入を渴望していた資本案、貿易業者の歡迎興奮の裡に五月十二日米國貿易使節團が來朝し次いで六月十日G H Qにより民間貿易再開許可が發表せられた。八月十四日G H Qにより日本保有の金二億ドルを借款の基礎として或は之を直接支拂ふこととを約束して連合國中立國の政府又は金融機關に輸出入物資の供給乃至サービスを求めるため最高五億ドルの所謂輸出入回轉基金が設定せられ翌八月十五日から民間貿易はスタートした。然しながら、その後貿易の實績は當初に期待された程のこともなく、多くのバイヤーが指摘した重要な點の一つは日本經濟の不安定特に商品價格の浮動が爲害レイト設定の見透を困難にし、引いては長期に多量の契約を不可能にするということであつた。

以上のような物價騰貴に對して、經濟機構の根本的改革を伴わない流通過程に於ける單なるテコ入れ作業ではこれを阻止し得るものでなく、外資の援助すらも十分に仰ぐことが出来ないことを示した。ところでこのような物價の騰貴は労働者の家計に如何に響いて來るか。八月九日和田安本長官が國會で説明した一、八〇〇圓ベースによる家計の設計は第十二表の通りであつて、四・二人世帯で十一月には主食の完配が實施せられて約四〇〇圓の赤字になるといふ計算である。つまり「木炭は一ケ年三俵」「タオル五年に一本」「チリ紙一人五日に一枚、理髮五ヶ月に一回」「主食のヤミ買なし」の「耐乏生活」である。

然らば現實に労働者の家計はどうか。同じく總理廳統計局調査による八月全國二十八都市の一世帯(五人家族)當消費金額全都市平

四、労働攻勢の激化

第12表 1,800圓ベースによる家計の設計(4.2人世帯)

費目	8月	9月	10月	11月
家計費及所得税	3,853.10	3,218.73	3,146.28	2,670.60
(内課)飲食費	2,200.31	2,005.99	1,993.49	1,517.81
(主食)	1,292.72	1,095.38	1,010.82	828.84
(副食)	907.59	970.61	983.17	689.47
住宅、光熱、被服、保健衛生其他税	864.79	882.79	832.79	832.79
世帯主動勞收入	3,070.00	3,070.00	3,070.00	3,070.00
差引過不足	△153.10	△148.78	△76.28	399.40

「註」この家計費によるカロリー摂取量1人1日當1,550(米約2.5合)

を最高とし工業の一、八三四圓を最低として業種別平均賃金一、八〇〇圓を七月に既に三、四%上廻つてゐる。(一〇・一一「時事通信」)斯くして生計費は既に八月に於て安本設計の三倍近くに達し、新物價體系維持の裏付けとされた流通秩序の確立も不徹底となり特に生鮮食品燃料の配給改善は依然行われず遂に十一月二十七日府縣知事會議でG H Q物價統制當部長から統制行政に當る政府官廳の無能長りを指摘され、統制の爲めの有効適切な措置が要望され

た。そこで政府は翌二十八日主要食料品集荷配給制度要綱を決定し十二月十五日から全國一齊に統制が強化された。その結果蔬菜等は市場から姿を消してしまつた。

四、労働攻勢の激化

前述の如き労働者家計の赤字は必然に賃上げ要求闘争に發展せざるを得ない。二・一ゼネスト中止以來労働運動の自己批判が行われ一方起りつゝある資本攻勢に對する労働戦線の統一が擡頭し、三月世界勞運代表の來訪によつて一層刺戟せられ、十八回メーデーの最大の課題となつた。然し戦線の統一には根本的な喰違ひがあつた。即ち五月二十九日總同盟は大會に於て反共的な社會黨中心の戦線統一を提唱したのに對し連別は七月十日臨時大會で組合員政黨支持の自由と業種別平均賃金に反對し最低賃金制の確立を目標に共同闘争による戦線統一を全労働者に呼びかけた。迫り來る經濟危機に労働者家計の赤字は増大するのに賃銀は一、八〇〇圓ベースに釘付けにされ、企業整備で大量首切をやらうとする社會黨首班としての片山内閣に對する批判は、七月六日人民廣場で行われた社會黨激闘大會によつて火蓋を切られた。

かくて労働攻勢の波は日と共に高まり次の第十三表の如く争議件数は増加した。然しながら今次の闘争は労働戦線の不一致のため要求の貫徹は難航を極めた。八月十五日全官公勞組連絡協議會は全連を中心として(一)地域差を考慮した最低賃金制の確立(二)四〇〇〇カロリーをベースとする物資完配とヤミ價格による二本建(三)生活補給金の即時支給(四)統一團體協約の締結等の要求を行い、電

第13号 争議件数調査 (厚生省)

4月	24
5月	43
6月	44
7月	66
8月	100
9月	131
10月(20日迄)	187

賃金組も亦略同様の要求に加え、電気事業民主化闘争を行うことになったのであるが、何れも一、八〇〇圓ベースの打破に主力を注いだ。これに對し、國鐵は一、八〇〇圓ベースを交通産業に適用した約二、三五〇圓の平均賃金制を主張した。従つてその闘争方法も全通その他は地方運動の自主性を認め、地域争闘に重點を置き、國鐵は中央運動に集中する方針をとつたが、前述の如く賃金の地域差甚だしく物價高の著しい大阪・東京等は國鐵といえども地域争闘によらざるを得なかつた。

このような情勢下に於て九月一日労働基準法の施行と共に労働者は發足し、米賃相はかねて企圖した賃金協定を基本とする労働行政を實現しようとしたが、労働攻勢の激化のため尙檢討の餘地ありとして留保せられた。その後九月三十日、(一)労働組によるヤミ撲滅(二)労働用物資緊急対策、(三)労働争議の平和的解決、(四)生産復興運動等の政府方針を決定したの對し、總同盟系は全面的に協力を表明したが、産別系中立系は一、八〇〇圓ベースの改訂と労働者の自主的生産復興を前提とするとして賛成しかねる旨の態度を堅持した。總同盟は十月七日から大會を開き一、八〇〇圓ベースの堅持と片山内閣への協力を益々緊密にし反共を強調したの對し、十一月十七日から開かれた産別大會は片山内閣を反労働的であると斷じ、労働者の手による生産復興争闘を地域的に行うと共に、労働戦線強化のためには産別の枠はずすことも辭せずと決定した。さて全官公廳労働組は數回に亘る對政府交渉を續けたにも拘らず、この不誠意によつて九月二十五日交渉を斷念し各労働組は中央地方共

に夫々中勞委・地勞委に提訴した。全通の二本建最低賃金制と地域闘争は全官公廳労働組のみならず其他多くの組合の規範とされ、要求は何れも政府對策とぶつつかるものとされていただけに各方面から注目を浴び、中勞委に於ける調停は、難航を極め裁定がながびいたが、既に果敢な闘争により要求が貫徹されて既に一、八〇〇圓を上廻る賃金を獲得した組合多きを加えるに至り新賃金水準の維持は漸く困難となるに至つた。かゝる間所謂山嶺争議として喧傳された集團缺勤、安全通信・職場大會等による闘争は各地各労働組に波及したが、十一月十四日提訴以來五十日にして全通調停案が中勞委から提示された。その内容は(一)最低賃金制は明年一月から實施すること。(二)生活補助金は五、〇六二圓(一、八ヶ月分)を支給することであつたが、全通は地域の自主性と補助金の無税年内支給の條件を以て十一月三十日受諾し、政府亦十二月十日(一)給與審議會を設けること、(二)補助金二ヶ月分のみ年内支給を決定した。この間労働攻勢は中央地方一層し烈となり、十二月十八日には人民廣場に於て全勞連主催最低生活權確保人民大會が開かれた。かくて全官公廳労働組を先頭に全労働者が之と同調一致團結した闘争によつて、たとえ不十分とはいえ生活權確保要求の一半を獲得したことは、今後の労働運動を質的に更に一層高める基礎を築いたものといえる。

### 五、資本攻勢と労働戦線の動向

以上に見た如くヤミとインフレは殆んど慢性化し經濟危機はとめどなく進行しつゝあつた。この時期に於ても、官係は絶えずその支配的地位を増強しつゝ、金融獨占資本は資本の蓄積に力を注いだ。即

第14表 第二、四半期復元金融計畫(百萬圓)

業種	設備	運轉	赤字	計
鐵業	2,205	35	400	2,640
(石炭)	2,000	-	400	2,400
鐵鋼	100	-	-	100
機械器具	20	180	200	490
セメント	130	110	-	240
化學(肥料)	495	-	45	405
水交合	395	-	-	395
通計	3,350	325	645	4,320
公團計	894	6,150	-	7,044
公總計	4,244	6,475	645	11,360

〔註〕中小企業に對し債務保護を含めて5千萬圓融資を留保。

復元金融計畫の増大は全國銀行のそれを凌駕するに至り、發足當初一〇〇億圓の増資は三月十五日一五〇億圓、九月十五日二〇〇億圓、廿三年早々一、〇〇〇億圓が豫想されている。その融資計畫も第一四表の通り石炭・鐵鋼・肥料・交通等の主として獨占資本傘下の重要

産業が壓倒的比率を占めるに反し、中小企業に如きは僅か一%にも達しない。のみならず當然自己の負擔に於て爲さるべき運轉資金及穴埋めさるべき赤字まで國家資金によつて融通されていることは注目すべきことである。七月三十一日發表された第一、四半期の實績によれば、當初計畫の赤字金融三〇億圓が四一億圓に膨れ融資總實績八〇億圓の約半分及び、(八・四「時事通信」)大口融資先も三井(山)一三三・三億圓、三菱(山)八・八億圓、昭和電工(山)六・六億圓

等石炭肥料及鐵鋼等の獨占資本が絶大な國家の保護を受けるに反し中小企業への融資は一、五九七億圓、全件数の五一・一%であるのに、金額は九七三億圓全體の五・四%に過ぎない。(八・一一及九・三〇「時事通信」)

このように復元金融を通じての國家資金の融通は増大の一途にあつたが、七月十九日金融機關融資規制強化要綱を決定し更に一段と融資制限を官係的統制によつて強化した。このため著しい打撃を受けたのは矢張り中小企業であつて、加うるに八月以來經濟力集中排除法案議會提出の影響もあつて銀行は一層貸出を手控えた。然しながら重要産業に對しては日銀の枠外融資を認める(八月十五日當面の金融對策議決)こととし、枠外融資の條件として企業合理化を前提としているので、その結果當然企業に對する金融資本の權限を強化することになつた。

又七月以來難航を極めた追加預算九二一億圓は十一月漸く議會を通過し、本年度總預算は二、〇六六億圓の未曾有の巨額に達したがこれに對し「栗栖豫算は石橋豫算よりも赤字をごまかした日本財政史はじまつて以來の不健全豫算である」(大内東大教授)といわれた。ところで十二月二十七日發表された全國財務労働組合の「全財白書」によると本年度中央地方を通ずる財政資金は三、六五〇億圓で安本推計の國民所得約九、〇〇〇億圓の約四〇%に當る國民負擔となるわけだが、一方大藏省主計局長の國會での説明による本年度課税對象所得は四、一七四億圓であるから尙五、〇〇〇億圓が課税を免かれたヤミ所得であることが分る。

徵税の實績も九月末現在國稅調定済額五四九億圓に對し未済額一七・一億圓、本年度豫算による租稅收入見込額一、三三三億圓である



から尙一、一五二億圓の巨額が未済額となるわけだ。滞納額は七月末で九八億圓で大部分が大口である。(二)一九四七年時事通信)

以上の如く國家資金を通じて金融獨占資本を積極的に擁護する他獨占資本に加えられた制約を消極的に排除するものとして財閥解體經濟力集中排除法及炭礦國家管理法等に對するサボがある。特に炭礦國家管理法は社會黨の重要政策の一つであり七月下旬具體化して以來與黨三派連絡會、三黨首會談、臨時閣議等三ヶ月に亘り十數回の會合を重ね臨時石炭礦業管理法として原案はすつかり骨抜きにされ九月二十五日國會に提出された。ところで前述炭礦資本家が生産資材の不足を理由に補修をサボリ却つて國家から補給金や補償金を受け全く國家に依存していることを見たのであるが、このことは國管の客觀的條件を具備していることであり原案が單に一定期間名目的の國管であるにも拘らず炭礦資本家と之を取まく自由黨、民主黨及社會黨の一部代議士は反對した。かくて衆議院工業委員會の審議引延しが行われたが漸く十一月二十五日衆議院、十二月八日參議院を兩院共に委員會で否決本會議で可決という異例を醸し、發端より殆んど五ヶ月餘の後に成立し二十二年四月一日から實施されることになつた。

このよきな獨占資本のサボは自己の地位が官僚統制を通じて強化され支配體制が整備されて來ると労働攻勢に對する反動として消極的積極的に攻勢に轉じて來る。即ち前述の労働戦線に見られ後述の農民戦線に見られる分裂に於ける積極的態度第二期以來度々日程に上つたが本格的實現を見なかつた企業整備と行政整理が之である。資本攻勢に對抗して産別は數回に亘り戦線の統一を申入れたが、總同盟幹部は反共を前提として社會黨中心の戦線統一を主張して罷

らず、全労働への消極的態度等で労働戦線の統一は難澁を極めてい

る。主要組合内部に於ても左右對立激化の徵が現われ、十月十一日炭全協より炭連日議の脱退、十一月七日既に表面化した國鐵反共連盟の結成等の如きはそれである。然しこれに對し最低賃金・企業整備・融資・税金・電力等の闘争による共通的な問題の解決によつて資本攻勢に積極的に対抗するため十月末行われた電工機器・鐵鋼等の金屬關係労組の大同盟、十一月十日地方自治體戰線の全公連と都市同盟の合同、十一月十四日化學系統の全日化と九化連の合同、十二月十七日全石炭勞組の結成等全國的組織から地方的にも神奈川、北海道に於ける地區労働組合會議等が結成され、産別系・總同盟系・中立系の如何を問はず労働戦線の統一が進み十一月十七日には産別大會も「無條件合同實現のためには産別會議の枠をはずすことも辭せず」と決定した。

又農民戦線に於ても後述日農と全農の對立、特に日農内部に於ける反共左派の動き等分裂策動が見られるが地方に於ける下部組織の戦線統一の氣運に押されて中央に於ける日農統一派の政黨支持自由の原則が維持されることによつて日農分裂の危機は一應避けられることになつた。

このよきな戦線不統一といふことは一にかゝつて民主勢力たる社會黨が民主黨、國協黨及自由黨との政策協定に縛られ、特に最近は民主黨中心、自由黨の牽制によつて獨占資本、ヤミ資本、地主及官僚の擁護に終始し逆運動に對立する結果であると思われ、社會黨に對する國民の批判と労働大衆の離反は漸く激化しつゝある。社會黨への支持が漸次薄らぐにつれ左派は平野農相後任問題を契機として十二月十九日漸く軍事公債の利拂停止、新圓課税等を含む四黨

六、農業情勢の推移

政策協定の放棄と社會主義政策を明年度豫算編成に織込むべきことを政府に迫り閣内野黨的主張を強化するに至つた。資本攻勢の積極面はいうまでもなく企業整備と行政整理である。既に中小企業の整備は急速に進み數次の融資制限強化により下請工場として獨占資本の隷屬下に置かれる一方夫自體も資金資材難、休電日の増加等で續々工場を閉鎖し工員的首切りも逐次増大し興亡の岐路に立つに至つた。大企業に於ても同様獨占禁止法・企業再建整備法及經濟力集中排除法等を名目として新舊勘定の分離、獨立採算制の實施、赤字工場閉鎖(三菱重工業・東芝・日立製作)等により企業整備を行い首切をもくろみ且實行しつゝある。そうして十月二十九日日銀總裁は「赤字金融は行わない。首切をやらぬ企業には融資しない。行政整理、企業合理化を斷行する様政府企業家に要望する」といひ、更に十二月十日經營者側最高機關である經營連合會も、「(一)電産サイドは認めない、(二)地勞委は反資本家的であるから改組すること、(三)人員整理を斷行すること等を決議し、今後の労働攻勢に對し積極的態度に出で政府に對しても壓力を加えることを中合せた。かくて政府も亦十月三十一日炭礦特別運轉資金融資要綱を決定し、融資は經營の合理化を前提とし、之を行わずして融資が受けられず經營不能に陥る炭礦を生じては已むを得ないとする所謂資本家的焦土戰術を政府自ら指導することになつた。又十月二十九日和田安本長官は「今度の追加豫算インフレの現状から見て企業再建整備法、經濟力集中排除法の施行や賠償貿易の見透とも関連し企業整備に對し政府はもう具體的態度をハッキリする時期だと思ふ。而も官業の合理化をせずには民間企業の整備も難し

い。行政整理は二十三年度豫算編成で一層問題とならう。」と語り、片山首相も十二月五日國會に於て「人員整理はまとまつた成案を待たず部分的に順次實行したい。」と言明、傳えられるところによると二割天引の行政整理豫算の計上もくろまれていた。かくて政府は鐵道、通信特別會計を強化する獨立採算を自ら實行することになり、今次全官公勞の賃上要求による給與經費を軍事公債利拂停止、新圓階級への課税、大口納税者の滞納徴收等に求めることなく、従前通り鐵道運賃・郵便料金・煙草等の値上げを行うことによりその負擔を大衆に轉嫁し明年早々實現させることになつた。斯くの如く資材の枯渇が漸く顯著になり資本家のサボによる焦土戰術は經濟崩壊をもたらし既に自己存立の限界にぶつかれることを自覺した獨占資本は外資導入に専ら依存して資本家本位の經濟復興をもくろみつゝある對し、最低賃金・首切及税金闘争等生活権擁護に度々の經驗を重ねた労働者は自らの手に於て日本經濟再建の爲めの生産復興闘争を以て立向いつゝあり、既に電産労組の電氣事業の民主化闘争、國鐵青森支部の鐵道復興闘争、全連の通信闘争等が逐次展開されている。かくて經濟再建に於ける二つの途はその主動權の争奪によつてし烈化するに至つた。

六、農業情勢の推移

金融獨占資本・官僚と労働戦線の角逐し烈化と共に双方による經濟再建の主動權の争奪が漸く激化する情勢に於て農業に於ける狀況は如何に變化しつゝあるか。上から與えられた農地改革と農業協同組合の設立及び下から起された農民組合運動にその情勢を一瞥する

こととして詳しくは第二部に譲る。

自作農特別措置法による農地の買入確定は政府発表(農林省農地部「参考資料」)によると、第一回(三月三十一日)一二九千町歩、第二回(七月二日)二一九千町歩、第三回(十月二日)三四九千町歩、第四回(十二月二日)五七二千町歩、合計一、一六九千町歩で全小作地面積(二一・四二六現在)の五三・三%に達し数字の面に於ては好調を示している。然るに反面地主の土地取上要求は依然し烈で之に基く争議は累年増大し、二十一年八月から二十二年八月迄二十萬件といわれ表面化したものだけでも二十一年二八、一八七件のものが二十二年五月末既に一九、三六二件に達し依然増加の傾向にある。争議の規模は零細化し二十一年三反歩だったものが二十二年には二反歩となり、地主の要求も通つたものは三九%が二九%に減じていることは小作人の地位が強化されたものと見られる。然しながら地主も亦之に對抗し大阪府下農地協同組合や山形縣下農政協議会の如きを結成して組織的になり且巧妙を極め、農地買上げを新憲法違反と強辯し小作調停法を適用して裁判所に提訴買収を遅延せしめる等の手段を講じている。(第二部第一章七参照)

又農地改革推進の指標と見られる市町村農地委員長の階層も三月末と八月末を比べると小作二四・八%→二五・八%、地主三九・一%→三七・九%、自作三四・五%→三四・三%、中立二・六%→二・〇%となつており、著しい変化は埼玉・長野・福岡では小作が十名乃至二十名ふえたのに對し愛知では逆に八名の減少となり、地主がふえたところは山形・山梨等東日本四縣、岡山・香川・愛媛・福岡等西日本九縣で愛媛の如きは二舉十八名を増している。(第二部第一章五参照)總體的に見て遅々たる動きを示しているが

保守勢力の攻勢によつては地主への逆轉も可能なことを示唆するものである。

七月二日平野農相は參議院に於て第三次農地改革を考慮すると言明したが、その後の情勢の變化即ち資本攻勢が積極化するに及び十一月十日國會に於て井上農林次官は「第三次農地改革は考慮せず」といい、芦田民主黨總裁は十二月十九日愛媛縣下の旅行先で「農地調整法の改正が社會黨左派の一部で採上げられ、第三次農地改革をやるとの論があるが民主黨が閣内に残る限り断じて行わない。又山林解放もやらない」と語つた。(二二・四「時事通信」)斯くして薪炭林採草地等農用林の利用を強化する程度に農地調整法が十二月八日改正せられ年末から施行されることになつた。又馬喰、地主等の名目上の放牧地として私有せられ農地改革の逃避場所として小作牧野の取上げが各地で瀕發しているもので約一五〇萬町歩の牧野の中二〇萬町歩(北海道一〇萬町歩内地一〇萬町歩)を明年末迄に政府で買上げることが十一月六日自作農創設特別措置法改正案として國會に提出した。尙十一月二十六日には社教會の所有地を全面的に買上げる旨の通達を行つた。(第二部第一章九参照)

明治三十二年農會法の制定以來わが國農業者團體に對する指導は官僚政府によつて行われ昭和十八年太平洋戦争中戦時農業者統制により従来の農會、産業者組合、畜産組合、養蠶組合等を統合して権力的統制機關の色彩濃き現在の農業者となり現行の農業者團體法に至つていゝ。従つて農業者が常に官僚の被壓の下に地主的支配の基盤となり耕作農民の利益に反する機關に墮し、農業者を保護する農業者團體法は、却つて半封建的地主的土地所有を維持温存する法制となつていた。然るに今次農地改革により眞に耕作農民の自主的意慾による新

たなる協同組織が要請せられて政府は八月五日農業者協同組合法案を決定し従来の地主的官僚的農業者、農事實行組合及養蠶實行組合等の既存農業者團體を解散して民主的農業者協同組合を新しく設立することになつた。同法案は八月九日國會に提出され十一月七日成立、十九日公布、十二月十五日から施行された。

之により農業者、農事實行組合、養蠶實行組合は八ヶ月後に解散されることとなるのであるが、之より先農業者協同組合制定の聲傳わるや地主、ボスは農業者等の資産處分を勝手に行おうとした爲め農林省は八月一日「農業者團體の資産處分制限に關する省令」を公布し更に十月八日之を改正強化した。農業者協同組合法の施行が確實視されるや農民の之に對する關心の低調なるに乗じて地主、ボス等の舊勢力を再編成しようとする裏面の動きが活潑化し、單位組合は十五名以上の農民で、連合會は二組合以上で設立手續が民主的に可能なことから、宮城・神奈川・愛知・鳥取・鹿兒島等に於ては馬喰等の仲介業者による畜産協同組合が、静岡では自由黨と國協黨が農業者資本と結託する製糸協同組合が、靜岡では自由黨と國協黨が農業者をそのまゝすり變えようとするなど總じて舊勢力の母體である農業者の再編成をもくろんでゐる。之に關し農林省より府縣知事宛農業者役員又は行政官公吏が協同組合設立運動に關係せざるよう十二月十五日通牒を出した。又農業者の解散を前にして全國農業者では職員の大規模首を行ひ民主的分子の大部分が解職されるなど、この動向は各地にも波及して舊勢力の利用するところとなり極めて注目されている。

六、農業者情勢の推移

一方農業者協同組合法は自主的組織を原則としているが同時に農村民主化の現状から見て組合の亂立を生じ農民勢力の分裂を生ずる虞

もあるもので、日農、農林省職組及地方農業者復興會議等十五の民主的農業者關係團體は八月二十一日農業者協同組合協會を組織し、協同組合の宣傳啓蒙各團體間の連絡調整及設立獎勵等の活動を展開した。地方に於ても部分的ではあるが茨城・神奈川・新潟・香川等日農を中心とする農業者從組、縣農及其他團體を以てする縣農業者復興會議が講習會、座談會等を通じて啓蒙活動を行つてゐる。地方農業者復興會議の彼様な動きに對し六月十九日發足した中央農業者復興會議に於ても八月二十九日中央委員會で抽象的ではあるが、農業者協同組合組織要綱を決定し、保守的團體の役員も含めて農業者協同組合組織協力本部を設けて活動することになつた。

農業者に於ける封建性を掃拭する下からの自主的動きである農民組合運動はこの期に於てどうなつたか、四月總選挙の期間に烈を極めた供米強權發動とヤミ收入を見込んだ官僚的割當による増加所得税に對し進歩的農民組織は果敢に闘ひ、強權の發動を封じ税額の減免が實現されたところもあつて總じて農民戦線の統一は未だ保持されてゐた。

然るに二月の日農大會で除名された平野氏一派の日農刷新同盟は七月二十五日全國農民組合を結成して農民戦線の分裂を圖り、反資本主義・反ファッショ・反共産主義のスローガンを掲げたが、その目標は反共による社會民主主義農民組織であつて地主・商業的富農の要望を代表するものとされた。之より先日農は農相として平野氏が全農支持の上にあるものとして平野農政の保守的性格に對し斷乎闘争宣言したが、社會黨の反共左派が中心となつて七月十五日日農中央委員會に於て日農の主體性確立という名目の下に反共方針への轉換を提唱したが決定に至らな

つた。時究も危機の激化が農業に於ては食糧供出に集中的に顧われ農民戦線より片山内閣に對する批判し烈を極めた際であつた。越えて八月二十九日社会黨所属日農議員團は再び反共聲明を發したが黒田日農委員長の政黨支持の原則の下に日農の統一を守ると云い、かくて統一派は結束して食糧供出に、農地改革に、協同組合の結成に邁進したのであつた。其後双方懇談の結果政黨支持の自由は變更されなかつたが、特定政黨の特殊活動は排除することに意見の一致を見た。又その後平野農相は社会黨出身閣僚であるにもかゝらずその政治的分派行動によつて十一月三日農相を罷免せられるに至り全農に致命的打撃を與えた。

このようにして農民戦線に於ても支配階級の分裂政策が効を奏しつゝあつたのであるが、更に積極的に自らの手によつて農民組織を持つに至つた。即ち八月三日自由黨が選挙地盤確保の爲め結成した全日本農民組合がそれである。地主たると自作小作たるとを問わずすべて農民が、相互扶助の精神の下に結ばるべきであるとしているが、現實には自由黨の農村支部を中心に地主組合が之に吸収せられるものと見られている。

本期に於ては斯くの如く労働戦線に於ても農民戦線に於ても一部の者による分裂策動が行われたのであるが、労働者の低賃金と農民の低米價及租税の重圧は共通の立場にあるとして、労働者は農産物の價格引上・農業用生産資材の配給確保、供出の不當割當是正及乙種事業所得税の撤廢等農民の要求を支持し、農民も亦労働者の要求する最低賃金制の確立、首切り反對及甲種労働所得税の撤廢等を支持して双方緊密な連繫の下に金融獨占資本・官僚・地主等の利益を

擁護する片山内閣の政策打破を展開しつゝある。そしてかゝる動きの中に於て小さいながらも労働提攜の形で各地で自主的な經濟再建の實が結ばれつゝある。

## 第二部 戦後の主要農業問題

# 第一章 農地改革の進展

はしがき

當面のブルジョア民主主義革命の段階に於ける農業革命の中心は農地問題である。農地問題の徹底的解決——封建的地主的土地所有制の廢絶こそ農民を封建的束縛から解放し、民主主義革命を完成して、農業近代化への出發點をつくり出すと共に、永く労働者の低賃銀を維持していた基礎を拂拭するものであることは、何人も異論のないところであらう。

敗戦後二年有半、上からの古い力と下からの新しい力との闘いの上に、外からの力が加わつて、既に農地改革は實施され、日本の村々は大きく動きだしている。現在の瞬間において、それがどのようになり變化したかは適確にはわからないが、農業資本主義化への道を、上からの地主型と下からの農民型の相對する二つの道の相剋の過程において、進みつゝあることは確かである。

こゝでは主として農地改革の推移を辿るのであるが、農地問題は土地闘争を中心とする農民運動の進展を除外しては考えられないことは勿論である。

## 一、敗戦前の農地制度

「土地を農民へ」というスローガンが端的に示しているように、土

地は農民のものではなかつた。日本の農業は「半封建的」といわれる地主的土地所有制を基礎とし、地主と小作農を兩極とする半封建的小作關係が支配し、高率な物納小作料の重壓の下に、零細な家族勞作經營を中心として組み立てられていた。勿論徳川封建制下の土地所有制が、そのまゝの形で承繼されているわけではなく、明治以後の資本主義の發達と、その農村への侵入により幾多の變化發展を遂げていることは明かである。こゝでは農地改革が日程にのぼるに至つた直前の農地制度の概況を農林統計によつて明かにする。

まず小作地面積は、全耕地面積の四六・四%を占め、特に田においては五三・三%に達している。

第15表 自小作別耕地面積（昭和一九・八・一神繩を除く。）

自作地	小作地	計
一、四八、九三三町	一、六三三、〇〇八町	一、〇八二、九四一町
一、五三三、九六二町	一、六三三、〇〇八町	一、〇八二、九四一町
計 三、九六六、九七〇町	計 三、九六六、九七〇町	計 三、九六六、九七〇町

この小作地を耕作している農家は、自小作農を含めて全農家の七〇%に達している。

第16表 自小作別農家戸數（昭和一九・八・一神繩を除く。）

地主兼自作（貸付地一町歩以上）	自小作農	計
三、八、五三六戸	三、八、五三六戸	三、八、五三六戸
計 三、八、五三六戸	計 三、八、五三六戸	計 三、八、五三六戸

自作（耕作地九〇%以上の所有者）一、四八、九三三町

第17表 地主戸数

自作兼小作(耕作地の五〇―九〇%を所有する者)	1,111,010 (10.1)
小作兼自作(耕作地の一〇―五〇%を所有する者)	1,101,782 (19.2)
小作(耕地二〇%未満を所有する者及び純小作土地を耕作せざる農家)	1,573,730 (26.2)
計	3,786,522 (65.5)

一方地主戸数は約一七四萬戸、その中不耕作地主は約一〇七萬戸と推計されている。而も戸数五%にあたる一〇町歩以上の大地主が全小作地の四七%を占めている。我國の寄生的地主土地所有において、一方大地主への土地の集中がみられると共に、他方零細地主の歴倒的存在を示している。この中小地主の動きこそ農地問題の解決をより困難ならしめるのである。

(一)推計(昭和一五年)(農林省「農地問題に関する統計資料」より)

五町以上貸付地主	9,000戸	不耕作地主	7,000,000	貸付耕地面積	1,260,000 (26.4%)
一町一五町貸付地主	27,000戸	地主兼自作	2,000,000	貸付耕地面積	1,260,000 (26.4%)
一町未満貸付地主	1,371,000戸	不耕作地主	1,466,000	貸付耕地面積	1,260,000 (26.4%)
計	1,407,000戸	地主兼自作	2,700,000	貸付耕地面積	1,260,000 (26.4%)

(二)推計(神山茂夫「日本農業における資本主義の發達」二四〇頁より)

五町以上の大地主	約3,000戸	小作地四萬町歩	一五%
一〇町以上の大地主	約6,000戸	小作地四萬町歩	一五%
五―一〇町の中地主	110,000戸	小作地四萬町歩	一五%
五町以下の小地主	1,000,000戸	小作地四萬町歩	一五%

第18表 最近の小作料(昭和六―八年度平均中等田畑)

一毛作	0.69石	0.70石	2.03石	4.17%
二毛作	1.10石	1.11石	2.03石	4.17%
三毛作	1.51石	1.52石	2.03石	4.17%

さて、この封建的地主的土地所有は地代形態に最も端的に現われている。日本の小作料が、特に水田にあつては、明治以降わずかに低減しつつも、極めて高率であり、而も物納形態が支配的であつたことは衆知の事實である。土地を借りているだけで、收穫高の半ば近くが收奪されていた。

農地改革は敗戦後に忽然と行われたものではない。改革という名に値するかとは別として、大正末期から、特に戦時の農業政策及び食糧政策を通じて農地改革への客觀的地盤が徐々に醸成されつつあつた。農地改革は、この客觀的地盤の上に、外からの力を

二、農地改革前史

家族勞力を中心とする零細經營は、戦時中の略奪的農業生産のために益々零細化している。中農層の減少と零細農家の増加、經營規模の縮小(内地一農家當經營面積は昭和一六年〇・九三町から昭和二一年〇・七七町へ減少)が目立つ。

第19表 小作料の種類別小作地面積割合(昭和一八年)

米	0.57石	33.6%	9.8%
大豆	0.53石	18.1%	33.3%
小麦	0.82石	27.7%	33.6%
粟	0.57石	19.3%	27.6%
稗	0.70石	22.3%	18.3%
計	100.00	100.00	100.00

第20表 農家經營規模の零細化(沖縄を除く)

	昭和16.8.1		昭和21.4.26		増減	
	實數(戸)	百分比(%)	實數(戸)	百分比(%)	増減	比率
土地を耕作せざる家	23,816	0.4	3,246	0.1	(-) 20,570	(-) 86.4
五反未満	1,783,033	32.9	2,233,108	39.2	(+) 450,075	(+) 25.2
五反~一町	1,622,790	30.0	1,785,640	31.3	(+) 162,850	(+) 10.0
一町~二町	1,461,228	27.0	1,336,851	23.5	(-) 124,377	(-) 8.5
二町~三町	333,300	6.2	211,260	3.7	(-) 122,040	(-) 36.6
三町~五町	117,639	2.0	77,130	1.3	(-) 40,509	(-) 34.4
五町~十町	49,786	0.9	38,245	0.7	(-) 11,541	(-) 23.2
十町以上	20,069	0.4	12,448	0.2	(-) 7,621	(-) 38.0
計	5,411,661	100.0	5,697,948	100.0	(+) 286,287	(+) 5.3

起動力として開始せられたのであるから、本論に入る前に、まず農地改革前史というべきものを簡単にあつておく必要がある。第一次世界大戦後の世界恐慌は、日本の農村にも深刻な影響を與え、農村の階級分化は進行し、半封建的な農村の地主的秩序は、小作爭議の激増という形で動搖するに至り、地主的秩序維持のためには何等かの調整を必要とするようになった。

大正九年以來、政府は小作制度調査のために委員會を設置する一方、小作争議の激増を抑えるため、大正十三年には司法機關による調停制度として「小作争議調停法」を制定した。これが調整の第一である。小作調停は年々増加し、昭和十一年には受理件数七、四七二件に達し、更に昭和十三年の「農地調整法」によつてこの制度を擴大強化した。然し、これが地主に有利に利用せられる場合が多かつたことは、戦前あるいは戦後組織農民がその撤廢を要求したことによつても知られる。

第二は自作農創設維持政策である。大正十五年に「自作農創設維持規則」ができ、それ以來傳統的な政策として次第に強化せられ、初め小作争議の緩和策であつたものが、次第に積極的に適正規模自作農創設へと發展した。昭和十二年には「自作農創設維持補助助成規則」と改められ、昭和十三年の「農地調整法」によつて法制化せられた。そして昭和十九年には更に強化せられ、地主に報奨金を與えることとなつた。然し地主からの讓渡はあくまで協議によるのであつて、地主的土地所有に強権を以て手を觸れることはなかつた。昭和元年度から昭和二〇年度までの創設面積二七七、二四六、一町歩、創設戸数四二一、四九九戸（内昭和十九年度迄の創設農家の讓渡面積は六、六一三、一町歩、戸數一〇、七九七戸）である。

第三は耕作權の安定への方向である。小作立法は昭和六年の「小作法案」から昭和十二年の「農地法案」へと次第に強化しつつも議會で流産し、漸く昭和十三年の「農地調整法」として制定せられたときは、わずかに二ヶ條を數えるに過ぎなかつた。併し法制上土地取上の制限は、この時はじめてなされたのである。勿論この一片の法文が、大した效果を示さなかつたことは戦時中の土地取上争議件數

をみても明かであらう。

第21表 戦時中の土地取上要求争議件數

昭和三年	三、五三三件	四年	一、五三三	五年	一、四八四
六年	一、三三三	七年	九六三	八年	九三三
九年	六四一	一〇年(八、四四まで)	一、六六六		

地主的秩序への闘争としての農民運動は、第一次大戦を契機として、まず小作料の減免を主とした小作争議として始まり、小作人組合は續々と結成せられ、大正十二年に初めて全國的な農民組織である日本農民組合が結成せられた。小作争議は、最初の個人的一時的な小作料の減免から組織的永久的な要求へと進み、「永久小作料三割減」更に土地取上反對、耕作權の確立、「土地を農民へ」の闘争へと進展し、農地制度そのものへぶつかつて行つた。小作争議も小作地取上反對が次第に増加し、立入禁止、立毛差押、動産差押等が急増した。(戦前小作争議の最高は昭和十年六、八二四件)併し準戦時から戦時へ入ると共に、軍國主義政府の農民運動の弾壓は次第に兇暴性を加え、農民組織は徹底的に壓服せしめられた。とはいへ、小作争議は戦争の眞たゞ中にあつても毎年二千件乃至三千件を數えていたことは、農民解放への意欲を物語るものとして銘記されなければならぬ。

昭和十三年の農地調整法制定以後、戦時農業政策として次々と手が打たれた。これは直接には戦争目的遂行の施策として、農業が縮少再生産に向い荒廢せんとするのを防止する意圖を持つていたが、客觀的には舊來の何人も手を觸れることを許されなかつた農地制度へ手を觸れたのであり、この點今日の農地改革の地盤を形づくるこ

とになつたことは注意を要する。

先ず第一は、昭和十四年の「小作料統制令」による小作料の統制である。即ち昭和十四年九月十八日を基準として引上を停止すると共に、市町村農地委員會による小作料の改定を實施した。これは農林省の發表によれば昭和二十年三月迄に二、六八八町村、五二四、二七九町歩に及び、水田小作料は表作の三九%となつてゐる。併し全體的に小作料が下降したとは云えなかつた。

第二は、昭和十六年の「臨時農地價格統制令」による農地價格の統制である。これは昭和十四年の田畑賣買事例を基礎として、都市別に賃賃價格に倍率を乗じて算出した額を最高價格としたものであつて、全國平均の倍率は田にあつては三三三、畑にあつては四〇倍となり、反當中庸田六二七圓、中庸畑三六四圓であつた。この統制によつてある程度の騰貴が抑えられたであろうが、農地價格はその後も漸騰し勸銀調査によれば、昭和二十年には田は平均八九七圓、畑は五六四圓となつてゐる。

第三は、同じく昭和十六年の「臨時農地等管理令」による農地の管理である。最初には耕作以外の目的に供するための移動や潰廢を制限したのであるが、その後昭和十九年三月の改正によつて全面的に農地の移動統制を行ふに至つた。併し農地の擴張よりも潰廢が多く差引二四萬町歩余の減少となつたことは統計の示すところであり、飛行場敷地、工鑛業敷地等への轉換と努力不足による放棄、山林への轉換等軍國主義の横暴に對して管理令がどれほど役立つかは疑問である。

第四に、戦時食糧政策の面からの農地制度の修正が注目されねばならない。即ち昭和十六年産米頃から地主保有米制度を設け在村地

主にだけ保有米(一般の基準より多かつた)を認め、それ以外の小作米は、地主米價で換算し代金納する方法が採用された。小作人の地主への從屬的地位からみて、一舉に完全にこれが實施されたとは勿論考えられないが、現物納の修正——地主による米の商品化への打撃——として重要な意義がある。更に昭和十六年七月から地主米價と生産者米價の二重價格制が實施せられ、インフレによる生産費を補償するために次第に兩者の價格の開きが大きくなり(第二表)それだけ封建的地代の壓迫が減退するに至つた。(第二三表)第一次農地改革の小作料の金納化は、この土臺の上になされたといふことができよう、このために地主の飯米獲得、進んでは自作化の傾向が促進せられ、又そのために土地取上が増加するに至つたのである。

第22表 戦時中の米價變遷表(一石當)

地主價格	生産者價格	消費者價格
昭和十四年	四〇〇.〇〇圓	四〇〇.〇〇圓
一六	四二〇.〇〇圓	四二〇.〇〇圓
一八	四四〇.〇〇圓	四四〇.〇〇圓
二〇	四六〇.〇〇圓	四六〇.〇〇圓
二二	四八〇.〇〇圓	四八〇.〇〇圓
二四	五〇〇.〇〇圓	五〇〇.〇〇圓
二六	五二〇.〇〇圓	五二〇.〇〇圓
二八	五四〇.〇〇圓	五四〇.〇〇圓
三〇	五六〇.〇〇圓	五六〇.〇〇圓
三二	五八〇.〇〇圓	五八〇.〇〇圓
三四	六〇〇.〇〇圓	六〇〇.〇〇圓
三六	六二〇.〇〇圓	六二〇.〇〇圓
三八	六四〇.〇〇圓	六四〇.〇〇圓
四〇	六六〇.〇〇圓	六六〇.〇〇圓
四二	六八〇.〇〇圓	六八〇.〇〇圓
四四	七〇〇.〇〇圓	七〇〇.〇〇圓
四六	七二〇.〇〇圓	七二〇.〇〇圓
四八	七四〇.〇〇圓	七四〇.〇〇圓
五〇	七六〇.〇〇圓	七六〇.〇〇圓
五二	七八〇.〇〇圓	七八〇.〇〇圓
五四	八〇〇.〇〇圓	八〇〇.〇〇圓
五六	八二〇.〇〇圓	八二〇.〇〇圓
五八	八四〇.〇〇圓	八四〇.〇〇圓
六〇	八六〇.〇〇圓	八六〇.〇〇圓
六二	八八〇.〇〇圓	八八〇.〇〇圓
六四	九〇〇.〇〇圓	九〇〇.〇〇圓
六六	九二〇.〇〇圓	九二〇.〇〇圓
六八	九四〇.〇〇圓	九四〇.〇〇圓
七〇	九六〇.〇〇圓	九六〇.〇〇圓
七二	九八〇.〇〇圓	九八〇.〇〇圓
七四	一〇〇〇.〇〇圓	一〇〇〇.〇〇圓
七六	一〇二〇.〇〇圓	一〇二〇.〇〇圓
七八	一〇四〇.〇〇圓	一〇四〇.〇〇圓
八〇	一〇六〇.〇〇圓	一〇六〇.〇〇圓
八二	一〇八〇.〇〇圓	一〇八〇.〇〇圓
八四	一〇〇〇.〇〇圓	一〇〇〇.〇〇圓
八六	一〇二〇.〇〇圓	一〇二〇.〇〇圓
八八	一〇四〇.〇〇圓	一〇四〇.〇〇圓
九〇	一〇六〇.〇〇圓	一〇六〇.〇〇圓
九二	一〇八〇.〇〇圓	一〇八〇.〇〇圓
九四	一〇〇〇.〇〇圓	一〇〇〇.〇〇圓
九六	一〇二〇.〇〇圓	一〇二〇.〇〇圓
九八	一〇四〇.〇〇圓	一〇四〇.〇〇圓
一〇〇	一〇六〇.〇〇圓	一〇六〇.〇〇圓

第23表 米の二重價格制下における假定水田小作料率の變遷

現物表示	貨幣表示	二六年産米價	二八年産米價	二〇年産米價
反當收量	石	二六.〇〇	二六.〇〇	二六.〇〇
反當小作料	石	〇.〇〇	〇.〇〇	〇.〇〇
小作料率	%	〇.〇〇%	〇.〇〇%	〇.〇〇%

三、第一次農地改革

敗戦——日本の軍事的封建的帝國主義の崩壊——民主主義革命——その基礎として農地問題の解決が日程にのぼつてきた。半封建的地主的土地所有の廢絶への動きは敗戦後の混亂の最中に既にみられた。昭和二十年十月二十日、共產黨はアカハタ第一號に「地主的土地所有の無償沒收」の方針を明かにし、社會黨は十一月二日、その結成大會において「地主的土地所有の有償沒收による自作農創設主義」を發表した。農林省においても敗戦直前から農地制度改革への動きがみられたが、十一月十六日農地改革に對する自作農創設主義の方針を發表した。これは第一次農地改革の原案となつたものであるが、その骨子は次の通りである。

- (一) 自作農創設の強化 五ヶ年計畫で一五〇萬町歩につき自作農を創設する。(全小作地の五八%に當る。)その方法は市町村農地委員會、市町村農業會が斡旋して地主小作人間の協議により譲渡させ、協議が調わないときは、郡道府縣農地委員會の裁定により強制譲渡させる。強制譲渡の對象になる面積は、不在地主の所有地全部と在村地主(隣接市町村在住者を含む。)の所有地の中平均三町歩以上のものとする。
- (二) 小作料の金納化と統制 小作料統制令を廢止し、從來の現物納、代金納の契約を禁止し、小作料はすべて金納とする。從來の物納小作料はすべて金納に換算し、その換算された額を以て最高小作料とし、引上を停止する。換算の基準は米については一石五五圓(地主米價)とする。

- (三) 農地價格の統制 臨時農地價格統制令を廢止し、自作收益價格から算出して農地價格を公定する。田は貸賃價格の四〇倍(平均七五七圓六〇錢)、畑は貸賃價格の四八倍(平均四四六圓九八錢)、を最高價格とする。但し農地を譲渡する地主に對しては地主採算價格(田は九七八圓五三錢、畑は五七七圓三三錢)と自作收益價格との差額(田は二二〇圓、畑は一三〇圓)を報獎金として交付する。
- (四) 農地の移動統制 臨時農地等管理令を受けつぎ、農地の所有權、賃借權等の權利の設定移轉は地方長官の許可を受けなければならぬこととする。
- (五) 市町村農地委員會の刷新 從來の官選を改め地主、自作、小作各階層から五人づゝ委員を夫々選舉する。委員會に改革實行機關として相當な權限を附與する。
- (六) 耕作權の安定 小作契約の解約、更新拒絶には市町村農地委員會の承認を必要とする。

この農林省原案は閣議において地主に有利に修正され、十一月二十二日「農地制度改革ニ關スル件」として決定發表せられた。閣議における修正點は

- (一) 地主の保有限度を五町歩に引上げること。(この結果強制譲渡面積は一〇三萬町歩と推計せられ小作地の三九%となつた。)
- (二) 地主が現に耕作するか或は近く耕作する豫定の農地は強制譲渡させないこと。
- (三) 地主に異議申立、訴訟を認めること
- (四) 耕作の目的に供するために農地を取得する場合には地方長官の認可を要しないこと。

この要綱が法制化せられ農地調整法改正法律案として第八十九號

會に提出され、農地改革への第一歩を踏み出した。その内容たるや微温的地主的改革であつたのにも拘らず、戦時翼賛會議そのまゝであり、進歩黨が壓倒的多數を占めていた衆議院は、これさえも審議未了で擱り潰さんとする意向が濃厚であつた。然るに、時恰も連合軍司令部より「農地制度改革に關する覺書」所謂農民解放指令が發せられるに及んで、止むなく更に地主的修正を加えて通過せしめた。衆議院の修正點は次の通りである。

- (一) 小作料金納化の例外として代物納を認めたこと。
- (二) 小作料金納化の基準を米一石五五圓より七五圓に引上げたこと。

(三) 市町村農地委員會に三人の官選委員を加えること  
以上が所謂第一次農地改革案である。この改革案が耕作農民の要求を満たすはずはない、政府案が發表せられるや各方面から痛烈な批判が起つた。社會黨は原則的に賛意を表明(十一月廿九日)したが、共產黨は反對(十一月廿九日)、日農擴大準備委員會も亦政府案に反對してその撤回を要求(十二月十二日)し、日農再建(昭和廿一年二月九日)の綱領として「農地制度の根本的改革を期す」と謳つてゐる。

當時の批判を綜合すれば、政府案は「ブルジョア的土地改革の要求を巧妙に満たしつつ、幾多地主救済の拔道を残し、結局本質的には、地主的土地所有を温存せんとする意圖を持つ」というのであつた。在村地主保有五町歩とすれば解放面積はわずかに小作地の三九%にすぎず、強制譲渡の方法を採るといふもの原則は相對買収であり、地主の小作人に對する優越的地位からして地主は極力小作人へ申出を抑え、又譲渡する場合も數千圓の關値でおしつけ、結局封

建的小作關係は依然として温存される。更に耕作地主の自作化を優先的に認め、農地の移動に拔道——耕作の目的のためなら移轉は自由——をつくつてゐる。そして耕作權の確立に強力な措置を講じていない。又改革の實施機關たる農地委員會の構成は村の顔役三人の官選を加え、地主が完全に指導權を握ることとなる。以上の如く政府案の不徹底さが暴露され、地主的改革と規定せられたが、たゞ小作料金納化の進歩性だけは衆目の一致して認めるところであつた。前述した如く、昭和二十年十二月九日連合軍司令部は、ポツダム宣言に基く日本民主化の最も重要な政策の一つとして「農地改革に關する覺書」を指令した。それによれば「民主化促進上の經濟的障害を排除し、人權の尊重を全たからしめ、且數世紀に亘る封建的壓制の下に日本農民を奴隸化して來た經濟的桎梏を打破するため、日本政府はその耕作農民に對し、その勞働の成果を享受させるため、現狀より以上の均等の機會を保障すべきことを指令せらる」といふ。「日本の農業構造を永きに亘つて病的ならしめていた病根」を端的に指摘し、その病根を徹底的に艾除する爲に、左の事項を内容とする農地改革案を一九四六年(昭和二十年)三月十五日までに提出するよう政府に命じた。

- A 不在地主より耕作者に對する土地所有權の移讓
  - B 耕作せざる所有者より農地を適正價格を以て買取る制度
  - C 小作者収入に相應せる年賦償還による小作人の農地買收制
  - D 小作人が自作農化したる場合、再び小作に轉落せざるを保障するための制度
- 右保障策は左記事項に亘るべし
- (一) 適正利率による農村長期及び短期信用の普及確保

(3) 加工業者及び配給業者の搾取に対する農民の保護手段  
 (4) 農民に對する技術上その他の啓蒙事項普及の計畫  
 (5) 非農民の利害に支配せられず、かつ日本農民の經濟的、文化的進歩を目的とする農村協同組合運動の醸成並びに獎勵計畫

この指令は、政府の第一次改革案に對して直接なされたものではない。第一次改革案が、ともかくも政府のインシヤテイヴの下にとりあげられたことは、國內における農地改革への必然性と客觀的地盤の或程度の成熟を示すものとして注意せらるべきであろう。たゞ農民解放指令は改正農地調整法の議會通過を促進した。併し、指令の内容は決して政府案に満足していることも示してはいない。第一次改革案に對する耕作農民の反響と、前述せる批判と、この指令とが、より徹底せる農地改革への原動力となつたことは衆知の通りである。

ともあれ第一次改革案たる改正農地調整法は、昭和廿一年二月一日(小作料金納化は四月一日)から施行せられた。こゝでその實施の狀況を簡単に顧みよう。

第一に、自作農創設は四月に豫定せられた農地委員の選挙が、マ指令に對する政府の回答が未承認のため中止せられ、農地委員會等による強制譲渡は行われず、協議による譲渡も大規模には行われなかつた。むしろ、強制譲渡を見越しての地主の反當二千圓から四千圓という法外な關値での賣り逃げの事例が各所にみられるようになった。

第二に、小作料の金納化は寄生的地主的土地所有に決定的な打撃を與えることとなつた。前述せるごとく、戦時中からの現物小作料

の修正と米の二重價格制により、封建的地代の小作農民に對する壓迫は次第に減退しつつあつたが、この金納化が完全に行われた曉には、小作人の負擔は著しく軽減されることになるであろう。主なる小作料の金納化換算基準は次の通りである。

第24表 小作料金納化換算基準(一石當)

玄米	二四・一七	米一石七五圓とした場合の均全國平均庭先價格(A)	比例價格B換算基準(B)
大麥	七・八三		
裸麥	二・七三		
小麥	一五・三三		
大豆	一五・一五		

(註) 庭先價格は農林省統計表により生産價格を生産數量で除したるもの。

米の換算基準一石七五圓は政府原案が地主米價たる五五圓であつたものを議會における政府と進歩黨との取引によつて二〇圓引上げたものである。(議會で小作料が二〇圓ハネ上つた)又進歩黨は金納化の例外として代物辨濟の規定を挿入し、譲渡を作つて置くことを忘れなかつた。尙四月一日現在で從來から金納であつたもの(畑は過半数第十九表参照)はそのまゝ、物納であつたものは金納に換算せられたものでストップされている。そして法律上は現在までそのまゝ据置かれている。従つてインフレの魔刀は生産物價格に對する小作料の割合を著しく低下させた。

第25表 假定小作料の低下(第23表の續き)

反當收量	昭和廿一年産米	昭和廿二年産米
反當小作料	一、〇〇〇圓	七、〇〇〇圓
小作料率	六・八%	二・二%

勿論物納の金納化が完全に行われていたというのではない。現實には地主の強要による小作料が各地に發生している。小作人の法の不知に乗じて、土地取上でおどしつゝ現物での取立や公定小作料以上の金納小作料の要求の例は余りにも多い。全國的にみて金納化がどの程度徹底しているかは適確にはわからない。全國農業者の約三〇〇町村からの情報(昭和廿二年)によれば、金納化の徹底している村は八〇%(必ずしも公定小作料ではあるまい)、余り徹底していない村一八%、全く徹底していない村一%不明一%となつてゐる。一方農民組合の強い所では、組合の力で小作料一括納入が行われつゝあり(例、長野縣鹽尻村では土地管理組合が小作料納入彙帳及び小作料收納精算書を作成して完全なる金納を行つてゐる)。金納化は耕作農民の地主に對する力が強くなればなるほど徹底して行きつゝある。

然し物納復歸への執拗な現われとして、第一回國會の參議院農林委員會において、保守派が農地調整法改正法律案の審議の際小作料物納をも認むべしと決議したが、情勢の許さざることを知つて撤回したことは注意すべきであらう。

第三に耕作權の安定——土地取上制限については、法制上は昭和十三年にはじめて規定が設けられたのであるが、實施すべき機關は

なく、「自作ヲ相當トスル場合」は取上を認めるという規定自體の曖昧さも加わり、殆ど實効はなかつた。今回の改正で、土地取上には市町村農地委員會の承認を要するとしたものの、農地委員會選挙が延期され又農民も農民組合も政府の耕作權確立の不徹底のみを衝くあまり、法の利用があまり顧みられず、そのために小作料金納化による飯米獲得や、強制譲渡回避、進んでは自作農化せんとする地主は猛烈な土地取上を始めた。第一次改革案は「土地取上法」であるといはれたのも當然であつた。敗戦後一年間に數十萬件の取上があつたという。土地取上については後述(七参照)するが、こゝでは敗戦後の農民運動が供米闘争と共に土地取上反對闘争を通じて擴大せられたこと、又逆に農民組合運動の進展が小作人の自覺を促し頭初の泣き入る態度から組織的な土地闘争へと進んで行つたことを指摘して置く。

四、第一次農地改革から第二次農地改革へ

連合軍司令部の農民解放指令に對する農林省の回答——「農地改革計畫」——は昭和二十一年三月十五日に提出せられた。これは前述した指令の(A)乃至(D)に對する回答として、農地制度改革の強化、農業協同組合の確立、農業保險の整備、技術指導の徹底等(當時の朝日新聞による)を含むものであつた。農地改革に關しては第八十九議會を通過した改正農地調整法を回答の骨子とし、わずかに「農地調整法の實施の經過に徴し且つ今後の情勢に應じて考慮する要がある」として次の如き事項を改正することとしている。



- (一) 地主保有限度を縮少(全國平均三町歩の豫定)し、保有を世帯單位で算定すること。
  - (二) 不在地主の範圍を擴大し隣接市町村在住者は在村地主と認めないこと。
  - (三) 設立されるべき農業協同組合に對し小作地の一括買収命令をなしうる途を拓くこと。
  - (四) 農地の移動統制を強化すること。
- これは第一次改革の域を脱するものではなく、この回答書は當時政府がそれ以上に徹底的に農地改革を行う意圖を有していなかつたことを示しているといふべきである。かゝる不徹底な政府の農地改革案はマ司令部の満足するところとならず、ために四月施行豫定の農地委員の選挙は無期延期となり、對日理事會において農地改革案が討議された際、アチソン米代表の言明により政府案が不十分であることが明瞭となつた。
- 五月二十九日第五回對日理事會にソ聯案、英國案等が相次いで提出せられ、農地問題は單なる國內問題ではなく、日本民主化を世界が注視していることがいよいよ明かとなつた。この理事會において政府案の不徹底さが鋭く指摘されたが、その内容は凡そ次の如くであつた。
- (一) 地主の保有限度五町歩はあまりに多すぎ。
  - (二) 地主が自作する豫定の農地は強制譲渡せしめないことは改革を骨抜きにする。
  - (三) 土地委譲の手續が複雑で小作人に不利である。
  - (四) 農地の委譲價格特に報償金を含めたことは高すぎる。
  - (五) 農地委員會は地主に有利である。

- (六) 改革の實施期間を五年とする必要以上に長すぎる。そしてソ聯と英國は改革の具體案を提示した。先づソ聯の骨子とするところは
  - (一) 一九四五年九月二日以前のすべての小作地、休耕作及び不在地主の一切の所有地を全部收用すること
  - (二) 自作する地主(自作農)から三町歩を超過する一切の土地を收用すること
  - (三) 收用價格は田一反當平均四四〇圓以下畑一反歩二六〇圓以下とし、三町歩までは全額を、三町歩乃至六町歩までは半額を地主に支拂い、それ以上は無償で收用すること
  - (四) 收用した土地は、土地を所有しないか又は小數の土地しか所有しない小作人に第一番に交付すること
  - (五) 收用した農地の價格の半額は國庫補助金で地主に支拂い、小作人の買入價格は公定價格の半額とすること
  - (六) 委譲手續は國家機關が行い、地主小作人間の直接交渉を認めないこと
  - (七) 一九四五年十二月一日以後の農地の移動は一切無効とする
- 次に英國案は
- (一) 不耕作地主の保有限度を一町歩に引下げること
  - (二) 自作農の保有限度は内地三町歩北海道十町歩とすること
  - (三) 小作人の土地買入は家族維持に足る限度とすること
  - (四) 中央、府縣、市町村に農地收用委員會を設け地主、小作双方から同數の委員を參加させて土地の買入、賣渡を行わせること

(五) 土地の購入代金は二十四年賦以上の公債で地主に支拂い、小作人から入金あり次第定期的に償還すること

(六) 地價下落の場合に備えて定期的に土地再評價により小作人を保護すること

(七) 一九四五年十二月八日以後の土地賣却や地主の假裝自作は認めないこと

(八) 地主からの農地收用は三年以内とすること

以上にみられる如く日本政府案より遙かに徹底して封建的土地所有制を打破しようとして共に、土地再分配を主張している(英國案の(二)(三)とは注目される)。

これより先二月共產黨はその第五回大會で、當面の民主主義革命における農業革命の進むべき方向と土地綱領を決定した。その主要點は、土地問題についての決定權を農民自ら掌握し、平和的に民主革命が遂行されうる現狀勢に鑑み、かつ農民戦線の統一を確保し、反動的抵抗を弱めるため、農民の欲する場合賠償をも認めるとした。政府は内外の情勢の要求するところ最早第一次改革案の許されざることを知り、わずか半年にして再び農地改革の立案に着手した。そして英國案を參考とし、連合軍司令部と緊密な連絡をとりつゝ、七月二十六日「農地制度改革の徹底に關する件」を閣議決定し、これに基づき新に「自作農創設特別措置法」案を作成、これに應じて「農地調整法」を再度改正し、第九十臨時議會に提出した。これが提案されるや、八月十四日には、マ元帥は、日本の農業から封建的地主を清掃するに決した日本政府の勇氣と決斷を稱讚し、政府の提案は小作農を日本の傳統的地主制度の擲取から解放するものだとの所信を表明した」と總司令部渉外局が特別發表を行い、農地改革法案を

承認した。この兩法律は、これに對する社會黨の修正案(ほぼ後述日農の聲明と同じ)を否決して、無修正で十月二十一日議會を通過し、當面の農地改革の方向が明かとなつた。これが所謂第二次農地改革案である。

第二次改革案は第一次改革案の延長であり、その徹底強化であり、自作農創設の強化をその主たる目的としている。第二次改革案——自作農創設特別措置法と改正農地調整法——の内容を要約すれば次の通りである。

(一) 二〇〇萬町歩以上の小作地につき二年間(昭和二十三年末まで)に自作農を創設する。國が地主から強制買収し、これを小作農に賣渡し、地主小作人の相對賣買を認めない。

(二) 買収の對象となる農地は一切の不在地主の所有地、在村地主の所有する小作地一町歩(北海道は四町歩)を超えるもの、自作地小作地を合して三町歩(北海道は十二町歩)を超えた部分の小作地である。これが完全に行われるとして農林省推計による解放面積と地主戸數は次の如くである。

第26表 自作農創設の對象となる農地面積及び地主戸數

在村不耕作地主 不在地主 計	内地		北海道		計
	戸數	面積(千町歩)	戸數	面積(千町歩)	
八三%	一、三三三	一、三三三	一、九千	一、三三三	六、〇〇千戸
六%	一、八八	一、八八	二〇八	一、八八	一、三三六
八三%	一、八八	一、八八	三三	一、八八	一、三三六

全小作地面積に對する割合

注意すべきは自作農の一耕作の業務が適正でないもの... 三町歩以上の自作地も買収するとし原則は自作地は制限しないことと、買収の基準となる期日を不買収買収や取上のあつた場合は、市町村農地委員会の認定によつて昭和二十年十一月二十三日現在の事實によるとして行つてゐることである。

- (三) 農地価格は第一次案通りに措置してゐる。報償金は内地三町歩北海道十二町歩を限度として、田は反當二〇〇圓、畑は反當一三〇圓を地主に交付する。地主に對する支拂は、一部現金(四千圓まで)他は農地證券(二十四年賦均等償還)で行う。小作人の支拂は二十四年以内の年賦支拂を認める。
(四) 農地の買収及び買渡は市町村農地委員会がその計畫を作成し、都道府縣農地委員会の承認によつて效力を生じ、知事が買収費渡の手續を行う。市町村農地委員会の構成が改められ、小作五、地主三、自作二とし、選挙権は経営主のみならず成年の男女に擴大された。尚選挙された委員全部の同意があれば三人以内の中立委員をおくことができる。
(五) 農地改革と共に未墾地の開放を行い、既墾地に準じて強制買収する。その計畫面積は内地四六・四萬町歩、北海道六四・四萬町歩、合計一〇・八萬町歩である。(開拓問題は戦後大きな問題として取上げられたが、これについては本年報第二集において詳細に述べられる豫定であるからこゝでは割愛する。)
(六) 農地の移動制限を強化し、新に潰廢の制限規定を設け知事の許可制とする。
(七) 小作關係の改善については(在村地主に一町歩の保有を認めた結果約六〇萬町歩の小作地が残存する)土地取上の制限

を強化し、耕作權の移動は當分知事の許可制とし、新に最高小作料を定めた。田は收穫物の價格の二割五分、畑は一割五分である。(第一次改革で既に小作料は金納化されストップされてゐる。)
この第二次改革案に對して、日本農民組合は左の如き聲明(九月七日)を發表した。
「第二次改革案が第一次のそれに比して進歩的であることは認められるが、なお幾多の缺陷を有してゐる。
一、政府が全小作地を買上げ、これを農民の手に移すことを主張する。
二、土地買上に際し地主に報償金を交付する必要はない。
三、土地を購入するか否かは小作人の自由とし、残る固有地の小作人に對しては耕作權を保證し、小作料は田畑とも最高一割五分とすること。
四、農地委員会の構成は解放されるべき農民を主力とすべきであり小作六、自作三、地主一とすべきである。
五、自作農創設主義は農民を對建的地主勢力から解放するが、單なる自作農創設は解放された農民を資本主義的經濟再建に隷屬させるに過ぎない。
...解放された農民を生産協同組合に組織し、農地の集團化を行ふことを基礎として技術改革を實現し、新なる農村建設を完遂せねばならぬ。かゝる關係においてのみ農地制度改革を支持する」と。
改正農地調整法は十一月二十二日、先ず施行され、農地委員の選挙を行う體制がとゞのい、次いで農地改革の手續法たる自作農創設特別措置法が十二月二十九日に施行され、こゝに農地改革實施の法

五、農地委員会委員の選挙とその運営

制上の準備が一應完了した。又十一月六日には全國六地方(仙臺、東京、金澤、京都、岡山、熊本)に農地事務局、各都道府縣に農地部が設けられた。
第二次農地改革の實施機關である市町村農地委員会委員の選挙は、昭和二十一年十二月下旬全國一齊に行われた。農地委員会に農民の力が強力に反映するか否かが農地改革の成否を左右するので、その結果は非常に注目せられた。然し準備期間の不足と趣旨不徹底のため、地方によつて、その歩調に相當の高低があつた。

五、農地委員会委員の選挙とその運営

第27表 市町村農地委員選挙状況(農林省、参考資料より)

Table with 3 columns: 委員階層 (委員、小作階層、地主階層、自作階層), 総数 (10,948), 100.0%

右の如く小作及自作階層は六割弱、地主階層にいたつては八割近くが無競争に終つてゐる。なお、いずれかの階層が選挙を行つた委員會数は五、九〇〇余(五四%)で過半数に達してゐる。又投票を行つた委員會数は地方的に差異があり、東北と南九州は好調、北陸と近畿は概ね低調であつた。
地方的には差異があつたが、無競争が多かつた原因として二つの異つた傾向がある。一つは民主的農民勢力の隆頭の反映であり、こ

れは農民組合の強い地方にみられた。組織農民が選挙の指導權を握り、その推薦によつて小作階層のみならず、自作階層の獲得、地主階層の説得により無投票となつた。併しこれは部分的であつて、大部分は農民に根強く残存する地主勢力の反撃の結果である。即ち農地改革と農地委員選挙の意義の農民への徹底を妨害し、農民の無關心に乗じて地主側を代表する各層候補者を推薦し、或いは村會、部落會等を利用して候補者を一方的に選び、又は村役場、農會、農地改革推進協議會の名によつて自己の陣營の者を候補者として押した。選挙を實施した所では活潑な選挙戦が展開された所も多く、地主側と農民組合側が鋭く闘つた村も隨所にみられた。
さて選出された農地委員の性格はどうであるか、——第二次改革をどの程度押し進めうるかのバロメーターになるだろう。

第28表 農地委員の各階層別構成状況(昭和廿二年三月現在)

Table with 2 columns: 階層 (小作階層, 自作階層, 地主階層), 構成 (純自作, 純自作, 地主兼自作, 不耕作地主)

(註) 本表は北海道、岩手、宮城、山形、茨城、栃木、千葉、東京、長野、鳥取、島根、岡山、徳島、香川、高知、宮崎を除く九州各縣計廿一都道府縣の市町村農地委員選挙結果調査報告より作成したものである。従つて全国的には多少の差異があらう。

地主階層では、寄生地主たる不耕作地主の委員は微々たるもので地主兼自作が壓倒的多數であることが目立つ。而も地主兼自作中東

北では一町一町五反を、關東以西では五反一町を經營しているものが最も多いことを右の調査は示している。例えば、長野縣では地主兼自作の委員の經營面積は、五反一町が三五%、五反以下が三〇%となつてゐる。村で勢力を占めてゐる地主は耕作する地主であり、農地改革に對する地主層の反響の執拗さがうかがわれるであろう。又農地委員會の運営上中立的立場にある自作階層で純自作と自作兼地主が六三%を占めてゐる事實は上の傾向を強めることとなる。

村の顔役たる市町村長、助役、市町村農業者會長、同理事、市町村會議員が農地委員となつたものは地主階層に最も多く、自作階層に最も少いことは一般的傾向であるが、長野縣の場合を示せば、各階層の委員中前記兼職者は地主階層二五・八%、自作階層二二%、自作階層一%となつてゐる。

一方自作階層の委員中農民組合員の占める割合は二三・二%（前掲調査による全國二七府縣平均）となり思つた程の進出ぶりではない。これは地方によつて非常な高低があり、香川（五五・二%）、栃木（四一・四%）、山形（三八%）、長野（三七・二%）は多く、熊本（六・五%）、奈良（一〇・一%）、和歌山（一〇・二%）、千葉（一一・一%）等は少い。

市町村農地委員會の性格を知る上に最も注目すべきは、その會長の階層である。會長は委員會を統轄し、可否同数の決定権をもつので、會長を地主側か、自作側か、いずれが占めるかは農地委員會が動くかの一應の指標となるだろう。

以上市町村農地委員會委員の選挙の状況及びその性格から考えると、農地委員會の民主化未だしの感が深く改革の前途多難を思わせる。そこで政府はリコール制の活用を府縣に指令し、その趣旨を宣傳し、農民組合も屢々これを活用した。その結果一、二月の頃埼玉（七七件）長崎（五五件）茨城（三三件）等相當に活用された所もある。このリコール制は、現在まで農地改革の非協力者または阻害者たる委員を追放するため、各地で利用され、既に數百件に達してゐることである。然し、なかには地主側がこれを悪用して職團的な委員を排出した例も生じてゐる。

都道府縣農地委員會の選挙（市町村農地委員中から互選）は全國一齊に昭和二十二年二月下旬に行われた。選挙は概ね活潑であつたことは全國平均の棄権率七・二%（農林省発表）に止まつたことからもうかがわれる。中立委員の選任も三月下旬までに完了して都道府縣農地委員會が成立し、こゝに農地買収の體制がとゞのうに至つた。因みに府縣農地委員の性格を知るために所屬政黨調をかゝけておく。

第30表 都道府縣農地委員所屬政黨調（昭和二十二年六月末、農林省）

社	民	自	國	協	農	共	地方	政黨	無	計
小作	一五	八	九	八	一四	三	二	三〇	四六〇	
地主	一三	三	七	六	〇	一	八	一六	七	
自作	四	五	九	二	二	三	六	二七	一八	
中立	五	四	三	八	一	一	三	六	一〇	
計	二九	九	六	二	一七	四	三	三	六	
	二九	九	六	二	一七	四	三	三	六	

以上多少詳細に農地委員會の性格を分析したが、それは第二次農

第29表 市町村農地委員會會長階層別區分  
全國平均

昭廿三、三月	昭廿三、八月
小作	二八・八%
地主	三三・八%
自作	三三・九%
中立	三・〇%
計	一〇〇・〇%

（註）三月から八月までに自作階層の會長が微増し、地主會長がやゝ減じてゐるのはリコール制の實施等自作側の進出を物語る。

府縣別（昭廿二年八月末）

（一）地主階層の會長が壓倒的に多い（三〇府縣）  
愛知、三重、滋賀、京都、大阪（五府縣）

（二）五〇%以下なるも非常に多い縣……青森、岩手、秋田、福島、神奈川、石川、福井、岐阜、靜岡、兵庫、奈良、鳥根、山口、愛媛、長崎、熊本、大分、宮崎（一九縣）

（三）稍多數なる縣……宮城、茨城、群馬、埼玉、富山、佐賀（六縣）

（四）自作會長の優勢な縣……山形、香川、福岡（三縣）

（五）自作會長の進出せる縣……北海道、栃木、千葉、東京、新潟、山梨、長野、和歌山、鳥取、岡山、廣島、徳島、高知（一四一郡一縣）この中小作會長が地主會長より多いものは、北海道、山梨、長野、徳島、高知である。

地改革の第一線に立つ市町村農地委員會の運営に明かに反映してゐるといえる。一般的にみて、耕作農民の力が強い村々では農民組織がそのバックにあり、法を額面通り適用して買収計畫の樹立、土地取上の防止等を行つてゐるが、他方地主勢力が強固なところでは委員會が地主側にひきずられ、自作側の主張を封じたり人情論で承諾させたりして、地主側に有利に解決する例が多い。全般的にみて頭初農地改革の趣旨が農村に徹底せず、加うるに法律が難解であつたため、農地委員會の活動は不活潑であつたが、耕地一筆調査から買収計畫の樹立へと進むにつれて、次第に順調になりつゝあるものが多い。そして縣や郡單位に市町村農地委員會會長、委員あるいは書記の連合會や協議會が各地に結成され、横の連絡を密にして夫々活潑な活動をしてゐる。耕作農民の自覚が進み、農民組合が組織されたところでは、地主的運営を行つてゐる農地委員會に對し、リコールを要求し、改選の結果勝利を占めてゐる例が多い。併し、逆に「リコールの度毎に地主側の所謂自治農民組合が勝を占め、最近ボス化の傾向さえある。土地取上を是認したり、ブローカー化したり、農地委員會價格を生じてゐる」（農業者朝日、十一月號）「農地改革は進行してゐるか」という報告もある。

一方、府縣農地委員會の運営は大體順調で、特に新潟、長野等日農系が過半数を占めてゐる所では活潑である。青森、栃木等も自作側に有利だといわれている。（農業者朝日前掲）

農地委員會の費用の少いこと、専任書記の待遇が低い一般官吏に比してもはるかに悪いことは最初から問題になつてゐた。町村當局が地主側に握られてゐる所では、經費支出について農地委員會を壓迫してゐる。九月には北海道、東北農地委員會代表者協議會の提

唱により、「農地委員全國協議會」が結成せられ、「經費増額」「必需特配」の決議を行い、要求貫徹に立ち上がった。又「農地委員職員労働組合全國連合會」が十二月に結成され、農地改革の事務的な仕事を一身に引受けている書記は「最低賃銀制の確立」「越冬資金の支給」「身分保証」を決議し、農相に手交するに至り、その待遇の問題と共に農地改革終了後の書記の身分の不安が表面化して来た。

六、農地買収の進捗と賣渡の開始

農地改革法に基く農地の買収は昭和二十二年三月から始まった。末端における買収計畫の樹立は都道府縣農地委員會の成立前から進められた。然し在村地主の保有面積を府縣別に決定する中央農地委員會の成立が非常に遅れ、漸く三月二十六日委員(小作側八名、地主側八名、農業者代表二名、學識経験者五名)が選任せられたので、第一回の買収は不在地主の農地のみに限られることになった。現在まで四回の買収が行われたが、その累計面積は次の通りである。

第31表 昭和二十二年農地買収実績

買収面積(町)	同累計(町)	百分率(%)
第一回(三月三日)	一、二九・二八九	五・八九
第二回(七月二日)	三、一九・〇七三	一三・八七
第三回(十月二日)	三、四八・七三〇	一六・七〇
第四回(三月二日)	七、七三・六六六	三三・七〇
財政院で物納された農地	一、一四・二〇〇	五・三〇

(註) 1 買収実績は都道府縣農地委員會の承認した面積である

第32表 農地賣渡実績(累計)

三、七月末	三六、〇〇〇町歩
八月末	五、四〇〇
九月末	九、〇二七
一〇月末	一一、七二二
一二月末	一五、六六一
三月末	一八、一五〇

(註) 賣渡面積は都道府縣農地委員會の賣渡計畫承認面積の集計である。

一 萬歩以上賣渡したものは北海道山形、福島、富山、岐阜、熊本であり、賣渡皆無のものは栃木、廣島、山口の三縣である。

農地の賣渡をめぐって、農地改革は新たな段階に入りつつある。買受けるかどうか、買受ける場合には誰が買受けるかは小作人にとつては大問題である。そして賣渡をめぐって、又それを行う農地委員會をめぐって、富農と貧農との対立も漸次明かになるうとしている。政府が買収した農地の小作人が買受けるのが原則であり、多くの村ではそうなつているが村の平均經營面積に頭をそろえようとして、飯米農家を排除して適正規模自作化を行おうとしたり、又農地の共同管理の方向をとろうとしている村もある。全般的には農民の小所有者は抜き難いものの如くである。

七、農地改革をめぐる地主の動き

戦時中から除々にではあるが弱体化し、あつた寄生地主層は、戦後農地改革が必至となるや反動的攻勢を開始した。土地取上を筆頭

2 百分率は昭廿一・四・廿六農家調査による小作地總面積(三、四四、三三町)に對するものである。

3 府縣別にみても大體五割内外で特に北海道(八〇%)、石川、島根(七〇%)はよ。

右の如く買収は七月から在村地主の所有地にも手をつけ、數字の上では相當進捗している。(目標二〇〇萬町歩に對しては七五%)既に開放を完了した村も多い。然し四・二六調査の場合の小作地の減少や、二十二年六月農林省の發表せる市町村農地委員會の調査に基く府縣別開放見込面積が一、五四二、四六三町歩となつてゐること。在村地主保有一町歩の容認等からして、今後相當の困難をともなうことが豫想される。今後耕作農民と地主との激烈な闘いが、どこまで解放面積を引上げて行くか注目せられなければならない。二〇〇萬町歩計畫を實行するため、中央農地委員會は、開放面積が小作地面積の七割に達しない府縣では、府縣別の地主保有面積を一割引下げ得ることを決議し(五月)、それに従つて多數の府縣では一割引下げを実施した。更に政府は社寺有地は小作地自作地の別なく原則として買上げること指令(十一月二十六日)している。

政府が買収した農地の賣渡は、當初買収と同時に賣渡方針であつたが、各種の事情から漸く六月になつてその準備に着手した。買収に比し賣渡がおくれてゐるのは、その技術的方法の決定が遅れたこともあるが、農地委員會が買収に主力をそそいだこと、賣渡の前に交換分合をできるだけ行つたこと、勸奨せられ又農民の方もその氣運が強いからだといはれてゐる。賣渡は除々に始まり十二月末までに十八萬町歩余になつてゐる。

に、ヤミ小作料の要求、土地の闇賣り、山林への進出、農地委員會の支配權掌握や運営の妨害、地主團體の結成、調停・訴訟、訴訟の利用等あらゆる手段で執拗な反撃をうけてゐる。地主の攻勢は、寄生的性格を維持しようとすると共に、農地改革を契機として自作農化し、新たな形——富農化——で自からを發展させようとする傾向が強まつて来た。次に、その主な動きを述べよう。

(一) 土地取上

戦時中からの小作料物納の修正により、次第に土地に寄生するところが許されなくなつて来た地主層は、敗戦による混亂——軍需産業の崩壊、復員、徵用解除、食糧事情の逼迫——の上に農地改革が必至となるや、飯米獲得、進んでは自作化し、再び村のヘゲモニーを握ろうとして、敗戦の年の秋から猛烈な土地取上を開始した。その上十二月から翌年の春にかけては、小作契約の更新期であるので取上に一層拍車をかけ、昭和二十一年二月一日から改正農地調整法が施行——土地取上には市町村農地委員會の承認を要す——されたが効果なく、益々増加して植付期に入るまでは増勢を止めなかつた。更に同年四月から小作料金納化が實施され、インフレーションと食糧危機は深刻化し、第二次改革による在村地主保有面積の大巾引下が明瞭となり、翌二十二年三月から愈々農地改革が實施せられる段階となつて、地主の反撃は益々烈しく露骨化して来た。敗戦後の土地取上は驚くべき多數にのぼつてゐるが、どれ位か適確にはわからない。農林省が發表した推計によれば、第一年度は約二十五萬件、第二年度(五月末まで)は約二〇萬件を超え、地主の要求が全部又は一部通つたものは三〇——五〇%という。この間、頭小作農民は一方的な地主の取上に屈して泣寝入りの状態であつたが、土地取上

七、農地改革をめぐる地主の動き

第35表 耕地立入禁止假處分申請事件調 (農地改革資料 9, 10合併號)

年次	申請件数			事件の概要				結果	
	申請人側		計	小作権擁護	所有権確保	耕地に対する所有権の争	小作人間の紛争	假處分の許可	申請の却下、取下
	小作人	地主							
21.1~12	224	115	339	204	111	7	17	287	40
22.1~6	15	24	39	12	24	0	3	33	0

第36表 小作調停事件總數及び結果調 (同)

年次	總件数						結果					未済
	申受	新受				合計	調停成立	不成立	取下	その他	計	
		小作人	地主	その他	計							
21.1~12	392	4,672	2,748	94	7,514	7,906	4,191	177	2,355	28	6,751	1,155
22.1~3	1,057	363	450	16	829	1,886	340	40	349	1	730	1,156

第37表 昭和二十一年小作地取上に關する小作調停事件表 (同)

結果理由	既調停成立							調停不成立			計	未済
	全部小作人		一部地主		その他			不調	取下	その他		
	全部小作人	一部地主	全部地主	一部小作人	その他							
地主自作	305	372	38	155	35	13	50	476	4	1,448	225	
食糧打開	100	160	10	56	14	10	26	304	6	686	120	
復員疎開	62	152	10	53	12	6	14	157	4	470	81	
單なる引上	135	67	10	16	10	5	6	206	0	455	78	
耕作者の生活確保	200	31	2	0	15	0	0	33	0	281	27	
期限到來	29	55	4	45	5	2	6	122	1	269	23	
第三者に賣却	63	41	1	6	40	8	3	77	4	243	35	
その他	143	123	24	52	53	36	23	251	12	817	147	
計	1,037	1,001	99	383	184	80	129	1,626	31	4,569	736	

この數字は、第一に正式に申請したものは取上要求中の一部分に過ぎず、(敗戦後二年目に二〇萬件の取上があるという)、第二に許可したものゝが應召等による一時貸借を含むとは云え相當多いことを示している。

地主の土地取上攻勢は單純なものから次第に種々な手段に訴えるようになってきたが、なかでも司法権を利用して有利に解決しようとする傾向の増加がみられる。第一には地主による立入禁止の假處分の申請である。植付期前に青森、栃木、高知、鹿児島等の諸縣にみられた。そして廿二年には地主の請求が小作人の請求より多くなつてゐる。第二は地主が土地取上の手段として小作調停を利用する傾向である。農地調整法第九條の土地取上制限を回避しようとして小作調停に持ちこたむ技道である。小作調停事件中土地取上に關するものが壓倒的に多く、又廿二年には地主の請求が多くなつてゐる。

農林省が最高裁判所に對し、「農地改革の遂行に對し司法権の協力方依頼に關する件」として、右の如き内容の

第一章 農地改革の進展

第33表 戦後における土地返還争議の規模及び返還割合

期間	内 地	北 海 道									
		件数	關係小作人	面積	一件當小作面積						
						件数	關係小作人	面積	一件當小作面積		
20.8.15~21.8.14	地主の取上要求	23,295	32,720	6,801.1	1.40	0.29	8,934	5,932	14,946.9	1.5	1.38
	内返還させたもの	9,014	11,777	1,689.9	1.30	0.19	1,157	2,088	1,426.3	1.8	1.23
	百分率(%)	38.75	35.99	24.85	/	/	29.41	34.90	9.54	/	/
21.8.15~22.5.31	地主の取上要求	20,098	24,949	4,298.0	1.24	0.21	4,167	7,311	7,459.2	1.75	1.75
	内返還させたもの	5,772	7,119	949.6	1.23	0.16	1,246	2,238	1,871.4	1.80	1.50
	百分率(%)	28.72	28.58	22.09	/	/	29.90	30.61	25.09	/	/

(註) 21年8月以降には東京都を含まず (農林省農地部、參考資料 22年11月)

は農民組合再建の刺激となり、土地取上に組織的に反對闘争に立ちあがつた。そして、農民組合運動が擴大強化し、農地改革の趣旨が徹底するにつれて農民の自覺は高まり、容易に取上に應じなくなり、兩者の對立は一層深刻となつてゐる。而して耕作農民の力の強いところでは土地取上は完全に防止されてゐる。たとえれば長野縣の鹽尻村では、土地管理組合が農地委員の背後にあつて、昭和二十年十一月廿三日以後の土地取上はすべて再審査し、耕作権を完全に擁護してゐる。

對立は争議として激發する。土地取上要求に基く小作争議は戦前

の十倍近くになつてゐる。地主の暴力行使による耕作開始事件が續發し、これに對して農民組合が實力を以て集團的に耕作を行つた事件もある。

土地取上争議は第二年度になつても依然として續いてゐる。一件當面積は二・九反から二・一反へと減少し争議は零細となつてゐる。敗戦前昭和一五年一〇・八反、昭和十九年五反に比し著しい減少となつてゐる。耕作農民の力の強化されたことは返還した件数及面積の減少の中にもみられる。

昭和二十一年十一月二十一日以後土地取上は市町村農地委員會を経由して知事の許可を要することになつてゐる。

第34表 小作地返還許可申請状況 (廿一、廿二、廿三、廿四)

申請件数	内	
	申請通許可	條件附許可
〇申請件数	三六、三九七件	
〇處理件数	二五、五八八	
申請通許可	二四、六九	
條件附許可	一、九〇	
地主数	二、五九	
小作人数	一三、八八四	
畑	一〇一・八町	
田	三三九・四町	
地主数	四二一	
小作人数	四七五	
畑	四・八町	
田	一三・四町	
不許可(含取下、却下)	一〇、七〇	
畑	一〇・九一町	
田	二九・七九町	
未済件数	一三、八五	

警告を發している(昭和二十二年六月二十五日)ことはその間の事情をよく反映している。そして組織農民の側からも、小作調停法廢止要求の聲があることは、地主側に悪用されている例が多い證左であらう。

(二) 小作料の要求 (三、参照)

(三) 農地の開墾

公定價格による強制買収を免かれようとして、開墾による買逃げが、農地改革の實施直前に特に盛んであつた。反當二千圓から四千圓という取引の事件があり、なかには開墾の外に米をつけさせた地主もあつたという。これは開小作料とともに寄生地主としての攻勢の面である。なお自作の能力のない地主は小作人と請負契約を結んだり、共同經營を假裝して買収を免かれようとしたものもある。

(四) 地主攻勢の暴力化

農民の耕作權擁護への意識が進むにつれて、農地問題をめぐつての對立は遂に暴力事件まで生ずるに至つた。土地取上に、農地委員會の動きに對し、地主が暴力に訴えて事を解決しようとして、刑事事件に及んだ例が全國に多數ある。面白い例として、「農地問題に起因發生せる暴力事件狀況(熊本農地事務局報告)——農地改革資料一五號」によれば、九州地方(宮崎縣を除く)において昭和二十二年四月から九月までの間に、總計三四件の暴力事件——脅迫、暴行、傷害等——が起つてゐる。發生原因は壓制的に土地取上に關するものが多く二五件であり、加害者は地主(一九件)小作(一〇件)自作(三件)となつてゐる。

(五) 地主團體の結成

地主の反抗は個別的なものから次第に組織的なものへと發展し、

生活權擁護を名として必死の反撃を示しつゝある。農地改革が實施せられるにつれて、各地に地主組合が組織され、農民組合に對抗し農地委員會の運営を阻害したり、土地取上を合法化しようとしたり集團的組織的動きをみせてゐる。而もかつての寄生地主の組合と異り、自作農の一部をも含めて組合を組織して協同組合、自治農民組合等と稱しその指導權を握り貧農中心の戰鬥的な農民組合と對立する傾向のあるのは注目すべきである。

村單位の組織から郡單位へ、更に府縣一圓の組織へと擴大して行く。二三の例を示せば、大阪府一圓に會員一萬と稱する地主團體があり、元判事が會長をしてゐるということであり、京都府の南部地方にも元代議士を中心とした團體が動いてゐるといわれる。最も顯著なものは「大分縣農地協議會」であつた。昭和二十二年一月地主有力者及び保守政黨幹部が中心となつて設立し、農地改革反對を表明し、農地法の改正を目標として運動を開始し、九州一帯に及ぼすうとした。町村に續々と支部が作られる氣運をみせ、マ司令部に法律改正の請願運動を起すに至つた。そこで軍政部當局が重大關心を示すに至り、漸く五月に解散するに至つたが、その影響は他縣にも波及してゐる。(例、鹿児島縣日置郡農地調整協議會、會員二千といふ)

(六) 訴訟訴訟の利用

地主が土地取上の有利な解決方法として司法權を利用しようとしてゐることは前述したが、その外、市町村農地委員會の農地買収計畫に對する組織的な異議申立、府縣農地委員會に對する訴訟等が多くみられる。特異な例としては、熊本縣において「湯前町事件」と呼ばれる事件がおこり、地主側組合が小作人組合の農地委員會長の

職務執行を停止することを裁判所を利用しておこない、農地委員會の運営を妨げている。又農地法は地主の生活權を一方的に壓迫してゐる、あるいは農地の買収價格は「正當な補償」ではない等の、新憲法違反を理由とする訴訟が北海道、山形、栃木等にあらわれ、新たな問題となつてゐる。

(七) 都市計畫

東京をはじめ全國主要都市周辺の地主は都市計畫法による土地區劃整理施行地區内の農地の指定問題をとりあげ、宅地として買収を免かれようとする運動を續け、農地が宅地かをめぐり地元農民や農民組合と深刻な對立を示してゐる。この場合には、府縣議會議員、政黨代議士等が背後にある場合が多く、政治問題となる可能性が多い。

(八) 山林への進出

農地法の如き制限のない山林へ地主は向う。土地取上に應じない者から採草地や薪炭林の利用權をとりあげたり、(岩手縣の山間部等遅れた地方に多い)、あるいは積極的に山林を買入れて村の支配權を確保し、山林を掌握することによつて農民を經濟的に従屬させようとする傾向がみられる。又消極的に山林の高價な賣拂(未墾地買収の回避)、や立木伐採も多くみられる例である。

八、農民の土地闘争

軍國主義の手によつて沈黙せしめられていた農民組織は、八・一五以來「耕作權の確立」「土地を農民へ」の旗じるしをかかげて再建せられ、農民運動は燎原の火の如く全國に擴大した。當面の民主

々義革命において組織農民が對決しなければならぬ基本的問題は、いふまでもなく土地問題である。土地闘争を通じて農民組織は強化されて來た。既に述べたように組織農民は地主の土地取上に對して團結の力を以てこれを粉砕しようとする。地主の開小作料の要求に對しては小作料の一括納入で闘い、勝利を得ている例も多い。農地委員會の選挙で農民組合が指導權を握つて多くの村々で自己の側の候補者を當選させた。そして農地委員會を強力に支援して農民の農地改革たらしめようと活潑な動きを示してゐる。

日農は當面の運動方針として、農地改革に對して第三次改革を要求すると共に、左の如き方策によつて改革を徹底的に行おうとしてゐる。

- (一) 農地委員會の運営を指導し、地主勢力の抵抗サボタージュを打破り、速かにまた徹底的に農地買上げを行う。尙組合の力によつて地主保有地をも政府に賣らしめるよう仕向ける。
- (二) 農地委員會が地主的勢力によつて占められてゐる場合にはリコール制を活用し、またその活動が農地改革を阻むことが明らかに立證される場合は、それが解散、再選挙を要求する。
- (三) 農地の買上計畫、賣渡計畫は之を別個にたて、先ずどしどし買上げを進める。

(四) 農地を買うか買わないかは自由とする。買わない場合には土地管理組合等を組織して一括國家より借り受け管理する等々次の段階へと飛躍しようとしてゐる。その進み方は村の社會經濟的條件の相異によつて色々ある。第一に長野縣小縣郡鹽尻村では、中貧農層を中心に土地管理組合を組織し、これが母胎となつて第二次

農地改革を最大限度まで實行すると共に、小作地の共同管理から自作地をも含めた共同管理へ進みつゝある。昭和二十二年六月現在組合への加入農家は小作九四%、自作四二%であり、組合の管理する小作地六〇・二%、自作地二七・八%に達している。(農地共同管理實態報告、政治經濟研究所)。組合員は組合に耕作權管理委任状を呈出し、小作契約その他耕作權に關する一切の權限を委任している。こゝでは理不盡な土地取上はみられない。村の進んだ農民は、零細な自作農となるよりも、その資金を經營の面に注ぎ込み、生産の協同化を行うことこそ農業生産力を發展させる道であると考へてい

る。

第二は長野縣下伊那郡那那村にみられるごとく農地改革の實施を機會に、土地管理委員會の民主的な指導の下に一應耕地を管理し、各實行組合を單位として、全村的な完全な耕地の交換分合と集團化を圖り生産力を高めようとしている。

第三に、長野縣東筑摩郡征賀村では耕地の交換分合を行い、耕作能力を土裏に適正耕作基準を決定し、適正規模自作農を創設する。そして餘つた耕地は部落共同組合管理に移している。この村では共同管理は未だ問題となつていない。(政治經濟研究所前掲)

以上は典型的な村の例であるが、こゝにみられるように、農地改革によつて古い殻を破り、その上に新しい民主的な村の建設が既に行われつゝある。下からの徹底的な農民のコースによる農地改革を押し進めようとする耕作農民の力は次第に高まりつゝある。

### 九、農地法の改正

にする。これ等はいずれも従來の原則と例外をひつくり返してゐる點注目される。

(三) 政府の賣り渡す農地の對價及び政府の所有する農地の小作料の徴收は市町村に行わせる。(以上自作農創設特別措置法)

(四) 農地の貸借の合意解約も市町村農地委員會の承認(當分は知事の許可)を要することを明かにすること。これは従來農林、司法兩省の見解の相異より種々紛糾していたものを立法的に解決した。

(五) 耕作者が自家用の薪炭原料を採取する薪炭林、肥料、飼料用の草若しくは落葉を採取する採草地及び家畜の生産飼育のための放牧地につき、それらの使用權の保護、移動統制及び設定を行う。

(六) 小作料金納化の例外たる代物辨済の規定を削除する。

(七) 昭和二十年十一月二十三日以後の不當な土地取上について獨小作人の請求により市町村農地委員會が救済することができること(以上農地調整法)

以上の内容により明かなやうに第二次農地改革の不備を修正し、補強しようとする改正である。併し牧野の開放といひ、薪炭林採草地の使用權の保護といひ、小作料代物辨済の廢止、不當な土地取上返還の遡及といひ耕作農民の土地闘争の過程における切實な要求であつた。

### 九、農地法の改正

第二次農地改革は現在實施の半ばにあり、上からの「プロシヤ型」地主的コースと下からの「アメリカ型」農民のコースとの激烈な闘いのうちに進行している。農民層の階級分化——一部富農層と廣汎

日本農民組合は昭和二十二年二月の全國大會で、地主保有地を廢し全小作地を國家において買上げることが主眼とする第三次農地改革を議題としてとりあげた。併し政府はこれ以上の改革は行わないとしばしば言明し、平野、波多野兩農相も「第二次農地改革が完遂せられることこそ先ず必要である」としている。

第一回國會に自作農創設特別措置法及び農地調整法の改正法律案が提出された。これは第三次改革を意味するものではない。十二月八日兩法は無修正で國會を通過した。その主なる内容は次の通りである。

(一) 農地改革の一環として新に牧野(家畜の放牧又は採草の目的に供される土地)の開放を行う。

政府は不在地主の所有する小作牧野については全部、在村地主の所有する小作牧野については北海道は平均一町歩、都府縣は平均三段歩(これらの面積は第二次改革であるという)ことを示す以外に意味はない)を超える部分の牧野、自作牧野については、農地と合して北海道では平均二十町歩、都府縣では平均五町歩を超える部分の牧野を買収する。買収の手續は農地と同様農地委員會の牧野買収計畫による。買収した牧野は可能な限り自作農創設の用に供するが土地の状況により分割不適當な場合は牧野の集約的利用を促進する條件下に共同利用の方途を講ずる。解放豫定面積は北海道、内地各々一〇萬町歩計二〇萬町歩と發表している。

(二) 自作地も平均三町歩以上は原則として買収(買収しないのは耕作の業務が適正である場合に限る)すること、買収計畫は原則として昭和二十年十一月二十三日現在で定めることを明確

な貧農層の創出——は明かに進んでいる。日本農業資本主義化への途は、地主のブルジョア化の道を辿るか、徹底的な農民の農業革命がこれにうちかつか、まさにその關頭に立つてゐる。

第二章 戦後食糧問題の推移

はしがき

——戦時食糧需給の推移——

戦争は日本のあらゆる産業を荒廢させたが、農業もまたその例外ではありえなかつた。農業用各種生産資材、労働力の不足等の悪條件の累積、更に再生産に對する何等の顧慮も拂われない食糧調達——戦時供出の強行は、日本の農業を次第に荒廢させて行つた。そしてこれらの事情は當然に又わが國の豊かでない食糧供給を一層窮屈にさせ、又さらでだに脆弱な日本農業を一層偶然の豊凶の手に委ねさせることにより、食糧供給の不安定の度を増大させた。この間の事情は別項(第二章第三章)に詳細に示されるところであるから、こゝにはその一、二の基本的メルクマールを指摘するに止めよう。

例えば、耕地面積は昭和十六年においては六百萬町歩であつたものが、昭和二十年、二十一年には、それぞれ五百三十萬町歩、四百九十八萬町歩と、僅々數年にして約百萬町歩の減少を示している。勿論これらの減少の中には、農林統計の關係者自身が指摘している様に、戦時の強行的供出制度に對する農民の消極的反抗たる耕地の過少申告に原因するものが大いに含まれてはいるといへ、何れにしてもこの基本的生産手段たる耕地の減少はおおむね、何れにしても更にこれを作付面積についてみれば、同じく農林統計によると、

米は昭和十六年の三百二十萬町歩から、昭和二十年には二百九十萬町歩へと約三十萬町歩の減反を示し、麥も僅かではあるが減少を示し、たゞ、戦時中、主食増産の一翼として殆んど強制的に作付が行われた諸類が約十三萬町歩の増反という例外を示すに止まつている。しかしながら、更に反當收量についてみると、戦争による農業の荒廢は一層明瞭となる。例えば作付反別においては増加を示した諸類もその反當收量は甘藷が昭和十六年の三二七貫から昭和二十年の二五八貫へ、馬鈴薯は二九〇貫から二三三貫へと著しい低下を示し、施肥その他の條件の悪化を作付の増加によつて補わんとする戦時食糧増産の悲惨な實體を明らかにしている。

これら農業の荒廢により、必死の増産努力にも拘らず食糧の生産は戦前の水準を維持することさえ、次第に困難となり、敗戦の年には、荒廢しきつた脆弱な農業は、天候の不順に見舞われて、一擧に數十年來の大減收を示すに至つた。

以上の如くにして、國內産食糧の供給は工業人口や軍隊の増大に基く戦時の食糧需要の急激な増加を到底賄いえなかつたが、この不足を補うべき海外からの食糧移入も次第に困難となつた。佛印、シヤム等からの南方米の輸入は、十五年から十八年迄は年々五百萬石乃至一千萬石弱に上つたものが、十六年を頂點として次第に低下し海上輸送力の壊滅により十八年以降は全く不可能になつた。他方朝鮮、臺灣よりの移入も、十四年までは約一千萬石をこえていたもの

第38表 支那事變以降年度別主要食糧需給概要(農林省農會報告より單位米換算千石)

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年 (見込)
前年度よりの繰越高	8,007	7,512	8,498	4,061	4,357	7,070	2,352	2,612	2,305
米穀生産高	67,340	66,320	65,869	68,934	60,280	54,594	65,468	60,352	56,200
早稲					594	1,308	2,535	2,500	2,800
輸入高	287	151	156	7,984	9,827	8,744	5,277	—	—
移入高	11,592	15,120	9,652	3,179	5,276	6,937	1,811	4,800	1,572
内訳									
朝鮮米	6,736	10,149	5,690	895	3,306	5,235	—	3,500	151
臺灣米	4,856	4,971	3,962	2,784	1,970	1,702	1,811	1,300	1,571
代替食糧	—	—	—	—	—	2,360	4,453	11,006	13,607
内訳									
麥類	—	—	—	—	—	2,360	3,795	5,501	7,450
諸類内地雜穀	—	—	—	—	—	—	402	2,435	3,200
外國產雜穀	—	—	—	—	—	—	256	3,070	1,957
防空備畜放出	—	—	—	—	—	—	—	—	1,470
供給合計	87,226	89,103	84,170	84,188	80,334	80,913	81,896	81,270	77,954
農家消費高	79,066	80,023	79,343	78,887	24,346	25,398	26,488	24,150	22,750
配給高					46,840	51,079	49,777	51,350	49,050
軍需					1,076	1,384	2,246	3,015	4,928
輸出高	104	70	153	334	231	36	103	—	—
移出高	544	517	614	610	771	664	670	450	400
需要合計	79,714	80,610	80,109	79,831	73,264	78,561	79,284	78,985	77,158
差引持越高	7,512	8,493	4,061	4,357	7,070	2,352	2,612	2,305	796
海外依存率(%)	14.9	18.9	12.2	14.0	20.6	20.0	9.3	10.0	9
年間代替食糧割合	—	—	—	—	—	3.0	5.6	13.9	17.6

備考 1). 20年度見込の中型年への持越高796千石とあるも、右數量は戦争終結に伴う各種重要の減少等により2,500千石程度となる見込  
2). 代替割合、海外依存率はどれも總需要高に對する割合である。

が十五年以降三百萬石乃至七百萬石程度に激減するに至つてゐる。かくて戦争末期においては海外からの食糧補給はもつぱら滿洲雜穀に頼るほかなかつた。これらの事情は第三八表に示される通りである。

かくして、國內の食糧生産は減退乃至停滞し、海外からの食糧補給も次第に困難となりわが國の食糧需給は年々窮迫の度を増して行つた。

日支事變當初において、わが國の爲政者は食糧需給の見透しについて、「みづほの國」という言葉に頼つて、全く神がかり的な樂觀を抱いていたのであるが、この根據なき安易な見透しは、はやくも事變後僅々二、三年にして全く崩れ去り、十五年産米から主食に對して國家統制を加えざるをえなくなり、ついに麥及び諸類もそれぞれ十六年産、十七年産から主食として國家管理のもとにおかれるに至つた。しかし乍ら、之等の國家統制も、窮迫する事態を好轉させることはできなかつた。即ち、その供出制度についてみると、割當は天降りので且不公平を極め、又供出食糧に對する代價も何等再生産を保證せず、之等の不合理をたゞ警察、後には憲兵の強力によつて、強行したにすぎなかつた。その結果



は、農業生産の衰退に一層拍車をかけ、或いは過少申告等にあらわれる農民の反抗を増大するのみで、政府の食糧調達を減少させるに止まった。しかも他方配給制度も、多くの不正、不公平の餘地を残し、一般大衆を犠牲にして「星と櫻と顔」といふ戦時流行語に象徴される戦時特權階級の食糧を賑わしたにすぎなかつた。

第39表 米供出状況の推移

年	生産高(A)		供出割當(B)		(B/A)	供出実績(C)		(C/A)	(C/B)
	千石	指數	千石	指數		千石	指數		
17	66,775	100.0	41,017	100.0	61.4	39,970	100.0	58.4	97.0
18	62,887	94.1	39,059	95.1	62.2	39,681	96.7	63.1	101.0
19	58,558	87.6	37,250	90.8	63.6	37,294	90.8	63.7	100.1
20	89,149	58.6	26,561	64.2	60.8	20,610	51.5	51.5	77.5
21	61,886	91.9	28,063	68.4	45.7	29,298	70.1	47.7	104.4

かくて、これらの國家統制にも拘らず、政府の食糧操作は次第に困難をまし、例えば、政府の米買入数量は十七年より十九年の間に約一割減少し(第三九表参照)、年度末の持越米は十七年までは四百ないし八百萬石を上下していたものが十八年には二百萬石に激減し他方當年産米の早晩高は、累年増加し、十九年には二百五十萬石に達するに至つた。(第三八表参照) この間にあつて、主

第40表 學童體位の低下(經濟實相報告書統計篇より)

	都市國民學校				農村國民學校				
	男子		女子		男子		女子		
	昭和12年	昭和21年	昭和12年	昭和21年	昭和12年	昭和21年	昭和12年	昭和21年	
身長(cm)	1年生	110.3	107.0	109.1	106.2	109.1	107.9	107.2	106.9
	2"	116.4	111.9	114.0	111.7	112.5	112.9	112.6	111.5
	3"	120.3	116.9	119.9	115.9	119.3	117.6	117.7	116.7
	4"	125.5	121.0	124.4	120.8	123.9	122.2	122.8	120.8
	5"	130.5	125.6	129.2	125.2	128.9	126.7	127.6	125.6
	6"	134.7	129.9	135.6	130.1	132.1	130.9	132.9	130.4
體重(kg)	1年生	18.4	17.6	17.9	17.2	18.3	18.1	17.2	17.5
	2"	20.4	19.6	19.8	18.9	20.1	19.9	19.2	19.1
	3"	22.5	21.3	22.1	20.3	22.2	21.9	21.4	22.0
	4"	24.7	23.3	24.1	22.7	24.4	24.1	23.3	23.2
	5"	27.2	25.2	26.8	24.9	26.7	25.9	26.1	25.4
	6"	29.8	27.5	30.4	27.1	29.0	28.0	29.2	28.2
胸圍(cm)	1年生	54.7	55.7	53.2	54.4	55.0	55.7	53.5	54.1
	2"	56.8	57.1	54.4	55.7	56.5	57.4	54.9	54.9
	3"	58.6	58.9	56.9	56.8	58.9	59.2	56.3	57.1
	4"	60.0	60.6	58.6	58.4	60.7	60.8	58.6	58.7
	5"	62.5	62.2	60.6	60.3	62.6	62.9	60.4	60.7
	6"	64.0	63.7	63.1	62.1	65.0	64.5	63.7	62.9

食の入手をもつばら政府の配給を通じて行わざるをえない一般大衆の食糧状態は次第に窮迫した。米の消費實績から算出され、それ故に米のみを内容として始めて若干の合理性をももたらした二・三合の配給基準の中に、次第に麥や雜穀が代替として繰入れられ、その率は年間總平均で十九年には一三・九%に上つた。そして戦争の末期には、所謂米利用資源としてもざるや柿の葉まで粉化されて主食として配給されるに至つたのである。之に加ふるに、二・三合という基準さえも維持することが出来ず、敗戦直前の七月には、遂に二・一合へと大巾に一方の配給量切下げが行われた。かゝる食糧不足が如何に烈しいものであつたかは、戦後政府の發表した經濟白書に示される學童の體位の低下の一例をみても明らかである。これによれば、身長、體重、胸圍共に、十二年に比べ二十一年においては、約一年のずれがみられる。

更に敗戦直後に、政府の配給食糧を守つて生活をつとげた東京高松校教授龜尾氏が悲惨なる餓死を遂げたことにもその一端が窺われるのである。

以上の様に、政府の戦時食糧政策は完全な失敗に終り、大衆は文字通り餓死の寸前において、敗戦の報をうけとつたのであつた。

一、昭和二十一年米穀年度の情況

(昭和二十年十一月より昭和二十一年十月迄)

(一)

敗戦と同時に、いままで憲兵や警察の強權によつてのみさゝえられていた戦時食糧統制は、一掃に瓦解した。買出しや闇賣りはいま

や何者をも恐れるところなく行われえたり、都會の境には、飲食露店が軒をつらねた。敗戦によつて、海外の食糧補給源を喪失し、且海外からの大量的引揚、復員者を迎へねばならぬわが國の食糧供給は極度の困難を豫想させたにも拘らず、政府は之に對して何等有効な對策をたてえなかつた。そして一般も亦、統制の弛緩による混亂に氣を奪われ食糧の需給に對する自覺もなしに過したのであつた。

この混亂期にあつて、もつとも特微的なことは、何よりも軍人、官俸等の戦時特權階級が率先して戦時統制を、もつとも破廉恥に踏みにじつたことであつた。

軍の敗戦時における主食の貯蔵がどの程度あつたかは全く不明のままに終つたが、國內兵力八〇〇萬人として、その三ヶ月分が貯蔵されていたという一般の説に準據するならば、一日平均四合とみてその量は三〇〇萬石を下らないと推定される。之に對し、二十一年度において政府の配給ルートに返還された主食は僅か一三三萬石にすぎないから、その過半は敗戦のどさくさにまぎれて、全く無統制に處分されてしまつたのである。將校が兵士を使つてトラクタで米を自宅に運ばせたという様な事例も決して珍らしいことではなかつた。

軍貯蔵物資の流出、十九年産米供出の順調等は、これらの混亂期に食糧状態を緩和した一因ではあつたが、これらを十分計量的に國民食糧の需給バランスにのせえなかつたことは、翌年度の需給を一層困難ならしめるものであつた。

(註) 昭和二十一年度における政府操作食糧の需給実績表によれば、「米買入」欄中に軍返還米二五〇千石、「軍返還食糧その他」欄の中、滿洲雜穀その他をひくと軍返還食糧一、〇八七千石

が含まれている。兩者の合計は一、三三七千石となる。

(一)

しかし事態が漸く一應の落着きをみせ、二十一年米穀年度が始まると共に、食糧需給の見通しが極めて窮屈であることが認識され始めた。そして年度内の主食給源のもつとも重要なものたる二十年産米が、戦争以来の生産力の減退に加えて稀有の悪天候に見舞われ、明治三十八年来の大減収を示すに至り、食糧需給の前途は俄然不安となつた。即ち、十一月六日農林省は九月二十日現在の豫想を四六、六一千石と發表したが、更に九、十兩月の風水害の結果、後に實收高は之より一割六分減の三九、一四九千石にすぎないとされるに至つたのである。勿論これらの数字には、官僚的供出制度にもとづく必然的な過小申告が大きく作用している。例えば、當時井上晴丸氏は、「この様に收穫量が完全に統計面に把握されないということこそ官僚統制の破綻の一つの證據でなくてはならないであろう。この隠れた收穫量は、昨秋は一千萬石に達するであろう」ということは、良心的農業技術者の一致した見解である(『社會評論』二十一年、六月號)と痛烈に指摘している。

ともあれ、かゝる事態に立ち至り、今や翌春五月頃より食糧危機の到来は必至とされ、又官僚的配給操作の拙劣さのために早くも二月頃より危機が開始されるのではないかと危ぶまれた。一千万人餓死となえられたのもこの頃である。

(三)

政府は之に對處し、食糧の輸入懇請を行う一方供出對策に腐心し

を考慮して割當を決定し、その決定にあつては、都道府縣に十名、地方事務所七名、市町村に七名の民間供出委員を選びそれに參畫させる。

しかしながら、「綜合供出制」といつても米を第一に供出させる方針にはかわりなく、又代替供出の換算率も麥、馬鈴薯等が不當に低く、結局「本年米不作につき代納差許す」といつた幕府の布令を思わせるものにすぎなかつた。(『經濟評論』二十一年一月號、近藤康男氏)又個人割當、供出委員の制度にしてもそれがどの程度が實行されるかは疑わしく、割當の最後決定権は相變らず市町村長にあり、民間委員は市町村長等の推薦によつて決定され、その權限も單に意見を具申しうるにすぎなかつた。

しかし、事態は次第に悪化し、これらの新方針も急場に間に合わぬうらみがあるのでとあえず、新年度より六大都市に對し米麥中心の二・一合配給の外に、甘藷を特配することを定める一方、十一月十七日臨時閣議をひらき四つの緊急措置を決定した。即ち、

- (1) 生鮮食料品に對する統制が有名無實に終り、殆んど何物も配給しえない現状に鑑みて、之に對する價格統制その他を來る二十日より全廢する。
- (2) 米價を石當り一五〇圓(從來九十二圓五〇錢)それに應じ小麥、裸麥百十七圓九十四錢、大麥八十圓七十九錢に引上げ(但し地主價格據置)を行う。(消費者價格は十二月二十二日七十五圓と決定された)
- (3) 肥料(硫酸換算五萬トン)酒十萬石を供出完遂者に特配する
- (4) 闇取引、横流し等を徹底的に取締り、主食供出の確保を期し、違反者には食管法による罰則を適用する。

一、昭和二十一年米穀年度の情況

た。

政府はすでに十月二十六日聯合軍總司令部に對し四五〇萬トンの食糧輸入を懇請したが、その量の算出のずさんさを痛烈に批判され新たに三〇〇萬トン輸入計畫を樹立し直さねばならなかつた。こえて十一月二十四日マ司令部が、日本政府に對し食糧、棉花、石油及び鹽の輸入を許可する旨を發表し、輸入食糧の可能性は一應現實のものとなつたのであるが、幾何の量が期待できるかは全く豫想できなかった。

かくて政府は、輸入食糧に對する安易な樂觀を捨てざるをえず、供出對策に各般の手をうつこととなつた。

既にして、前年度中から政府は供出對策として新たな方針をたてるべく検討中であつたが、十月二十日決定された新年米の供出方針にも大した工夫はなく、従前の方針を踏襲しながら、新たに「綜合供出」、「個人割當」等を加味するに止まつた。その内容は大體次の通りである。

- (1) 綜合供出制——粍米、供出後の手持麥、雜穀、切干甘藷等は無制限に米の代替供出を認め、生甘藷、馬鈴薯、澱粉粕、薯蕷葉等は地方長官の定める適當率まで代替供出を認める。
- 代替率は玄米一石四十貫に對し、大麥五十貫、裸麥四十四貫、小麥四十四貫、玉蜀黍五十三貫、粟六十貫、豆類四十貫、生甘藷百五十貫、切干甘藷四十貫、馬鈴薯二百貫、甘藷葉乾燥品五十貫等である。

- (2) 個人割當制——從來の部落割當を廢し個人割當とし、これ迄の様に單なる反別割、生産割を基礎とせず、各農家の耕地面積、生産高、粍米見込高、家族人員、副雜穀等生産、手持事情

かくして政府は報價物資、米價値上げと取締強化を兩翼とする對策をたてたのであるが供出は何等好轉をみせなかつた。即ち、十二月末で漸く二三%という例年の約二分の一の進捗率にすぎず、しかも之を絕對量でみる時には、十八年産米の四分の一、十九年産米の二分の一を遙かに下廻る六〇〇萬石にすぎない。(第四一表參照)

(四)

第41表 供米進捗狀況

	17年産米	18年"	19年"	20年"	21年"
割當高	41,017	39,059	37,250	26,561	28,063
(同上指數)	(100.0)	(95.1)	(90.8)	(64.2)	(68.4)
9月末	0	1	0	0	3
10	11	12	8	4	17
11	19	25	22	9	30
12	48	64	42	23	58
1	67	87	70	41	73
2	76	96	86	51	78
3	88	99	94	63	88
4	94	100	98	74	99
5	96	101	99	76	103
6	96	101	100	76	104
7	97	101	100	77	104
8			100	77	104
9			100	77	104

- (1) 供出割當を政府の定める期限内に完了せしめるため、期限内に完了しない悪質者に對しては強制買上げを行う。
- (2) 供出阻害の煽動者に對する嚴罰。
- (3) 闇賣人口、職權詐欺等による不正受配の絶滅。

かゝる供出の不振に對し政府は主食取締強化の方策につき検討中であつたが、一月十八日閣議において次の如き内容を含む「主要食糧管理強化」の方策を決定

第42表 政府手持米の推移 (昭和21年度 単位千石)

	前月より 持越高	同運送 途中米	計	年間配給実績		給 不足量
				月間配給	同配主食用	
20年11月	1,886	636	2,522	3,349	3,201	
12月	1,561	502	2,063	3,589	3,401	
21年1月	2,903	776	3,679	3,491	3,097	
2月	4,588	983	5,571	3,364	3,060	
3月	4,864	758	5,622	3,138	3,014	
4月	5,342	795	6,137	3,188	3,091	124
5月	5,068	419	5,487	3,162	2,976	560
6月	3,667	239	3,906	2,998	2,936	862
7月	2,144	96	3,240	2,854	2,815	1,191
8月	1,327	62	1,389	3,073	3,027	1,434
9月	825	41	866	3,163	3,084	1,690
10月	996	142	1,138	4,609	4,505	1,328
11月	2,439	440	2,879			

(4) 生鮮食料品の再統制等々。かくの如く一方において強権の發動を警告しつつ、他方三月三日には米價を石當り三〇圓に再

度値上げを行い、供出の促進をはかった。しかし、米價の値上げは決して十分ではなく、供出はもはや戦時中の如き強権のみをもつてしては促進しえなかつた。供出の推移は第四一表に示す如く、二月一五一%、三月一六三%という遅々たる歩みを示すに止まり、四月以降は殆んど停滞するに至つた。かくの如き供米の不振は、政府手持米の在庫數量に端的に反映され、月末持越高は三月の五百三十四萬石を頂點として六月以降は翌月分の配給數量さえ維持できなくなつた。加ふるに七月以降出廻り豫定の新麥の收穫が大減収となり、政府の實收推定高は一、三二九千石という平年の半作にすぎず事態は一層急迫した。

(五)

之に對應し運缺配は東京においては六月二〇・二日、北海道は九月には八四・一日という物糶いものとなると共に、それは全國的に擴まつていつた。

第43表 都道府縣別運配状況 (單位 H)

都道府縣	21年度										22年度									
	4月末	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
北海道		50.4	66.7	73.7	67.8	84.1	80.6	1.9	2.7	14.4	25.3	28.2	31.5	33.2	51.0	62.1	52.8	54.1	60.1	
青森		13.1	22.4	26.0	31.9	36.9	21.0			6.7	9.4	4.1	0.7	0.1	0.3	10.4	21.1	25.5	34.8	
岩手			0.8	26.8	41.1	48.8	30.4								9.8	17.9	18.4	20.8	12.8	
宮城			12.7	35.5	39.2	41.3	48.9									2.5	7.7	10.0	9.1	
秋田			1.9	4.9	8.0	9.1	13.0									1.0	10.0	10.0	10.0	
山形			3.0	3.0	15.2	11.0	11.0									4.9	13.8	13.8	13.8	
福島			3.0	7.5	13.4	16.3	11.1			1.9	1.5	1.0	2.4	0.3	0.4	2.3	3.8	12.8	16.7	

都道府縣	21年度										22年度									
	4月末	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
茨城			0.9	2.9	0.6	0.1	0.1													
栃木			0.9	2.9	0.6	0.1	0.1													
群馬																				
埼玉																				
千葉																				
東京																				
神奈川																				
新潟																				
富山																				
石川																				
福井																				
山梨																				
長野																				
岐阜																				
愛知																				
三重																				
滋賀																				
京都																				
大阪																				
奈良																				
和歌山																				
徳島																				
香取																				
豊前																				
福岡																				
佐賀																				
熊本																				
大分																				
宮崎																				
鹿児島																				
沖縄																				

二、昭和二十二年度米穀年度の情况

第45表 21年度輸入食糧放出状況

年 月	放出許可数量			却額 千石
	噸 數	米換算 噸 數	米 石	
21年 4月	7,893	7,893	52,620	52
5月	8,845	8,845	58,967	57
6月	48,266	46,875	312,500	306
7月	174,708	168,179	1,121,193	730
8月	213,814	177,566	1,183,773	1,110
9月	181,662	134,063	893,753	889
10月	52,481	47,285	315,233	523
計	687,169	590,706	3,938,039	3,667

(註) 許可数量と実績との差は翌年度に繰越された。

かゝる危機に際し、政府の従来の方策は何等豫期の効果をあげず、食糧メーデーの前日には主食の買出しを黙認（五月十八日内務省通牒）し、自ら食糧対策の失敗を認めたのであるが、ついでに成立した吉田内閣は、六月十三日社会秩序保持聲明と並んで、「食糧非常時宣言」を發し、「多數のわが同胞は今や飢餓に瀕している」と聲明し、十數項目よりなる危機突破策案を掲げ、事態の解決に乗り出した。その内容は、馬鈴薯の早喰い、赤字撥出、救援米輸送による國內手持食糧の平均化、供出代金の新圓支拂、生必物資の農村重點配給、農産倉庫の一斉調査、都市人口の食糧疎開、授業停止、勞務加配等の削減、高級料理店の閉鎖等であつたが、何れも實際には十分に行われず、みるべき効果もあらわれなかつた。

昭和二十一年度は、前述の様に、最高八十五日の北海道を筆頭に全国的運配に悩まされながら、どうやら輸入食糧によつて危機を乗り切り、運配打切り百三十二石を以つて幕をとしたのであるが、續く二十二年度は、當年産米の豐作の呼び聲高く、加うるに和田農相は八月二十一日増配を聲明し、之等の事情のもとに米の値も下落傾向に轉ずる等、一般に食糧事情の好轉の期待を抱かせつゝ迎へられた。

しかしながら、六千萬石突破確実と一般に傳えられ、大豐作を囁された産米の收穫が、意外にも農林省當局の地方報告にもとずいた見込（食糧管理局關係）によると、僅か五千三百萬石を豫想されるにすぎず、事態は樂觀を許さなくなつた。世論は前年にも増して、激しく官僚の實收把握に對する無能を攻撃するに至つた。

そこで、政府も當初の豫想を修正し、府縣側との割當會議にのぞ

かゝる危機に際し、政府の従来の方策は何等豫期の効果をあげず、食糧メーデーの前日には主食の買出しを黙認（五月十八日内務省通牒）し、自ら食糧対策の失敗を認めたのであるが、ついでに成立した吉田内閣は、六月十三日社会秩序保持聲明と並んで、「食糧非常時宣言」を發し、「多數のわが同胞は今や飢餓に瀕している」と聲明し、十數項目よりなる危機突破策案を掲げ、事態の解決に乗り出した。その内容は、馬鈴薯の早喰い、赤字撥出、救援米輸送による國內手持食糧の平均化、供出代金の新圓支拂、生必物資の農村重點配給、農産倉庫の一斉調査、都市人口の食糧疎開、授業停止、勞務加配等の削減、高級料理店の閉鎖等であつたが、何れも實際には十分に行われず、みるべき効果もあらわれなかつた。

二、昭和二十二年度米穀年度の情况

(昭和二十一年十一月より  
昭和二十二年十月まで)

(一)

口一〇〇〇萬（要配給量月六〇萬石）にとつて、機動力の強いこの食糧は極めて効果的に働いた。月別輸入食糧の放出状況は第四五表の通りである。

かくて七、八兩月の最大の危機を輸入食糧で乗り切ると共に九月以降は新米、新甘藷の早喰いにより、辛うじて端境期を乗り切ることが出来た。

(六)

之は、物價連の職員家計調査という極めて不完全な、且官廳統計

第44表 職員家計調査による入手別経費及びカロリー（物價調）

年 月	家計總支出 (A) 圓	飲食費 (B) 圓	B/A (%)	飲食費給 中配給 割合	同自由 購入 割合	攝取カロ リ(1日 1人當)	中、配 給もの 割合	同自由 購入 割合	同自由 購入 割合
2月	1,081	611	56.6	20.7	79.3	1,178	72.6	27.4	
3月	1,229	726	59.1	18.6	81.4	1,166	70.4	29.6	
4月	1,556	1,013	65.1	13.5	86.5	1,342	59.1	40.9	
5月	1,684	1,132	67.2	12.1	87.9	1,487	57.2	42.8	
6月	1,536	981	63.9	17.2	82.8	1,461	63.0	37.0	
7月	1,497	916	61.2	19.5	80.5	1,467	65.9	34.1	
8月	1,447	834	57.6	25.7	74.3	1,544	67.1	32.9	
9月	1,461	814	55.7	29.1	70.8	1,794	74.8	25.2	
10月	1,536	865	49.8	29.5	70.5	1,839	62.3	37.7	
11月	2,366	1,302	55.1	23.5	76.5	2,022	66.1	33.9	
22年 1月	1,737	888	51.1	22.0	78.0	1,458	63.6	36.4	
2月	2,360	1,289	54.6	18.5	81.5	1,724	59.6	40.4	
3月	2,693	1,443	53.6	17.9	82.1	1,708	65.5	34.5	
4月	2,925	1,428	48.9	22.9	77.1	2,060	71.9	28.1	
5月	3,494	1,729	49.5	16.9	83.1	1,608	66.0	34.0	
6月	3,873	2,094	54.1	15.3	84.7	1,803	51.4	48.6	
7月	4,506	2,451	54.4	15.2	84.8	1,817	59.0	41.0	

かゝる食糧配給の全面的破綻にあつて、一般大衆は、主食の大半を闇によつてまかなわねばならず、しかも飲食物の闇値は急騰し、家計は五百圓の新圓支拂の枠にとじこめられ、完全な飢餓状態におこまれた。即ちその間の事情をみれば次の通りである。

特有の甘さをもつ數字ではあるが、しかも食糧事情の窮迫はおおむべくもない。家計費中に占める飲食費の割合は三月以降六月迄漸次増大し、闇食糧への依存は金額において八割から九割、算出カロリー量において三割から四割に達している。

しかし、かゝる食糧窮迫は、もはや單なる食糧窮迫としては止まることをえず、必然的に官僚的食糧統制に對する徹底的な抗議を含む社會的な危機に發展した。

それらの抗議は、はやくも食糧緊急措置令をめぐつて強権供出反對としてあらわれたのであるが、一月二十一日東京都民大衆の板橋造兵廠の隠匿物資摘發を境に、勞農大衆による食糧の人民管理の運動へと發展し、食糧危機突破を目標に社会黨および共産黨の指導下にあつた食糧難共同打開協議會と食糧危機突破民主協議會が合同して、二月十一日關東食糧民主協議會の結成大會がもたれ、大きく民主主義戦線結成への氣運を示した。

同年における復活最初のメーデーに際しても、東京地方においては五十萬の勞働大衆をあつめ、その決議には「食糧の人民管理、働けるだけ喰わせろ」「強権發動絶対反對、自主的供出の促進」等が高く叫ばれた。ついで五月十二日世田ヶ谷區民の飯米獲得大會はデモを敢行して、宮城内に赤旗をかゝけて入り、宮中の臺所を暴露する等の切迫した状態を展開し、五月十九日の食糧メーデーには二十五萬の大衆が参加して、メーデーの決議の外に、「官僚、貴族、特權階級、大資本家の臺所即時公開」の要求がかゝげられた。

これらの食糧危機の進展は時の政權を大きくゆすり、遂に四月の總選挙を機會に、同月二十二日幣原進歩黨内閣は總辭職の止むなきに至つた。

んだのであるが、結局收穫豫想米五千七百四十九萬石、雜穀四百三十萬石、計六千五百五十二萬石、割當高二千八百六萬石、甘藷は收穫豫想十三億七千五百十三萬貫、同じく割當高六億八千四百四十六萬貫と決定し、九月二十日之を發表した。

かくて、官僚的統制の缺陷は、大豐作を前にしながら、みすく、最初から大量の食糧を供出國外に逸してしまい、當初の樂觀ははやくも崩れ去つた。政府の收穫豫想が、如何に過少なものであつたかは、總司令部農業課長の收穫見込六千七百萬石を下らずという當時の談話によつて、はやくも痛烈に指摘されたのであるが、後に政府自身も、一一〇%供出を強行するための基礎として、米收穫高を六千三百三十八萬と増大させることによつて、自ら之を裏書きしたのであつた。本来の豫想に基づけば、一一〇%供出は農民を飢饉状態に追い込まずには行いえないものであつたことは云う迄もない。

(一)

之より先、政府は八月二十一日来るべき年度の供出に對する基本方針として、十數項目よりなる「昭和二十二年米穀、甘藷買入對策要綱」を決定、發表したが、その主な内容は次の如きものであつた。即ち、

(一) 農家の保有量(一日一人四合平均)を優先的に確保し、耕地面積、耕地生産力、施肥量、氣象狀況その他により科學的に算定した生産見込より、前記の保有量を差引いた殘餘を供出割當高とする。

従つて、一部保有農家には割當を行わず、その不足分に對しては一般消費者なみに配給を行ふ。

二、昭和二十二年度米穀年度の情況

以上の如く、政府の供出に對する基本的態度が決定され、そこには一應官僚的な抜け目ない項目羅列がみられたのであるが、實質的な供米對策は従來のものと同様に大きな差異をみせなかつた。各種の生産要素を考慮して科學的に決定されるべしとされた收穫見込が、早々にして地方側との政治的取引による一個の「協定見込高」に墮したことは前述の如くであるが、天降り割當の是正とつたわれる「食糧調整委員會」の権能は、依然として明確をかき、結局單に最後決定權をもつ地方長官乃至市町村長に意見具申をなしうるに止つた。そればかりでなく、耕作農民の意見を代表すべき食糧調整委員會の構成も、五六〇町村につき全農情報部の調べたところによれば、村長、農業會長が委員長たるもの八五%に上り、更に村内全農民が委員會の存在をしつてゐる村は約三分の一にすぎず、村民の半分しか知らない村が四分の一、更に殆んど村民のすべてが知らない村が約一割の五五町村に達する有様であつた。

パリティ計算と生産費を併せ考慮したという米價も、その實體は農村案六〇〇圓と安本案四五〇圓案との中をとつてきめられた政治的價格で、勿論農民の期待からは程遠いものであつた。例えば當時の各種の米生産費調査によれば、全農では石當り一、一六九圓五二錢、群馬縣農業會では一、〇七四圓、長野縣農業會では一、〇四〇圓という状態で、決定米價は生産費の半ばにすぎず、インフレによる生産資材の先行きの高騰をみこめば、勿論到底再生産を可能ならしめるものではなかつた。

更に肥料その他農業用資材の現物確保も、政府の再三の言明にも拘らず、その見透しは暗く、例えば農機具に對する二十二年年度の鐵鋼の割當は僅か八千トンで、破損農具の更新又は修理にさえことを

(2) 前記の保有量は、米、麥、甘藷、馬鈴薯を通じて綜合計算されるが、割當は各品目別に行い、たゞ一定率で相互の代替を認める。

(3) 天降りの割當を是正するため、市町村別割當は、都道府縣の、又部落割當及び個人割當は市町村のそれぞれ食糧調整委員會の「議をへて」決定する。

(4) 部落割當が完納された場合、當該部落内の超過供出農家は、その超過供出部分につき、特別の高價格によつて買入れる。その他、地方割當、中央割當の差別撤廢等の方針が示された。なお、右の際に改訂された農家保有基準及び一般配給基準は次の通りで、新年度より實施されることとなつた。

農家保有量		一般配給基準	
年齢	日當	年齢	日當
1歳以下	2.5	1歳以下	1.1
1-7歳	3.5	1-3歳	1.5
8-15歳	4.0	4-10歳	2.0
16歳以上	4.6	11-15歳	2.6
平均	4.4	16-25歳	2.7
主他工	4.0	26-60歳	2.5
合加	3.6	61歳以上	2.3
その他	3.0		

更に米價については、當初より引上げを聲明していたが、九月三十一日臨時閣議において一應生産者價格六〇〇圓、消費者價格四五〇圓と決定した。しかし、その後安本と農林省との間に意見が對立し、漸く十二月二十二日に至つて、生産者價格五五〇圓、消費者價格四五〇圓と最後決定をみた。この生産者價格は、十月三十日の地方長官會議における農相の説明によれば、「農家の購入物資の價格と米價の均衡を基礎とし、生産費を併せ考慮した」ものであり、消費者價格は「家計費と國庫負擔能力を勘案して決定した」ものであつた。

第46表 昭和二十二年農機具の需用及修理費

年	割當量	同指數
15年	31,500	100
18年	19,500	62
19年	14,500	46
20年	12,400	39
21年	20,050	63
22年	8,000	25
22年中申請		39,000
22年内需要		26,000

(三)

かくして、政府の供出對策は依然おざなりなものにすぎず、供出の前途は容易ならざることを豫想されたのであるが、十月十六日開催された日農北陸地區代表者會議は、自主供出の方針を決定し、出荷米の一部を農民組合によつて管理し、約束の必需物資の交付をまつて供出することを申合せた。かくして、農民の供米に對する闘争は、天降り割當に對して自主供出、低米價に對して一、二〇〇圓米價及び必需物資の確保等をスローガンに全國的に激しくたゞかわれた。翌年二月の日農大會は(1)食糧の總合供給計畫に對する農民の主導權、(2)官僚的供出制度の廢止と自主供出制度の確立、(3)農民代表參加の農産物價格決定協議會の設置等を要求した。

これらの事情のもとに、供米の進捗状況は新米價決定までの措置として三〇〇圓の自由支拂を行う等の決定に刺戟され豫想外に好成績を示し、十月一七%、十一月三〇%、十二月五八%と進捗をみせたが、第四一表の如く一月以降は鈍勢に轉じ、頭打ちの傾向を示すこととなつた。

他方、この間にあつて、配給は府縣別ブロック主義にわざわざいさ

れ、とくに供米進捗の先行不安のため米産縣が消費地への送米を怠る等官僚的過米操作の不圓滑のため、十二月よりはやくも運配を生ずるに至つた。即ち、政府手持米は十二月初め四百六十萬石、一月初め八百十萬石と、前年に比し三倍乃至二倍の保有量を示したにも拘らず、東京においては一月末、五、九日、山梨一八、六日、大阪一〇、四日と運配が發生し、大都市の食糧事情は漸く窮乏の状態をみせてきた

第47表 政府手持米推移 (昭22年度 單位千石)

	前月より の持越高	月間 配給量	同主食用
昭21年11月	2,879	3,663	3,645
12月	4,597	4,295	4,083
昭22年1月	8,113	4,878	3,572
2月	8,618	36,82	3,147
3月	6,904	4,341	3,805
4月	6,447	4,182	4,104
5月	5,151	3,798	3,782
6月	3,440	4,131	4,124
7月	1,569	3,412	3,410
8月	799	4,217	4,215
9月	466	4,203	4,203
10月	578	4,633	4,619
11月	3,609		

註1) 翌年度への持越高は運送途中等を加え、4,179千石の見込  
2) 年度運配打切高、2,057千石の見込

(四)

かゝる供出の停滯に對處するため、先きに食糧緊急措置令を七月二日衆議院に提出、事後承諾を求め、共產黨その他若干議員の反對を押し切つて、八月二十七日「強權發動は民主的に公選された食糧調整委員會の申請をまつて行ふ」等の修正を條件として絶対多數を以つて成立させ、強權供出の足場を完成していた政府は、十一月閣議

において「供米阻害に對する徹底的取締」の方針を定め、こえて三月一日強權發動を樞軸とし、特別報獎金を加味した一連の「供米促進對策」を決定した。その内容は次の如きものであつた。

(一) 特別報獎金の交付  
(イ) 三月末供米完了の場合、その二割に對し石當り一五〇圓  
(ロ) 四月末迄に超過供出したときは、超過部分に對し石當り三〇〇圓  
(ハ) 同じく四月末迄に部落割當の供出が完了した場合、その部落内の超過供出者に對し別に超過部分につき石當り三五〇圓  
(ニ) 肥料の特配  
(イ) 供米一俵につき窒素肥料一貫、同じく超過供出一俵につき二貫  
(ロ) 自家保有米生産面積に對し反當三貫  
(三) 農機具の優先修理、酒煙草の特配  
(四) 輸送力の確保、食糧事情の平均化  
(五) 主食のヤミ取引を徹底的に撲滅し、供出不良農家には斷乎たる措置をとる。

政府は右の「促進策」により、報獎金その他による供米の誘出をはかる一方、強權による供出の促進をほのめかせたが、三月五日強權發動の方針は全國警察部長會議における植原内相の訓示となつて具體的に示され、供米阻害者に對する食糧緊急措置令の適用、未供出農家に對する食管法第三條違反による嚴重取締が指示された。ついで、三月十一日警保局長は地方長官宛に次の如き指令を發し、自主供出等の農民の闘争に對し、全面的な弾壓を開始された。

(一) 期限内に供出を完了しない農家は、食管法第三條違反(三

第48表 21年産米不供出罪檢舉調 (昭22.6.20 現在内務省警保局調)

	食管法3條違反		緊急に強令する人員
	取調人員	送局人員	
總數	7,530	4,471	1,923
北海道	941	235	—
青森	1,051	889	415
岩手	4	4	14
宮城	2	2	9
秋田	424	317	81
山形	—	—	58
福島	30	19	30
茨城	—	—	—
群馬	216	216	—
栃木	—	—	—
埼玉	71	67	—
千葉	204	184	3
東京	—	—	—
新潟	804	155	12
富山	543	179	—
石川	5	5	—
福井	8	5	—
山梨	101	101	—
長野	614	542	20
岐阜	38	38	—
静岡	—	—	—
愛知	355	165	19
三重	—	—	—
滋賀	48	16	—
京都	9	6	—
大阪	10	10	—
兵庫	3	3	—
奈良	13	5	—
和歌山	15	12	—
鳥取	1	1	—
徳島	13	12	—
香川	194	8	—
高松	155	144	20
愛媛	93	1	571
高知	143	4	38
福岡	13	33	9
佐賀	91	4	60
熊本	19	4	91
大分	258	216	360
宮崎	—	—	—
鹿児島	861	637	10
沖縄	82	49	5
計	96	40	11
			84

これらの強權による弾壓に際し、食管法第三條違反が壓倒的多數を占めていることは何よりも注目されねばならない。それは緊急措置令により在米調査をなし、不當に保有する農家に對して行

年以下懲役、一萬圓以下罰金)として司法處分をとれ。  
(2) 一村又は一部落の共謀による物交確保、自主供出申合せその他勝手なふるまいに對しては警告の上、包圍的取締をやり、廣流し買出しを完封せよ。  
(3) 供米阻害者を検舉し、食糧緊急措置令第十一條(三年以下懲役、一萬圓以下罰金)を適用せよ。  
(4) 集團買出しその他に對しては、毎月十日間前後、主要列車に警察官を乗車させ取締ること。

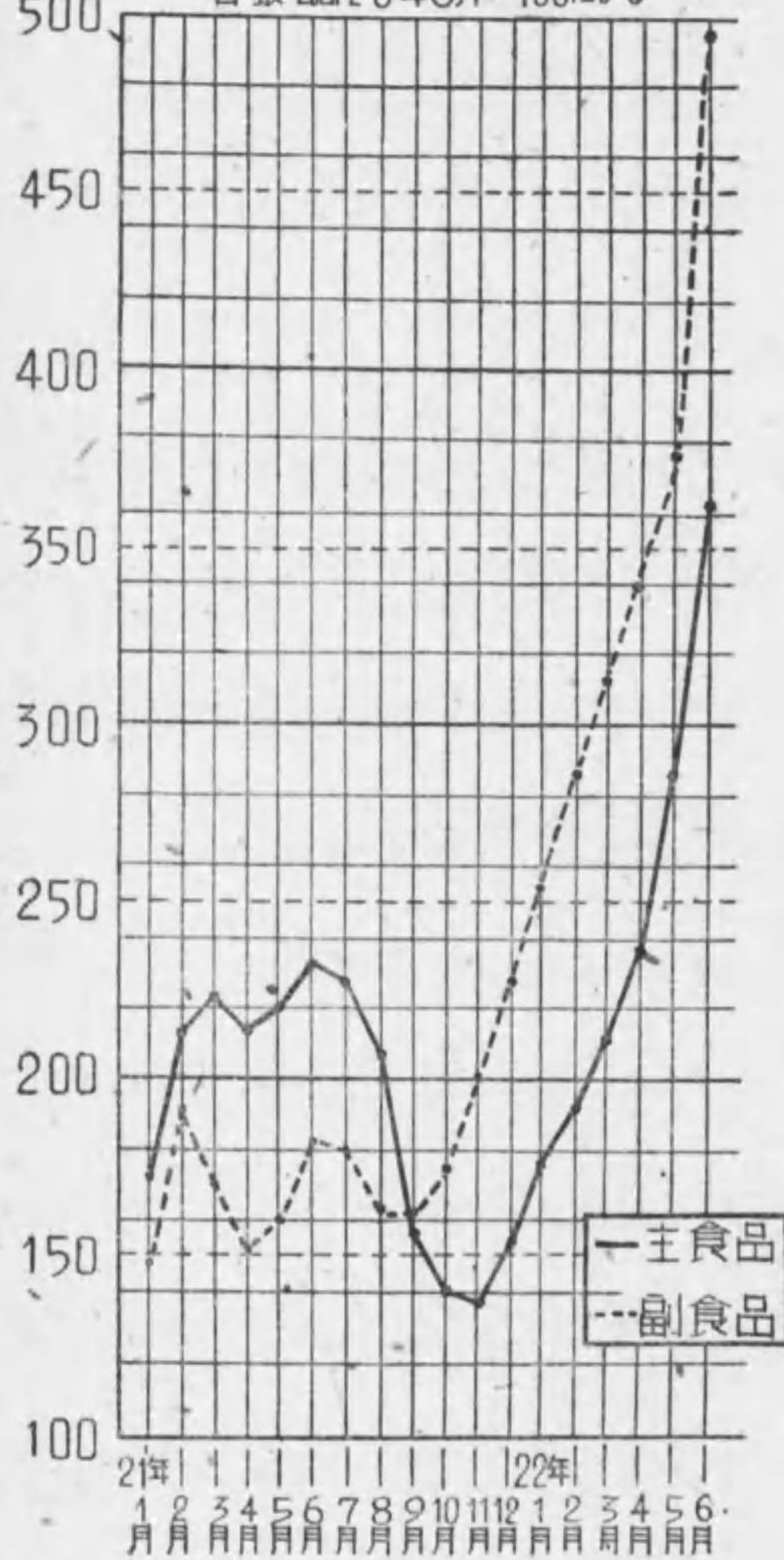
更に三月十三日には、經本、農林、商工、運輸各省の次官通牒は地方長官に對し、又二十日刑事局は全國の檢事局、裁判所に對し同様趣旨の取締を指示した。

天降りの、且不公平な割當の上に、低米價に若干の報獎金を附加

したに止まる供出對策を背景にして、しかも手持米の少くなつた時期において行われたかゝる強權發動は到る處に慘澹たる状態を現出した。就中東北北陸等の米單作地帯にはそれが甚しく、牛馬を賣渡し、借金、借米に狂奔するという事態がくりひろげられ、甚しきは耕作權を放棄するといふ現象さえ惹起された。この強權發動によつて、三、四月は供米成績をいさゝか上昇させたとはいへ、そのための農家經濟の破綻は翌年度の農業生産の低下や、又は米作等に對する廻避を懸念させるものがあつた。

今、強權發動の状況をみれば第四八表の如くである。即ち六月二十日現在の警保局調によると食管法第三條違反は取調七、五三〇件送局四、四七一、食糧緊急措置令によるもの一、九二三件の多數に上り、殆んど全國各府縣に行われたのであつた。

表50 東京都實際物價指数  
日銀調20年8月=100による



(六)  
以上の様な、政府の強硬政策、及び占領軍の勸告を反映して、米の進捗率は三、四月には月間一〇%程度を示し、若干の好轉をみせたが、以後の進捗は、はかなくしくなく、なかでも大生産地は何れも全国平均を下廻る成績を示すことゝなつた。  
こうした情勢の下に都市の食糧事情は悪化の一途を辿り、三月末には東京一五・三日、神奈川一一・〇日、大阪五・〇日等と大消費

の運配は次第に深刻となり、食糧危機は再び現実となつた。特に、この間において、主食品の価格は急上昇を辿り、一般大衆の家計は完全な破綻に追い込まれた。日銀調査による東京都實際物價指数をみれば、前年度末に下落の傾向をみせた主食品の価格は、十一月を最低として以後急激な上昇に轉じ、四月には前年の食糧危機の際にみられた六月の最高値をはやくも突破するに至つた。かくて二・一・一・一・一・一により大骨をゆすられた吉田内閣は、再び大きな危機に再會することゝなつた。

第49表 主食取締結果  
(内務省警保局調による)

年月	違反件数	送局件数	取締総量	内閣に送られた	正統糧の確保	備考
21年10月	67,005	13,018	4,691	石	?	未報 5
11月	78,569	10,055	9,468	石	?	7
12月	74,789	10,550	6,643	石	?	7
22年1月	58,761	7,917	9,573	石	8,925	6
2月	74,302	10,537	8,483	石	6,271	9
3月	82,698	11,768	10,094	石	6,060	9
4月	80,915	13,568	5,369	石	4,451	4
5月	49,932	10,719	5,837	石	5,268	7
6月	66,740	13,009	7,210	石	6,529	7
7月	92,030	24,042	8,416	石	7,158	3
8月	76,220	20,670	6,834	石	5,637	8
9月	76,306	19,134	7,038	石	6,397	1
10月	106,334	35,958	7,650	石	6,631	0

(五)  
六千石にすぎないことが判明する。  
この間にあつて、日本の食糧事情の推移に大なる關心を拂いつ

の他に對する主食取締りの件数及びそれによつて收容された主食の量を示すものであるが、違反件数の甚大なものにも拘らず、それによつて取締られる主食の量は最高の月で一萬石、正統糧に還されるものは月平均五、

あつた占領軍當局は、學童給食に對する援助、配給主食内容の平均化のため、輸入食糧に對する身替米の凍結等の措置を講じてきたが、一月以降の供米の不振に對して政府を脅迫する一方、全国的に供米の勸告にのりだした。  
二月十五日、米朝中の米國食糧使節團は、日本の食糧問題に關し他國に援助を求め前に先づ自力で解決をはかるため萬全の措置をとるべきだと指摘すると共に、割當量の完遂と更に超過供出の遂行を農民に訴えた。更に供米の不振の情勢に鑑み、總司令部は三月十二日の全國軍政官會議において、供米を嚴重に監視し、且食糧供出割當計畫の責任をもつ官吏側の不正行為又は怠慢についても總司令部關係當局に報告する様、各軍政官に指示した。こえて四月一日マ總司令官は、特に吉田首相宛に書簡を送り、食糧問題の重要性を指摘すると共に、食糧供給の公正且有効な確保は日本政府の責任であると述べ、つゞいて渉外局は、食糧の輸入計畫は一一〇%供出を前提としてたてられる旨を發表した。  
これらの中央に於る動きに應じ、全國の軍政部は關係官吏又は直接農民に對して、強力な供米の勸告乃至督勵の運動を展開した。例えば、岡山縣軍政部では二月十九日縣知事に對し供米、廻米に全力を盡すことを要望し、三月十三日には供米不振の吉備町等に對し、戸別訪問によつて軍政部自身がその原因の糾明に乗り出すべき旨を縣當局に通告した。又長崎軍司令官は、三月四日聲明を發して、三月十五日迄に一一〇%供米の遂行方を要望した。その他同様の勸告は岩手、山形、秋田、福島、千葉、山梨、茨城、宮崎、大坂等と殆んど、全府縣において行われたのである。

政府はかかる緊急の事態に對處し、最後の方策として、多分に總選挙への含みももたせて、所謂四月突貫配給と稱せられる食糧の緊急輸送と總ざらひ的配給を行つた。

即ち四月二日政府は擴大する全國的運配を解消するため、青森、秋田、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟等全國の十七の主要生産縣の知事と經濟部長を内務省に招集、緊急輸送計畫會議を開催し、三月末現在の未發送分五十二萬石に、新たに緊急輸送の五十二萬石を加え、計百四萬石を四月一杯に消費地向發送することを要望した。席上木村農相は、

- (1) 緊急輸送は、特殊事情などしん酌せず、直ちに政府の責任において實施する。
- (2) 出庫拒否などの妨害行為には斷乎罰則をもつてのぞむ。
- (3) この計畫撥出により赤字の縣に對しては他縣と同一條件で將來公平に不足を補填する。

この會議の結果、毎日の發送目標として東京へ一萬七千石、大阪へ一萬七千石、神奈川へ八千五百石等が決定された。かかる緊急輸送と突貫配給の結果、大都市の運配日数は俄然好轉し、四月末には東京二・三日、神奈川六・四日と減少し、大阪は運配が全く解消した。しかし、供米の依然たる停滯の下におこなわれた、かかる廻米及び配給のみの強行は、勿論永續することはできず、翌五月からは運配を再び一層急速に悪化させ又全國化したにすぎなかつた。政府の手持米は四月始めの六百四十萬石より、二ヶ月間に約半減し、六月初めには三百四十萬石に低下した。(第四七表参照)かくして最も食糧事情の緊迫化した福岡はついに大凶作の前年

より一ヶ月も早く五月二十六日以降一週一回一日連續十一週間の計畫運配を聲明せざるをえなくなつた。この様にして吉田内閣のかゝる「選挙特配」にも拘らず、折柄行われた選挙戦において、大衆の支持は全く自由黨を去り、その窮乏は社會主義政策斷行となえる社會黨に大衆の投票を大量に移行させ、ついに五月二十日食糧危機の進行の中に吉田内閣は總辭職するに至つた。

(七)

選挙戦の結果、國民の新たな期待の下に社會黨は第一黨となつたが、その後内閣の成立は幾多の迂余曲折を経、社會黨は選挙戦にかゝげた社會主義政策を放棄し、保守勢力に對し完全な屈服を行い、漸く六月一日社、民、國協三黨連立の片山内閣が成立した。そして平野力三氏が多年の願望を達して、折柄緊迫をつける食糧問題の解決をあずかる農相の椅子に坐ることゝなつた。

平野農相は就任早々記者團と會見、三十年來の農民運動の經驗からして、農民の氣持と苦痛の感じをいかにしつかりおさえ、必ず當面の食糧問題を解決してみせると、その自信のほどを揚言したのであるが、早くも十日より開かれた麥、馬鈴薯の割當會議において、完全な無能を暴露し漸く二十五日に到つて、割當を切り下げる事によつて、辛うじて會議を終つたのである。即ち、その決定によれば麥は四百九十六萬石(北海道を除く)、馬鈴薯は一億三千四百九十九萬石(北海道、青森を除く)で、當初の基本當數量五百五十六萬石(北海道十七萬石を含む)、馬鈴薯一億五千七十九萬石に比べると、麥において四十二萬石、馬鈴薯も千六百六十萬石それぞれ減少した。

かくて、二十二日には、平野農相は、U・Pの記者と會見の際に「私は農相に就任して思つたよりはるかに食糧事情が急迫してゐるのに驚いた」と述べ、専ら前内閣に責任を負ふることにより、今後の事態の進展に關し自己の立場を有利にすべく逃げ道をつくることを忘れなかつた。

さて、これより先、片山内閣は十一日當面の經濟危機に對する基本的方針として、經濟緊急對策を發表したが、この中には次の如き十數項目よりなる食糧對策をかゝげた。そして、それらは、第一次、第二次、超非常という一連の食糧緊急對策となつて實施された。

- (1) 重要食糧の供出制度を根本的に改め、民主的な組織を通じて、肥料その他生産資材を作付面積、地力等に應じて豫め割當て、之に對應する生産計畫を概定し、それに基づいて供出割當を決定する。
  - (2) 新麥、新馬鈴薯の買上げ價格を改訂、物價水準に適合せると共に、報奨物資リンク制の内容を改善する。
  - (3) 供出完了農家が都會地の緣故者に公正なルートにより一定數量の主食を送る途をひろく。
  - (4) 蛋白質資源等の統制を擴大強化して副食の確保をはかる。
  - (5) 料飲店の營業停止。
  - (6) 國內對策の完遂を前提として主食輸入の懇請。
- その他勞務加配の合理化、家庭菜園の奨励等がうたわれた。政府のかゝる決定に對し、世論は、これを今までのいふふるされたことと單なる作文にすぎないとし、大衆は今更ながら、前年の吉田内閣緊急對策との類似に驚かされた。この基本方針に基き、七月一日綠故米、及び計畫運配を中心とす

る第一次緊急對策が發表された。その内容は、一一〇%供出完遂農家より、農業會の證明をえて京濱、京阪神、中京、北九州の大消費地の緣故者宛に二ヶ月間に一人一〇キロを限り小包又は小口投貨物により主食を送ることを認めること、七月以降毎月五日間づゝ年度内に計二十日間の計畫的な運配を行うこと等で、併せて、麥、馬鈴薯に對する肥料リンク制の強化(供出九〇%以下の農家は基準の反別肥料を配給しない)、料飲店の七月以降營業休止、及び副食對策として副食品の増産、配給確保、乳児用牛乳配給量の一・五合より二・五合への引上げ等々が決定された。そして今後緊急對策を推進するための機關として、農林省内に食糧緊急對策本部が設けられた。

つゞいて七月十九日には救授米を中心とする第二次緊急對策があらわれたが、之は肥料五千トン、銘仙一〇萬反を報奨として、經濟復興會議、及び農業復興會議を通じ、農家一戸當三升以上の米の據出を行はせようとするものであり、同時に又酒、甘味類、加工水産物等を主食の代替として消費者に希望配給する措置等が決定された。

更に、平野農相はその獨創にかゝる對策として、麥、馬鈴薯を二〇%超過供出させるために約四十億圓を費して、特價による買入れを行わんとする超非常對策を考案したが、安本大藏當局の財政上の理由にもとづく強硬な反對にあい、遂に結實しなかつた。

(八)

しかしながら、以上の如き緊急對策は、農業復興會議三田村氏が「今やわれわれは自發的に救授米に協力しなければならぬ」と聲明する等、その鳴物入りの宣傳にも拘らず、殆んど見るべき効果を



収めなかつた。當初豫定された縁故米による主食の吸上げ二十萬石と同じく救授米三十萬石に比し、その後食糧緊急対策本部の調べによると、僅か縁故米一四〇石、救授米一萬七千石という慘澹たる失敗に終り客観的には「農民のたごころ」をつかみえない一個の茶番劇にすぎなかつた。かくして大都會は今や二十日間の計量運配（實質的にはそれは配給量の二・一合への切り下げに等しい）という脅怖に襲われ、又政府の手持米は八月初には八十萬石、九月には四十六萬石という激減を示した。食糧危機は深刻を極め、再び米よこせの大會が各所にもたれようとする氣運をみせた。

時の一新聞は、平野農相は就任以來三つのことをやった。その一つは食糧事情がこんなになるには思わなかつたことと今更らしく驚いたことであり、第二は二十日間計量運配というとんでもない政策である。なるほど食うものがない時には、食わずにいればはじめから問題はない。第三にはいわゆる縁故米、救授米等の制度であるが、それは何らかの對策とゆうより對策の放棄であり、從來からの官僚的食糧統制が完全に破綻したことを意味する、と平野農政を痛烈に攻撃した。（アカハタ、ウィーターリー三號）

この食糧の危機に際し、その破局を救つたものは、前年と同じくやはり輸入食糧の大量放出であつた。八月中に當初二十二萬トンの放出が許可されたが、八月九日には更に東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、廣島、福岡、長崎の九大消費地に對し一萬一千トンの追加放出が許可され、漸く八月は新たな運配から免かれ、更に八月二十日には九、十兩月分として、それぞれ三十四萬トン、二十六萬トン計六十萬トン大量放出の許可が發表され、食糧需給のバランスは回復し、計量運配なくして昭和二十二年を終る見通しが立つた。

のである。しかもこの大量放出や大量的早喰にも拘らず、十月末の運配打切りは二百五萬七千石と前年を遙かに上廻る數字を示した。

第51表 昭和22年度輸入食糧放出状況（單位米千石）

月	許可數量	賣却數量	殘	身替米結	
				同右	解除
21年10月			128.0		
11月	0	97.7	30.3		
12月	52.0	25.7	56.6		
22年1月	381.3	376.8	61.1	473.7	
2月	608.7	532.0	135.8	417.4	
3月	520.0	579.2	76.6	508.9	
4月	716.4	672.1	120.9	50.0	
5月	1,009.4	932.2	198.1		133.3
6月	1,205.1	1,110.1	292.5		393.3
7月	1,152.3	1,080.9	363.9		354.0
8月	1,460.3	1,669.9	154.3		319.3
9月	2,149.1	2,191.2	111.5		200.2
10月	1,750.9	1,899.2	163.2		49.9
計	11,003.5	10,968.3	163.2	1,450.0	1,450.0
同上	支米應	1,650.5	1,645.2	24.3	
同上	原穀應	1,774.7	1,760.0	26.3	

三、むすび

敗戦後既に二ヶ年餘を経たけれども、日本の經濟の再建は遅々と進まず、食糧の窮迫状態は日々大衆を苦しめつづけてゐる。政府の發表によれば、過去二ヶ年の食糧需給の總決算は第五二表の通りである。それは一個のバランスシートとして勿論帳尻はあつてゐるけれども、その帳尻はたえず國民を饑飢状態におくことによつてえたられぬにすぎないのである。大衆の叫びは「働るだけ喰わ

第52表 最近三ヶ年政府食糧需給計畫及び実績對比表（單位千石）

	昭21年度		昭22年度		昭23年度
	計	実績	計	実績	計
前年より持越	1,886	1,886	2,879	2,879	2,493
米産	21,998	18,679	25,832	22,335	28,453
麦産	2,500	4,756	2,500	5,561	
大豆産	2,860	3,958	484	1,095	4,218
甘藷産	4,640	3,798	4,035	4,242	
甘藷其	1,140	1,296	1,231	2,064	2,223
馬鈴薯	1,000	1,354	1,000	985	
其他	680	612	906	1,090	866
粉	687	72	104	446	1,059
其他	807	2,143			
計	38,198	38,554	38,971	40,699	39,312
一農家配給	33,206	30,930	38,980		38,250
二農務其他	9,590	5,952	5,152		5,165
三其他	2,602	1,365	3,600	46,713	3,780
四其他	777	—	713		—
五其他	1,592	51	437		—
六其他	649	610		647	166
七其他	1,014	1,070	1,398	128	
八其他	2,025	2,243	3,118	4,179	3,915
計	51,455	42,221	53,398	47,489	51,276
差引不足(輸入高)	13,257	3,607	14,427	10,968	11,964

註1) 昭和21年度末持越高は2,243千石の外運送途中米等を加え、2,879千石となる。  
註2) 昭和23年度計畫は昭和22年7月より23年6月迄の計畫である。

數量を示してゐるだろうか。供給をあらわす數字には果して國內の食糧供給力が十分に計上されてゐるだろうか。問題は正にそこにある。そして、それは又何よりも先づ供出の問題であり、配給の問題である。それは算術の問題であるよりも、先づ政治的、經濟的問題なのである。

供出對策において過去二ヶ年間に於いて如何なる改善がみられたか。それは報奨金、報奨物資と強權とを兩翼とするもので買らぬかれ、本質的には戦時供出制度と大した差異を見せない「飽と鞭」との政策である。成程食糧調整委員会は設けられたけれど、常に政府によつて謳われる「民主的」の形容詞にも拘らず、その權限において、又その構成において常に一個の虚言に終つてゐる。生産見込や割當高や米價もその科學性は何人も之を認めることはできないだろう。更に、この際注意しておかねばならないことは、低米價による供出を強行するためには、農民層の反抗を弱めねばならず、そのための分裂政策として、割當機構の民主化のサボ、割當の不公平等が必然的となる點である。いゝかえれば割當の不公平が單なる技術的缺陷でなく、それが低米價供出政策の必然的の一環をなしてゐる點である。ともあれ、之等の結果は、村の顔役や富農は自分の割當をすましてしかも多くのヤミ米を残し、他方、之等の十分な供出餘力をもつ農家にわりあてられるべき部分までしよいこんで、過當な割當をおしつけられる貧農は自分の飯米をさいて飢饉供出を強いられるのである。供米の不振は必至であり、多くの米は正

三、むすび

せろ」から「二四〇〇カロリー」へと表現はかわつたけれど、たえず食生活の安定を求めつづけてきた。そしてまだその小さな要求が満たされる希望すらみえていない。

官廳の机の上では、たゞバランスの辻褄をあわせれば一應食糧問題は解決せられたのかもしれないけれど、それによつては未だ空腹はみたされていぬのである。これらの數字が食糧事情の現實の改善の上にもとづくものでないかぎり、それは一つの算術的遊戯にすぎないだろう。需要をあらわす數字は本當に大衆の必要としてゐる

根のルートの外にのがれてしまふ。闇の食糧がどれだけあるかは、勿論明らかにするすべもないが、前記の職員家計調査によつてみても、カロリー量において、常に全體の二、三割のものが闇によつて賄われているのをもみてもその一端は窺える。しかも之は職員という経済的に關生活の極めて困難な家計においてのことである。

かかる供出政策はこの二ヶ年間次第に破綻し、平野農政の緊急対策において、はつきりその崩壊を暗示した。そしてこの崩壊を強權によつて補強するために、作付統制を主眼とする「臨時農業生産調整法」が片山内閣によつて企てられつゝある。年毎に強化されつゝあつた強權による供米促進は、今や作付そのものにまで及ぼんとしているのである。しかし、低米價と割當の不公平の下に強行されるかゝる強權の發動が、如何なる結果を齎すかは、戦時供出政策がもつともよく示しているであろう。そして、これは又食糧問題の將來を示すものでもある。

日本經濟は今、この低米價と、それにもとづく低賃銀を基礎として、農民と労働者の犠牲の上に再建の道をすゝもうとしている。そしてその限り、一般大衆にとつて食生活の改善は遅々として進まないであろう。輸入食糧は急場の危機を救うるとしても、もしそれによつて些かでも国内食糧の供出政策の民主化が怠られるならば、それは大きな不幸を残すものといわねばならない。絶對的不足量の輸入は、国内産食糧の總動員の下に於いてのみ許されるものであることは、單に世界の食糧事情からばかりでなく、戦後の日本經濟に不當な負擔を負わせぬためにも、又供出制度の民主化を通じて日本を平和的な民主的な國として再建するためにも必要なことである。

### 第三章 戦後農民經濟の様相

#### はしがき

農村はインフレで物凄く景氣だといふ聲は最近ようやく下火になつてきた。しかし今でもまだ時々農村の馬鹿景氣とばかりに何十萬圓の結婚式などとジャーナリズムは書きたてている。「農村は恵まれている、百姓さんは新階級だ」という考えはいまだに後を断たない。それはたして眞實であろうか。今その進行途上にある日本の民主革命は労働者と勤勞農民との緊密な同盟によつてはじめて遂行される。この時にあつて、木を見て森を見ない輩が一部のヤミ賣農家をとらえて悪農呼ばわりをもつて騒ぎたてたことは、勞農の分裂を策する悪質なデマである。インフレ下に憫むものは都市の勤勞階級のみではない。耕作する農民も同様に苦しむ、否、危機に瀕している。たとへ一部に新階級のヤミ賣農家があるにしても、わが農村、農民一般は決して恵まれてはいない。これから示す諸統計ははつきりとそれを物語るのである。

しかしながら、従来日本においては、統計調査は甚しく不備であり、かつ最も利用される官廳統計も不完全極まりない。その上、この戦争を通じて統計事務のごときは逆に縮小簡略化され、戦争末期、戦後の混亂はほとんど資料、統計は蒐集されないような状態になつた。だから、今日の農村の經濟事情を正確に示す資料、統計等はほ

とんどない。そこで以下の数字は、正しい現實を示すか、否かについでには疑問なきを得ない。しかしともかく、今日われわれが利用し得る唯一の資料なり、統計であつて、少くともその大勢は察知し得るものであり、一部の現象にとらわれたデマ・ニュースではないから、あえて掲げる次第である。

#### 一、農業生産力の低落

まず農業生産の實績の検討から始める。この點については經濟安定本部の『經濟白書』にも簡単に示されたところであるが、さらに詳細に数字を上げてみる。(第五三表) 稲作の累年の悪化は遂に昭和二十一年において明治三十六年來の不作という数字を示した。昭和二十一年においては著しく回復したが、まだ戦前に及ばない。(註) 農民を國家的經濟外的強制で抑壓した作付統制の強化は戦争中累年のに衰頹・諸類・とうもろこし・かぼちゃ等の作付面積の増加となつた。だが見よ、反當收量の累年の激減を！それは適地適作に對する無謀な禁壓、農村労働力の不斷の吸引、肥料配給の缺乏等の、作付統制を裏付けるどころか、逆の施策がつき／＼と實行されていつたことを示している。いやいやながらの勉強が頭に入らぬように、抑壓の食糧増産はまつたく效を奏しない。かくては、「農業報國推進隊の歌」のラッパがむなくひびいて、遂には、「何が何でもカボチ

一、農業生産力の低落

第53表 主要農作物作付面積および収穫高

	米			麦		
	作付面積(町)	實收量(石)	反當收量(石)	作付面積(町)	實收高(石)	反當收量(石)
昭和12年	3,217,051	66,319,764	2.062	1,484,278	22,836,059	1.539
13"	3,220,729	65,869,092	2.045	1,497,523	20,411,258	1.658
14"	3,192,703	68,964,668	2.160	1,509,151	26,608,489	1.763
15"	3,178,220	60,874,252	1.915	1,586,888	26,879,775	1.693
16"	3,182,019	55,088,171	1.731	1,652,992	23,917,616	1.447
17"	3,164,126	66,775,832	2.110	1,767,508	23,484,475	1.329
18"	3,110,232	62,887,045	2.022	1,677,816	18,537,207	1.105
19"	2,979,367	58,558,848	1.965	1,772,799	23,870,623	1.346
20"	2,892,660	39,149,381	1.353	1,615,079	17,006,323	1.053
21"	2,804,008	61,386,011	2.189	1,457,898	11,581,509	0.794

	小 麦			大 麦		
	作付面積(町)	實收高(石)	反當收量(石)	作付面積(町)	實收高(石)	反當收量(石)
昭和12年	724,601	9,996,048	1.380	330,182	6,879,380	2.084
13"	725,101	8,971,563	1.237	357,609	6,325,404	1.769
14"	745,601	12,113,868	1.625	353,890	7,764,069	2.194
15"	841,201	13,093,758	1.557	340,724	7,519,397	2.207
16"	825,706	10,665,149	1.292	357,741	6,499,669	1.817
17"	863,109	10,114,535	1.172	395,561	6,745,454	1.705
18"	809,871	7,990,485	0.987	382,740	5,266,073	1.376
19"	887,468	10,111,202	1.207	427,488	7,181,986	1.680
20"	729,680	6,891,661	0.944	404,087	4,922,471	1.218
21"	637,395	4,496,303	0.705	371,324	3,835,906	1.033

	裸 麦			春 馬 鈴 薯		
	作付面積(町)	實收高(石)	反當收量(石)	作付面積(町)	實收高(千貫)	反當收量(貫)
昭和12年	429,494	5,960,631	1.388	-	-	-
13"	414,812	5,114,291	1.233	-	-	-
14"	409,659	6,730,552	1.643	-	-	-
15"	404,962	6,266,620	1.547	-	-	-
16"	469,545	6,752,798	1.438	174,639	506,945	290
17"	508,837	6,624,486	1.302	188,317	512,132	272
18"	485,204	5,280,649	1.088	198,783	538,663	271
19"	507,842	6,577,485	1.295	200,622	521,427	260
20"	481,312	5,192,191	1.079	207,405	463,276	223
21"	449,179	3,249,300	0.723	187,502	460,109	245

第三章 戦後農民経済の様相

(第二十二次農林省統計表及び及び農林統計月報第99號、第100號、第102號より)

	甘 藷			と う も ろ こ し				
	作付面積(町)	實收高(千貫)	反當收量(貫)	作付面積(町)	實收高(千貫)	乾燥種實(石)	反當收量(貫)	乾燥種實(石)
昭和13年	288,776	1,030,115	357	52,167	-	-	-	-
14"	281,832	1,008,534	358	55,038	-	-	-	-
15"	277,827	933,140	336	53,216	-	-	-	-
16"	275,524	942,512	342	57,071	-	-	-	-
17"	310,842	1,071,263	345	63,933	22,622	552,609	140	1.157
18"	323,344	1,005,617	311	65,828	32,070	534,528	219	1.045
19"	328,145	1,210,547	369	74,864	36,254	587,545	186	1.080
20"	309,660	1,053,466	340	69,379	32,938	552,145	179	1.083
21"	403,500	1,039,221	258	68,647	32,145	205,819	122	0.486
22"	375,694	1,470,552	391	51,288	29,721	315,322	200	0.866

	だ い ず					菜 種		
	作付面積(町)	實收高(千貫)	乾燥種實(石)	未成熟(貫)	乾燥種實(石)	作付面積(町)	實收高(石)	反當收量(石)
昭和13年	331,572	-	-	-	-	111,944	1,102,630	0.985
14"	329,674	-	-	-	-	111,434	970,561	0.871
15"	324,377	-	-	-	-	96,230	1,002,296	1.042
16"	327,550	-	-	-	-	90,101	906,562	1.006
17"	310,304	11,274	1,822	118	0.606	88,287	882,761	1.000
18"	317,046	8,442	2,331	144	0.749	79,331	696,062	0.877
19"	312,556	7,609	2,399	89	0.789	62,522	441,352	0.706
20"	296,307	8,073	2,072	109	0.717	39,166	271,202	0.692
21"	278,965	11,098	1,321	50	0.510	35,574	166,999	0.469
22"	233,634	8,026	1,565	112	0.691	14,916	57,717	0.387

	大 根			南 瓜		
	作付面積(町)	實收高(千貫)	反當收量(貫)	作付面積(町)	實收高(千貫)	反當收量(貫)
昭和13年	107,077	645,792	603	24,658	89,229	362
14"	108,366	658,017	607	24,208	83,150	343
15"	109,445	662,360	605	23,668	83,098	351
16"	108,637	684,140	630	23,736	82,440	374
17"	99,408	619,042	623	25,662	76,566	308
18"	96,500	564,656	585	34,932	115,955	332
19"	98,285	567,861	578	45,386	151,688	334
20"	97,486	540,036	554	50,821	147,987	291
21"	80,591	355,962	442	64,668	161,038	249

二、農業生産の構造

第56表 I 耕地擴張潰廢面積  
(第22次農林省統計表より)

	擴張面積 (町)	潰廢面積 (町)	差引(町)
昭和12年	38130.3	23874.5	14255.8
" 13 "	32345.9	46977.6(-)	14631.7
" 14 "	31721.2	30951.8	769.4
" 15 "	30666.6	34468.3(-)	3801.7
" 16 "	26730.4	45742.1(-)	19011.7
" 17 "	28834.9	57808.4(-)	28973.5
" 18 "	21747.9	66781.2(-)	45033.3
" 19 "	16014.6	94572.2(-)	78557.6
" 20 "	28164.7	101457.2(-)	73292.5

昭和二十一年の四月二十六日の調査に取上げておられる。だが問題は、かゝる過少の数字を生ぜしめるような政治が行われておられるところにある。米の供出から見て過少の申告報告は、弱い日本の農民に課された抵抗線でもある。そして又、この統計にもれたいわゆる「隠田」「隠畑」は一體誰が多く所有し、誰が僅かにしか所持していないのであろうか。それを多く持つものは、比較的經營の大きい農家、つまりいわゆる富農、ないしは自作地主層であることは何人も認めるところであろう。これは政府ですら認められているのだ。第一回國會で一議員の質問に對する次の答辯を見よ。「調査は申告に基ずくものであつて、農家が意識的に内輪申告をした場合もあり、土地帳帳の面積そのものに比して實際面積が懸延している場合もあり、又申告の場合には何故何歩までくわしく記載せずラウンドナンバーで申告するものが普通であつて、それに基ずく誤差も決して小さくない。……ヤミ耕作面積の豫想は困難であつて地方によつてかなり相違があると思う。ヤミ耕作面積のうち一筆全部をかくすものは、平坦稲作に少く、山間畑作地帯に多いが、筆ごとに實面積より過少に申告してかくすものは耕地整理地に少く未整理地に多い、又

第53表 II 事由別耕地潰廢面積 (同前)

事由	昭和16年	昭和17年	昭和18年	昭和19年	昭和20年	計
飛行場運動場となりたるもの(町)	4,026.6	5,265.6	9,936.9	22,667.1	14,701.5	56,597.7
耕作を放棄したるもの(町)	14,230.8	22,803.2	13,382.9	15,617.8	33,145.4	99,180.1
林地に轉換したるもの(町)	5,875.4	7,127.9	8,026.0	12,653.3	13,043.7	46,726.3
水害のため荒地となりたるもの(町)	7,263.0	3,097.9	8,252.0	11,276.4	11,350.8	41,240.1
工、礦業敷地となりたるもの(町)	5,630.8	5,208.7	9,669.2	9,160.2	6,146.3	35,815.2
河川修理用悪水路設置の爲耕地を潰したるもの(町)	483.7	904.0	1,466.9	3,992.5	2,834.2	9,681.3
道路敷地となりたるもの(町)	1,061.3	1,350.8	2,815.2	3,372.0	4,110.4	12,109.7
住宅敷地となりたるもの(町)	3,958.1	4,605.5	3,606.0	3,351.9	2,826.7	18,448.2

飛行場運動場となりたるもの(町) 4,026.6 5,265.6 9,936.9 22,667.1 14,701.5 56,597.7  
耕作を放棄したるもの(町) 14,230.8 22,803.2 13,382.9 15,617.8 33,145.4 99,180.1  
林地に轉換したるもの(町) 5,875.4 7,127.9 8,026.0 12,653.3 13,043.7 46,726.3  
水害のため荒地となりたるもの(町) 7,263.0 3,097.9 8,252.0 11,276.4 11,350.8 41,240.1  
工、礦業敷地となりたるもの(町) 5,630.8 5,208.7 9,669.2 9,160.2 6,146.3 35,815.2  
河川修理用悪水路設置の爲耕地を潰したるもの(町) 483.7 904.0 1,466.9 3,992.5 2,834.2 9,681.3  
道路敷地となりたるもの(町) 1,061.3 1,350.8 2,815.2 3,372.0 4,110.4 12,109.7  
住宅敷地となりたるもの(町) 3,958.1 4,605.5 3,606.0 3,351.9 2,826.7 18,448.2

又、過少の数字ということが問題であらう。農林省の統計の解説も昭和二十一年の四月二十六日の調査についてそれを問題に取上げておられる。だが問題は、かゝる過少の数字を生ぜしめるような政治が行われておられるところにある。米の供出から見て過少の申告報告は、弱い日本の農民に課された抵抗線でもある。そして又、この統計にもれたいわゆる「隠田」「隠畑」は一體誰が多く所有し、誰が僅かにしか所持していないのであろうか。それを多く持つものは、比較的經營の大きい農家、つまりいわゆる富農、ないしは自作地主層であることは何人も認めるところであろう。これは政府ですら認められているのだ。第一回國會で一議員の質問に對する次の答辯を見よ。「調査は申告に基ずくものであつて、農家が意識的に内輪申告をした場合もあり、土地帳帳の面積そのものに比して實際面積が懸延している場合もあり、又申告の場合には何故何歩までくわしく記載せずラウンドナンバーで申告するものが普通であつて、それに基ずく誤差も決して小さくない。……ヤミ耕作面積の豫想は困難であつて地方によつてかなり相違があると思う。ヤミ耕作面積のうち一筆全部をかくすものは、平坦稲作に少く、山間畑作地帯に多いが、筆ごとに實面積より過少に申告してかくすものは耕地整理地に少く未整理地に多い、又

小經營者に少く、大經營者に多いであらうと想像している(昭和二十二年八月十八日、參議院小川友三氏の農地實際作付面積に關する質問に對する答辯)  
進んでその減少を潰廢理由別に見よう(第五六表)昭和二十一年から昭和二十年の五ヶ年で全潰廢面積三六萬六三六一町中二割七分は耕作放棄(應召、徴用の重壓による努力不足)一割五分が飛行場への轉換、一割三分、一割一分のものがそれ、林地へ轉移せるもの、および水

第三章 戦後農民經濟の概相

第54表 農業生産指數(農林統計月報第108號より)

	農産	米	米以外の 禾穀類	苜蓿類	果實	蔬菜	工業 農産物	畜産	畜産
昭和12年	108.9	111.0	104.5	113.9	108.6	112.1	124.7	95.7	113.4
" 13 "	104.9	105.3	92.4	102.2	107.7	107.6	114.6	83.7	114.6
" 14 "	114.0	110.2	118.9	104.9	117.3	106.1	168.7	101.1	118.8
" 15 "	106.9	97.3	120.3	94.4	120.9	105.4	159.0	97.4	121.4
" 16 "	93.4	97.7	109.3	80.4	110.4	101.9	128.9	77.7	101.1
" 17 "	98.4	106.7	107.5	102.7	114.5	101.1	118.1	62.1	80.1
" 18 "	93.8	100.2	86.4	100.7	112.0	110.7	102.8	60.1	76.2
" 19 "	82.4	93.6	107.0	72.6	83.9	97.5	83.4	43.2	37.7
" 20 "	58.2	65.9	77.1	61.2	57.6	87.2	47.9	25.1	22.1

(備考昭和8-10年基準)

「米以外の未穀類」については比較的減少せず、むしろ増加したこともあつたが、それも昭和二十年においては低落した。だと「蔬菜」が相對的に他よりも低

「ヤミ作れ」の笑えぬ茶番劇となつた。  
(註) 昭和二十二年、昭和二十一年の数字が甚しく過少であることは、何人も認める。いわゆるヤミ米がこの他にあることは疑うべくもない。しかし、いかに多く見積らうとその一割を越えることはない。以下に述べる農家經營の實情はそれを明瞭に裏書きする。  
次に農林省發表の農林水産物生産指數の中心から農産物を抜きだすと(第五四表)の通りである。本指數は、生産價額によつて把握されたために、前述の農作物生産統計とは一致していない。いずれも減少の一途をたどる。  
「米以外の未穀類」については比較的減少せず、むしろ増加したこともあつたが、それも昭和二十年においては低落した。だと「蔬菜」が相對的に他よりも低

第55表 耕地累年表(第22次農林省統計表及び8.1センサス結果概要による)

	總數		田		畑	
	實數(町)	指數	實數(町)	指數	實數(町)	指數
昭和12年	6,098,435.3	100	3,217,928.6	100	2,880,506.7	100
" 13 "	6,078,282.5	99.07	3,208,254.3	99.70	2,870,028.2	99.64
" 14 "	6,079,246.6	99.69	3,209,298.0	99.73	2,869,948.6	99.63
" 15 "	6,077,502.5	99.66	3,206,575.6	99.65	2,870,926.9	99.67
" 16 "	5,860,679.0	96.10	3,172,184.5	98.58	2,688,494.5	93.33
" 17 "	5,812,392.8	95.31	3,163,863.8	98.32	2,648,529.0	91.95
" 18 "	5,717,856.4	93.76	3,121,659.8	97.01	2,596,196.6	90.13
" 19 "	5,513,897.2	90.41	3,059,963.5	95.09	2,453,933.7	85.19
" 20 "	5,287,874.0	86.71	2,964,487.7	92.12	2,323,386.3	80.66
" 21 "	4,985,999.7	81.76	2,859,883.8	88.87	2,126,115.9	73.81
" 22 "	5,011,689.6	82.18	2,849,615.4	88.55	2,162,074.2	75.06

(一) 農地  
第一に農業生産にとつて最も基礎となる土地、耕地について次の第壹表を掲げる。いかに累年減少の一途を辿つたことか。こゝでも

二、農業生産の構造

落していないことは、いわゆる戦後の金が何處に流れたかを暗示するものがある。養蠶、畜産はこの数字を見ただけでほとんど潰滅の状態にあることが推測される。では、このような甚しい生産の減退を生んだ理由はどこにあるのか。われわれはその検討に移らう。

第59表 I 農業従事者数 (農林省「農作業従事者に關する調査」より)

性別	年度別	16歳~35歳		36歳~60歳		61歳以上		合計	
		實數(千人)	指數	實數(千人)	指數	實數(千人)	指數	實數(千人)	指數
男	昭和12年7月	3507 (42.4%)	100	3677 (44.4%)	100	1093 (13.2%)	100	8278 (100.0%)	100
	昭和14年8月	2784 (38.0%)	79.4	3487 (47.5%)	94.8	1062 (14.5%)	97.2	7334 (100.0%)	88.6
	昭和15年2月	2855 (39.6%)	81.4	3308 (45.9%)	90.0	1040 (14.5%)	95.2	7204 (100.0%)	87.0
	昭和16年2月	2825 (38.5%)	80.6	3374 (46.0%)	91.8	1128 (14.5%)	103.2	7327 (100.0%)	88.5
女	昭和12年7月	3463 (42.7%)	100	3652 (45.0%)	100	997 (12.3%)	100	8113 (100.0%)	100
	昭和14年8月	3280 (41.8%)	94.7	3586 (45.7%)	98.2	976 (12.5%)	97.9	7843 (100.0%)	96.7
	昭和15年2月	3330 (44.0%)	95.3	3342 (44.1%)	91.5	903 (11.9%)	90.6	7576 (100.0%)	93.4
	昭和16年2月	3401 (43.6%)	98.2	3423 (43.9%)	93.7	973 (12.5%)	97.6	7797 (100.0%)	96.1
計	昭和12年7月	6971 (42.5%)	100	7329 (44.7%)	100	2091 (12.8%)	100	15331 (100.0%)	100
	昭和14年8月	6064 (40.0%)	87.0	7074 (46.6%)	96.5	2039 (13.4%)	97.5	15177 (100.0%)	92.6
	昭和15年2月	6186 (41.8%)	88.7	6851 (45.0%)	90.7	1944 (13.2%)	93.0	14780 (100.0%)	90.2
	昭和16年2月	6225 (41.2%)	89.3	6797 (44.9%)	92.7	2102 (13.9%)	100.5	15125 (100.0%)	92.3

第59表 II 同前 (日本勸業銀行「戦時戦後を通ずる農村経済の變化」より)

年齢	性別	昭和15年度		昭和19年度	
		實數(千人)	比率(%)	實數(千人)	比率(%)
15歳以下	男	277	2.0	265	2.1
	女	291	2.0	261	2.1
16歳~20歳	男	585	4.3	526	4.1
	女	680	5.0	808	6.4
21歳~50歳	男	3124	23.8	2330	18.4
	女	4830	32.0	4820	37.8
51歳~60歳	男	1148	8.5	1036	8.2
	女	1112	8.1	1148	9.0
61歳以上	男	1131	8.4	1116	8.8
	女	771	5.8	857	6.8
計	男	6363	47.0	5020	39.5
	女	7184	53.0	7676	60.5
總計		13549	100.0	12693	100.0

この数字は、戦時戦後を通ずる農村経済の變化を調査した結果である。戦時中の農業者の減少、ことにその質的低下は、戦後の農村に大きな影響を及ぼしている。戦時中の農業者の減少、ことにその質的低下は、戦後の農村に大きな影響を及ぼしている。

戦時中の農業者の増加が主としていわれる「職工農家」であつたことは推測される。昭和十六年までしか現在数字の纏つていない農林省の「農業生産申告規則」の集計によると第五九表(一)のごとくであつて戦時中の農業労働力の減少、ことにその質的低下は、戦後の農村に大きな影響を及ぼしている。戦時中の農業者の減少、ことにその質的低下は、戦後の農村に大きな影響を及ぼしている。

第57表 開墾計畫及び実績 (昭和22年農林省開拓局調査により作製)

年度	地区	開墾計畫			実績	
		面積(A)	面積(B)	面積(C)	(C/A) 對比	(C/B) 對比
昭和20年	内 地	120,000	92,633	64,666	54%	70%
	北 海 道	50,000	1,500	1,500	3%	100%
	計	170,000	94,133	66,166	39%	70%
昭和21年	内 地	185,000	130,000	121,611	66%	94%
	北 海 道	150,000	56,000	31,863	21%	57%
	計	335,000	186,000	153,474	46%	83%
昭和22年	内 地	185,000	100,000	24,095	13%	24%
	北 海 道	160,000	45,800	14,957	9%	33%
	計	345,000	145,800	39,052	11%	26%
果 計	内 地	490,000	322,636	210,372	43%	65%
	北 海 道	360,000	103,300	48,320	13%	47%
	計	850,000	425,936	258,692	30%	60%

備考

- 1) Aは昭和20年11月閣議決定『緊急開拓事業実施要領』による開墾計畫面積155万町歩の年次割當計畫を示す。
  - 2) Bは各年度豫算割當によつて豫定せられた開墾割當計畫を示すもので政府決定の計畫と著しい隔りがある。
  - 3) Cは各年度共三月末現在を示しているが、22年度は内地は9月末、北海道は6月末現在である。
- 開墾完了面積の中開田は20年度 3,673町、21年度 4,447町、22年度 2,131町、計10,251町となつて全開墾面積の40%足らずである。

第58表 専業、兼業別農家戸数 (第22次農林省統計表及び8.1センサス結果概要による)

年度	農家總數(戸)	専業農家		兼業農家	
		實數(戸)	割合(%)	實數(戸)	割合(%)
昭和13年(9月1日) (農家一斉調査)	5,440,998	2,484,474	45.7	2,956,524	54.3
昭和16年(8月1日)	5,498,862	2,303,901	41.9	3,194,925	58.1
昭和17年( " )	5,505,429	2,119,913	38.5	3,385,516	61.5
" 18 ( " )	5,590,078	1,952,703	34.9	3,637,375	65.1
" 19 ( " )	5,530,508	2,067,948	37.3	3,462,560	62.7
" 21年(4月26日)	5,697,948	3,056,425	53.6	2,641,523	46.4
" 22 (8月1日)	5,909,227	3,274,569	55.4	2,634,658	44.6

戦時中の農業者の減少、ことにその質的低下は、戦後の農村に大きな影響を及ぼしている。戦時中の農業者の減少、ことにその質的低下は、戦後の農村に大きな影響を及ぼしている。

害によるもの(災害対策の放棄)である。その他軍需産業資本家がポロ儲けをかくそうと耕地を買いあさつての工機業敷地への變更等、これらすべてを呪うべき軍國主義の惨劇以外の何物でもない。終戦後、百五十萬町歩の開拓を政府は企圖した。しかしこの開拓政策がはたして真に科學的基礎をもち、しかも開拓地の營農を真剣に考慮に入れたものであるか否かについては、頗る疑問なきを得ない。

い。まやかしの失業対策の泥濘的な政策であつたことは何よりも次のような不良な実績が雄辯に物語つている。(第五七表)開拓政策の再検討再出發が要請されるわけである。開拓民の窮状は屢々新聞紙上にも傳えられている。

(二) 農業労働力

第60表 I 自小作別農家戸数 (第58表に同じ)

年次	農家総数	貸付耕地1町以上の土地所有農家	自作	自小作			小作	土地を耕作せざる農家	
				自作兼小作	小作兼自作	合計			
昭和16年(1) 8月1日	5,498,826	165,996	1,545,408	1,138,975	1,100,028	2,239,003	1,524,290	24,129	
昭和17年(2) 8月1日	5,505,429	216,477	1,517,761	1,108,530	1,079,221	2,187,751	1,561,054	22,386	
昭和18年(3) 8月1日	5,590,078	214,602	1,550,040	1,113,219	1,101,982	2,215,201	1,592,597	17,638	
昭和19年(4) 8月1日	5,533,308	208,527	1,520,002	1,114,010	1,102,446	2,216,456	1,573,730	17,793	
昭和20年(5) 4月26日	5,697,948	214,054	1,655,244	1,127,166	1,051,188	2,188,354	1,637,051	3,245	
昭和21年(6) 8月1日	5,909,227	*	2,153,611	1,183,498	996,086	2,180,394	1,573,836	1,386	
同	(1)	100.0%	3.0%	28.1%	20.7%	20.0%	40.7%	27.7%	0.5%
上	(2)	100.0	3.9	27.6	20.1	19.6	39.7	28.1	0.5
制	(3)	100.0	3.8	27.7	17.9	19.7	39.6	28.5	0.4
合	(4)	100.0	3.9	27.6	20.1	19.6	39.7	28.5	0.8
	(5)	100.0	3.8	29.0	19.8	18.6	38.4	28.7	0.1
	(6)	100.0	*	36.4	20.0	16.8	36.8	26.6	0.2

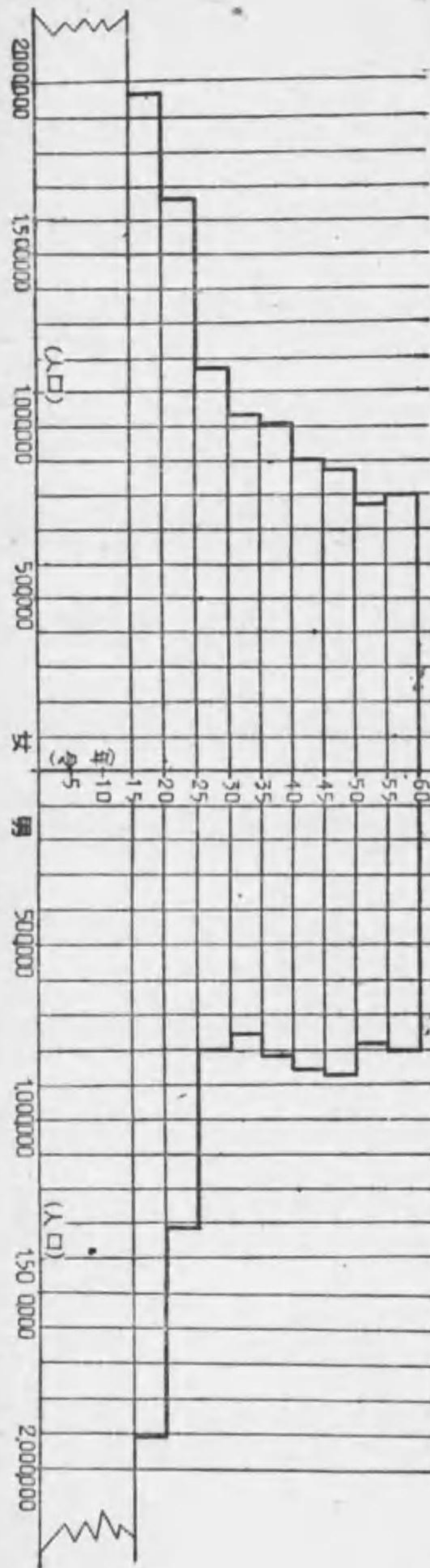
備考 \* 欄は自作に計上

第60表 II 経営規模別農家戸数 (第58表に同じ)

	昭和21年 4月26日(A)		昭和22年 8月1日(B)		(B)の(A)に対する増減	
	實数	割合(%)	實数	割合(%)	實数	率(%)
土地を耕作せざる農家	3,245	0.1	1,386	0.0	(-) 1,860	(-) 57.3
3反未満	1,293,759	22.7	1,414,682	23.9	(+) 120,923	(+) 9.3
3反~5反	939,349	16.5	1,036,533	17.5	(+) 97,184	(+) 10.3
5反~1町	1,785,640	31.3	1,834,321	31.0	(+) 48,681	(+) 2.7
1町~1.5町	950,142	16.7	925,404	15.1	(-) 24,738	(-) 2.6
1.5町~2町	386,729	6.8	364,291	6.2	(-) 22,438	(-) 5.8
2町~2.5町	211,260	3.7	147,651	2.5	(-) 1,080	(-) 6.5
2.5町~3町			62,529	1.1		
3町~5町	77,130	1.3	73,800	1.3	(-) 3,330	(-) 4.3
5町~10町	38,245	0.7	37,698	0.6	(-) 547	(-) 1.4
10町~20町	11,610	0.2	1,032	0.2	(-) 1,416	(-) 11.4
20町以上	838	0.0				
合計	5,697,948	100.0	5,909,227	100.0	(+) 211,279	(+) 3.7

を掲げている。戦後における専業農家の増加は一體いかなるものか。第五八表を次の第六〇表(Ⅰ)(Ⅱ)と対比させると、それが飯米農家の経営のもの増加であることがはつきりする。それは昭和二十一年四月二十六日から一年四ヶ月の昭和二十二年八月一日のセンサスによる間

二、農業生産の構造



農村人口構成図 (426歳以上)

第61表 年齢別農家人口 (農林統計月報 第91号)

	總数	男	女
62歳以上	3,211,846	1,465,985	1,745,861
56~61	1,617,330	809,925	807,405
51~55	1,558,234	788,268	769,966
46~50	1,747,390	873,184	874,206
41~45	1,765,942	863,193	902,749
36~40	1,833,606	817,987	1,015,619
31~35	1,790,280	758,844	1,031,436
26~30	1,966,440	796,355	1,170,085
21~25	2,977,923	1,309,655	1,668,268
16~20	3,892,250	1,913,558	1,978,692
13~15	2,649,478	1,321,376	1,328,102
12歳以下	9,234,308	4,642,224	4,592,084
總数	34,245,027	16,360,554	17,884,473

についで過剰になったと言えぬ。戦時中の男子青年の基幹労働力不足は依然として回復せず現在でも第六一表とピラミッド圖が示すように、除去しているのだ。いかに多くの農家出身の青年

においてさえ進行している。自小作別では自作農及び自小作農が増加し、経営規模別には一町以下の階層が増加していることは、農地改革に伴う土地取上による地主の自作化と食糧逼迫による飯米獲得のための自作化の二つの大きい原因から生じたものである。なお、賃労働兼業農家は、先に示したように絶対数としては増加しているが、これを農家戸数全體から見ると、昭和十六年の二割九分から二割六分に相対的に減少している。これは戦時中特に農家収入の大きい部分を占めた賃賃収入の減少を示すものであり、又現在の日本農業の分解の度を示すものである。 歸農工員・歸還兵士によつて農村は勞力過剰であるという。なるほゞ個々の経営では過剰になったところもある。だが直ちに全般

第63表 累年肥料生産実績  
(昭和23年1月・農林省農政局調査による)

	硫 安		石灰窒素		過 燐 酸	
	實數(噸)	指數(%)	實數(噸)	指數(%)	實數(噸)	指數(%)
昭和10年より12年までの三年間の平均	807,948	100	291,516	100	1,599,168	100
昭和17年	1,146,083	142	203,107	70	570,306	36
昭和18年	966,456	120	161,727	55	560,659	35
昭和19年	712,311	88	164,808	56	112,300	7
昭和20年	242,895	30	77,812	27	12,726	0.8
1月~7月	(188,519)	-	(47,932)	-	(6,156)	-
8月~12月	(54,376)	-	(29,880)	-	(6,570)	-
昭和21年	469,381	58	182,075	62	168,056	11
1月~7月	(228,694)	-	(94,566)	-	(21,978)	-
8月~12月	(240,687)	-	(87,509)	-	(146,078)	-
昭和22年	729,655	90	214,278	74	711,455	44
1月~7月	(444,755)	-	(180,864)	-	(351,378)	-
8月~12月	(284,900)	-	(83,414)	-	(360,077)	-

昭和二十年は大體戦前のほぼ半分である。そして、一體配給はど

昭和二十一年 稲 麥 金肥 自給肥  
買 買 買 買  
三・九 三・三 三・三 三・三

の血税をもつてこの戦争が戦われたかを、かれ等の靈の怨みをこめて、この統計は無言の内に語っている。  
「勞働基準法」が施行され、幼年労働は保護されることになった。しかし農業等では特例が設けられて幼年者の雇傭が認められた。自家農業に従事する幼少者は別にしても、なお、農林省の統計によれば、農業常傭の十萬七千七百五十五人の中十二歳以下三百二人、十三歳~十五歳六千九百二十七人、純粹農業労働者十二萬六千四百九十二人の中十二歳以下五百五十八人、十三歳~十五歳二千六百二人となつてゐる。すこやかに發育すべき農村の兒童の體格が背屈な農業労働のためにいかに歪められてゐるかを見いだすことができる。これは、農家經濟上少くも安價な労働力を追求する結果である。歸農した青年労働力はそのために過剩の度が強くなる。本統計の報告によれば、十六歳~六十一歳の労働可能年齢層の中百八十七萬七千七百七十四人のものが、農業經營上マイナスたる負擔者の一二・八%を占めてゐるが、この中には、病人、家事労働專問擔當のものがあるとしても、なお完全な意味での失業人口のあることを物語り、上述の事情を裏付けてゐる。このような過剩人口の存在は労働賃金を引下げずにはおかないであろう。そして、それは農業の機械化を停滞せしめ、今次の農地改革後も農業の發展は見られず、たとえきわめて一部に經營の集中が行われても、機械化による發展ではなく劣悪な労働條件の封建的雇傭労働によるまやかしのものであり、本格的な農業の發展でないことが見透されるのである。  
戦時中増加の一途にあつた労働力販賣による収入は相對的に低落して、しかも一方には全般的な青壯年勞力に缺乏しつゝ、なお他方には、完全な意味の失業の人口に、可憐な幼年労働が存在する。ま

ことに深刻な労働事情である。

(三) 肥料

第62表 肥料消費実績  
(時事通信社「經濟安定本部、經濟白書」より)

	窒素質	燐酸質	加里質
	千噸	千噸	千噸
昭和12年	1,901	1,523	251
昭和13年	1,951	1,507	170
昭和14年	1,593	1,496	163
昭和15年	1,805	1,378	191
昭和16年	1,653	950	48
昭和17年	1,346	879	3
昭和18年	1,117	544	3
昭和19年	541	86	3
昭和20年	412	31	7
昭和21年	929	402	114

農民は何よりも肥料を欲する。極端に集約的な零細經營のわが國農業にとつて肥料の重要性は論ずるまでもない。(註)その肥料の消費状況は第六二表のようになつてゐる。昭和二十年の食糧危機は決して風水害による不作というふうな

自然的條件によるものでないことは明白である。  
(註) 近藤康男「日本農業經濟論」(二五〇~二七二頁)  
戦後は第六三表に示す通り生産が重點的優先措置が講ぜられ比較的生產が良好であり、更に燐酸については連合軍の好意による輸入もあり、消費実績も戦時中から見れば格段と上昇した。  
それでは一體個々の農家の施肥量はどれ位であろうか。「信額度の薄いもの」ではあるが、農林省發表の「調査員だより」(註)によると次のようである。

昭和二十年 稲 麥 金肥 自給肥  
買 買 買 買  
三・一 三・一 三・一 三・一

の程度であるかという点、配給で間に合つたとするものは僅かに一六%で残り七四%は「否」と答へてゐる。

(註) 農林省の委嘱する農林水産業調査員(全國各市町村には十五名あつて、生産農家から選定され調査事務を委嘱されてゐるもの)について調査票により調査したもの、一般の農家より比較的水準の高い農家である。第一回、第二回とも大體三萬數千名についての調査である。

かくも不足している肥料の配給は、結局肥料の需購入を餘儀なくする。事例調査であるが、農林省の「終戦後における農業生産用配給資材及び補助金實態調査報告」(昭和二十二年一月)によれば、岡山縣御津郡今村で、配給非配給が大體半々になつてゐる。その他の調査地においても正確にはわからないが、少くとも三割程度はいわゆる需購入と見てよいのではなからうか。

(四) 農機具

肥料について、農機具はいかに。これについては適當な資料がないが、昭和十五年~二十二年の鋼材割當數量から見ると昭和十五年を一〇〇%とすればその四分の一(經濟白書)、さらにこれはいわゆる物動數字であつて實際に現物化したものはその二分の一と推算される(第六四表)主要大農機具については第六五表に見るようになつてゐるが、加して小農機具こ

第64表 農機具に對する鋼材割當  
(第62表に同じ)

	鋼材割當數量	指數
	噸	(%)
昭和15年	31,500	100
18年	19,500	62
19年	14,500	46
20年	12,400	39
21年	20,050	63
22年	8,000	25
備考	21年は特殊物件を含む	

加して小農機具こ

三、農家經濟事情

第68表 I 累年農家資産構成 (農家經濟調査報告 別冊より)

	總 額		農業用		營業用		家事用		現金及準現金	
	年度始	年度末	年度始	年度末	年度始	年度末	年度始	年度末	年度始	年度末
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
昭和11年	100.00	100.00	73.91	73.10	4.04	4.03	8.32	8.66	13.73	14.21
" 12年	100.00	100.00	73.19	71.92	4.40	4.38	8.88	8.83	13.53	14.88
" 13年	100.00	100.00	73.23	72.02	2.99	2.90	9.06	8.97	14.72	16.11
" 14年	100.00	100.00	71.89	68.61	3.38	3.11	9.08	8.87	15.67	19.41
" 15年	100.00	100.00	66.86	63.30	3.92	3.78	4.83	4.43	19.30	23.49
" 16年	100.00	100.00	65.91	63.03	3.57	3.60	10.20	9.80	20.32	22.77

第68表 II 農業用資産構成 (同前)

	總 額	土地	土地改良設備	建物	器具	動物	植物	現物	比 率										
									%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
昭和11年	100.00	70.20	0.09	10.99	3.85	2.26	4.35	8.26											
" 12年	100.00	69.09	0.08	10.59	3.86	2.73	4.51	9.14											
" 13年	100.00	68.58	0.06	10.23	3.92	3.24	4.34	9.63											
" 14年	100.00	66.33	0.04	10.30	3.73	3.51	4.99	2.10											
" 15年	100.00	66.18	0.09	11.31	4.28	4.32	5.22	8.60											
" 16年	100.00	65.72	0.04	11.62	4.39	4.78	5.91	7.53											

第68表 III 昭和16年農業資産 (同前)

總 額	年度始	年度末	増 減	實 數		比 例
				円	%	
總 額	6158.53	6191.94	33.41	100.00	100.00	
土 地	總 額	4,056.04	4,069.68	13.64	65.86	65.73
	内田	2,763.25	2,780.06	16.81	44.87	44.90
	課畑	856.09	856.22	0.13	13.90	13.83
	地 其他	436.70	433.40	(-)3.30	7.09	7.00
	土地改良設備	2.74	3.05	0.31	0.04	0.04
	建物	725.63	719.59	(-)6.04	2.78	11.62
農 具	年度始	261.86	271.73	9.87	4.25	4.39
	年度末	260.92	296.01	35.09	4.24	4.78
動 物	年度始	357.08	365.58	8.50	5.80	5.91
	年度末	494.26	466.30	(-)27.96	8.03	7.53
植 物	年度始	494.26	466.30	(-)27.96	8.03	7.53
	年度末	466.30	466.30	0	7.53	7.53
現 物	494.26	466.30	(-)27.96	8.03	7.53	

用され、その故に肥料不足の折から農民は苦しい中にも飼育しているのである。

三、農家經濟事情

(一) 農家資産

農家の資産構成は戦時中頗る悪化したことは想像に難くない。生産手段の補填が困難でいわゆる「流通を停止した貨幣」として現金だけが増加したかと思われ。そしてそれは今日でもまだその傾向は多分にあるであろう。しかしこれについて現在適当な資料がないので、昭和十六年まであるが農林省の「農家經濟調査報告」から数字を抜きだして見る(第六八表)。なお調査対象戸数も少く、様式も異り昭和十六年と比較にはならぬが、昭和二十年分も掲げて見た(第六八表IV)。この農家經濟調査の対象農家は、自作・自作・小作ともにそれ／＼中層以上のもので一般の農家より優秀な内容のも

第三章 戦後農民經濟の様相

第65表 農機具所有臺數 (第58表に同じ)

	農事用 電動機	農事用 内燃機關 用ポンプ	揚 水 機 (農事灌漑 用ポンプ)	動 力 脱穀機	動 力 板摺機	動 力 専摺機
昭和17年 (2月1日)	144,649	316,544	73,160	357,129	180,278	24,270
昭和18年 ( " )	-	-	-	-	-	-
昭和19年 ( " )	-	-	-	-	-	-
昭和20年 ( " )	151,627	262,496	88,125	352,360	177,146	26,400
昭和21年 ( " )	190,279	233,245	86,472	363,918	177,181	26,564
昭和22年 ( " )	286,653	229,420	82,738	443,778	199,290	32,440
昭和22年 (8月1日)	347,151	308,201	-	660,733	294,817	53,918

作業に不可欠のものであつて、問題はそれが配給されることにある。この點について「調査員だより」の次の数字は、現状が全く逆であることを示し

(五) 家

畜産の生産指数の累年の減少は先に掲げたが飼養頭数は次に掲げるように戦時中甚しく減少し、終戦後次第に回復しつつある(第六七表)。しかしそれも役用牛、馬であつて、乳用牛は回復に遠く乳製品の缺乏を物語っている。役用牛の増加も、主として糞資として利

第66表 農民の希望する物件 (農林統計月報第104號より)

件 数	件 数	一戸當り 希望件数	無希望件 数の割合	
			件	%
總 數	103,892	2.6	100	
農 機 具	43,864	1.1	42	
肥 料	25,118	0.6	24	
作業用被服	23,531	0.6	23	
石油薬剤	3,914	0.1	4	
運搬具	3,126	0.1	3	
飼 料	1,661	0.1	2	
その他	2,678	0.1	-	

第67表 家畜飼養頭數 (第58表に同じ)

	牛		馬	豚	山羊	鷄	家兎
	頭	頭					
昭和12年	1,825,760	-	1,203,772	-	-	-	-
" 13年	1,804,261	-	1,142,907	-	-	-	4,946,178
" 14年	1,967,214	-	1,167,458	-	-	-	6,604,334
" 15年	2,064,396	-	1,189,550	-	-	-	5,612,547
" 16年	-	-	1,126,390	-	-	-	39,591,617
" 17年	2,188,742	1,965,773	229,969	1,081,975	670,832	322,131	38,476,012
" 18年	2,400,012	2,142,509	257,503	1,207,801	515,673	370,398	30,200,568
" 19年	2,424,661	2,159,039	265,623	1,223,044	424,298	387,219	22,473,437
" 20年	2,318,745	2,079,354	239,391	1,120,929	205,905	250,323	22,473,437
21年2月1日	1,987,856	1,826,598	163,358	1,049,393	88,082	221,725	-
22年2月1日	1,989,044	1,829,863	159,181	1,053,877	100,349	277,980	-
22年8月1日	2,102,701	1,935,202	167,499	1,114,314	-	-	-



三、農家経済事情

第70表 農家の封鎖預金(農林統計月報第104号、及び経済政策研究所報第1号による)

	調査員だより		山形縣村山平野の田畑作純農村		山形縣庄内平野の水田主體純農村		秋田縣横手平野の田畑作純農村		岡山縣中央水田主體純農村	
	戸数	金額	戸数	金額	戸数	金額	戸数	金額	戸数	金額
總數	34168	7000	10	14584	18	11895	18	6907	19	6926
5反未満	2590	5720	-	-	-	-	-	-	-	-
5反~1町	11478	6190	1	4332	-	-	3	2419	15	7028
1町~1.5町	10600	7220	5	13709	-	-	4	3653	4	6545
1.5町~2町	5214	7750	2	19628	4	7861	5	5329	-	-
2町~3町	3163	8150	2	16857	4	12002	2	8390	-	-
3町~5町	827	9890	-	-	9	10732	4	14321	-	-
5町~10町	245	8660	-	-	1	30000	-	-	-	-
10町以上	51	6120	-	-	-	-	-	-	-	-

	京都府下の米作農山村		岐阜縣下の水田主體純農村		岐阜縣下の水田主體純農村		長野縣下の久平の中層村		埼玉縣田畑作純農村		新潟縣南浦原水田主體純農村	
	戸数	金額	戸数	金額	戸数	金額	戸数	金額	戸数	金額	戸数	金額
總數	30	10,935	28	8,596	26	6,034	28	8,752	310	8,537	50	6,650
5反未満	1	3,400	1	6,980	3	2,544	2	6,115	37	3,892	7	2,157
5反~1町	14	6,772	6	8,504	14	5,107	18	7,124	90	5,820	7	2,157
1町~1.5町	15	15,322	16	8,716	9	8,639	7	10,640	98	9,196	12	4,421
1.5町~2町	-	-	5	8,648	-	-	1	12,121	55	12,095	16	6,443
2町~3町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3町~5町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5町~10町	-	-	-	-	-	-	-	-	36	13,181	17	10,188

る。つまり、一日につき九圓足らずの賃金は自家労働なるが故にそれを自己搾取することによつて農業所得二萬二千圓除を得ている計算になるわけである。これは一つの擬制であるとしても、なお現在の農業所得の實質がいかなものであるかの推察は可能であらう。

(三) 農家の預貯金

農家所得はともかく増大している。新圓は農村にダブついている」といふ。いわゆるタンス貯金なるものが一體いくらあるか、それは正確にはわからない。昭和二十一年の夏には新圓の農漁村滞留は一七五億で五一・八%と日本銀行調査局は發表したが、その後昭和二十二年には三〇%位に低下した等と報じている。この眞偽のほどは頗る不明であり、これについての批判もなされていから(註)、それはそちらにゆずつて、とにかく正確な数字としては昭和二十一年三月の封鎖によるものを掲げてみる。(第七〇表)

(註) 「最近に於ける農村金融事情の動向」(経済政策研究所報、第一卷第一號)

この表は「調査員だより(第二回)」とその他の諸調査から抜きだしたものであるが、「第一欄」によれば一戸平均七千圓、他の欄はまち／＼であるが、少いところは僅かに二千圓となつてゐる。これを後述するように、當時疎安十貫七七三圓餘、足踏脱穀機五二九圓餘、リヤカーは二四一五圓、牛にいたつては九三九七圓であつた。この預貯金で農村は

第三章 戦後農民経済の様相

第68表 IV 昭和21年農家の資産 (「農家資産に関する統計」農林省農政局調による)

	自作自小作小作三者平均	百分率
1 固定資産(農業資産)	82,804.88	75.38
A 土地	12,132.37	11.04
田	5,482.82	4.99
畑	1,694.79	1.54
園地	739.85	0.67
飼料採取用地	400.17	0.36
自家薪炭原木採取地	247.47	0.22
一般農業用地(原野林地)	686.58	0.63
居住用建物及農業用施設の敷地(宅地)	2,487.35	2.59
B 建物	50,105.59	45.60
C 動物(羊豚以上大家畜類)	6,282.06	5.72
D 植物(桑樹以上の禾木植物類)	8,579.88	7.81
E 農具(新調價10圓以上の農具)	5,740.89	5.22
2 流動資産	9,691.24	8.82
3 流通資産	12,242.44	11.14
合	109,612.63	100.00
4 負債	161.60	-
農家財産	109,612.60	-

(備考) この農家財産には借入資産を含まず所有資産のみ

のであることと、この数字はその三つの機械的平均で正確な農家経済を反映したものでないことに注意されたい。農業用資産は減少し、現金および準現金が増加したこと即ち農業生産としては縮小再生産に入りつゝあつたことをはつきりと示している。

(二) 農家所得

農業資産に關してと同様に、農家経済の様相を示すべき農家所得ないしは農業所得に關しての調査もなか／＼正確なものはない。こゝに戦後の調査機構の混乱とインフレとは農林省の農家経済調査をいよ／＼不正確なものとしてゐる。しかしわれ／＼が差當つて據る

第69表 累年農家所得(第68表と同じ)

項目	昭和11年	昭和12年	昭和16年	昭和18年	昭和21年
農業租収入(A)	1245	1371	2116	3414	28834
農業經營費(B)	518	540	761	944	5900
農業所得(C=A-B)	727	831	1355	2470	22934
其他の所得(D)	186	197	369	931	3538
農家所得(E=C+D)	913	1028	1724	3401	26572
家計費(F)	763	786	1387	1976	20707
農家經濟餘利(G=E-F)	150	242	337	1425	5865

得は増大し、農家所得も大となつてゐる。しかしながらさき資産のときに觸れたように生産手段の購入が困難で經營費の支出の止むなき減少によるところの多いことは論ずるまでもない。

さらにこの農家経済調査報告の從來の成績を基礎として一つの擬制を加えてみる。昭和二十一年の農業所得二二、九三四圓の中から、財産所得の部分に二五%として、それを控除すると一七、二〇一圓となる。これを労働報酬の部分とし、農業労働男子換算延七〇〇日(やゝ少く見積られる)として、男子一人一日當りの労働報酬を算出すれば二四圓五七錢である。全國農業調査部の農業労働調査によると昭和二十一年の男子一日の平均賃金は三三圓四八錢となつてい

としてはこれ以外にないので、再び「農家経済調査報告」について検討してみる。(第九表) この表は我國の農家を一つのブルジョワ的な企業態と假定したもので、必しも妥當な形式とは言えないが、これによつて見ると昭和十一年までは農業所得をもつては農業計費をつぐなつていない。そこで兼業、副業の所得が必至とされたとわけてある。しかし昭和十二年以來農業所

第71表 農業貯金の變動  
(農林省農政局調査より)

年次	預金高	貨幣価値の變動を考慮した
		実質預金
昭和19年12月	12,908,792	4,672,020
20年3月	15,182,958	5,349,879
6月	16,790,881	5,638,308
7月	17,495,696	5,713,813
8月	17,913,491	5,615,514
9月	18,955,274	5,883,077
10月	19,871,481	5,710,058
11月	21,577,265	5,097,393
12月	23,883,847	3,051,566
21年3月	32,516,217	1,302,800
6月	33,190,654	874,611
9月	32,210,775	567,271
12月	37,986,395	594,671
22年3月	38,567,613	486,779
6月	36,852,478	343,194

備考

- 1) 預金額は市町村農業會預金額を集計したものである。
- 2) 貨幣価値の變動を考慮した実質貯金は預金高を農家購入品価格指数で除したものである。
- 3) 農家購入品価格指数は後掲72表1の農村物價指数の農家用資材と家計用品との指数を農家経済調査の農家現金支出を家計現金支出の割合に基き經營用品の1に對し家計用品1.6のウェイトを附して加重平均したものである。

るとそれはどの位のものであろうか。しかも先に述べたように農家は丸公の配給以外のものを多く求めざるを得ない状態にあるのだ。そこで農村の物價について検討して見る。

全國農業會調査部の農村物價調査によると次の通りである(第七二表)。農林生産物、農業用資材、家計用品の三つに大きく分けると、何れも昭和二十年の十一月を轉期として急速に高騰している(第七二表I)。しかし、家計用品の高騰は最も物凄く、この一事をもつてしても、如何に農家の家計は自家消費という特異性を含むといつても、なお農家の家計の逼迫は想像出来るのである。まして後に述べるように供給が小・貧農になるほど重層的である今日、自給はおろか還元配給を受けて生活するこの小貧農層の農民の窮乏は容易に理解される。

次に、市町村農業會だけの預貯金の全國額をあげてみる(第七一表)、これを貨幣価値の變動を考慮して実質預金に換算してみる。昭和二十年九月をピークとして減少の一途をたどつてゐる。昭和二十年十一月の鮮食料品の丸公撤廢は戦後インフレ昂進の大きなステップであつたが、それも農村インフレとして農家を潤つたものでないことは明かである。むしろ實質額は急速に低下して行くのである。

(四) 農村物價

次に、市町村農業會だけの預貯金の全國額をあげてみる(第七一表)、これを貨幣価値の變動を考慮して実質預金に換算してみる。昭和二十年九月をピークとして減少の一途をたどつてゐる。昭和二十年十一月の鮮食料品の丸公撤廢は戦後インフレ昂進の大きなステップであつたが、それも農村インフレとして農家を潤つたものでないことは明かである。むしろ實質額は急速に低下して行くのである。

第72表 農村物價指数  
(全國農業會調査部「農村物價調査概要」)

年次	農産物	林産物	奨励金加算補給金	農業用品	家計用品
13年	108.9	—	—	116.8	120.0
14年	137.5	—	—	133.5	145.8
15年	164.2	—	—	183.4	190.2
16年	162.0	—	—	180.8	200.7
17年	166.7	—	173.8	189.4	217.2
18年	175.7	—	184.5	184.4	244.0
19年	197.8	—	217.8	201.4	295.7
20年1月	191.8	—	215.9	212.7	321.4
2月	194.6	—	218.7	214.2	324.4
3月	197.4	—	221.5	214.5	327.2
4月	203.4	—	227.3	215.0	334.6
5月	208.7	—	232.8	219.3	342.3
6月	268.9	—	239.0	223.2	344.5
7月	297.7	—	317.8	235.2	371.5
8月	315.3	—	336.3	241.9	372.5
9月	339.6	—	359.6	246.5	377.6
10月	359.1	—	379.2	254.3	405.7
11月	521.1	—	714.6	267.9	520.5
12月	958.5	—	1,193.3	349.7	1,000.1
21年1月	1,634.6	—	1,868.0	665.3	2,266.0
2月	1,833.9	—	2,097.4	882.8	2,744.2
3月	2,342.4	—	—	1,359.3	3,206.1
4月	2,482.4	—	—	1,663.9	4,072.6
5月	2,432.4	—	—	2,000.6	4,172.8
6月	2,649.6	—	—	2,315.4	4,719.7
7月	3,119.0	—	3,226.5	2,581.5	4,829.1
8月	3,033.6	—	3,150.1	2,804.6	6,274.7
9月	3,236.3	—	3,382.8	3,275.7	7,178.3
10月	3,022.9	—	3,047.1	3,173.0	7,050.0
11月	3,723.8	—	—	3,392.5	7,923.9
12月	4,230.8	—	—	3,847.2	7,975.8
22年1月	4,703.8	—	—	4,024.9	9,478.5
2月	5,309.8	—	—	4,195.0	10,037.4
3月	6,622.2	—	—	4,516.9	11,264.3
4月	6,043.8	—	—	4,565.5	13,175.5
5月	6,913.9	—	—	5,126.0	14,722.4
6月	6,214.9	—	—	5,805.7	15,670.6

んと値上つてしまつてゐる。つまりヤミの確安は一俵半供出して買えたのに、翌年には七俵半が必要となる。稔りの秋に紙幣が入つたと喜んで、實際はインフレシヨンを進行で六俵の米をたゞで奪いとられたことになるわけである。この關係は昭和二十一年秋と二十二年春においても同様である。このインフレシヨンと缺狀價格差を明確に示すものとして第七二表のIVがある。米單作地帯で米作だけが唯一の最大の所得である地帯の農民はこの關係に一番苦しめられてゐる。政府においてすらも、こうした地帯への見返り物資の待

三、農家経済事情

即ち、昭和二十年の秋に米一石の供出代金は百五十圓、その後値上で波及して三百圓であつた。その當時の確安の價格は公定では十貫三圓八十錢、農家の購入費は大體四圓七十錢(全國農業會農村物價調査)、闇値は百七十圓位(第七二表II)である。しかし、農家は供出代金で直ちに肥料を求めたものではない。そこで翌年に求めるとして、かりに六月には確安はいくらになつてゐるか。公定では百一圓八十錢、農家の購入費は大體百四圓二十錢、闇値は九百五圓となつてゐる。前年秋に米一俵百二十圓で供出して、代金をうけとりながら、すぐに確安にしておかないと翌年には、買うべき確安はぐ

配等を考慮せざるを得ないのはその爲である。東京などの大消費地で米一升が二百圓近くても農村では決してそんな高きではない。高くないからこそ「かつぎ屋」のヤミ部隊が現われて流通過程に寄生するわけである。農民の方は供出に苦しみ、僅かのものをヤミにしたところで、それさえも、前述のようなインフレシヨンと缺狀價格差で追つてくものではない。かゝる状態に比して、先に見た果實、蔬菜の暴騰が木を見て森を見ないものたちに、農村はもうけてゐるとあやまられ、惡質デマともなる。この物價の一つの様相からも農村の中でも新聞は誰のどこ

もみにもみ抜いて先般一七〇〇圓に決定した。この米價はいわゆる  
パリテイ計算によつたもので「農民には有利である」とまで説明  
された。これに對する批判は様々あるとしても、現実に農家經濟の  
實態が米のヤミ賣りや物交を現實に必要に迫られて行つてゐるこ  
を考へて、決して完全に生産費をつぐなうものでもなければ、決し  
て農民に有利とは言えないであらう。たとへばどこまでが正確であ  
るかば疑問であるとしても一七〇〇圓に決定の當時日本農民組合の  
各縣連合會等では二一八八圓(秋田縣連)、二三二〇圓(長野縣連)、  
二五〇〇圓(農政研究會)、二八七五圓(北海道食糧對策委員會)と各  
種の數字を呈示した。又、全國農業者の米生産費調査(二一年度)を  
基準に二二年度を算出すれば三〇一五圓になる。これ等を見ても  
一七〇〇圓が低米價であること大體想像されるのである。

(註) 昭和二十一年の米價は當初五五〇圓と決定された。その時  
供出をめぐる激烈な農民闘争は戦後日本農村の各地に惹起して枚  
舉にいとまもない。昭和二十二年の春から夏にかけて青森、新潟、

(五) 農家經濟と供出

第73表 地域別農家預金状況  
(農林統計月報第104號より)

平均	0.5反未満	0.5~1	1~1.5	1.5~2	2~3	3~5	5~10
奥羽	6,136	3,198	3,612	5,010	5,490	6,585	11,592
栃木縣	7,810	5,070	6,280	7,800	7,270	8,630	9,500
東京近郊	9,304	6,815	8,163	8,462	10,741	11,683	17,675
新潟縣	5,630	3,600	4,830	4,900	5,260	7,380	8,530
東海	10,481	7,307	8,796	9,739	13,886	20,395	5,000
京阪神	8,710	6,915	8,230	9,909	13,513	6,067	29,750

【備考】

奥羽は奥羽六縣の平均  
東京近郊は東京都、埼玉、千葉、神奈川の一都三縣の平均  
東海は愛知静岡兩縣の平均  
京阪神は京都市大阪府兵庫縣の平均

の全國農業者の米生産費は一一六九圓であつた。

第72表 II 農村物價指數

分類別	年次月別		昭和21年		昭和22年		昭和23年	
	10月(X)	6月(Y)	Y/X	6月(Z)	Z/X	Z/Y	Z/Y	
米類	200	968	4.84	1,775	8.875	1.834		
小麦類	334	354	1.060	1,697	5.081	4.794		
大豆類	269	1,488	5.532	13,615	50.613	9.150		
野菜類	615	5,605	9.114	11,520	18.732	2.055		
果實類	580	6,430	11.086	13,861	23.821	2.156		
畜産物類	585	6,361	10.874	13,627	23.294	2.142		
工業製品類	383	9,002	23.504	14,071	36.733	1.563		
農産物類	445	2,180	4.899	6,989	15.705	3.206		
畜産物類	519	6,556	12.632	21,535	41.493	3.285		
果實加工品類	446	9,367	21.002	13,605	30.504	1.452		
農薬用品類	372	8,265	22.218	16,594	44.608	2.008		
肥料類	443	4,301	9.709	14,975	33.80	3.482		
有機質	132	2,052	15.545	2,644	20.03	1.288		
無機質	221	1,171	5.299	1,570	7.104	1.341		
綜合	202	1,843	9.124	3,232	16.000	1.754		
肥料類	210	1,416	6.743	4,536	21.600	3.203		
熱藥劑類	208	1,868	6.577	3,466	16.663	2.534		
農具類	403	2,723	6.757	7,554	18.744	2.774		

備考 昭和12年 100

第72表 III 農村價格變動表  
(全國農業者調査部「農村物價調査概要」)

分類別	年次月別		昭和21年		昭和22年		昭和23年	
	10月(X)	6月(Y)	Y/X	6月(Z)	Z/X	Z/Y	Z/Y	
農業生産物類	30,40	48,50	1.595	90.97	2.992	1.876		
米類	19,00	37,60	1.979	68.42	3.601	1.820		
大豆類	11.42	—	—	30.71	2.689	—		
小麦類	12.43	35.00	2.816	36.37	2.925	1.040		
野菜類	6.40	16.94	2.647	46.67	7.292	2.755		
果實類	—	15.31	—	54.00	—	3.527		
畜産物類	4.00	7.40	1.850	11.80	2.950	1.595		
肥料類	173.33	905.00	5.221	1,682.33	9.706	1.859		
農薬用品類	115.00	525.00	4.565	864.29	7.516	1.646		
肥料類	2,312.50	9,230.00	3.991	20,580.65	8.900	2.230		
石灰	27.14	25.77	0.950	58.13	2.142	2.256		
石	—	74.84	—	140.30	—	1.875		
農用資材類	5.80	23.75	4.095	40.61	7.002	1.710		
鐵	250.00	550.00	2.200	1,018.42	4.074	1.852		
足踏脱穀機	45.35	80.88	1.783	221.60	4.886	2.740		
セメント	50.40	94.00	1.865	124.90	2.478	1.329		
農家生活用資材類	30.30	93.13	3.074	71.03	2.341	0.763		
食鹽	4.75	14.83	3.122	20.25	4.263	1.382		
油	5.75	18.85	3.279	54.69	9.511	2.901		
雑	83.53	140.80	1.686	215.61	2.581	1.531		
地下足袋								

第72表 IV 米價及び硫安の價格騰貴率比較

昭和	米(石當)		B/A
	A	B	
12年度	32.45	3.86	11.9
13 "	34.40	3.86	11.2
14 "	37.41	3.84	10.3
15 "	43.30	3.84	8.9
16 "	49.00	—	7.9
17 "	49.00	—	7.9
18 "	62.50	—	6.1
19 "	62.50	—	6.1
20 "	92.50	—	4.2
21年1月	150.00	38.77	25.8
21年3月	300.00	101.81	33.9
21年10月	550.00	38.77	25.8
22年7月	550.00	264.75	48.1
22年10月	1,700.00	264.75	15.6

(註) 硫安の價格騰貴率は生産者に對して別途補助金の交付された結果である。昭和22會計年度において政府はすでに30億圓に近い價格差補助金を肥料業者に交附してゐる。

ろにあるかを示してゐる。そこで前掲の「調査員だより」の三月封鎖預金を地域別にして比較すると、京濱、京阪神、東海等の大都市のある府縣と新潟、栃木、奥羽諸縣等の米作縣とはあまりにも甚しく差異があるではないか。五町以上の大經營を除いては、東京近郊四縣と新潟では大體二對一の比率である(第七三表)。そして又、全國平均七千圓であつたことを思い合わせて、大經營富農層の優位を

確認できる。

このように同じ農村といつても差異がある。こゝで又米の問題をもう一度取上げて見る。第一に米價の問題がある。これについてはヤがて別に機會もあると思われ、以上の論述でもすべて數字を中心にしていたので、これも数字的に資料を整備して語りたい。政界を賑わした平野農林大臣罷免の一原因といわれる位に米價の問題は

三重、廣島、福岡の各縣ではことに激しい農民運動が展開された。これらについては別の章に論述されるであろうが、ともかく現在の農村で土地問題とともに最も大きい問題である供出問題、それには先の米價の問題は勿論、その見返り資材物資の配給の問題、そして又日本の農業が餘りにもはげしい肉體労働であるがゆえに、労働力再生産のための飯米確保の問題等々そこへ政治的な問題がからんで複雑を極めている。しかし供出については農家経済と関連ある資料はなか／＼把握されにくい。既述した藤田、隠畑の問題と平行して富農層に供出は軽く、小貧農層に重いとしば／＼いわれている。これについての数字は数少い事例調査ではあるが、労働科學研究所の『供出に關する若干の考察』（昭和二十一年産米供出割當概況）にそのことについて示してある。又次にかゝる第七四表のように全国農業會が埼玉縣北足立郡の某村で行つた事例調査によれば、先述のように昭和二十年は非常な不作の年であつたといふながら、家族一人當の消費量は二町一三町の農家でも一石を少しだけ、五反未満では僅かの三斗八升となつてゐる。農家の自家消費分にはまだこの他に屑米や大小麥・諸類・雜穀さらに蔬菜もあるが、別の統計によつてこの村の作付を見ると二毛作田は二町一三町でも五〇%、一町未満では二五%で甚だしく、いかに食糧が切迫し、供出に苦しんだかを示している。しかも貧農層と富農層と地位の優劣の差異があまりにもはつきりとしてゐるではないか。貧農は自家飯米に大きく喰ひこむ供出をしていながら、なお供出割當の六七%しか供出してゐない、他方富農は自家消費を確保しつゝ大體割當を完納してゐる。又反當收量に對する割當量だけを見ても五反未満が最も苦しんでゐる。これは一つの事例に過ぎないが、この傾向は大體全國に共通す

第74表 經營階層別供出狀況

經營階層	供出割當に對する出荷割合		反當供出割當數量		反當收量に對する供出割合		農家保有量		還元配給家族員一人當消費可能數量	
	(%)	(石)	(%)	(石)	(%)	(石)	(石)	(石)	(石)	
0.5町未満(53戸)	67	0.970	63	1.510	0.311	0.386				
0.5~1町(97戸)	75	0.869	58	2.820	0.277	0.534				
1~1.5(104戸)	89	0.910	59	4.740	0.236	0.732				
1.5~2(60戸)	97	0.900	60	7.270	0.150	0.856				
2~4(45戸)	100	0.950	62	8.380	0.064	0.949				
平均(359戸)	99	0.910	60	4.460	0.212	0.688				

〔備考〕

『供出割當=對スル出荷割合』は出荷數量+供出割當數

『農家保有量』は全收量-出荷數量

『家族員一人當消費可能數量』は

(農家保有量+還元配給豫定數量)+家族員數

全農調査部『農村=於ケル米ノ供出ノ實態』より引用。

も恵まれていないといふことは次第に明確となつたであらう。先にかゝつた調査員だよりによる預金の標相はこのことを單的に物語つてゐるのである。

農民を苦しめるものとして、更に税金を取上げることができ。これは供出問題、土地問題と同様に税金闘争として農民戦線を取上げるまでになつてゐる。そこで次に農家に對する課税の標相を簡単にふれて見よう。(註)

(六) 公租公課負擔

昭和二十一年夏に乙種事業所得税の査定を契機として農民課税は問題化し、以後問題は増加所得税や、更に新税法による所得税に及んでゐる。何故にかゝる事態が起つたのか。帝國主義戦争に敗北し日本の工業部門はほとんど壊滅的な打撃をうけた。その上賠償撤去もあり、さらに外國資本導入のためにも工業部門からの課税は高からざることを必要とするむき(例えばその現れとして法人税の引下げが考えられる)もあり、工業部門からの徴税は現在、そして、將來ともに困難となつた。そこで當然農業部門に對する徴税が現實の要求となつて現れたのである。明治維新政府が資本の原始的蓄積を國家的に強行するにあつて、その財源の八〇%以上を地租に求めたように、農民の犠牲において資本主義を確立したという。この日本資本主義の性格は、この經濟再建にあつて再び露呈して來たのである。それでは戦時戦後を通じて農家の公租公課負擔がどのようになつてゐたかを調べて見ると第七五表がある。

公租公課負擔の著しい増大は昭和二十年秋の農産物の公定價格の改訂乃至一時的統制撤廢による騰貴による所得の増大にも原因があるが、その増加の傾向は戦争末期に現われていた。農家の所得は昭

第75表 農家公租公課負擔累年表

年次	農家所得	租 税				公課	總數	所得に對する負擔割合
		國稅	縣稅	市町村稅	小計			
昭和9年	732	5	17	23	45	12	57	8%
" 10年	838	5	17	23	45	12	57	7%
" 11年	913	6	16	24	46	13	59	6%
" 12年	1,028	5	13	21	39	13	52	5%
" 13年	1,111	4	10	20	34	10	44	4%
" 14年	1,685	4	10	21	35	14	49	3%
" 15年	1,860	7	7	16	30	22	52	3%
" 16年	1,750	7	7	17	31	25	56	3%
" 17年	2,748	20	5	20	45	31	76	3%
" 18年	3,141	34	8	27	69	92	161	5%
" 19年	3,917	88	9	28	105	102	227	7%
" 20年	5,433	404	15	53	472	146	618	13%
" 21年	26,572	1,122	151	127	1,400	228	1,628	5%
(增加所得税を含む)	26,572	4,270	151	127	4,598	228	4,776	18%
昭和22年(推算)	40,000	9,370	265	295	9,930	4,400	14,330	36%

備考1) 農家經濟調査報告を基礎として作製した。

2) 昭和18年~20年は報告の數字必しも正確でないと思われる。

3) 昭和22年は年所得4萬圓、經營1町、家族人員4名の農家を想定したものである。

和十四、十五年頃から急速に増加してゐる。先述のように生産の減退は始つてゐたのだが、農産物價格の騰貴(殊に米價の値上)もあり、又繰返しのべたように生産手段の補填がつかなくなつたためもある。これに對して、公租公課は一應固定的性格をもつたからその所得に對する割合は昭和九年の八%から漸次に低下し、昭和十四年か

ら十七年までは僅かに三%となつた。その後國税および公課の増大とともに農家の負擔は増加し、漸く所得の増加度を超過して、負擔割合は異常的に急速に増大し、昭和二十二年は推計ではあるが三四%という物凄いな率を示した。これでは金があるどころか苦しみつゝある多くの勤勞農民が騒ぎだし、税金闘争の激化するのも無理はないわけである。

昭和二十一年の所得に對しては昭和二十二年に増加所得税が賦課せられた。本課税についてはまだ数字的な資料や調査がないので明確なことは分らないが、新聞紙などでは各地で過重な査定が行われたことを報じている。全國農業調査部が先の供出状況について調べた同じ村(第七四表)で調査したところによると、全農家戸数の七五%までが課税されていて、しかも決定額は實際の所得額に比して甚しく高額である。この一事例で全國を類推することは危険であるとしても、大體の傾向は察知できよう。

さてこのように増大した公租公課の中、何が一番大きい地位を占めていくかという点、壓倒的なものは國税である所得税であつて、昭和二十一年、二十二年は大體九〇%を少し超えている。府縣税、市町村税としての地租家屋税、荷車税、自轉車税、牛馬税は現在では餘り高くない。それで所得税について検討して見よう。昭和二十一年に問題となつた乙種事業所得税は一體全國的にどれ位に不當であつたか、これを現在明かにするものはないが、農林省農政局の調査による「農家に對する乙種事業所得税査定に關する報告」によつても、全國的に一律に高額であるとは言えないとされている。調査五ヶ町村の中、調査の對象となつた農家に關して査定が所得より全部高い町村二、全部低い町村二、高低混在するところ一となつてい

る。しかしこれは餘りにも調査對象が少く、しかも聴取調査で農家の所得はほとんど科學的に把握されていない。だがこの「報告」で調べているところによると問題は税金の高い低いではない。査定の方法が極めて非科學的で恣意的であり、その上農家所得の本質と事業所得税であることゝが一致しないということが問題なのである。それは第一に、現在の査定が屢當収益いくらという標準一つで、それに耕作反段を乗じているので、地域の差、經營規模、經營組織の差などが抹消されて、實際の反當所得が標準より低いところには不利に、高いところは有利になつていく。その上ヤミ所得の査定は更に恣意的でヤミ賣りの餘裕のない小貧農までヤミ所得を加算されて、結局は富農に軽く、貧農に重い賦課となつていく。第二に、日本の農業は何といつても家族の肉體手労働が大部分でその所得の實質は勤勞所得であるのに、事業所得を賦課しているという矛盾である。こゝに勤勞所得税撤廢に關する勤勞階級と勞農、相結ぶ一つの環が生れてくる。(註)

(註) なお新しい所得税法になつてから形としては乙種事業所得税はなくなり、他の事業所得税と同様になり、同時に「申告納税制」が採用された。しかし申告制になつても、税務署が申告が不當と認めると一方的に修正して賦課できることになつており、現在の財政事情からしてこうなる可能性はすこぶる大きい。その際税務署の修正方法は従來の算定方法の非科學性、恣意性そして天降り踏襲することは想像に難くない。

公租負擔の状況は大體以上のようになつていくが、現在さらに農民に新に税を賦課しようとする傾向がある。例えば、先頃の「土地使用税」のごときはそれである。これは一時中止となつていくが、又

何時現れてくるか、形を變えて營業税の一種のような形になるか不明であるが、將來問題になるであらう。先述したように、農村、農家の中にも所得や蓄積の甚しい差異が生じている。これにマッチした課税が行われない限り、いわゆる税金闘争は終ることがないであらう。さらに一言附加しておくものに寄附金がある。警察、消防、六・三制教育の爲に、農村では最近非常に寄附金が増加している。それは天降りに義務づけられ公租公課と異なるところのないのが、その實情である。地方自治財政の完全な破綻の結果、農民は新たな収奪にさらされていくと見て差支えない。

四、むすび

以上、頗る大抵な数字や、誤差のあると思われる統計や、僅かの事例を掲げたに過ぎない。したがつて輕々に結論を出すことは慎まねばならないが、簡単に要點を擧げてむすびとする。

第一に、戦争によつて日本の農業は相當大きな打撃を受けている。なるほど農村には、あの焼たされた建物や瓦礫はほとんど見當らない。しかしその生産力は戦争のためにすつかり低下して、農村、農家の經濟は破壊され、農業生産は一步步縮小再生産をたどつたことを示している。

第二に、戦後はインフレーションの進行、ヤミ値、缺欠價格差の擴大激化、しかも工業生産の激減による歸農、さらに復員により、そして食糧危機の重誘、その上農地改革に對する土地取上げ等々、さまざまの條件が重なつて農業再生産の危機は一向に回復されなばかりでなく、かえつて經營耕地等は零細化しつゝあること。一言にいえば農業復興が依然として軌道に乗らない事を物語つていく。

第三に、右のような農業危機が激化しつゝあるのに、否、その危機にあるがゆえに、農民の階級分化が促進しつゝあること。それは第一章に説かれていく土地改革をめぐる闘争と並行、交錯しつゝ、供米、税金などの闘争を生み出しながら進行している。小・貧農層と富農乃至自作地主層との對立、また勤勞耕作農民とヤミ賣り富農との對立として次第に明確になりつゝある。そして、あらゆる悪質のデマにも拘らず勤勞農民は決して惠まれていないこと、むしろ甚しい窮乏へと追いつめられて行くことと示している。

第四に、それならばこの農業危機の克服と農業復興、農業生産力の回復向上はどこに求めなければならぬか、又どこから生れてくるのかということ、今や、眞剣に取上げねばならぬ時期が来たといふことである。これは餘りにも重大なことである。しかしそれは本稿の目的とやゝはずれるのでこゝには述べない。それは第五章が應えるものと考えられる。そして又、別の機會に協同組合組織などの動向を中心に語られるであらう。

とまれ、農地改革は半封建的な日本農業に對する大きな打撃をあたえた。しかしこれだけでは決して日本農業の民主化は、農村の民主化は達成されないであらう。まして、農産物價格、供出制度、税金などと農民の生活、農村の經濟は決して惠まれてはいない。農地改革で地主の搾取から農民を解放したとしても、なおまだ農民を壓迫するものはいろ／＼と残存、否、強化さえされている。祖國日本の民主的再建が解放された農民と、生産力の豊かな農業の基礎の上にのみ、築かれるものであるならば、われ／＼はこの激しい農業危機の中に置かれた今日の農村と農民の狀態をはつきりと認識すべきではないか。

### 第四章 戦後に於ける農業生産の展望

#### 一、統計の信頼度

農業生産を統計的に見るに際して、われわれはまずその統計の信頼度を吟味しなければならない。マヂヤールはその著「支那農業經濟論」の冒頭の一章を、中華民國の統計の信頼度を吟味する爲にあって、わが國の現状は正にこの問題に關し、數頁を割かねばならぬ状況にあるのである。

從來わが國の統計は、一方ではいわゆる天井にらみ統計といつたような言葉で批判されながらも、他方では何となく信頼出来るもののように思われて來ている。それはどこに根據があつたのであろうか、まことに現在の米收穫豫想高の制度が略確立した大正の末期と滿洲事變前の五ヶ年間に於いて第一回(九月上旬)、第二回(十月中下旬)豫想收穫高と、いわゆる實收高との差を表示すれば次の如くである。

第七六表によつて見れば、わが國の統計も案外よく合致して居り豫想の結果と實收との間に、特殊の年をのぞき、その差五%を越すものは多くない。これをもつてわが國の統計は信頼しうると見なすことが出来るのであろうか。

昭和二十二年九月十七日の各新聞は、GHQ天然資源部ソソレイ氏の名古屋に於ける談話として、わが國の生産統計に關する強い疑

第76表 米實收高と豫想收穫高の比較  
(農林統計月報昭和22年7月第102號より作製)

年次	實收高		第一回豫想		第二回豫想	
	實數	比率	實數	比率、實收を100とする	實數	比率、實收を100とする
大正7年(1918)	54,700	100.0	58,983	107.9	55,750	101.9
8年	60,819	100.0	60,984	100.2	60,650	99.7
9年	63,209	100.0	63,498	100.3	62,146	98.2
10年	55,180	100.0	58,069	105.2	54,610	98.8
11年	60,694	100.0	62,639	103.0	60,584	99.6
昭和8年(1933)	70,829	100.0	65,683	92.8	65,963	93.8
9年	51,840	100.0	57,027	110.0	50,746	97.8
10年	57,457	100.0	60,565	105.2	57,060	99.3
11年	67,340	100.0	67,847	100.8	66,387	98.7
12年	66,320	100.0	66,992	101.0	65,778	99.2

のもつとも低い數字よりもさらにどれだけ少いか。地方事務所や縣廳では、農民の報告した作付面積よりも少く報告してないか。

を擧げた一文をのせた。その一部を引用すると次の如くである。

『今年度の主食作付面積は、戦時中の最高收穫時の作付面積の九〇%以下だといわれているのは、どういふわけか。農民の報告している本年度の主食作付面積は、土地登記簿にのつて居る耕地

市町村長が縣廳に報告した作付面積は、地方巡査員が中央政府に報告した作付面積と一致しているか。最近の測量機械での測定によると、若干の有力な地方指導者達は作付面積を實際の三分の一に報告しているというがどうか。本年用の肥料供給の増加は田にどれだけ効果をもたらしているか。村の土地登記簿の耕地面積の數字はどれだけ正確か。村の土地登記簿の耕地面積の數字は、どの程度までが半世紀以前のずさんな測定や目測を基にした數字であるか。等々。

このソソレイ氏の疑問は第七七表による最近のわが國の米の生産

第77表 最近5ヶ年稲作付面積及推定實收高比較(前表と同じ)

年次	作付面積 町	推定實收高	
		千石	反當量
昭和16年	3,172,800	54,937	1,732
17年	3,156,000	66,663	2,112
18年	3,102,800	62,817	2,025
19年	2,979,400	58,559	1,965
20年	2,892,700	39,149	1,353
21年	2,804,000	61,386	2,189

統計を見れば、當然起る問題である。この第七七表を見て氣のつくことは第一に、作付面積の急激な減少である。すなわち、昭和十六年の三、一七三町から、五年の内昭和二十一年に至る迄に、その作付面積は、僅に二、八〇四町へと減少したことが特に目立っている。

この點に關しては後に再考することとして、次に顯著な事實は昭和二十年の反收の減少である。反收一、三五三石という數字は明治二十六年以降、明治二十六年、同二十九年、同三十二年、をのぞいて一度も見られなかつた程低い數字であるといふことである。

それでは次に、常識的な考察を昭和二十一年の米作に加えて見れば、同年は未曾有の豊年といわれ、後にものべる如く古老でさ

え八〇年來の豊作だと逸言い、肥料供給の不足が、ところによつては却つて作をよくしと迄云われている。というのは、もし昭和二十一年度において潤澤な窒素肥料が配給になつていたら、恐らく却つていもちの發生、あるいは倒伏を見たらうとの謂である。このような豊年、豊作の統計が六一、〇〇〇千石に止まつたというのは、反收の過少見積りとそれと共に面積の集計に過誤があるという風に見ざるを得ないのである。

一方わが國の食糧の供給は、もちろん昭和二十二年に於て甚だしく急迫し運配、配給は普通の事となつて居るが、にも拘わらず、一方においては農家の間米の流れがつかぬ、都會消費者は辛うじてそれで餓死を免れて居り、それは逆に先に見られた推定實收高の過少決定に歸因すると見ても大過ないといえるであろう。

この過少評價の實際の根本的原因が、供出制度そのものの缺陷にあることは、昭和三十二年の生産の過少評價はその前年度の大凶作とも一部相連するものであり、過度の面積及反收の内輪見つもりは、既に終戦後の一般傾向となつて來つゝあつたと見ることが出来るのである。

但し、それだからといって、第七六表に掲げた從來の統計が果して正しかつたかどうかは疑問なのであつて、豫想收穫高と、推定實收高の差異が比較的僅少だつた理由の一つに、官僚的な、自己保存から來る數字の歪曲も考えられることを指摘して置く必要がある。

この豫想を報告して、後にこれを著しく訂正することは報告者自身の權威にかゝり、先に行つた豫想が正しくなかつた場合には、豫想の技術が拙劣であつたと認められる處があり、報告者はそのよう

#### 一、統計の信頼度

に批判されることを避ける爲に、推定實收高を、あまり豫想と隔りのないように合せることに努力したのであつて、そのような報告の仕方が行われていたような機構であつたればこそ現在の如き供出制度になつて、推定實收高が少い程割當が容易になる事象となると、その数字は、ぐんぐん減少して、遂に昭和二十年、二十一年の如き混亂を示すに至つたのである。この轉換が、昭和二十年以降特に現われたことは第七八表の示す如くであるが、この場合繰返して云い度いことは、従来の統計そのものが、極めて根據薄弱であつたといふこと、それが昭和二十年以降に、新しい形をとつて現われたといふ點なのである。これが爲にこの統計機構の弱點が具體的に第七八表に昭和二十年以降に、新しい形をとつて現われたといふのである。

以上の如き諸關係を合理化する爲に農林省に統計調査局が生れたのであるが、われわれはこの機關が今後果す役割を充分注視しなければならぬ。

統計の問題についてはもちろん正確な統計を作るといふことが最も大切であるが、これは云うべくして簡單には行われぬ。正確な統計をつくるには

第78表 最近に於ける米實收高と豫想收獲高の比較(前表と同じ)

	實收高	第二回豫想	第三回豫想
	千石	千石	千石
昭和18年	62,887	63,303	62,556
19年	58,669	61,661	.....
20年	89,149	46,612	.....
21年	61,886	55,974	.....

正確な統計をつくる組織と人とを必要とするが現在のところ尙容易にそれが整備されない状況にあることは、この報告の趣意からである。しかも一方では既に述べたように、現在の米價の決定が、あまりにも農家の再生産の可能を無視しているのだから、たゞ機械的に正

確な統計をつかむと云ふことは、實は農民の敵となる可能性を充分に分かる。だから、正確な統計を出すといふことの前提に、正しい農民の爲の政治が行われなければならないといふことを忘れてはならず、後者の條件を缺きつゝ、たゞ絕對數字を要求することは無意味であり又むしろなすべき事ではない。

幸か不幸か、既述の如く、現在の機構においては、たとへば希望してもそれは出来ない。そこで第二段として考えられる事は、相對的に正確な數字を出すといふことである。これならばある程度可能であつて、同じ推定をするにも、色々の手段が考えられ、現在望むべき方向はこの方向への努力であつて、これによつて、出來うるかぎり全國的に相對的に公平な數字を作る必要がある。

以上の如き前提の下に、以下の諸統計を見なければならぬ。ただし昭和二十二年の統計も尙略上記の如き十分な結果を出すような組織と人によつて行われたのであるから。

二、昭和二十年の生産

終戦後の所謂虚脱状態と、混亂状態にふさわしく、昭和二十年の生産統計は極度に歪められた。

勿論昭和二十年の生産條件は、肥料の面と氣象の面と何れの面から見ても最も不良の年であつたことは事實であるが、それにしても四千萬石にすら達しないといふ過少な記録は、恐らくは甚だ正しくないであらうことは、誰しも承認するところであらう。そしてこのことは又昭和二十一年度の生産についても當然云えることなのである。

第79表 最近に於ける稲作に對する反當肥料

年	區分	反當肥料(貫)		
		窒素(貫)	磷酸(貫)	加里(貫)
昭和13年	賣給	1,628	1,021	0,903
	計	1,326	0,576	1,177
昭和14年	賣給	1,628	1,021	0,903
	計	1,326	0,576	1,177
昭和15年	賣給	1,542	1,026	0,289
	計	1,423	0,620	1,266
昭和16年	賣給	1,442	0,876	0,384
	計	1,509	0,661	1,348
昭和17年	賣給	1,376	0,501	0,078
	計	1,623	0,720	1,458
昭和18年	賣給	1,279	0,431	0,038
	計	1,703	0,760	1,594
昭和19年	賣給	1,146	0,222	0,035
	計	1,861	0,843	1,638
昭和20年	賣給	0,300	0,070	0,021
	計	1,861	0,843	1,638

硫酸貫數=窒素の5倍  
過磷酸石灰の貫數=磷酸の7倍  
硫酸加里の貫數=加里の2倍

第80表 昭和20年 米、及麥生産高

作物	作付面積(千町)	實收高		米換算	
		千石	石	千石	石
米	2,892.7	39,149	1,353		
大麥	404.1	4,923	1,218	2,890	
小麥	481.3	5,192	1,079	4,515	
類計	729.7	6,892	0,944	4,090	
計	1,615.1	17,007	-	12,395	

第81表 昭和20年 いも類生産高

作物	作付面積(千町)	實收高		米換算	
		百萬貫	貫	千石	石
さつまいも	403.5	1,039	256	8,715	
じゃがいも	214.9	472	220	2,547	
計	618.4	-	-	11,262	

肥料事情の悪化については、第七九表に見る如くであつて、稻に對する昭和二十年の窒素質肥料の配給は、昭和十三年頃の僅に五分の一に足りなかつたのである。

三、昭和二十一年の生産

以上の如く昭和二十年に於ける生産が一般的に見て低位であつた事は、戦後の強制的供出の壓力の減少と伴つて、更にこれに對する割當の供出成績が極めて不良となることとなつた。即ち昭和十九年の生産五八五八千石中の供出割當三七二五〇千石が、一〇〇・一%の供出成績を示したるに對し、昭和二十一年産米に於ては、收獲

高三九一四九千石中の供出割當、二六、五六一十石に對し、實績一四八七千石、供出率僅に七三・四%の不成績に止まるに至つたのであつた。最も四〇、〇〇〇千石の生産に二六、〇〇〇千石の供出を荷した政府の割當も問題ではあるが。

この混亂は、昭和二十一年産米の統計に更に具體的に現われ、同年は氣象條件極めて良好で各地に於て、恐らく未曾有の増産との呼聲が高かつたにも拘わらず、都道府縣からの報告に基き、發表された數字は、生産見込、五七三〇〇千石に過ぎなかつたのである。

肥料事情は、第八三表及第八四表に示すごとくであつて、前年の窒素換算〇・三〇〇貫、硫酸換算約一・五貫に比し、やゝ多く、稻に對して反當二・〇貫の割當が行われ、磷酸肥料、加里肥料の配給

第82表 昭和20年雑穀生産高

	作付面積	実收高	反 收	米換算
	千町	千石	石	千石
えんぱく	109.9	1,166.8	1,062	408
だいず(未成熟)	19.5	—	—	(53)
(乾 實)	259.2	1,321.1	0.510	1168
とうもろこし(未成熟)	26.3	—	—	(29)
(乾 實)	42.4	205.8	0.483	157
あざき	50.2	227.5	0.453	224
あわ	41.6	256.2	0.615	144
ひきそ	31.0	211.6	0.683	53
びば	24.1	135.9	0.565	73
計	674.9	—	—	2444

註1) だいず未成熟を乾實60%の収量(米換算)と見る。  
とうもろこし未成熟を乾實70%の収量(米換算)と見る。  
2) 米換算の計算については食糧の慣行によるもや、疑義のある点がある。

も註の如く多少増加したものであるが、未だ充分とは云えなかつた。しかし、氣象状況は、稲にとつて極めて好適であつて、所によつては、窒素肥料の配給の少かつたことが却つて幸したところさえある位であるといふことは既に記したところである。しかし他面、もう一息肥料があれば、との要望も多かつた事實も勿論あるのである。水稻については、しかし氣象條件と、灌漑水がその生産の最も大きな面を占めることは事實である。同年の氣象は特記すべきものはない。春季高温、夏季高温、しかも適時の降雨により灌漑水の潤澤、それに更に農村に勞力が恢復したと相俟つて、田植の進捗し良好で、例年に比し、田植も数日

第83表 昭和20年秋及21年春肥割當計畫窒素肥料(硫安換算)

	昭和20年秋肥			昭和21年春肥		
	作付面積	反當	割當量	作付面積	反當	割當量
	町	貫	石	町	貫	石
稻	—	—	—	2,906.305	2.0	217.978
(北海道)	—	—	—	—	—	—
外道菜	228.787	1.0	76.079	—	—	—
まが葉	184.000	0.5	3,450	—	—	—
野菜	327.553	0.5	6,142	270.807	1.5	15,019
たそ	—	—	—	512.961	0.5	9,618
計	17,077	0.5	320	297.131	0.8	8,914
	70,760	0.5	1,327	194,830	2.0	14,597
	25,000	0.5	460	25,000	3.0	2,813
	165,466	—	3,064	532,470	—	17,664
	2,818,643	—	90,851	4,739,504	—	286,598

早く終了している。本田期の氣象も日中高温で、晝夜の差が大きく、絶好の条件を示し、加うるに田の草とりの勞力が増加したために除草が充分に行われたいつたよい条件もあり、いよ／＼豐作疑いなしといふことになつたのである。この一般的常識的な豊作の態に對し、先にのべたように、收獲の豫想は僅に五八〇〇〇千石であつて、その作付面積も、二八〇〇千町という桁はずれの數字を示し、こゝにわが國の統計組織の缺陷を如實に暴露したのであつた。勿論この事は、たゞ統計組織の缺陷とのみは云えないのであつて米價の問題が最も大きな影響を農民に與え、それが強い壓力となつて供出督促の責任者たる。縣行政官吏に、完納責任回避のため何とかがしてすこしでも供出量を少なからしめんとするようになり追ひこんだことも云う迄もない。

三、昭和二十一年の生産

第84表 1年肥料割當及配給実績

	割當	実績
昭和21年1月-7月	287,742	281,376
昭和21年8月-12月	285,877	283,432
窒素肥料	100,000	100,040
磷酸肥料	47,000	47,300
加里肥料		
磷酸ば過磷酸石灰中の磷酸を15%と見れば	15000	23600
加里は硫酸中の加里分を50%と見れば		
故に全量が水稻に投ぜられたとして反當磷酸	0.150貫	加里0.250貫となる

第85表 昭和21年米及麦生産高

	作付面積		實收高		反 收		米換算	
	千町	千石	千石	石	石	千石	千石	
米	2,537.3	61,386	2,16					
大 麥	371	3,835	1.03	2,252				
中 麥	449	3,249	0.72	2,827				
小 麥	637	4,496	0.70	3,255				
麥類計	1,457	11,580	—	8,334				

第86表 昭和21年いも類生産高

	作付面積		實收高		反 收		米換算	
	千町	百萬貫	貫	千石	貫	千石	千石	
さつまいも	375.7	1,470	391	12,340				
じゃがいも	187.0	450	243	2,484				
計	562.7	—	—	14,824				

第87表 昭和21年雑穀生産高

	作付面積		實收高		反 收		米換算	
	千町	千石	千石	石	石	千石	千石	
えんぱく	82.2	729.3	0.887	255				
だいず(未成熟)	7.1	—	—	(26)				
(乾 實)	226.5	1,565.0	0.691	1,381				
とうもろこし(未成熟)	14.9	—	—	(69)				
(乾 實)	36.4	315.3	1.723	241				
あざき	44.9	293.6	0.662	278				
あわ	39.6	359.5	0.907	204				
ひきそ	31.6	339.3	1.074	85				
びば	27.3	265.6	0.971	128				
計	69.6	468.4	0.664	210				
	580.1			2877				

註 計算の基礎は昭和20年に同じ

米價の上昇の足取りは、昭和十五年産米までが生産者價格四三圓十六年から四九圓、十八年及び十九年産米が六二圓五〇錢となり、二十年産米からは一五〇圓となつたが、二十一年二月十七日食糧緊急措置令の公布と同時に、經濟緊急措置令が制定され、いわゆる五〇〇圓生活の枠がきめられ、その基礎の下に三〇〇圓の米價が決定せられたのである。更に二十一年秋から一五五〇圓となり、二十二年の産米より倭ごみ一八〇〇圓と改訂されたが、何れにしろ、いつも米價が一般物價のあとを追つて改訂せられ、結局常に農家の再生産を不可能ならしめていくところに、供出阻害の主要原因があるといえよう。

米の生産をかくそりとするとのみは云えず、こゝに種々不純のものが交錯して、結局、村の権力者が却つて供出量が相對的に低くなるような方向に進んでいること、村内の不公平、村間の不公平等が重り合つて供出の不振となつていくことは云う迄もない。ともあれ、昭和二十一年度の生産は事實として良好であつたことは云う迄もなく、その生産統計は第八五表以下第八七表迄に示し、換算約九〇〇〇千石で、これにいわゆる間部分を加算すれば、恐らく一〇〇,〇〇〇千石に近いものが生産されたと見られるのである。米の供出成績は、追加供出、強撻發動等の諸問題はあつたが、とにかく、一〇四、二%の成績を示したのであつた。



四、昭和二十二年の生産

昭和二十二年の一般気象概況は、極めて不順で多岐な容相を示している。まず第一が東北地方における春季の冷害である。これによつて一部に苗腐れが発生し、苗の不足をつげた所もある。なお引つゞき低温ならば、あるいは全面的冷害を惹起するおそれがあったが幸にして六月下旬以降やや温度は恢復して、生育もどうやら取りもどすようになつたのである。(第八八表)

第88表 東北各地春季気温

		4月	5月	6月
水戸	昭和22年	10.4	14.7	17.3
	昭和21年	11.0	15.3	19.0
宇都宮	昭和22年	10.3	14.9	17.9
	昭和21年	11.0	15.5	19.7
山形	昭和22年	8.0	13.7	16.7
	昭和21年	8.9	14.4	19.0
仙台	昭和22年	8.9	13.0	15.6
	昭和21年	8.6	13.6	17.5
盛岡	昭和22年	6.7	12.7	15.9
	昭和21年	7.3	12.9	17.2
秋田	昭和22年	7.4	12.5	17.0
	昭和21年	8.3	13.2	18.0
青森	昭和22年	5.8	10.8	13.9
	昭和21年	6.9	11.8	16.9

末より八月上旬にかけて、秋田、岩手、宮城の各縣に水害が起つた。この暴風雨で、各縣共流失一萬町に及んだと報告された。その後は気温が上昇し、水田の状況はやゝ好轉したのであるが、九月十二日以降十六日までのカスリーン颱風は、東北、關東各地に

しかしながら、この好轉後間もなく七月下旬における、東北各地の降雨は、第八九表に示す如くであつてこの爲に七月下旬よりまず新潟に冠水田が生じ、七月

第89表 昭和22年暴風雨降雨記録

月	日	観測地	降水量(耗)	縣別
6	28日~29日	新潟市	159.9	新潟縣
7	21日~24日	水澤町	378.5	岩手縣
		大井町	325.8	山形縣
7	30日~31日	大井町	395.8	山形縣
		大井町	185.4	山形縣
8	2日~3日	大井町	213.0	山形縣
		大井町	236.3	山形縣
9	12日~16日	水澤町	299.6	山形縣
		水澤町	272.2	山形縣
9	12日~16日	水澤町	545.0	宮城縣
		水澤町	611.0	宮城縣
9	12日~16日	水澤町	403.8	宮城縣
		水澤町	262.2	宮城縣
9	12日~16日	水澤町	382.8	宮城縣
		水澤町	328.6	宮城縣

を蒙つた全面積は、極めて廣汎になり、現地よりの報告を合せると

第90表 昭和22年水稻水害状況 (地方報告)

現在月日	面積(町)	減収見込(千石)
9月20日	20,415	92.7
10月20日	19,040	81.8
9月20日	27,524	210.7
9月20日	53,050	439.5
"	72,131	561.4
"	13,182	89.4
"	25,731	204.1
10月20日	19,798	134.9
9月20日	18,179	208.3
"	36,537	447.6
"	3,179	19.1
"	32,670	171.2
9月30日	7,573	23.2
9月15日	18,759	32.1
計	7,871	139.6
計	394,738	2,856.6

二、八五〇千石に達することとなる。

その被害額は膨大な数字に達する。今これをそのまゝ掲げると、第九〇表の如くになり、水害を蒙つた面積のみで四〇〇千町に近く、その被害額は計

一般に水害の被害というものは、その発生の際には必ず過激に報告されるもので、今次の例に見ても、後の報告の方が水害當初のものより多少減少している如く報告されたものが多い。とにかくこの報告を全部信用することは出来ないが、これにより昭和二十二年における水害の規模を略推測することは出来るであらう。

東北の水害に對比されるものに西日本の旱魃がある。旱魃は水害とは異なり、後になつてかえつてその災害が擴大する。例えば香川縣の鹽害などはその著しいもので、一〇月二〇日以降になつて、それ迄旱魃で苦しんでいたところへ、たま／＼降雨があつたところ、急に地表に在つた鹽分が溶解して、一時に水稲が枯死し、この面積が二三百町に及んだという事例もある。

水害と同じく地方よりの報告を、これをそのまま掲げると第九一表の如くである。もちろんこの数字も相當過大に報告されているものと見なければならぬが、全般的な傾向は察知することが出来る。なお七月八月の各月の降水量は各地平均大凡一〇〇耗乃至一五〇耗、前後であるのに對し、昭和二十二年に於ては、千葉縣の布佐では、七月一六耗八月九六耗、名古屋では、七月は一四六耗の降雨があつたが、八月は僅に四五耗、奈良の橿原では七月七二耗、八月七二耗、又山口縣の防府は七月は一二九耗であつたが、八月は八五耗、更に香川縣の多度津では、八月三一耗、宮崎は四五耗と平年の三分の一乃至四分の一の降雨量しかなかった。

この表に記載されていないところで報告は入手出来なかつたが、當然相當被害のある地方もあつて、なおこの数字は多少擴大すると見なければならぬ。もちろん眞實の値はこれを割引するとして。

第91表 昭和22年水稻旱害状況 (地方報告)

地名	現在月日	面積	減収見込(千石)
町			283.2
城	9月20日	41,487	526.2
業	"	70,764	18.2
東	9月30日	3,342	58.7
神	9月15日	10,225	8.074
奈	9月20日	8,074	68.5
長	9月20日	10,558	20,033
静	9月15日	20,033	7,602
愛	9月20日	7,602	9,850
三	9月20日	9,850	18,470
叡	9月10日	18,470	7,948
奈	9月20日	7,948	18,221
和	9月15日	18,221	6,577
歌	9月10日	6,577	8,222
山	9月15日	8,222	23,172
口	9月10日	23,172	15,196
川	9月15日	15,196	11,417
崎	9月10日	11,417	301,259
島	9月10日	301,259	1,865.2
他			
計			

上記旱害の他にはそれ程大きなものはない。特異なものとして、農風の際に起つた静岡、愛知各縣の白穂の例があるが、これは風による比湿度の低下による、稻の花からの急激な脱水と考えられ生理的には興味のある現象であつたが、その被害はさして大きくはない。

上記水害及び旱害の生起の原因として、山林の濫伐等が挙げられているが、これが問題である。そのまゝ掲げると、第九一表の如くになり、水害を蒙つた面積のみで四〇〇千町に近く、その被害額は計

も、田はひわれし水稲は將に枯死しようとしているのに、そこから程遠くない川に水が相當多く流れているような例が必ずしも少なく、旱害を防ぎ得べくして、防ぎ得ざるが如き様子を示していることも從來指摘された通りである。

尚昭和二十二年における肥料の割當は、第九二表に示す如くであつて、春肥は窒素肥料として、前年同期の約二倍強であつた。これによれば、硫安の水稲割當は、反當四貫に近く、次第に戦前に近づきつゝあるといわれるが、たゞこれが末端配給については種々のネ

第94表 水稻、陸稻の變遷 (農林統計月報昭22.7月)

年次	水 稻			陸 稻		
	作付面積	收 量	反 收	作付面積	收 量	反 收
昭和18年	町 2,991,975	千石 61,822	石 2,066	町 188,257	千石 1,065	石 0.901
19	2,875,745	57,772	2,009	103,623	787	0.760
20	2,821,067	38,822	1,376	71,594	327	0.457
21	2,742,217	60,829	2,218	61,792	557	0.901
* 22	2,808,814	58,251	2,074	65,090	397	0.611
x	2,698,004	-	-	69,235	-	-

\* 22年は豫想 (第83表による)  
x 昭和22年8月1日臨時農業センサス (農家戸数4967444戸)

第九四表に、水稻陸稻の比率の變化を示した。なお全般的に云つて陸稻の急激な減少が目立つが、これは供出制度が強化するにつれて反收の低い陸稻が意識的にも政策的にも減少せしめられた事を示すものである。

以上の他昭和二十二年における各種作物の收穫高を表示すれば次の如くである。ただしこの場合麥その他の作物については充分な補正というよりは殆ど補

種豫想は第九三表の如くである。なお縣別の數字については、先に食糧管理局の割當に用いられた數字との間にかんがりの喰違ひがあり、今これを發表することは地方の割當に極めて大きな混亂を起すこととなるので、發表が許されていない。

近く、面積調査等において、種々上記資料を検討すべき材料が集計されたのち、さらに坪刈り等の成績を對比して、やゝ正確な數字を得るに至つて後これが發表は行われよう。

第95表 麥生産統計  
昭和20年第22次農林統計及昭和22年食糧管理局集計概數

年次	收穫面積	收穫高	反 收	收穫面積		
				町	千石	石
昭和18	大 麥 282,740	5,266	1.376	麥 485,204	5,281	1.218
				小 麥 809,872	7,990	0.987
昭和20	大 麥 404,087	4,922	1.088	麥 481,312	5,192	1.079
				小 麥 729,680	6,892	0.944
昭和22	大 麥 347,300	4,717	1.358	麥 425,470	4,583	1.077
				小 麥 595,650	5,548	0.930
	計	1,368,420	14,848			

正が行われていないから、従つてこの數字をどこ迄信頼するかという問題は問題である。一應生のまゝの數字として呈出する。とくに畑地は他作物に轉換しやすく、かつそれを理由に數字をかくしやすき事を考慮に入れて、數字を見る必要があり、事實、昭和二十二年における急激な麥作の減少は、かかる點を考慮に入れて見なければならぬ。大體麥類は收穫期の低温が生育初期の高温によるのびすぎによつて被害が倍加された爲豊年になつた事はうな

ずけるが、それにしてもこの減少は注目を要する。上記の他の諸作物については、いまなお充分の資料を有しないから、正確なところは不明であるが、農村時報昭和二十二年十月號に當時の平野農林大臣の名で次の數字が報告されてゐる。

「甘藷は面積を三九六、七四一町、反當見込收穫量三六三貫として生産見込一、四四三、六六六、八〇五貫と見込み、雜穀は面積七一七、六七〇町、反當平均米石〇、五七四石と見て、生産見込米石四、一二〇、六五四石と算定した」

とのべている。これに對し、統計調査局では、甘藷につき收穫見

第92表 昭和22年肥料配給割當

	(1) 1月~7月		(2) 8月~12月	
	割 當	實 績	割 當	實 績
窒素肥料	624.161	608.923	291.020	192.461
内輪肥料	5.333	297.837	192.461	54.270
摺設肥料	297.837	32.322		
加里肥料	32.322			

産について見ると前年以來の内輪申告の慣習は、今年の災害とからみ合つて、昭和二十二年産米もまた五〇、〇〇〇千石以下というやうな豫想數字さえ現われた。これは昭和二十一年に對比して見れば必ずしも少く數字とは云えず、もしも昭和二十一年度の收穫を、六一、三六六千石と押えるならば、それと對比して昭和二十二年産米が二〇%近くの減收であろう事は理由づけられるので、先の數字は必ずしも不當とは云えなくなる。

しかし昭和二十二年の數字が極めて過少評價であらうということも是々のべた通りで、しかもその基礎とするところが、主として面積の内輪申告に在るであらうということも、既に冒頭にのべた處である。よつて統計調査局では、九月初頭農林省統計調査局長を委員長とする第一回の作況決定委員会において、昭和二十二年の一般地方よりの申告に、約六%の補正を行い(三%は過少申告、主として歩位切すて、あと三%は申告洩れとして)作付面積、水稻陸稻合計二、九三〇千町、收穫見込六一、〇〇〇千石の數字を一應決定したのであるが、この場合、全收穫豫想は發表せず、單に反收の見込みの

第93表 昭和22年産米第一回豫想收穫高(9月20日現在)

	水 稻		陸 稻		計
	町	千石	町	石	
作付面積	2,858,649	70,610	2,924,259		
收穫見込面積	44,835	5,520	50,355		
收穫見込面積	2,808,814	65,090	2,873,904		
豫想收穫高	58,250,829	397,228	58,648,057		
	(8,737,625)	(59,584)	(8,797,209)		
反 當 收 量	2,074	0.611	2,041		

右の事情の下に食糧管理局において米の生産見込、および供出の割合はまず、水陸稻合せて、收穫面積二、九〇九、四三三町反當見込收穫量全國平均二・一二石と見て、生産見込數量を六一、七三二、四三一石と推定し後に一部災害を考慮して、六〇、五五〇千石の數字を決定したのである。

以上の如き事情であるから、昭和二十二年の米の生産統計はまだこれを信頼するにはかなり距離の遠い數字であつて、甚だ残念ではあるが今のところこれ以上數字を確定する資料はないのである。十月中旬統計調査局より發表せられた。水稻、陸稻の收

ッタがあり、地方によりこの配給は極めてまちまちである、したがつて配給肥料のみから生産の増強の要因としての計算は困難である。

かゝる條件の下に、まず稻の生

みを發表したのであつた。

しかるに一方九月下旬、地方長官を招集して行われた米の供出割當會議は、初めから暗礁にのり上げ、一週間に及んでもなお極めて一部の決定を見たのみで、どうなるかとその成行を案じさせたが、GHQよりの強い意見で、一切地方の反駁をしりぞけ、一方的に決定が行われ、今後はたと供出の問題となつたのである。かゝる情態は非常に遺憾なことで、今後もつと自立的な數字が正當に計算されることが甚だ望ましいことはいふ迄もない。

込を三七九、五六四町、反収を三一、一八、二八九千貫と見ていることを掲ぐるに止めよう。雑穀については、統計調査局の決定はない。

以上を總括して昭和二十二年年度の農業生産を見たのであるが、残念ながら資料が完全にととのわぬ、やむを得ないので、上記諸資料の中から、適宜に数字をとり合せて、まず作付面積の表を作製し、これを昭和十八年、二十年と対比したものが、第九六表以下諸表

第95表 昭和22年 米及麦生産高

米	作付面積		實收高		反収		米換算	
	千町	千石	千石	石	石	千石	千石	
大	347.3	4,717	4,717	1,358	2,751			
麥	425.5	4,583	4,583	1,077	3,990			
小	595.7	5,548	5,548	0,930	3,972			
麥類計	1,368.5	14,848	14,848	-	10,713			

この米の数字はその後作況決定委員会によつて多少修正されるものである。

第97表 昭和22年いも類生産高

いも類	作付面積		實收高		反収		米換算	
	千町	百萬貫	貫	貫	貫	千石	千石	
さつまいも	379.6	1180	1180	311	9910			
じゃがいも	209.6	418	418	200	2260			
計	589.2	-	-	-	12170			

これは、製に當つては、水陸稲に主として、前掲統計調査局の資料によつて、他作物については、臨時

第98表 主要作物作付面積の變遷

作物	昭和18年	昭和20年	昭和22年
	水稲	2,991,975	2,821,067
麥	118,257	71,594	65,090
大	382,740	404,087	347,300
小	485,204	481,312	425,500
計	809,872	729,680	595,700
じゃがいも	204,534	214,906	209,647
さつまいも	328,146	403,501	379,600
燕麥	135,601	109,909	76,293
とうもろこし	88,399	70,517	64,095
わづら	73,864	68,648	52,696
えび豆	43,652	41,629	51,845
大豆	32,500	30,978	30,223
大豆類	20,658	24,067	30,178
大豆類	312,557	278,965	235,570
大豆類	177,117	102,613	118,337
雜穀計	884,348	727,326	654,237

昭和22年度の数字は一部將來改訂されることがある。

多くの問題を掲げているものと思われる。たゞ供出の足取は、還元配給の約束、GHQの指令の事情から案外に良好であり、昭和二十二年十二月末において、進捗

時農業センサスの数字を利用したところが多い。以上を總括すれば、第九九表の如くであつて、この中、雑穀の数字は、昭和二〇年二年と対比してあまりに急激な増加を示し、やゝ信頼するにたりぬとしても、なお全體として、昭和二十一年に比し、遙に生産の下まわつてゐることは事實で、昭和二十三年度の食糧需給の問題につい

第99表 終戦後の主食生産の推移(米換算)

米	昭和20年	昭和21年	昭和22年
	千石	39,149	61,386
麥類	17,007	11,580	10,713
いも類	11,262	14,824	12,170
雜穀	2,444	2,877	4,100
計	69,862	90,667	

雜穀昭和22年度の数字は平野農林大臣の説明で根據は極めて薄弱。昭和22年の数字は尙未確定のものを含む。

以上で戦後主食の生産の足取りを概略展望したが、結局はさらに流通、輸送の問題等に大きな問題が残されておられ、單なる生産のみ

### 第五章 戦後の農民運動

はし が き

敗戦と共に内外の民主主義勢力の壓力によつて絶対主義的天皇制の彈壓機構が根底から動搖せられ、また戦争自體によつて促進されてきた日本資本主義のアルゲマイネ・タリーゼの異常な深化がそのあらわな姿態を白日の下にさらすと、世界的な規模における人間的民主主義の大きな波の一環を形成するわが國の民主主義革命は、労働階級の攻勢を先頭にして進行しはじめた。平和的なコースを採つたこの革命の社會經濟的な性質からして、農業革命は文字どおり決定的な意義をもつものであつた。戦後の農民運動の鋭い昂揚は、それを示すものである。民主主義革命の完遂と社會主義革命への過渡的任務の遂行をその課題とするこの革命に當面して、労働階級は、最低賃銀制の確立をはじめとする一連の社會改良的な要求を掲げて進出した。ところが農民層は、農村における半封建的な階級關係、官僚地主支配の廢絶という社會革命的な要求を内包する諸要求を前面に押し出して権力との抗争に立ち上つたのである。そしてわが國總人口の四十六%を超えるこの廣汎な働く農民大衆が、資本と賃労働の何れの側に立つかは、當面の革命の成否を決定する鍵に他ならなかつた。労働階級にとっては、農業革命の完遂は植民地以下といわれる半封建的な低賃銀の基礎を一掃することであり、それ

を自らの課題とすることはもつとも強固な同盟軍をその味方として獲得することを意味した。他方では、支配勢力のうちにあつて天皇制の官僚や半封建的な地主勢力と抱き合つた政權において次第に指導權を獲得しつゝあつた金融資本にとつては、分解しつゝある農民層の上層部にとりわけ根深い小ブルジョアの要求を富農化への幻想で釣ひ、地主的土地制度に由来する小作貧農の間における所有權と耕作權との混同につけ込んで自作農への夢を興えて、小作貧農を先頭とする働く農民の社會革命的な要求を宥和し、農民戦線を分裂に導き、労働階級を孤立化させることが絶対的な要請であつた。こうして農村問題、とりわけその核心をなす土地問題をめぐつて、いわゆる「プロシア的」な改良的改革の途と、「アメリカ的」な農民的農業革命の途とが鋭く對立するに至つたのである。

戦後約二カ年半にわたる農民運動は、村政農業會の民主化、土地米價と供出、税金など、半封建的な農村に伏在していた多角的な問題を一度に闘争の課題とした。そして農民戦線の統一は、これらの多角的な闘争をつうじて、巨大な前進を示したのである。この期間における農民運動を大きく分けて、四つの時期に分けることができる。その第一期は一九四六年二月の日農結成に至る時期であり、第二期は翌一九四七年二月に至る飛躍的な昂揚とそれを土壌とする農民戦線統一の時期、第三期はそれにつづく小反動の時代で、四七年の七月以降農民戦線には分裂傾向が表面化すると共に、その年の

第四・四半期にはこの時代の所産としての新しい地域的な人民闘争の形態が生れ、農民運動はその重要な一環として一九四八年の第一・四半期を迎えて新しい決定的な昂揚の第四期に移行しつつある。

一、農民組織の結成期

戦時経済の進行は、不可避免的に農業生産力と、その発展を促しているわが國農村における遅れた生産関係との矛盾を表面に押し出すに至つた。太平洋戦争の勃發にともなつて一段と強化された権力的な弾壓は、大陸侵略戦争中の一九三五年（昭和十年）に六、八二四件（うち土地取上げ關係三、〇三二件）、一九三六年に六、八〇四件（同上三、六四四件）と官廳統計でさえも未曾有の件数に上つたことを示していた小作争議を、ついに一九四二年の二、七五六件（うち土地取上げ關係一、〇二二件）、一九四三年の二、四二四件（同上二、〇〇〇件）、一九四四年の二、一六〇件（同上二、〇〇一件）に押しよめることができた。しかし戦時経済の進行それ自體が促進した農業危機の深化と、地主的土地所有の頹廢は、こうした状態を持續させることを許さず、一方では半プロレタリア的な零細農への農民経済の落層落盤傾向をあらわにすると共に、戦争の末期に至つて小作争議、とりわけ地主の土地取上げにもとづく争議を沸騰させた。一九四五年にはいると、土地取上げに基づく小作争議は、ポツダム宣言受諾の八月十五日までに、農林省の統計によつてもすでに四、四二七件というわが國官廳統計にかつて記録されたことのない数字に達していたのである。戦時経済の要請する食糧増産と、低賃銀のための低米價の維持とに挾撃されて、供米價格を生産者價格と

地主價格の二本建とし、しかもインフレの進行と共にこの乖離を擴大しなければならなかつたことが端なくも頹廢していた地主的土地所有への第一の衝撃となつて、高率小作料の壓力は弱まりはじめ、舊來の純粹寄生地主に代つて、これまで經營規模別農家の統計を灰色に塗りつぶしていた中小の耕作地主の檣頭が見られるようになったのである。こうした事態は地主の土地取上げ要求を觸發し、一切の働く農民の自主的な組織が細心の注意をもつて破壊されていたにもかかわらず、このような廣汎な農民の抵抗を喚び起したのである。「國策遂行」の名において、永い間小作費農に對して自らの利益を強要して來た地主が、この時期に至つて食糧増産という「國策遂行」を妨げるものとして自作農民からその土地取上げを指彈されるという事例も、しばしば各地に見られるようになった。他方では「防護」に名を借りた秘密主義の下で役得的腐敗をかもし出していた官僚地主的供出制度が、その重壓を中貧農層の上にのしか、九四四年の六十二パーセントに高められていたが、このような状態の下では、それは徒らに不可避となつていた中貧農層の半プロレタリア化を一層促進する要因となつたに過ぎず、彼等の間から本來の意味での富農、農業ブルジョアジーを生れさせる商業的農業の順當な發展を意味するものではなかつた。こうして食糧増産のスローガンに代表されていた農村にたいする戦時經營の要請によつて、多少とも生産者の優位を認めなければならなかつた。なるほど、商品生産の自由な發展をさまたげて來た一切の半封建的な残存物、地主的土地所有と農村における官僚地主支配が極端として強く感じられ

なければならぬという矛盾は激化するばかりであつた。支配階級自體が、地主的土地所有にたいする何等かの改革なしには、その支配を持續することができないことを危惧していた。ポツダム宣言の受諾、無條件降伏の直後、一九四五年八月廿八日、初の記者團會見において東久瀨首相は、未耕地の開墾、軍用地の耕地化と共に、大既耕地の再分配の用意があることを言明した。それは戦争末期にすでに官僚の手によつて、準備されつゝあつた農地改革の試案と並んで、支配階級のこのような危惧と、その手による改良的土地改革の意圖を表わすものに他ならなかつたのである。上からの地主的改良的改革と下からの農民的農業革命との戦後におけるはげしい對立と抗争の必然性は、このようにして戦時経済下において、いちじるしく促進され深化されていた農業危機の裡に、すでに與えられていたのである。

連合軍による日本占領の開始につづく日本の軍事封建的帝國主義の武装解除（軍隊、軍事機構、軍閥勢力などの解體、軍事工業の破壊、特高警察の解散、警察力の弱体化、官僚の相対的な弱体化、戦犯追放と反動團體の解散）、植民地の喪失、政治犯の釋放と彈壓諸法令の廢止などは、支配階級の間決定的な混亂を惹き起した。供米割當事務の遅延などが示しているように、地方においても地主と官僚の勢力は前途の見透しがつかず、全く動搖していた。労働者、農民を始めとする國內の民主勢力の組織が、寸断され、眠り込まれていなくなつたとすれば、戦後直後の數カ月の間は支配階級に決定的な打撃を加えることのできる絶好の時期であり、民主革命の達成は著しくその期間を短縮されたに違いない。だが國內の民主勢力は、この混亂の時期に政權をにぎることのできる態勢を採ることができな

かつた。資本家の工場閉鎖、大量減産、生産サボタージュに對抗して起つた労働階級は、生産管理闘争をつうじて、なお労働組合協議會の結成から産別整理への方向で自らの組織を結成しつつあつた。このような労働階級の闘争の發展につれて、遅れて立ち上つた働く農民は、戦時中から引つづいておこなわれていた下駄ばきや、上に輕く下に重い供米割當に對する天降り反對、自主供出の闘争や、取わけ農業會や村政にたいする軍放出版物、配給物資をめぐる不正摘發と民主化の闘争をつうじて、全國各地に新しい農民組織を結成しはじめに至つた。だがその出足は、労働運動にくらべて極めて遅いものであり、なお分散的であつた。一九四五年十月廿日、労働階級の前衛黨として日本共産黨は、その中央機關紙「赤旗」の再刊第一號に農民運動の組織方針と土地問題に對する黨の態度を次のように示した。「農民運動は農民委員會によらねばならぬ。殊に農業會の官僚的な支配が閉の隅まで行つていゝことに對して、中農以下の全員が驟然立たねばならぬ。小作人ばかりの従來の農民組合は時代遅れであり、且つ不合理で農民の勢力を分散せしむるものであることを注目しなければならぬ。官僚支配の農業會の撤廢、農民は自主的結成へ」これが當面の重要なスローガンである。それは農業會が軍國主義的戦争遂行の爲の壓制であること、天皇制の官僚支配の道具であり、民主主義とは全く對蹠的な存在であることの暴露を猛烈にやらねばならぬ。ダラ幹共は農民組合の横の結合、全國的組織を手掛けるに相違ない。それは農民運動を小ブル的日和見主義にするものであるから断じて克服せねばならぬ。農民委員會は地方的にできる限り小範圍で労働組合と結合して、人民解放委

員會を結成すべきだ。すなわち人民戦線の基礎組織の構成部分として、その線を通じてのみ全国的に集結せらるべきである。すなわち凡ゆる場合において労働者階級の前進性を認め、これを指導的階級たらしめることにしなければならぬ。またそれは労働者階級が前衛的積極的役割を果すことによつて、具體的に確立せらるゝことを忘れてはならぬ。それには労働組合の場合と同じく『メラ幹の排撃、民主主義集会的指導の確立』をスローガンとし、具體的な農民と労働者の結合の實踐によつて導かれねばならぬ。

次に土地問題。『寄生的土地並に山林原野を主とする遊休土地の無償没収と其農民への無償分配』が中心スローガンであり、それは食糧問題の解決の鍵として、労働者、勤務者、一般人民の間にも宣傳し、その支持と共同闘争を惹起しなければならぬ。そうでない意味をなさない。食糧問題の難關はその土地所有の封建性にあるからである。寄生的土地所有とは小作に貸してある一切の土地のことを意味し、それは没収と共に現在の小作人に與うべきは當然である。しかしかかる具體的處置は現場の農民委員會に委すべきだ。これは非常に重要なことである。遊休の大土地所有は主として森林原野として、大地主財閥者流の所有するものであつて都市の内部または附近でさえも遊ばしているものを指す。これらの森林は用材として住宅建築および薪炭材にすることによつて人民の急場を救うと共に國家による大規模開墾により零細農と農業労働者に無償で與えねばならぬ。かくすることによつて初めて土地キキンを克服し、食糧問題を急速に解決することが出来る。『土地國有』やその他土地所有に對する制限は現段階においては反動分子のデマのエヂキとなり、農民を我々から引離すことにな

るから避けねばならぬ。共同耕作の問題も今直ぐスローガンを掲げなくとも實際において必要に應じて所によつて、時に應じてやつて行つてよい。大々的にやるのは次の段階である。」と。これに續いて翌十一月の二日社會黨結成大會は、平野力三氏の立案になる同黨の農業綱領案を審議、反對意見も擧出して議場は一時騒然としたが、結局原案のとおり大要左のような自作農主義の農業綱領を決定した。

- (一) 農地制度の根本的改革をおこなう。この改革は全農民自作農創設を骨子とし、國有耕地の耕作と共同經營耕地の集團農家をもみとめる。
- (二) 全農民自作農民のため、一定面積以上の地主の土地を一定價格をもつて國家が買上げ、國家はこれを原則として現耕作者の希望により順次賣却する。一定面積とは自家勞力をもつて耕作しうる面積を原則とし、また買上價格は現行土地貸賃價格を基準として決定、土地證券をもつて支拂う。
- (三) 國有耕地を耕作する農家は、收穫の四分の一を限度とする小作料を國家に支拂う。
- (四) 國營による開墾造成の大面積農耕地は原則として集團農場的指導をおこなうも事情によつては自作農家創設のため、拂い下げらる。

それに先立つ十月三日にすではやくも平野力三、野薄勝、須永好氏ら戦時中の農地制度改革同盟系の人々を中心に農民組合組織世話人が組織されていたが、この世話人は全國的單一農民組合結成のために全國懇談會を開くことになり、十一月三日「日本農民組合結成準備會」が東京で開かれたのである。それは實際のところ農

民組織の代表者會議でさえもあり得ないものであつたが、舊い農民運動者たちの顔合せに過ぎないようなこの會合においても、三宅正一氏の提唱した農民運動の協同組合運動への移行や、平野力三氏の提案した前日の社會黨大會決定のものと同一趣旨の土地制度改革案は、むしろ嘲笑と反對とをもつて迎えられた。

はこの頃から各地の農民運動はようやく活潑に上向線を辿りはじめた。敗戦直後から解放署名運動をはじめた山形縣下條町の練兵場問題では、戦時中に農民から強制的に買上げられた約五十町歩の土地が一部の高級將校の間に分割せられようとするに及んで、十一月二日農民大衆は組合集會の決議に基づいて約八十頭の牛を動員して大衆的共同耕作をおこなつた。茨城縣猿島郡中川村では地主の土地轉賣が契機となつて十一月廿四日農民委員會が結成され、これは引續いて近在へ波及しつゝあつた。長野縣小縣郡鹽尻村では二割におよぶ下駄ばき割當が明るみに出たことが切つかけとなり、十月廿五日の部落懇談會から十二月十日の村民大會での農民委員會の結成がおこなわれた。こうした氣運が地方に動きつゝあつた矢先き、政府が農地調整法の改正法案を議會に提出しようとしていることが明らかとなつて、地主の土地取上げや賣り逃げにからむ地主と小作人との抗争がようやく全國的な問題となり始めた。十二月十二日にひらかれた日本農民組合全國擴大準備委員會は、このような情勢を背景として、當時第八十九臨時議會で審議中であつた農地調整法改正法案は地主擁護策に他ならないとして、「政府は今議會に提案中の農地調整法中改正法律案を即時撤回し、連合軍最高司令部の命令にしたがつて、眞に封建的土地制度を改革し、農民を解放しうべき土地制度改革案を立案提出すべし。」とする反對決議を農林大臣に通

告し、かつ議會におけるその實現方を社會黨議員團に一任したのである。ところが當時社會黨は、政府案が同黨の農業綱領に沿うものであるとして賛成の態度をとつていたため、この決議に参加し、代表にあげられた平野・須永・野薄氏ら五名の社會黨代議士は、西尾末廣、平野兩氏の意見に従つてこれをにぎりつぶしたのである。やがてこの結末を知つた日農準備會の中でも最も強硬な關東六府縣準備會は、「かつて封建軍閥と抱合し皇道會なる右翼團體を結成して農民組合を分裂させ、わが農民運動に汚辱の一頁を加えた平野君の過去をおもえば、かくのごとき耕作農民を輕侮する態度もまた當然の歸結であると考えられる。」として、同氏らの陳謝、退陣と「眞に耕作農民の意思を反映しうる議會闘争團の結成」を要求する決議をおこなつた。

一九四六年二月九日の日本農民組合結成大會に至る約三ヵ月間に、その後に至つて繰返されなければならなかつた右翼分裂主義者と統一派との對立はやくもその陰影を現していた。舊社大系、舊日勞系に屬する社會黨所屬の人々は、準備會をそのまま結成大會にすりかえて、一刻も早く社會黨支持の全國單一農民組合をつくり、近きつゝある總選挙において社會黨に有利な情勢をつくらうとしていた。他方では舊全農全會派系の社會黨左派に屬する人々や、共産黨系の人々が、農民運動の力強い發足を保證するためにはあくまで政黨支持自由の原則の上に立つ全國農民團體の代表者會議たるべき同盟體の組織を下から固めあげなければならないとして、結成大會はむしろ延期しても、廣く農民戦線の統一を計るべきであると主張した。すでに労働戦線は分裂していた。そして農民戦線においても、こうした状態で分裂への危機はたえず存在していたので

ある。その中で大會直前の一月二十一日、黒田壽男、伊藤實、藤田進の三氏連名をもつて「民主戦線の民主的統一のために全国の同志諸君に訴える」檄、いわゆる黒田聲明が發表された。同聲明はいふ「今日の農民組織は廣汎な耕作農民の政治的經濟的同盟體でなければならぬ。耕作農民はその内容において種々なる階層を含み様々の闘争題目を持つ。…農民運動自體が既に耕作農民の要求を強く反映しており、又問題により種々な階層の農民を動員し、組織してある實狀である。すなわち農民運動の現狀より判断するも農民組織が農民同盟として發展しつゝあることを示すものと考へる。われわれは農民同盟として農民戦線が全国的に統一されることを要望する。農民同盟體が廣汎な農民層を組織し、動員しうるためには團體加盟をも許容しうる如き方針を必要とするが、農村の根本的民主化を遂行するためには、かゝる包括的組織が全国的規模において發展し、農民運動の統一戦線を樹立することを緊急の課題たらしめてゐると考へる。」と。このアツピールは、當時すでに東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、三重、山形、岡山などに結成されていた農民團體協議會をはじめとして、地方で闘争に立ちはじめた組織農民大衆から堅固的な支持を受けた。共産黨もまたこれを支持し、日農結成大會の當日聲明を發表、「一切の政治的立場の相違にかゝらず、農民の切實な要求と、食糧危機の打開ならびに民主主義的利益に即して、すべての農民運動勢力が有效的かつ誠意をもつて協力することを強うした。」

こうして一九四六年二月九日東京芝の赤十字社講堂でひらかれた日農結成大會は、農民運動の超黨派的大同團結を訴えた黒田氏の切實たる演説が會場の空氣を支配し、統一派の進出を警戒した右翼幹

部が、統一派の發言を抑え役員への進出を封ずるためにあらゆる策動をおこなつたのにもかゝらず、ともかくも大會決定として政黨支持自由の大きいを高く掲げ、また社會黨の持つていた態度とは反態に、主要食糧強制買上法案にたいして大會は食糧供出制の自主化と合理化を主張、強権發動反對を決議し、また二月一日施行されたいわゆる第一次農地改革法の地主的反働性を衝いて土地改革の徹底を要求する決議を採擇したのである。それは一應農民戦線の統一を意味するものであつた。しかしこの統一は、分裂を極度に警戒した統一派、とりわけ共産黨系の農民運動者の讓歩によつてようやく上から行われたものに過ぎなかつた。當時なお下部においては、社共兩勢力の提携によつて實質的に統一されてきた府縣は、わずかに青森、栃木、富山、岡山などの數府縣にすぎず、大會で話し合いの上選ばれた役員はすべて社會黨系によつて占められていた。他の多くの地方では社會黨内部の左右の對立を反映して、幹部間の話合による統一は容易にすゝもうとしないなかつた。それにもかゝらず、この統一派の方針の正しかつたことは、その後一年の農民運動の經驗によつて證明された。何故ならば、日農結成大會後、全国的規模で鋭く政治権力と對立して盛り上つた農民闘争の波が、右翼分裂主義者のあらゆる小手先細工を打ちこわして、戦線の統一を完成したからである。

## 二、農民闘争の昂揚期

一九四六年二月の日農結成大會につづく一年間は、農民運動の全国的規模における展開を土臺とする農民戦線の實質的な統一の時期

であつた。

この時期に前面に押し出されたものは供米問題であつた。税金闘争、土地闘争なども鋭い闘争の課題となり、それ／＼見るべき成果を収め、全體として農民戦線の革命的な統一を完成するために大きな役割を果たしたのであるが、土地闘争が前面に押し出されなかつたといふことは、戦後における農民運動の指導権がむしろ何れかといへば戦争とインフレの時期をつうじて農村の中堅層として現れてきた中農層の手にあつて、まだ貧農の指導権の確立が十分におこなわれていないことを示すものであつた。第一次世界大戦後における全国的な農民運動の嚆矢から、昭和初期の農業恐慌の深化の時代をつうじて、はげしい農民闘争はある程度の小作料の引下げと耕作權の確立をもたらしつゝ、こうして農民運動が精力的に開かれた地方では、戦争の反動期に、それまで小作貧農の先頭を立つて闘つて来た農民の多くは、それ／＼の村で、一應認められる地位に立つと同時に、經濟的にも相當な優位を獲得した。敗戦後の農民闘争は、まったくの處女地をも捲き込んだが、かつての農民組織がよみ返つたところでは、これらの人々がやはり運動の先頭に立つようになつてゐた。また戦後支配階級によつて採用されたヤミとインフレの政策は、中農層をも捲き込んで彼等の間に小ブルジョアの氣分を強めた。従つて彼等は、さらでに商品化すべき余剰米のない小作貧農と異なつて、米價や税金の問題にとりわけ鋭い關心をもち、また供出問題についても、むしろ小作貧農の力を借りて供出割當をまげさせ、それによつてヤミ米を稼ごうとする傾向を持つてゐる。農民運動の指導権がこうした層にあり、またこのような小ブルジョアの利害に引ずられるならば、民主革命の重要な鍵としての勞農の提携は

不可能であるばかりか、農民戦線自體が分裂の危機をはらむことは避けられない。今日農民戦線の分裂主義者の集團を形成している古顔の農民運動の指導者達は、こうして中農から一かどの「顔」を賣つて「富農」や地主にさえも成り上つた人々に他ならないのである。この時期における農民闘争のはげしい昂揚は、疑いもなくわが國の農村問題の鋭さを示し、わが國の働く農民層がなお汲みつくされていない革命的な能力を持つてゐるものであることを十分に明らかにしたものであつたが、それと同時に土地闘争の決定的な立ち遅れ、貧農の指導権の未確立は、この時期の全国的規模における農民運動の成果を十二分に確保させることができず、次に続く小反動の時代における農民戦線の分裂傾向を表面化させる一つの要因ともなつたのである。

### A 供出問題

四十年來といわれた不作によつて拍車を加えられた戦後の食糧危機の異常な深化は、戦争下における農業危機の激成がもたらした農業生産力の荒廢、本土決戦用の五百萬石に及ぶと推定される軍用米を始めとする老大な無蓄藏米の存在、上に軽く下に重い割當によつて中農層の飯米を奪いながら、他方では地主富農に隠し田・ヤミ米を持たせる官僚的供出制度などが絡み合つて、いよ／＼ますます供出配給機構のうちに收拾し難い役得的腐敗をかもし出し、封建的官僚機構がその無能を完全に暴露して、敗戦後極度に尖鋭となりつゝあつた社會的諸矛盾を解決し得ないばかりでなく、反つてこれを激成させたことに基つて生じたものであつた。働く農民、勞働者、勤勞市民に強要された食生活の極度の劣悪化と、宮廷、貴族、特權

官僚、財閥、地主の潤澤な食糧事情との鋭い対照こそ、この食糧危機に内在する矛盾の階級的性質を示す現象形態に他ならなかつたのである。都市における食糧人民管理運動の展開、四月七日の幣原内閣打倒人民大會から、四月十日の第廿二回總選挙の時期を経て、メーデー、五月十九日の食糧メーデーに至つて一つの波頭を形成した昂揚の過程で、食糧問題は民主主義革命の標榜となり得る性質をもつことを明らかにした。このような食糧問題について、政府はその階級的性質をすりかえ、事態の責任を農民の供出不振に轉嫁し、労働者と農民を離間しつゝ、民主勢力の擡頭を権力的に抑える方策を準備していた。すなわち政府の行政力の弱体化と官僚的供出制度の破綻によつて、供出割當量二六、六〇〇千石にたいして一九四六年二月二十日現在で供出実績わずか四十九パーセントに過ぎない状態に直面して、幣原内閣は二月十七日、いわゆる經濟緊急対策の一環として食糧緊急措置令を議會にもかけず勅令として公布した。いわゆる強権發動令であつて、政府は強権をもつて家宅搜索、強制買上げをおこない、また、自主供出運動の指導者を供米阻害者として檢挙する方針をもつて臨んだのである。しかし供出制度そのもの、民主化には手を觸れようとせず、ひたすら強権に訴へて局面を開きようとした政府の態度は、たゞ、農民運動を全國的におしひろげて直接に権力と對立する闘争に轉化させただけに過ぎなかつた。かくして全縣的規模において強権反對、自主供出の闘争がおこなわれたところは、秋田、山形、宮城、栃木、茨城、新潟、長野、山梨、三重、岡山、富山、石川、福岡、大分の十四縣に及び、三月から四月にかけて全國各地の地方事務所ないし役場にむけられたものを合すると、強権反對闘争のための大集動員は約廿府縣、延人員約十五

萬人と數えられ、暴壓勅令は事實上麻痺させられてしまい、「煽動者」處罰の第十一條は空文化するに至つたのである。戦前における舊い小作人組合型の農民運動とハッキリ區別される戦後農民運動の特徴は、この闘争をつうじて前面に押し出された。そして小作農民を中核として、農村における地主と高利貸をのぞくすべての働く農民を打つて一丸とし、あらゆる多角的な闘争をつうじて全村落住民を巻き込む反封建闘争を展開しつゝ、「土地を農民へ」指向するところの、闘争をつうじての、そしてまた闘争のための農民運動の組織形態たる農民委員會は、かくして動かすことのできない實在性を獲得したのである。供出問題について、翌一九四七年二月の日農第二回大會の一般活動報告には、次のように書かれている。

「現在における強権的な食糧政策は、その方法上において幾多の重大な根本的缺陷をもつている上に、農業の再生産用物資と飯米についての全般的な考慮がなされずして、強引に食糧をとり上げようとする一方的な官権のやり方なのである。我が日農は、食糧供出制の自主化と合理化を主張し、不當なる割當方法の是正を要求し、強権發動に反對する。結成大會における強権發動反對決議と共に、この活動は全國的にくりひろげられた。縣廳および食糧地方事務所等によつて三月中旬以降に始まつた供出警告状と強制收用すなわち強権發動に對して、各地における供出自主化ならびに、強権發動反對の農民大會と農民デモは次第に強烈に展開された。この運動の成果は、強権發動に際して日農に關することなくして發動を不能とせしめたのであつた。それで彼等のいふいわゆる暴質農家なるものは官権的用語であつて、農民自身によつてのみ真相を明かにして解決しうるものであることを示した。」と。

この大會においては、社會黨所属の日農議員、とりわけ平野力三氏にたいして、食糧緊急措置令事後承諾案に賛成した責任が地方で強権とけげしく闘つてきた代議員大衆から追及された。それはとも角、このような強権反對闘争がおこなわれた結果、麥および粟の供出割當から、府縣、町村に食糧調整委員會がおかれ、形の上では民主的な割當がおこなわれることになつたが、實質的には大部分の地方でこの委員には地主富農層から天下りに任命され、二十一年産米も貧農に重い反別割當に終つたのである。

## B 土地闘争

村政農業會の民主化、強権反對自主供出および悪税反對闘争など敗戦以來一せいに表面化して來た農民の官僚地主支配の廢絶にむかう相互連關的な多角的闘争の中でも、土地闘争はこれら一連の闘争體系を貫徹する糸であり、それけまた農民運動において貧農の指導権を確立するための鍵をなすものであつた。

すでに指摘したように戦時經濟は、信じ難いほど遅れた地主的土地所有に衝撃を與え、地主自作化の方向において地主的ブルジョア進化を促進した。このような過程の上で、敗戦にともなう復員、徵用解除、軍需産業の崩壊、資本家の生業サボや工場閉鎖などによる大量失業、食糧危機の急速な發展の見透しから、すでに敗戦直前に顯著な増加を示していた地主の土地取上げをめぐる小作争議は、その年の十月頃から飛躍的に激増しはじめた。それはまた敗戦と同時に決定的に弱められた天皇制的な絶対主義がもはや嘗てのよう地主の恣意を保證することができず、しばしば小作人の泣き入りに終つたであろうような事件が公然たる階級闘争によつて闘われ始め

たことを意味するものであつた。その後發表された農地改革試案は、この状態に拍車を加えた。この問題をめぐつての閣議に現れた幣原内閣内部における對立（農林當局による第一次改革案が十一月十六日の閣議提出以來、もつとも強硬に反對したのは外相吉田茂、内相畑切善次郎であつた）は、支配階級内部の改良的改革への態度の相違を示すものである。金融資本や大土地所有はすべてを失うよりも或る程度の改革を模んだのに對して、中小の地主勢力は頑迷な態度を示し、官僚は、その兩者の何れかを代表して意見が分れてゐた。十二月から一九四六年の二月にかけて、小作契約の更新期に當つたのを機会に、とりわけ中小地主による小作地返還の要求が累積的に増加し、小作争議は燎原の火のように擴がつた。一九四五年八月十五日以降四七年五月末までのほと二か年間に於ける土地取上げ状況は、農林省農地部の推定によれば約五〇萬件に達し、うち正式に争議として報告された件数は四七、五四九件、うち東京都をのぞく争議の規模と返還されたものゝ割合は別表のごとくである。改革の實施にともなつてその規模はますます零細化し、猫額大の土地をめぐつて争議が深刻化する傾向を示した。國內の労働者、農民を中心として急速にたかまりつゝあつた民主勢力の攻勢に先手を打とうと試みたブルジョア、地主、官僚による改良型の第一次農地改革によつて觸發された全國的規模における土地の收奪（農林當局の推定によつても敗戦後の一年間に約二百五十件とされている）にたいして、土地闘争は軍用地の奪還、官公有林野の解放という積極的要求を押し出すと共に、「土地を農民へ」の徹底した農業革命を目標として土地の農民管理（小作料の團體納入と金納化、ヤミ小作料の撲滅小作契約の團體交渉）、買上げ豫定地の即時買上げ、土地不買の自

第100表 戦後における土地取上げ争議の状況 (農林省農地部調)

時期	全 國 (東京都北海道を除く)			北 海 道		
	件 数	関係小作 人 数	面積 (町)	件 数	関係小作 人 数	面積 (町)
自四五年八月一五日 至四六年八月一四日	地主の要求 取上げたもの 九,〇一四	三三,二五九	三,七三〇	三,九三四	五,九六二	一四,九四九・九
	地主の要求 取上げた割合 六・七五%	二二,七七七	一,六八九・九	一,一五七	二,〇〇八	一,四二六・三
自四六年八月一五日 至四七年五月卅一日	地主の要求 取上げたもの 二〇,〇九三	二四,九四九	四,二九八・〇	四,一六七	七,三三二	七,四九九・二
	地主の要求 取上げた割合 三・七二%	七,二一九	九四九・六	一,二四六	二,三三八	一,八七二・四
	地主の要求 取上げた割合 二六・七二%	二六,五三三	三,〇一九	二,九四〇	二,〇一九	二,〇六八
	地主の要求 取上げた割合 三・〇七町	〇・一三	一	二九・九〇%	三〇・六二%	二五・〇九%

由、農地委員会の民主化を願った。農地委員会選挙について政府は民主勢力の反対を押し切つて、その実施を急ぎ、一九四六年二月に総選挙をおこなおうとしていたが、國內の民主主義勢力の反対に直面、一月廿七日連合軍司令部また政府の改革案に不満を表明するに至つて、その企画を果さなかつた。第二次改革に當つても、農民闘争は自作農創設特別措置法やその施行規則の決定に當つて、官僚地主勢力にかなりの譲歩を餘儀なくさせた。また土地不買の自由と土地の農民管理については、政府もこれを認めるに至つたのである。

土地の共同管理運動は、三重縣南勢地区を皮切りに長野縣小縣郡栃木縣芳賀郡などに擴大して行つたが、この運動の性格はなお耕作権保護の初歩的段階に留まつていた。しかし相次ぐ土地取上げや、地主保有地の悪用や、農用林野の獨占などによつて、改革の興える農民の幻想が破られて来るにつれ、半封建的な土地諸關係にもとず

く農民意識における所有権と耕作権の混同を解くことなしには、この混同につけ込む改革にたいして土地革命の徹底を期することは困難であつた。したがつてたとえ初歩的な段階にもせよ、土地管理運動の實踐は注目すべき意義を有するものであつたし、またそれは、農業における資本主義の不具的な發展が土地私有の獨占と經營の獨占との分離を開花せしめないでいる場合において、單に小作地の共同管理にとどまらず、働く農民による一切の耕地、農用林野の管理をつうじて、交換分合による集團化、協同化への展望をもつ農業革命の標杆となるものに他ならなかつたのである。

海員、國鐵電産の闘争へと昂まりつゝあつた労働攻勢につれておこなわれた全国的な農民運動の波は、組織農民の間に農業のブルジョア民主主義的變革の最高峰をなす土地國有化の要求を押し出すに至つた。すなわち九月の山形農民大會は「所有権の廢止と耕作権の確保」を決議し、福岡で開かれた九州農民組合協議會は「地主所有

二、農民闘争の昂揚期

地の全面的解放とその國有」を要求していた。だが全體として、組織農民の数は二割に達せず、地主や土地ブローカーの山林原野をめぐる買ひ漁りがはげしくなると共に採草地や入會權に関する紛争も漸發したが、大きな闘争に發展せず、労働者の闘争にくらべて、農民運動、とりわけ土地闘争は著しく立ち遅れていたのである。そればかりでなく、内外情勢を反映して、金融資本、官僚、地主勢力は反撃に出ようとし、とりわけ廿一年産米の供出について、生産費をつぐなう米價、再生産必需物資の配給を要求して供米二―三割の農民管理の戦術を採つていた組織農民にたいして強権をもつて臨む態度を明らかにし、また「農民ゼネスト」を宣傳して労働離間を策した。農地委員選挙を前に、農林省が配布した農地改革の主旨を宣傳するポスターやリーフレットですら、農民への配布をさまたげられた。こうした情勢で、裁判所が小作調停法によつて地主の土地取上げに反対する農民の要求を拒否する傾向が現れた。これに對して日農に組織された農民は、しばしば大衆動員によつて共同耕作をおこない、實力による土地奪還闘争をつうじて直接権力と對立した。山形縣東村山郡金井村日農支部の闘争はその一例である。

山形縣東村山郡金井村の小作人原田善吉氏の小作地七反歩にたいする山形市在住の不在地主庄司このえ氏の不法取上げ要求をめぐる事件は、縣小作官や農業會さえも自作するといふ地主側の申立てに根據がないことを認めざるを得ないほどのものであつて、七回にわたる小作調停は不調に終つたところ、山形地方裁判所の齋藤檢察事は、十月七日「地主に二反三畝をつくらせることを至當と認める」といふ耕作権を無視する決定をおこなつた。日農

金井支部は直ちに控訴手続きをとると共に、近在七カ村の農民組織の應援を得て、十一月二日午前九時、村内の明神社境内に集結、五十餘頭の牛を連れた五百餘名の農民は共同耕作による反動的司法権力との闘争を決議すると共に、「不動の團結」と書いたのぼりや赤旗をひるがえて現場に向い、實力による集團耕作を實施した。おわつて司法大臣にたいして小作調停法の撤廢、山形裁判所に同法による取扱いの一時停止を要求したが、闘争中の電産教組など労働組合の代表も馳せつけ激勸演説をおこなつて注目された。

第一回市町村農地委員会の選挙は、その年の十二月におこなわれたが、なお頑強に残存している地主勢力を表現して、約一萬一千の農地委員會のうち地主が會長となつたものが四割近く、それに次ぐ自作代表も地主的であり、小作代表が會長として選ばれたものは全體の四分の一に足りなかつた。しかし農民組織が確立して、活潑な日常闘争をおこなつていた町村では、農地委員會に著しく農民勢力が進出し、村政も農民の手に移りつゝあり、農地委員會は農民組織による土地管理運動や大衆動員とあいまつて、小作料の引下げ、金納化、土地買上げの促進に相當な成果をあげたのであつた。

C 税金闘争

その口火を切つたのは一九四六年七月六日に立川で開かれた日農東京都連合會主催の不當過税是正農民大會であつて、課税の地主的官僚的性格が財政的破局とからんで苛酷な乙種事業所得税の天下り割當をもたらしたのに基づいて、社會黨の農村における階級的基礎をなす「富農」層や小地主まで捲き込んで全国的に波及した。わが



國の農民經濟はほとんど全部が自家労働によつて営まれ、且その割合は自作、自小作、小作となるに従つて九割以上が家庭労働收入であるから、乙種事業所得税は勤勞所得税の性質をもつものである。しかもこの労働收入たるや、遙かに労働力の價値以下であることは周知のところであつて、政府の米價生産費の決定においてさえ工業労働の七割と押えられたものであつた。しかもインフレによる實質賃銀の崩落に拍車を加えられた労働攻勢を、米價の抑制によつて緩和し、低賃銀の抑制にまつて緩和し低賃銀の維持を貫こうとする政府の政策は、肥料農機具の價格騰貴と相まつて、農民の實質的な所得を低下させた。このような状態で名目的な所得の増加に關する見込んだ乙種事業所得の査定は、戦後のインフレの中で地租その他の半封建的な租税の過重負擔が相對的に軽減されるかに思われた農民層にとつて、新たな闘争の課題となつたのである。この税金闘争は、乙種事業所得税の撤廢と査定權を農民の手への要求を押し出した。秋田縣では九月卅日から十月五日にわたつて波狀デモが秋田稅務署にたいしておこなわれ、すでに決定通告済の乙種事業所得税を農民組合側の査定に従つて減額させることに成功し、また茨城縣下では九月廿八日、國鐵闘争をつうじて結成された勞農共同闘争委員會指導の下に全縣下一せいに勞農提携した惡税反對闘争がおこなわれ、雨を衝いて水戸、下館、土浦など縣下八稅務署にデモがおこなわれ、それ／＼要求を通した、とりわけ茨城縣精工工場閉鎖反對勞農大會の後に、下館稅務署にたいしておこなわれたデモは、七町歩をもつ地主の課税が六百圓に過ぎないのに三反歩の小作貧農に千圓が課税されている事實などを暴露して、課税基準の公開と、農民組合による再査定を認めさせた。このほか新潟をはじめ全國各地に、

税金闘争は相當精力的に闘われたが、全體をつうじてある程度の減税を闘いとつたに止まつて、半封建的な租税制度そのもの(農村勤勞大衆への過重負擔、査定徵稅機構の封建性)に向けられていなかつた。また戰術的にも大衆デモ、不納同盟などが採り上げられたが數字的な根據を十分に握つて闘う方法は餘り採られなかつた。

この時期の終りに近づくにつれて保守と民主との對立と抗争はいよ／＼はげしくなつた。都市においては、異常な労働攻勢の波が政局の危機をもたらしつた。關とインフレ、五百圓の枠に於て生活の窮乏にあえぐ労働階級は權力的にその要求を拒否して來る政府と資本家にたいしてゼネストによつて闘いつゝあつた。この間、供出制度の民主化不當割當の是正を要求して、供米の一部の農民管理の戦術を採つていた組織農民の運動を一部の反動新聞は「供米スト」と呼び、また北陸地方において労働者のストライキに反感をもつた地主富農的反動分子、村の顔役が労働者に米を送るなど農業者などを通過して供米ストを挑發した。これに乗じて内務省と司法省は供米スト取締を嚴重におこなう旨を發表して、勞農の離間と農民闘争の權力的彈壓を試みたのである。

それと同時に權力和並んで他の支配階級にとつてその支配維持の手段となつてゐる右翼社會民主主義者の活動もまたはげしくなつた。日農本部における平野力三、野濤勝、岡田宗司、稻村順三氏らは、すでに日農結成大會の政黨支持自由の決議を無視して、共產黨を排除する救國民主連盟への日農の参加を決定し、第九十臨時議會において食糧緊急措置令事後承諾案と自作農創設特別措置法の成立に賛成し、また吉田内閣と手を握つてその改革の受入れ態勢をと、

のえる農地改革推進協議會に日農を参加させようとしていたが、これらの人々は、山梨において白井、深澤氏らの統一派を黨議違反として社會黨から除名し、日農山梨縣連記社會黨支持を強制してついに戦線を完全に分裂させたほか、あらゆる手段をとつて農民闘争の革命化をおさえ、戦線の統一をさまざまにつづけていた。それにもかゝらず、廣汎な農民闘争は、組織未組織農民を日農の旗の下に結集し、各地方の協議會が強化された。日農第二回大會を前にして、日農中國四國協議會が戦線の統一を、九州協議會は強權發動の賛成者の退陣を、北陸協議會は救國民主連盟参加の取消しをそれ／＼決議し、下部の組織農民大衆の意向を正しく反映していたことは注目されてよい。こうして政黨支持自由、農民戦線の革命的統一を主張する統一派は、「すべての要求を全國大會へ」のスローガンの下に一年間の農民闘争の成果を、一九四七年二月十二、三、四の三日間にわたつて東京、早稻田の大隈講堂でひらかれた日農第二回全國大會に持ち込んだのである。そしてここに第二回大會は、ついに平野力三氏一派の分裂主義者を追放し、公稱六千支部、組合員百二十五萬戸、會費完納廿七萬五千戸、全農家の二五パーセントを組織する日農の革命的戦線統一を一應闘いとつたのである。

三、小反動の時期

一九四七年二月を頂點として労働攻勢は頭打ち状態に入った。それから四月總選挙の時期にわたつてはげしい強權發動が農村においでおこなわれた。昭和二十一年産米の供出に關しておこなわれた食糧緊急措置令ならびに食糧管理法にもとづく強權發動は、次表のと

うに一萬一千件を超え、實に全國にわたつてすべての市町村につき一件の割合で發動されたことになる程のものであつた。

第101表 昭和二十一年産米供出強權發動件數(農林省調)

道	件數	現在	備考
北海道	三三三	五月二日	
青森	五二五	五月九日	
岩手	一、三三三	五月十二日	
宮城	四〇三	五月五日	
秋田	二〇三	五月九日	
山形	二〇三	五月十三日	
福島	二〇三	五月十八日	
茨城	二〇三	五月十七日	
栃木	二〇三	五月十八日	
群馬	二〇三	五月十七日	
埼玉	二〇三	五月十八日	
千葉	二〇三	五月十七日	
東京	二〇三	五月十八日	
神奈川	二〇三	五月十七日	
新潟	三、七〇七	五月十五日	
富山	二〇三	五月九日	
石川	二〇三	五月九日	
福井	二〇三	五月九日	
山梨	二〇三	五月九日	
長野	二〇三	五月九日	
岐阜	二〇三	五月九日	
静岡	二〇三	五月九日	
愛知	二〇三	五月九日	

都府県	検査人員によるもの数	報告は概算	検査日
三重	11,110		四月末日
滋賀	11,110		五月九日
京都	11,110		五月十日
大阪	11,110		五月九日
奈良	11,110		五月九日
和歌山	11,110		四月末日
鳥取	11,110		五月九日
島根	11,110		五月九日
岡山	11,110		四月末日
広島	11,110		五月八日
山口	11,110		六月三日
徳島	11,110		五月廿七日
香川	11,110		五月十三日
愛媛	11,110		五月十三日
高知	11,110		四月末日
福岡	11,110		五月十二日
佐賀	11,110		五月十二日
長門	11,110		五月十二日
熊本	11,110		五月十二日
大分	11,110		五月十二日
宮崎	11,110		五月十二日
鹿児島	11,110		五月十二日
鹿兒島	11,110		五月十二日
総計	11,110		六月二日

すなわち二十一年産米の割當は、割當會議において大巾の買収把握のくい違いを是正した「協定見込高」五、七四九萬石に基づいて、政府買上量は二、八〇六萬石であった。總司令部農業課長談が指摘しているように六七〇〇萬石を下らない買収が見込まれていた。

あるから、明らかに政府の割當数量は、一部の富農の手に餘剰米を多量に殘す結果となつたのである。この事實は、後に第一國會において、片柳食糧管理局長官が一九四六年十一月から四七年七月までに、大消費地に闇で流れた米は約六〇〇萬石であると推定される旨を言明、その後における運配の激化にともなう闇買の増加を考慮すれば年間一千万石にのぼることを裏書きしたことによつても證明される。しかも割當會議終了後、農林當局ははやくも一割追加供出の口吻をもらし、そして買入量が實際に三、〇八七萬石に引上げられるに至つたことを考えれば、割當數量が如何に輕くとも、一部富農の手に大量の餘剰米を殘さざるを得ない官僚的供出制度の下においては、常に中貧農は飯米を脅やかされ、米の出廻りが困難とされるかゝり理解されるであろう。しかも當時發表された米生産費調査は、全國農業會の數字は一、二二六圓であり、群馬縣農業會によれば一、〇七四圓であり、各地の農民組織が要求していた生産費をつぐなう米價は一、二〇〇圓であつた、しかるに決定された米價は生産者價格五五〇圓であつて、農家が切實に要求して止まない肥料、農具、衣料などの必需物資の配給はきわめて不圓滑であつた。このため金融緊急措置令の影響による手元資金の切迫に起因した早場米の出廻りの驚異的な好調にもかかわらず、その後急速に供米の進捗率は鈍化し、各地の農民大會において、低米價の下で再生産を計るための見返必需物資を要求する供米の一部農民管理や、米價引上げの要求が決議され、供出の前途に異常な困難が現れたのである。

日本の平和的再建における供出完納の重要な役割を強調し、深い關心を拂いつつあつた連合軍當局は、供米の不振にかんがみて青森、秋田、山形、宮城、福島、新潟、茨城、千葉、山梨、三重、岡山、

長崎など、殆んど全國各府縣において供米勸告をおこなつた。例えば二月十九日、岡山軍政部は縣知事に對し供米・廻米の完遂に全力を盡すことを要請し、三月七日には新潟軍政部が縣知事に期限付督促状を手交、長崎軍司令官は三月四日の聲明において一割超過供出完遂を奨励し、青森その他では熱心に農村を巡回して供出を大いに促進するところあつたのである。

これら一連の事情は局面の打開に預つて力あつたが、と言つて供出の前途はなお樂觀を許さないものがあつた。すでに政府は、三月一日「供出促進對策要綱」を發表して、供出不良農家に對する措置を言明したが、果然三月五日、全國警察部長會議において植原内相は、供出阻害者煽動者に對し食糧緊急措置令第十一條による檢舉、および米供出農家にたいする食糧管理法第三條の適用を指示するに至り、越えて三月十二日には警保局長より地方長官宛通牒において、(イ)指定期日までに完納しない農家は檢舉送局、(ロ)一村共謀の供出拒否にたいしては全村包圍による檢舉、取締をおこなうこと、(ハ)廻米拒否は公務執行妨害で檢舉することを明示した。また三月廿日刑事局經濟課は同様の取締方針を全國の檢事局、裁判所に通牒したのであつた。こうして、ついに前述の事態が生じたのである。

全國的な強權發動は、とりわけ單作地帯において幾多の悲劇を惹起したが、しばしば食糧調整委員會の「譲ヲ經テ」居ない縣割當を食糧調整委員會が呑まないからといつてまた「生産者ト直接協議」が行われていない場合にも行われ、當局自體が法律を無視する暴舉さえ敢てしている。その一例は三重縣花岡事件である。

すなわち三重縣花岡町では五月廿二日から津地方檢察廳松阪支部

山本檢事指揮の下に日農三重縣連常任委員、池端勘七氏、同町食糧調整委員會議長川口初藏氏、日農三重縣連書記長、縣食糧委員遠藤陽之助氏、日農花岡町支部書記倉口芳藏氏、同町駐在食糧検査員丸島良一氏ら五名が檢舉拘引され、農民延六百數十名が訊問取調べを受けるという事件が起つた。これは同町食糧調整委員會と食糧検査員が中心となつて、地方事務所係官、役場、農業會の協力を得て前年十月初旬から検見、坪刈、全刈調整と買収査定を重ねて、同町の買収を反當二、〇三三石と決定したため、縣の見込書との反當一斗五升、總石數六百五十石の開きが生じたことに端を發したものである。同町食糧調整委員會は、米穀買上要綱第十五條十六項に基づいて割當の補正減額を申請、それに基づいて末端割當を行うことを決議したが、縣當局は末端割當を完了しない限り、減額補正を行わないと主張し、兩者交渉を重ねている間に食糧緊急措置令違反として、目弾壓がおこなわれた。津地方裁判所における一番は有罪として、目下控訴中であるが、檢察當局は、前年九月日農縣連大會で被告らが天下一割當反對、自主供出を決議し、そのボスターを揭示し、食糧調整委員會において、供出米の一部約五七〇石を報奨物資と引換えにするため生産調整米として農業倉庫に積立てた事實を緊急措置令違反として断定しているが、日農はじめ民主團體では供米阻害に名を借りこの民主主義的農民運動の弾壓であると、その影響を重大視している。

なお青森北津輕郡十二里村食糧調整委員一せい檢舉事件においては、一審有罪の判決があつたが、共産黨員である二名の食糧調整委員は「生産者ト直接協議」が行われていないのに割當が行われたものと見ること自體が食糧管理法施行規則に違反するものであり、檢

察議の方針は新憲法の無視であるとして控訴、結局無罪となつてい  
る。この爲青森縣下においては二十二年産米について憲法擁護供出  
運動として、あくまで法律にもとづく民主的供出を目指す供米闘争  
がおこなわれるに至つたのである。

だが全體としてこのような強権發動にたいして、農民運動の指導  
権が完全に貧農の手に確保されていなかったために、實反別と實收  
高の科學的な數字を握つて組織的な攻勢に對抗することができず、  
この時期における供出闘争は、新潟で大衆動員によつて還元米を確  
保したような例として、闘争を効果的に組織することができなかつ  
た。そのため東北、北陸の単作地帯においては、あるいは牛馬、農  
具を賣却し、借金や借米に狂奔するという深刻な事態を現出した。  
また青森や新潟の一部においては、有利な畑作轉換や耕作放棄の形  
で消極的抵抗をさえ惹き起すに至つたのである。

一九四七年七月以降、農民戦線には異状が現れて来た。すでに五  
月以來「日農刷新」の假面を捨て、分裂への方向を新らかにしてい  
た平野力三氏一派は、七月廿五日に賀川豊彦氏を會長として、反共  
の旗の下に全國農民組合を結成した。いわゆる社會黨全農議員團は  
一時は六十名を超えたともいわれたほどで、農民と關係のない社會  
黨代議士を多數に擁したこの組合は、地主富農を基礎として二十二  
年産米の價格決定に際しては高米價への強い關心を示したが、十一  
月四日平野氏が農相を罷免されるや、四分五裂に陥入り、一部の縣  
連は日農に復歸し、他は全く有名無實のものとなつた。

同じ七月の十五日、六日に開かれた日農の中央委員會では、野溝勝、  
岡田宗司、稻村順三氏らの本部常任である右翼社會民主主義者が、  
「日農の主體性確立」の名の下に、反共運動方針を決定させ、大會

決定をくつがえそうとして果さず、原案否決の大勢が明らかとなる  
や自派代議員の一部を退場させて流會戦術をとつた。そしてこれら  
の人々は、八月廿九日、日農議員團の名において「日農の主體性確  
立」に關する聲明を發表、共產黨と斷固として一線を劃する旨を明  
らかにした。この日農議員團なるものは、同じく日農議員たる木村  
榮、林百郎代議士らの共產黨所屬議員や、第一議員クラブの山口武  
秀氏らを排除した、社會黨所屬の右翼社會民主主義者のグループであ  
る。これにたいして九月十三日黒田委員長は芝勞働會館で次のよう  
な聲明書を發表し、第二回大會の決定に何等變更のないことを明ら  
かにした。

「八月二十九日日農議員團聲明なるものが發表されて、私もこれ  
に参加しているように傳えられたが、當時私は岡山にいて在京し  
ていないので全然關知していなかつたし、もちろん参加していな  
い、この問題は中央委員會が流會になつたので提出できなかつた  
ため二月におこなわれた第二回大會で決定している政黨支持自由  
を原則とする運動方針は何等變更されていない。」

中央におけるこうした動きに對して、地方では野溝、岡田氏らの  
行動は日農の分裂を意圖するものであり、一黨一派の方針を日農に  
強要するものとしてはげしい反對の聲が起り、岡山縣連が九月十一  
日「大會で承認した戦線統一の決議に従い、あらゆる妨害をおしの  
けて農村民主化のために闘う」旨聲明したのを始めとして、これら  
の人々が、埼玉、新潟などにおいて日農を分裂に導いた責任が追及  
された。こうして野溝氏一派は、黒田聲明にたいする日農大衆の壓  
倒的支持と、北海道、長野、兵庫、熊本その他各縣連の斷固たる分  
裂工作反對聲明に直面して對策を協議、ついに荒畑、加藤、鈴木氏

らを受けて黒田氏に強談判の末、十月四日再び日農議員團として黒  
田委員長と連名の聲明を發表、(一)大會決定の政黨支持自由の原  
則は變更せず、(二)この原則は日農の自主性を守るものである。  
(三)従つて正式機關の決定を無視する分派行動を排除する旨の聲  
明を發表した。

野溝氏ら右翼社會民主主義者は、日農の急進化を喰ひ止め、これ  
を片山内閣の下請機關とするため、西尾官房長官と手を握つて策動  
をつづけ、平野力三氏が農相を罷免されるや、野溝農相を實現しよ  
うとして失敗した。

これらの動きは四月に結成された自治農民組合や、八月に結成大  
會をもつた全日本農民組合とならんで、農村に進行しつゝある農民  
層の分解を反映するところの分裂傾向に他ならないのである。この  
ような傾向が發展するか、否かは、もつぱら土地闘争をつうじて農  
民戦線における貧農の指導権が確立されるか、否か、にかゝつてい  
る。すなわち貧農層の指導の下に生産費をつぐなう米價や官僚的制  
度の民主化や、過重な租税負擔の撤廢や、耕地の實段別の掌握など  
が決定的に闘いとられない限り、ヤミとインフレの經濟は「富農」  
層や中層上層までも捲き込んで、彼等は封建的な土臺の上で、すべ  
ての重壓を中貧農層に轉換し、隠し田を抱えて地主や官僚と妥協す  
るのである。そこに現象形態としての地主富農對中貧農の對立がは  
げしく現れて来る。臨時農業生産調整法をはじめとして、様々の政  
府の農業政策は、供出餘力のある農民に高い米價や、特別の報償物  
資を與えて、この傾向を助長しつゝある。貧農が決定的に闘争する  
ことによつてのみ、「富農」を封建的な殘存物と對立して起させるこ  
とができ、また農民戦線を革命的な統一に導くことができるであら

う。

昭和二十二年産米および甘藷の割當會議は、九月十九日以來收穫  
見込高の喰ひ違ひをめぐつて難航をつづけた。最初の割當總量三、  
一六〇萬石は水害、干害などの面で大巾に改訂されようとする形勢  
にあつた。ところが、このような動引は、徒らに一部の富農にヤミ  
米を確保させるに過ぎない役割を果すものであつた。かねてソソレ  
イ氏の談話を通じて供米制度の缺陷と割當の根據の薄弱を指摘して  
いたGHQ當局は、九月廿九日平野農相に供出割當に關する覺書を  
手交したが、かくて割當の困難は急速に打開を見るに至つて、十月  
五日、三、〇五五萬石の新米割當が決定された。その基礎となつた  
のは土地帳帳にもとづく申告面積二百八十萬町歩に、歩の切捨て分  
と繰延び分、それ〴〵三〇%を加算した二百八十三萬町歩の作付面積  
と、反當收量二石七升四合による收穫高五、七四九萬石であつた。

割當會議の難航の原因は、低米價と、肥料農具の入手難によるヤミ  
米を稼ごうとする要求にあつた。そこで、平野農相からこの割當を  
「目をつぶつて吞む」ことを要求された食糧委員會全國協議會は、  
これらの點を是正するを要請していた。また衆議院農林委員會も、  
十月十八日決議をおこない「各農業團體、耕作農民の要望を參しや  
くした深い考慮の下に公正妥當なる價格を定め」また「農業用必需  
物資に對して責任をもつて確保する」事を政府に要求した。當時全  
國農業會は二十二年産米生産費を石當二、〇六六圓六七錢とし、昭  
和九、十、十一年を基準とするパリテイ計算による米價を二、四二  
一圓六五錢と計算していた。日農兵庫縣連では二、七五八圓、北海  
道食糧對策委員會は二、八七五圓と算定しており、全國農民組合代  
表者會議は二、六三〇圓を要求していた。これに對して政府は、一、

八〇〇圓ベースの維持の立前から廿二日新米價一、七〇〇圓（ほか俵代、完納報償金それ〃五〇圓）を決定したのである。この時すでに一・八〇〇圓ベースは、生産費を基準とする米價にもとずく最低賃銀の要求を押し出していた労働攻勢の前に揺ぎはじめていた。労働運動の頭打ち状態、七月未現在で食糧管理法違反九八、四一六件（うち起訴二七、一九五件）に達した強権發動などによつて困難を極めた供米闘争の状態は、なお脱却されていなかつたし、また土地改革をめぐつて山形縣の地主協會や栃木縣下をはじめ各地に現れた地主の組織的な暴力的反撃の前に、貧農の指導権の未確立の農民組合は十分な闘争をおこなえずにいたが、労働者の生産復興闘争が次第にもり上りつゝあるのにつれて、農民運動も一九四七年末から新しい昂揚のきざしを示しつゝあつたのである。

#### 四、新しい昂揚の時期

人民闘争の一環としての農民運動の新しい昂揚は、小反動の八カ月をつうじて準備された、村内四百件におよぶ激化した土地取上げにたいして福岡縣三潁郡木室村における小作貧農は、十二月十二日農民大會をひらいて、眠り込んだ日農支部の中に土地管理委員會を設立、土地管理をおこなつたが、参加農民はたちまち二百名を越えこの土地管理運動は浦地村をはじめ近在の村々に擴大した。長野縣長野市周邊においては、工場労働者の指導の下に土地管理委員會が組織され、土地管理運動は全国各地で新しい展開を示した。土地闘争の昂揚と相俟つて、一九四八年二月四日GHQから日本政府に對して發せられた「農地改革促進に關する覺書」は、前途を懸念され

た農地改革の進行に大きな影響を與えるものであつた。右覺書は、（一）土地改革の目的を妨害せんとして壓迫を加える組織的反動勢力の不當な干渉を排して農地の即時買上げをおこなうべきことおよび（二）かゝる阻害者にたいし即時彈壓を加え、不法行爲を司令部に報告すべきことを指令したものである。

新しい昂揚は、地域的に多様な闘争形態をとつて始まつていた。青森縣下では國鐵労働者の復興闘争と結びついて、すでに指摘した護憲供出運動となつて現れた。また昨年十二月施行された農業協同組合法にもとずく協同組合設立運動は、解體を前にした農業協同組合の不正摘發運動と結びついてきた。それは農業協同組合の看板ぬりかえを策した官僚地主勢力による全農從組御用化のため、強制休職となつた農業協同組合の進歩的從業員の闘争と提携して、全農本部の岡田倉庫の摘發をはじめ、各地に活潑におこなわれた。

このような状態は、農民戦線の統一と革命化を促進した。日農第三回全國大會を前にして、日農青年部中國四國協議會は二月八日に關東協議會は十日に結成され、青年部全國代表者會議に關する青年部中國四國代表者會議の提唱を確認、参加を決議し、近畿代表者會議もまた「農民戦線の統一、青年部の自主性確立のため青年部全國大會を支持せよ」との檄を各地の青年部に發送、これらの會議は何れも青年部の自主性と革命化をおさえようとする本部ならびに本部青年部にたいする抗議をおこなつた。中央における右翼社會民主主義者の分裂策動に反對して、地方の農民戦線においては戦線統一と民主戦線への要望は次第に高まりつゝあつた。日農長野縣連執行委員會は縣連大會の決議に従つて野溝前縣連會長の除名を決定した。新潟においては社會黨左派（玉井派）と共產黨との提携によつて統一縣

連が結成され、活潑な日常闘争をおしすゝめた。日農第四回四國プロック會議は、一四七年十二月廿二日、愛媛、香川、高知各縣連参加の下に次のような決議を採擇し本部の確答を迫つた。（一）分裂派の内部抗争を即時停止し、日農の原則による無條件統一を完成、日常闘争を強化すること。（二）特に機關紙の分裂的傾向を監視し、統一のため肅正すること、等。同日、中國地方協議會にたいして提唱された中四合同協議會は、一九四八年二月八日に開かれ、日農岡山縣連合會美作協議會の提案にもとずく左の決議をおこなつたのである。

#### 農民戦線統一に關する決議

わが日農中國四國協議會は本日左の如く決議する  
日農中國四國協議會は最近における反動攻勢に對し農村民主化と農民解放を旨とし、労働階級と提携して農民戦線の擴大強化を計る。

日農創立以來終始一貫せる政黨支持自由の原則に立脚し、日農の旗の下に農民戦線の統一を強化する。  
この日農の大方針にそむき政黨支持を強要し、農民戦線の分裂を策動する平野の殘黨と一連の分裂主義者に對しては統一を要する大衆の利益を裏切るものであるから斷固反對しその陰謀を粉碎する。

最近日農議員團なるものが全國大會、中央委員會等の正式機關を無視して日農の方針なるかの如く、政黨と大衆團體を故意に混同する如き言動をなすことは遺憾に堪えない。嚴重警告を發する。  
目前に迫る日農第三回全國大會は、第二回大會における巨大な成果を新に發展せしめ全國農民の一大結集の下に巨大な政治的成果

をあげるよう本部も地方も奮闘せねばならない。  
こゝして新しい人民闘争の昂揚につれて、日農第三回大會をひかえた農民戦線には革命的統一への新しい胎動が現れて來た。

第三部 國際情勢

## 第一章 世界の食糧需給情況

はしがき

第二次世界戦後穀物を中心に世界の食糧生産はいちじるしい低下をしめし、歐洲とアジアの一部には飢饉状態を現出した。一九四六年の状態は最悪であり、一九四七年は幾分の回復を示したが、なお、戦前水準までは回復していない。當面食糧需給を問題にするとき、われわれの興味は世界食糧需給がいつ戦前の正常な状態に復帰するかということに集中されている。

この場合注目しなければならないことが二つある。一つは農業生産の發展の不均等である。世界的な食糧不足は決して世界のあらゆる部分に均等にあらわれているのではない。世界の一部では農業生産の急進な發展が進んでいるのにたいして、他の部分では農業生産の發展は停滞して、その戦前水準への回復さえ容易ではない。第二は食糧需給の問題は農業生産の面だけにかぎられるものではなく、食糧品價格の問題であり、食糧輸入國の支拂能力の問題である。世界食糧需給の問題をたゞ一定の穀物年度における農業生産物の配分に盡きるとすればとにかく、科學性をもつて正しい食糧需給の姿を分析しようとするならば、當然この二つの面をあわせて考えなければならぬ。

さてこの二つの面をあわせて考えるならば世界食糧需給は各穀物

年度の天候や自然的條件によつて決定されるのではなく、世界經濟の全體の發展の一部と考えねばならない。そうすれば、短期的な食糧需給の見とおしにとどまるだけでは不十分で、過去の世界食糧農業生産の動向を顧みて、現在と將來とにたいする發展の基本方向を明らかにする必要がある。本稿では十分の理論的な分析を行うことはできないが、少くとも上述の觀點に立つて、世界食糧需給の基本動向に一應の見とおしをつけることを試みたいと思う。

### 一、戦後の食糧不足

戦後世界食糧生産は、戦争の打撃と天候の悪條件によつて恐ろしく悪化した。アンダーソン米農務長官の發表によると、一九四五—四六年度の世界人口一人あたりの食糧生産は前年度よりも一二%の減少を示した。主要食糧の世界生産についてみれば、一九四五—四六年度はほとんど全部門にわたりつぎのように低下した。すなわち小麦は八%、ライ麦は一五%、米穀は一六%、砂糖は二八%方減少した。油脂、鶏卵、肉類および酪農品生産も激減した。

一九四六—四七年度の食糧生産は前年度にくらべると全體として一〇%の増加を示した。この増加は大部分動物飼料の玉蜀黍と燕麥の増産によるもので、パン用穀物の小麦とライ麦とは前年よりもやゝ大だつたという程度に止まつている。米穀は二%の微増、砂糖生

二、世界小麦生産

第103表 世界主要國小麦生産高  
(単位=千アッシュル)

	1935-39年	1945年	1946年	1947年
北米				
カナダ	312,399	318,512	413,725	340,767
メキシコ	14,284	12,741	12,676	15,616
計	1,086,000	1,140,000	1,590,000	1,764,000
欧州				
アルベニア	1,507	1,516	2,200	-
オーストリア	16,057	9,000	10,300	-
ベルギー	16,150	14,000	16,200	-
ブルガリア	64,076	41,818	67,652	-
チエコスロバキア	57,000	-	53,000	-
デンマーク	14,470	10,288	11,020	-
フィンランド	7,689	21,394	13,000	-
フランス	6,100	7,128	8,083	-
スイス	286,510	184,000	250,000	150,000
ギリシア	147,000	-	-	-
ハンガリー	30,205	16,800	28,500	20,600
イタリア	91,210	24,177	41,410	40,000
ポーランド	279,000	168,100	238,000	205,000
オランダ	14,791	8,004	13,200	-
ノルウェー	2,391	3,152	2,760	-
ポルトガル	74,000	-	-	-
ルーマニア	16,092	11,561	16,500	13,000
スペイン	112,000	-	-	-
スウェーデン	157,986	73,000	133,000	11,000
スイス	26,351	21,615	23,735	-
イギリス	6,050	8,194	8,500	-
ドイツ	62,361	81,237	73,435	62,832
計	1,588,000	985,000	1,300,000	1,020,000
ソヴェト	1,124,000	-	78,000	875,000
アジア				
インド	72,128	77,161	76,426	61,178
中東	135,690	80,443	130,000	130,000
日本	750,000	854,000	859,000	905,000
朝鮮	36,035	14,451	-	-
イタリヤ	370,660	393,904	331,595	297,920
計	50,133	34,756	22,597	-
計	1,483,000	1,515,000	1,546,000	1,490,000
南米				
アルゼンチン	211,769	143,556	206,314	175,000
ブラジル	35,201	12,000	36,000	-
その他南米計	281,000	203,000	262,000	237,000
アフリカ計	1483,000	88,000	141,000	130,000
大洋洲				
オーストラリア	169,744	142,410	116,490	50,000
ニュージーランド	7,139	5,439	5,000	-
計	176,873	147,849	121,490	256,000
世界合計	5,998,000	5,225,000	5,735,000	5,775,000

(米農務省1947年11月24日発表) 1947年度および各大陸別總計についての計数は推計、年度は北半球における收穫年度を基準とする

まずわれわれは世界小麦生産を主に、パン用穀物および飼料用穀物の生産状態の検討からはじめよう。戦後世界の穀物不足の主要な要因は小麦生産の減少、それもヨーロッパの不作にある。米農務省

二、世界小麦生産

基本的関係を分析する紙面をもたないが、生産量の動向をつうじて、この基本関係がいかにあらわれているかを理解するよう努力しよう。

の発表によると、ソヴェトを除くヨーロッパの小麦收穫は、一九四七年冬の冷害と、同年夏の大日照り、一九四七年は十一億アッシュルと一九四六年の十三億アッシュルよりも一割三分の減が見込まれ、戦前五カ年平均の七割割にすぎないとされている。ことにチエコスロバキア、フランス、イタリア、スウェーデンは、半作から三割減までの大凶作とみられている。これらのヨーロッパ諸國は小麦輸入國である。これにたいして主要小麦輸出國は米、カナダ、アルゼンチン、オーストラリアの四カ國である。この小麦輸出國の作物は、まず米國の收穫が未曾有の豊作を豫想され、十四億六百萬ア

第102表 世界主要穀物生産高  
(単位=百萬アッシュル)

	米穀	玉蜀黍	小麦	燕麥	大麦	ライ麦	砂糖
1935年	4,583	3,582	4,715	2,324	966	(単位千トン)	
1936	4,064	3,540	3,965	2,258	895		
1937	4,980	5,800	4,842	2,347	773		
1938	* 4,883	6,275	4,710	2,411	950		
1939	7,430	5,105	6,225	4,457	2,541	34,787	
1940	5,020	6,050	4,586	2,510	1,455		
1941	5,100	5,700	4,220	2,325	1,500		
1942	5,350	5,800	4,810	2,600	1,450		
1943		5,700					
1944		5,652		2,120		27,341	
1945		5,200		2,020		26,386	
1946	6,802	5,865	4,245	2,114	1,420	31,894	
1947	7,036	5,975	4,120	2,220	1,450	33,466	

1947年度は推計、計数は World Almanac および米農務省発表による。\*は1935-39年平均。

穀物不足がどの程度まで解消するか見込みはまだ立たない。歐洲では飼料不足のため家畜頭数の激減が不可避となつてい

第一章 世界の食糧需給情況

産は一一%の増であつた。油脂生産も数量は明確ではないが前年も増加している。一九四七-四八年度の世界食糧需給は、前年度よりも悪化している。前兩年度と同一の計数はないが、別の資料はつぎのようになっている。世界食糧生産は前年度を下まわり、世界人口は戦前よりも約二億人、比率にして八%の増と推計される。したがつて一人あたりの食糧消費量は前年度に比して三・三%減、戦前に比して約一〇%の減にあたる。

生産の累年増減の比率は、一九四五-四六、一九四六-四七の兩年度はアンダーソン米農務省の発表、一九四七-四八、一九四八-四九の兩年度についてはフィッツセラルド國際緊急食糧委員事務總長の報告によつた。もとよりその引用計数は同一方法で集計されてはいないから、これを嚴密な意味でつなぎ合わせることはできないが、一般概念をあたえるために綜合した。これよりも正確を期した検討はつぎの各節でこれをこゝろみることにする。

以上が現在の世界食糧危機の全體的な姿であるが、その基礎をなすものが世界食糧生産の不足であることは記憶されねばならない。しかしこの食糧生産の不足はたゞ世界全體についてみただけでは明らかでない、地域的にみると、米州、とくに米國の食糧生産が戦時戦後をつうじていちじるしい勢いで増大を續けており、またソヴェト同盟の食糧生産も戦後急激な回復を示しているのに、歐洲およびアジアの食糧生産は停滞しており、食糧不足、場所によつて飢餓状態を現出しているのである。この食糧生産の發展の不均等に世界食糧需給のみならず、世界經濟の重大問題がある。

われわれの仕事は地域別に世界食糧生産の様相を検討することであるが、この場合いま一つ注意すべきことは、小麦、ライ麦のパン用穀物生産と米穀生産との區別である。パン用穀物生産は米國では資本主義的農業經營により、ソヴェトでは社會主義的經營により、機械化その他進歩した農業技術が適用されて、日まましい發展を示しているのたいして、米穀生産はアジアの後れた封建的土地所有小農經營の下に停滞的な状態にある。われわれはこゝで世界農業の

第104表 世界ライ麦生産高  
(単位=千ブッシェル)

	1935-9年	1945年	1946年	1947年
北米	9,191	5,888	8,811	13,225
南米	44,917	23,952	18,685	25,405
計	54,108	29,840	27,496	38,630
歐洲				
オーストリア	21,355	9,100	11,800	11,400
チェコスロバキヤ	61,000	46,000	55,000	—
フランス	30,013	13,800	19,500	17,700
ドイツ	205,000	—	—	—
ポーランド	29,354	11,968	16,701	17,000
ハンガリー	284,000	—	—	—
ブルガリア	10,000	—	—	—
ユーゴスラヴィヤ	19,205	14,800	20,078	18,000
スウェーデン	8,500	—	—	—
計	763,000	471,000	525,000	520,000
ソ聯	885,000	—	860,000	920,000
トルコ	14,301	8,896	18,200	15,700
アルゼンチン	9,771	11,535	21,739	17,000
世界總額	1,730,000	1,363,000	1,455,000	1,515,000

(米農務省11月24日発表)  
注 1947年度および總計についての計数は推計  
年度は北半球における收穫年度を基準とする。

ツシエルで、前年の十一億五千五百萬ブッシェルよりも二億五千五百萬ブッシェルの増を見込まれている。しかしながらヨーロッパの不作によつてこれはほとんど相殺されてしまい、その上米國の飼料用穀物の玉蜀黍と燕麥とは日照りのため不作となり、一九四六年よりもそれぞれ六億七千萬ブッシェル、二億七千万ブッシェルの大減收で、相當量の小麦を飼料にふりむけねばならぬことになる。結局小麦輸出可能量は四億ブッシェル(一千万ショート・トン)の程度にとどまる。

カナダの小麦生産高は一九四六年の四億一千萬ブッシェルにたい

して一九四七年は三億四千萬ブッシェルと推定され、輸出可能量は三億ブッシェル(七百五十萬ショート・トン)以下とみられる。したがつて米、加兩國の小麦輸出可能量は一千七百五十萬トン見當となる。南半球の輸出國の收穫はオーストラリアが豊作で、一九四六年の二億一千六百萬ブッシェルにたいして、一九四七年は二億ブッシェルの收穫が豫想されている。しかし、アルゼンチンは前年度よりも減收豫想で、一九四六年の二億六百萬ブッシェルにたいして一億七千万ブッシェルと推計される。したがつて南半球の兩輸出國を通じると増收見込みは五千三百萬ブッシェル程度である。これにたいして今一つの世界需給の好條件はソヴェト同盟の豊作である。ソヴェトの一九四七年度收穫は戦前の十一億ブッシェルには及ばないが、一九四六年度の七億八千万ブッシェルにたいして約一億ブッシェルの増收とみられ、大量の穀物輸出が可能とみられる。げんに一九四七年十二月に成立した英ソ通商協定で、ソヴェトは英國にたいして一九四七年度の收穫から小麦五十萬トン輸出を約束している。

すなわち世界の小麦需給は戦前から四大輸出國の收穫の如何と輸入國自身の豊凶によつて大部分決定される。輸入地域を大陸別にしていえば、戦前にはヨーロッパに限られ(しかも東歐は輸出國で、西歐が輸入國)ていた。一九四六-四七年度の需給は、四輸出國の小麦輸出可能量が、米國一千百四十萬トン、カナダ八百四十萬トン、アルゼンチン三百七十萬トン、オーストラリア百五十萬トン、總計二千四百七十萬トンで、世界輸入需要合計三千二百ないし三百萬トンにたいして、七、八百萬トンの不足だつた。一九四七-四八年度は前に述べたとおり、輸入需要は前年よりも大であるのにたいして

三、穀物需給の一般狀態

第105表 戦前歐洲國別穀物需給  
(1935-37年平均)  
(単位=千グラムトン)

國名	生産	輸出	輸入	消費
英國	4,435	-9,783	14,217	23,992
フランス	22,125	-1,837	3,106	15,185
ドイツ	1,334	-1,972	1,155	5,593
イタリア	13,950	-1,235	700	4,053
オーストリア	11,165	—	900	778
チェコスロバキヤ	255	—	778	700
ポーランド	1,815	—	700	1,804
ハンガリー	3,353	—	710	7,273
ブルガリア	10,755	+1,804	455	5,558
ユーゴスラヴィヤ	12,439	—	—	—
トルコ	7,900	—	—	—
計	6,013	+	+	+

(-) 入超 (+) 出超

われわれは、さらにパン用以外の穀物についても、小麦と同じように詳しく需給を検討すべきであるが、その紙面をまたない。その代りに、マニッシュヤル計畫の援助問題の検討のために米大統領の任命したハリマン委員会の特別中間報告(一九四七年九月二十七日大統領に提出)の救済用穀物に關する調査によつて世界の穀物需給の大要を概観することにしよう。この調査はパリの歐洲復興會議に参加した十六カ國、アイスランド、トルコ、ポルトガルの諸國ならびに

三、穀物需給の一般狀態

輸出可能量は前年よりも決して多くないのである。これが小麦についてみた第二次大戦後、三年間の世界需給狀態である。つきに小麦およびライ麦の戦後生産高國別計数をあげよう。(第一〇三表・第一〇四表)

がつてこの諸國の穀物輸入需要量にたいする輸出可能量を明らかにすれば、米穀を除く穀物の世界全體の狀態は示されたものと考えて差支えない。

注 歐洲諸國の戦前における穀物需要は第一〇五表のとおりである。

第106表 西歐穀物生産および輸入量  
(単位=千トン)

	1933-37 年平均	1946- 47年	1947- 48年
生産高			
パン用穀物	28,800	25,000	19,900
非パン用穀物	22,400	21,100	21,200
計	51,200	46,100	41,100
輸入高			
パン用穀物	10,300	12,400	17,400
非パン用穀物	8,900	4,300	4,400
計	19,200	16,700	21,800

(一) 戦後農業生産の回復は不均衡かつ不完全である。中立國および、ノルウェー、オランダおよび英本國における一九四六年度の食用および飼料用穀物收穫高は戦前を超過した。しかしその他の中歐および西歐のかつての交戦國の一九四六年度穀物生産高は戦前の約八〇%にすぎなかつた。しかも中歐西歐は中立諸國・英國・北歐よりも穀物生産國として重要である。

(二) 一九四七年の天候條件の不良のため西歐の穀物收穫高は、一九四六年に比して約五



百萬トンも下まわつた。したがつて一九四六―四七年度と同水準の榮養を維持せんがためには西歐にたいする穀物輸出量は五百萬トン増加されねばならない。

この見地から西歐の穀物生産高および輸入必要量の概要は第一〇六表のとおりである。

第107表 1947-48世界穀物需給推計(単位=トン)

出 入	1946-47年		1947-48年	
	1946-47年	1947-48年	1946-47年	1947-48年
出	14,700	15,000	13,400	15,400
入	28,100	30,400	16,700	21,800
他地域	13,400	15,400	11,400	11,600
他地域	14,700	15,000	28,100	30,400

すなわち一九四六―四七年度の輸入需要一千六百七十萬トンにたいして一九四七―四八年度は二千八百八十萬トンが必要としている。これにたいして輸出の供給可能量は、米國一千五百萬トン、米國以外の諸國二百萬トンが期待される。米國以外の輸出のうちカナダの輸出量は前年よりも減少し、オーストラリア、アルゼンチンは増加を期待される。全體としては三百萬トンの供給不足となるものと推定される。ただし小麦については前年よりもソヴェト農業は一九四七年度は大豊收であり、ソヴェト穀物がどの程度まで輸出されるかによつて、この不足は相當緩和されることも可能となるであろう。西歐以外の世界各國の穀物需要が前年度よりもあまり大きくならぬものと前提して一九四七―四八年度の世界穀物需給の豫想は第一〇七表のとおりとなる。

四、米穀需給の問題

世界穀物需給の見とおしは上記のとおりである。このうちアジア

の主食たる米穀の需給を簡単に概観してみよう。世界の米穀生産は戦前平均、七十四億三千萬ブッシェルにたいして一九四五年六十三億ブッシェル、一九四六年六十八億ブッシェル、一九四七年七十億ブッシェル(推計)である。各地域各國別生産の推移は第一〇八表のとおりである。

第108表 世界米穀生産高(単位=百萬ブッシェル)

地域	1935-37年 戦前平均				1945年	1946年	1947年
	1935-37年 戦前平均	1945年	1946年	1947年	1945年	1946年	1947年
北 米	63	89	91	99	89	91	99
歐 米	53	34	41	54	34	41	54
ア ジ	7.115	5.896	6.455	6.575	5.896	6.455	6.575
北 米	349	135	193	240	135	193	240
欧 米	316	220	200	190	220	200	190
ア ジ	213	120	120	150	120	120	150
北 米	878	475	513	580	475	513	580
欧 米	19	22	22	20	22	22	20
ア ジ	11	12	14	12	12	14	12
北 米	27	19	20	25	19	20	25
欧 米	2,623	2,100	2,321	2,354	2,100	2,321	2,354
ア ジ	80	41	55	73	41	55	73
北 米	109	67	108	112	67	108	112
欧 米	1,905	1,962	2,005	2,050	1,962	2,005	2,050
ア ジ	306	200	250	—	200	250	—
北 米	160	182	162	160	182	162	160
欧 米	106	135	138	143	135	138	143
ア ジ	3	5	5	5	5	5	5
世界總計	7,430	6,350	6,892	7,036	6,350	6,892	7,036

\*農務省1947年12月15日發表

米穀の場合小麦と異り中國のような最大生産國は輸出國ではなく輸入國である。米穀の輸出國はビルマ、インドシナ、シヤムの三カ國で、主要輸入國は中國、インド、マレー、ランキン、セイロンである。しかるに戦争の結果一九四五年は三大輸出國の生産が激減しマイリピンも非常な減收で、米穀需給においてもいちじるしい供給不足がおこつた。一九四五―四六年度に米穀輸出力にあつたのはシヤムだけであつた。三大輸出國の生産高は戦前八億七千八百萬ブ

五、食糧需給の長期展望

以上は一九四七―四八穀物年度にたいする世界穀物需給を中心に戦後の關係の展望を試みたのであるが、以下第一次、第二次世界大戦をつうじて長期的な世界穀物生産および需給の發展を検討しよう。このあいだにわれわれは穀物需給の基礎關係に非常な變化がおこつてゐることをみるのである。それはつぎのように概括することができる。

(一) 第一次大戦後は穀物生産の上で米、カナダ、アルゼンチンの四大生産國の進出がおこり、世界市場におけるその地位が確立した。第二次大戦後の傾向については、まだ斷定を下すにはやゝ早い。米國の増産は他の三大生産國ならびに世界を壓倒している形である。四大國のうちでもアルゼンチンのごときはやゝ停滞的な傾向をあらわしているように見える。

つぎの第一〇九表の示すように一九一三年に對比して一九二二年の小麥生産は、米國一三%、カナダ七二%、アルゼンチン九三%、オーストラリア六%(たゞし一九二〇年度は三三%)の増加を示し

第109表 第一次大戦後の四大國小麦生産(単位=百萬ブッシェル)

年度	米國	カナダ	アルゼンチン	オーストラリア
1913	715	232	105	103
1919	952	193	217	46
1920	843	263	159	146
1922	847	400	196	109

(Agriculture Statistics 1940)

第110表 第二次大戦後の四大國小麦生産(単位=百萬ブッシェル)

年度	米國	カナダ	アルゼンチン	オーストラリア
1335-39	758.6	312.4	221.8	199.7
1944	1,072.3	416.6	150.1	152.9
1945	1,108.2	318.5	143.6	142.4
1946	1,155.7	413.7	206.3	116.5
1947	1,406.8	340.8	175.0	250.0

國々の作付面積は第一次大戦中増大したにたいして、第二次大戦中は減少したが、それにもかゝらず生産は急速に増大した。すなわち

五、食糧需給の長期展望

タシエル、一九四五年四億七千五百萬ブッシェル、一九四六年五億一千三百萬ブッシェル、一九四七年五億八千萬ブッシェルであつて現在なお戦前の六六%にすぎない。したがつて輸出能力もまだ戦前の半分程度であり、戦前一九三五―三六年の三國の輸出実績四百七十九萬トンにたいして、一九四六―四七年度百三十五萬トン、一九四七―四八年度は二百萬トン程度である。したがつて前年度よりは五〇%の増であるが、戦前の半分以下である。

た。しかるに第二次大戦の前後では、第一一〇表に見られるように、一九三五―三九年平均にたいして一九四六年において米國は四〇%、カナダは三五%の増産を示しているのに、アルゼンチンは〇・一%、オーストラリアは三・一%の減となつてゐる。一九四七年は一九三五―三九年平均にたいして米國八四%増、カナダ一〇%増、アルゼンチン二一%減、オーストラリア三二%増である。要するに第一次世界大戦をつうじて世界農業市場において大輸出國の地位が確立されたが、第二次大戦をつうじて米國の優越性がいちじるしく強く表面におし出された。米國小麦生産高の世界(ソヴェトを除く)の全生産高にたいする比は戦前一三・七%、一九四六年一九・五%、一九四七年は約二四%である。

(二) 米國、

カナダでは第二次大戦中および戦後に肥料使用の進歩・優良種子の使用、農業機械の普及、等によつていちじるしく生産を促進した。これらの

第111表 世界小麦作付面積 (単位=千ヘクタール)

	1935-39 年平均	1945年	1943年	1947年
北米	25,595	23,414	24,076	23,895
カナダ	57,293	65,120	67,201	73,907
北米計	84,174	89,740	92,460	99,100
南米	3,078	3,102	3,768	3,688
アルゼンチン	2,175	—	2,250	2,040
ブラジル	12,560	9,400	10,600	9,250
ペルー	2,150	1,640	1,912	2,000
エクアドル	4,091	11,816	2,698	3,149
コロンビア	12,581	11,550	11,700	11,550
ベネズエラ	1,227	1,528	1,500	1,545
ボリビア	11,253	8,862	9,400	9,625
パラグアイ	1,843	2,274	2,162	2,162
南米計	74,080	59,580	67,000	84,460
ソヴェト(歐亞)	104,000	—	73,000	75,000
南アフリカ	15,834	10,108	13,657	12,300
オーストラリア	20,500	14,390	17,990	17,000
アフリカ	8,952	9,243	9,246	9,465
アジア	49,000	53,000	55,000	56,000
インド	34,432	35,980	34,568	34,159
日本	1,738	1,789	1,495	1,510
アジア計	107,150	111,600	111,700	113,100
オセアニア	13,190	13,180	12,380	13,940
オーストラリア	13,128	11,425	12,526	14,500
オーストラリア計	13,349	11,583	12,380	13,940
世界合計	471,000	371,090	387,190	397,250

(米農務省1947年11月24日発表)

面積当り生産高だけでなく労働人口当り生産高の増加の傾向も米國に明らかにみとめられる。米國では農業労働人口は一九三五—三九年平均に比べて一九四六年は八・三%の減を示したが、農業労働人口一人當り生産高は四二・九%の激増を示している。米國のトラクター数は一九二〇年の二十五萬臺から現在の二百五十萬臺にふえている。耕作面積と生産高との關係は第一次大戦時と第二次大戦時とは反對の現象を示している。第二次大戦中には耕作面積の減少にもかかわらず收穫は増大した。しかし第一次大戦後の生産増加は主としてトラクターの出現による耕作面積の擴大によつてもたらされ、米國では小麦耕作面積が一九一三年にくらべて一九二二年は一八%増、これにくらべて生産高は一三%増、カナダは面積一〇三%増にたいして生産高七二%増といずれも、面積増加の割には收穫は

米國では一九四四年度の小麦作付面積は一九三八年にくらべて一五%減少しているのに收穫高は一六%増、カナダは面積一%減にたいして收穫は一九%増となつて、戦後の傾向は第一一表・第一一二表のとおりでこの傾向は一層強くなつてゐる。とくに米國が作付面積の減少にもかかわらず單位面積生産高にいちじるしい増加を示していることは注目されねばならない。これほど著しくはないが同じくこの傾向を示しているのはカナダで、アルゼンチン、オーストラリアは、この點で停滞的であり、歐洲は單位面積生産高は減少している。

第112表 世界小麦單位面積當り生産高(ヘクタール當りブッシェル)

	1935-39 年平均	1945	1946	1947
北米	12.2	13.6	17.2	14.3
カナダ	13.2	17.0	17.2	19.0
南米	20.8	13.5	18.0	—
アルゼンチン	36.2	—	23.6	—
ブラジル	22.8	19.0	23.6	16.2
ペルー	14.0	10.2	14.9	10.3
エクアドル	22.3	13.3	15.3	12.7
コロンビア	22.2	14.5	20.3	17.7
ベネズエラ	13.1	7.6	11.0	8.4
ボリビア	14.0	8.2	14.1	11.4
パラグアイ	33.8	35.7	35.6	29.1
南米計	11.9	—	10.7	11.7
ソヴェト(歐亞)	14.0	14.2	15.1	14.2
南アフリカ	15.2	8.7	19.5	13.7
オーストラリア	15.3	16.1	15.6	16.2
アジア	10.7	10.9	9.6	8.7
インド	28.8	19.4	15.1	—
日本	12.9	12.5	9.3	17.2
オセアニア	—	—	—	—
オーストラリア	—	—	—	—

(米農務省1947年11月24日発表)

五、食糧供給の長期展望

(一) 第一次大戦後、ヨーロッパの穀倉といわれたルーマニア、ハンガリーその他のバルカン諸國は半封建的土地關係の下で後れた農業生産状態では、資本主義的大規模農業生産に太刀打ちできず、次第に輸出國としての國際的地位を失つた。第二次大戦後はこれらの國々は土地改革を行い、ソヴェトになつた農業の協同化を開始し、機械化をも實施しようとしてゐる。その成果は今後一、二カ年には表面には出ないかもしれないが、長期的の結果は興味をもつてみられる。

(二) 以上は資本主義的經營が有力であり(さらに社會主義的大規模生産の進出が起つ)ある(小麦生産を中心とする觀察であるが、米穀生産においては、資本主義的および社會主義的大規模生産

増大しなかつた。

(三) 第一次大戦後主要穀物輸出國たる帝政ロシアは革命後國境市場から姿を消したが、第二次大戦後ソヴェトの増産は目ざましく、一九四七—四八年度には相當の輸出が期待されてゐる。

一九一三年の帝政ロシア小麦生産は十億三千萬ブッシェルであつたのに一九二一年度には二億一千萬ブッシェルに激減したが、一九三五—三九年度平均は十一億二千四百萬ブッシェルまで増大してゐる。第二次大戦中の生産減の數字は不明であるが、一九四七年收穫は前年度にたいして激増を示した。ソヴェトになつてからの輸出は一九三〇年度に二百萬トン輸出を行つただけで、その前後ともいうに足る輸出を行わなかつたが、一九四八年度は英國にたいしてだけでも百萬トンの穀物輸出を約束した。第四次五カ年計畫の成果によつては歐洲需要國にたいするソヴェト輸出のいちじるしい増大が實現するだろう。

(四) 第一次大戦後、ヨーロッパの穀倉といわれたルーマニア、ハンガリーその他のバルカン諸國は半封建的土地關係の下で後れた農業生産状態では、資本主義的大規模農業生産に太刀打ちできず、次第に輸出國としての國際的地位を失つた。第二次大戦後はこれらの國々は土地改革を行い、ソヴェトになつた農業の協同化を開始し、機械化をも實施しようとしてゐる。その成果は今後一、二カ年には表面には出ないかもしれないが、長期的の結果は興味をもつてみられる。

はいずれも問題にならぬ状態にある。ことに第一次大戦のときは東亞は戦争の圏外に立つていたので、戦後の世界穀物不足は小麦に限られていたが、第二次大戦はとくに三大輸出國に打撃をあたえ、また戦後は民族革命が東亞各國にひろがりインドシナ、ジャワ、臺灣の武力闘争は米産の回復を暫定的にさまたげている。しかもアジア全體をつうじて戦争の結果、農機具、労働力、肥料が減少し耕地の荒廢をみた。

インドシナ、ジャワ、臺灣以外の諸國の米作回復は割合に急速であるが、輸送貿易關係の障害によつて米穀世界市場が戦前程度まで回復するには相當の距離がある。戦後の世界米穀生産及び貿易が終極的にいかなる構造變化を示すかを予見するにはまだ尙早である。

(六) 以上穀物生産について世界食糧供給を概観した。需給についてはなお需要國の購買力および價格が問題とされねばならぬ。この面からみると世界食糧の相對的供給過剩の危機の要因が潜在していることが指摘されねばならない。それは一方において資本主義的農業生産の擴大が行われているのに、他方に需要國のあいだには食糧輸入の支拂手段たる外貨の缺乏がある。この矛盾を解決すべき手段は米國の對外交助および借款供與である。一九四八年においてこの借款供與政策はマーシャル計畫の下に組織的に推進されようとしてゐる。(註)

かまかなえないと報告された。とくにオーストリアは食糧輸入にあてうる即時使用可能なドル資金は二カ月分、その他の資金を動員してもさらに四カ月分しかまかなえず、フランスでは即時使用可能なドル資金は四カ月分、その他資金は一カ半年をまかなうのみ、イタリヤは即時使用可能なドル資金で二カ月、その他資金で七カ月をまかないうるにすぎないことが明らかにされた。

この三カ国のドル資金不足をまかなうために提供されたものが、一九四七年十二月の米特別議會で成立した對歐緊急援助法で、佛、伊、地三カ国に五億二千二百萬ドルの支出を豫定しているが、この資金の一部が三國の一九四八年三月までの食糧輸入費にあてられる。さらに一九四八年四月から一九四九年三月までの十二カ月に歐州復興計畫の下五十三億ドルの對歐援助、また一九四八年四月から一九五二年六月までに百七十億ドルの對歐援助支出が豫定されている。

米國の對歐援助支出の幾分が食糧輸入に豫定されるかを推定すべき資料は現在ない。しかしこの資金補給によつて需給關係の調整を實現するために必要なのは世界市場における農産物價格の安定である。農産物價格の騰貴が加速化してゆけば食糧需給關係の混亂を起す可能性がある。すなわち食糧供給の絶對的不足にもかゝらず、相對的供給過剰がおこりうるのである。一九四七年度に世界農産物價格の騰貴は全面的に進行した。とくに米國における農産物の價格騰貴は、第一一三表の示すように一九四七年に入つてそのテンポを増し他の穀物輸出國の價格水準と大きな開きを生じている。したがつて需要國支拂手段の不足と價格騰貴が結びつくことによつて、農

産物價格の急激な下落を起す可能性がある。この下落は世界の農産物需給が正常關係に近づく場合にはそれだけ促進されるとみねばならない。資本主義的農業生産の最高水準にある米國では、生産の増加と價格騰貴とが戦後相ならんで進行しており、この二つの要因の高水準の調和をいかにして實現すべきかが根本問題となつていゝ。この食糧需給の流通面の發展は深甚な注目にあたらしい。

第113表 米加農産物價格指數

	米國	カナダ
一九二六年	100	100
一九三三年	五二	五二
一九三九年	六六	六六
一九四五年	二六	二〇
一九四九年	一九	二二
一九四七年一月	一六	一八
二月	一七	一九
三月	一八	二〇
四月	一七	一九
五月	一七	一九
六月	一七	一九
七月	一八	二〇
八月	一八	二〇
九月	一八	二〇

(フエデラル・レザerve・プレチン、一九四七年十一月)

## 第二章 東歐ならびに東南ヨーロッパの土地改革

### 一、土地改革の歴史的意義

#### (一) 政治的背景

東ヨーロッパおよび東南ヨーロッパ諸國では資本主義の一般的危機が戦後もつとも尖鋭にあらわれ、階級的諸關係や經濟構造にいちぢるしい變革がおこなわれた。この變革——あるいは「あたらしい民主主義」さらには「人民的民主主義」といわれている變革——をつくりあげた歴史的な具體的要因としては、われわれは今、だいたいつぎの三つのものをあげることができよう。

(1) 戦前の支配階級を形成していた獨占資本および大土地所有者は、ナチスの侵略とともに一部は分裂して亡命政権(註1)をつくつたのであるが、その大部分はドイツ軍閥や獨占資本とむすび、ドイツ帝國主義の支配機構をくみだて、ききたこと——したがつて、ナチスの軍事的敗北とともにその政治的支配の基礎をうしなない、戦後その經濟的増取の物質的手段を剝奪されてしまった。

(2) このような支配階級による「祖國の放棄」とともに、労働者階級を前衛とし、農民および進歩的インテリゲンチヤによつて反ファツシヨ祖國戦線が結成され、「民族の獨立と自由、ドイツ軍閥の驅逐および國內ファツシズムの掃蕩と、英、米との同盟」を綱領として非合法的武力抗争が展開されたこと、——これが、

戦後のあたらしい政權の主體的性格をうみだした歴史的條件である。いづれの國においても、この反ファツシヨ祖國戦線運動において労働者階級が前衛的役割をはたしたのであるが、それを構成したその他の階級——農民、インテリゲンチヤの役割とその比重は各國とも事情をこにしてきた。このことが第一にあげた支配階級の動向とともに、戦後の政權を規定する要素となつたのである。たとへばユーゴスラヴィヤや、ポーランド、ブルガリヤでは、農民組合運動指導者の一部のヒットラーへの協力にも係わらず全農民が労働者の反抗運動を支持し、労働者と農民の戰闘的同盟が成立したのである。しかるにハンガリヤとルーマニヤでは、農民組合や、農民黨はナチスの侵略とともにファシズムの一支柱となり、戰闘的労働者と農民との同盟の成立をみることができなかつた。この歴史的な事情が、戦後の政權の發展過程を規定していることは看過すべきではあるまい。(註2)

(3) さいに政治的にも經濟的にもソ連の支持をうけ、あるいはその管理下にあつたこと——戦後のあたらしい政權、反革命運動から防衛し、さらにはあたらしい人民的民主政府のもとでの、労働者と貧農の權力をつよめてゆく過程におけるソ連の役割は評價されねばなるまい。(註3)

このような歴史的な事情によつて、これらの諸國では「祖國戦線」——ユーゴ、ブルガリヤ、ポーランド)あるいは「民主プロッタ」(チ

エヌコ、ハンガリヤ、ルーマニヤ)によつてあたらしい政權がつくられた。この國家權力の性格の規定と評價は、その後展開された段階と政策の評價にとつてきわめて重要であるが、いま尙明確ではない。しかし、われわれは一應、あたらしい政權は、労働者階級と農民および進歩的インテリゲンチヤの代表者によつて構成され、その權力は労働者階級の指導性のもとでの全労働者のプロレタリアに存するといふことができよう。

(一) 社會經濟變革と土地改革

このあたらしい政權によつておこなわれた社會經濟的變革は、産業及び銀行の國有化と土地改革である。この政策によつて、獨占資本——外國資本と大土地所有はなくなり、あたらしい社會經濟的體制がうみだされた。すなわち、これらの諸國の經濟は、(1)國有化部門、(2)協同組合部門、(3)私的經濟部門の三つによつて構成されるにいたつた。國有化部門と協同組合部門は、社會化部門であつて國民經濟において指導的役割をはたしている。この領域には、國有化工業、運輸、通信、銀行、國營商業と協同組合商業(商品取引の約一五—二〇%)、外國貿易、森林經營と農業生産協同組合がふくまれている。いまだ社會主義ウクトラードと規定することはできないのであるが、その性格はまえにのべたような政權の性格によつて規定されるといふべきである。

私的經營部門——いわゆる非社會化部門は、二つの範疇にわけることができる。それは、私的資本家によつて經營されている領域と小商品生産者の領域である。私的資本は、工業生産においてしめる地位はきわめて微弱(ポーランドでは一%以下である)であるが、國內商業と農村における富農經營において重要な役割をはたしている。

意味するものではない。工業の國有化がおこなわれ、大土地所有の打破と資本家的經營の發展の抑制が法的に規定されている。(たとへば、賃労働による經營の禁止または制限——ユーゴスラヴィヤ、ブルガリヤ等)そのような經濟構造のなかにおいては、それは近代的土地所有のいかなる形態をも意味するものではない。まつたくあたらしい形態として把握しなければならぬ。しかもそれは型ではなくして、現代の歴史的發展段階を要請する過渡的な形態として考へてよいのではなからうか。

(註一) ナチスに協力しなかつた支配階級は、亡命政權をつつて、解放後「國內反ファシズム團體」と合流し政權をつつてゐる。このために、戦後の新政權はいろいろの對立がうみだされた。

(註二) ハンガリヤでは、一九四六年九月、ルーマニヤでは同年十二月いあゆるあたらしい人民の民主政權ができあがつたと考へられる。

(註三) この點は、中國の場合とまつたことなる點のひとつである。

二 土地改革の實態

この土地改革の具體的内容は、それぞれの國における農業の發展段階に應じてことなつた形態をとつてゐる。だいたいヨーロッパの農業は、三つの範疇にわけることができるのであるが、第一は、近代的土地所有關係の確立したところの西歐の高度の集約農業の地帯であつて、酪農および食肉が生産の基礎をなし、資本と労働が高度

る。第二の小商品生産の領域は、農民の大部分と小手工業者によつていとなまれている。

民主主義國家の經濟構造は以上のべたような過渡的性質をもつてゐるのであるが、その發展過程は、國有化部門を基幹として經濟的社會主義化への基礎條件をつくるものとして把握される。國の工業化と農村の近代化によつて、社會主義的生產關係の基礎條件をつくること、經濟政策の主要な目標であるといつてよい。

戦後これらの諸國に展開された土地改革は、この基本的目標をなれて存在しない。解放後のあたらしい人民の民主主義政權の農業政策は、(1)大土地所有の廢棄——ファシズムの經濟的基礎の打破(2)土地のない小作人や農業日傭あるいは貧農への土地の分與、(3)農産物の工業化あるいは農業の集約化による經營の多角化と合理化(協同組合)、(4)機械トラクター、共同耕作組合の設置によつて、農業生産力の向上——にあつたといつてよい。それはぜんたいとして、農業の社會主義化の物質的基礎條件をつくる政策であるといふことができる。たとへば、ハンガリヤやポーランドにおける地主經營は、農業労働者による協同經營の形態がとられないで、土地のない農民や貧農に分與されている。これらの國の地主經營は、農奴的な労働によつて維持されてきたのであつて、協同經營に移行する社會的、技術的條件が缺如してゐるのである。これはまた歴史的發展段階の要請でもある。

このことが、土地所有の形態をも規定している。土地は山林の一部や模範的農場以外はいまだ國有化されない。「土地は耕作するものに歸屬する(ユーゴスラヴィヤ憲法十九條)と規定されている。それはもとより國有でもないが、併し近代的獨立自營農民の創出に適用されている。したがつてこの地帯では農村の階級分解もかなりすすんでゐる。東南ヨーロッパではチェッコがこの西歐型の農業にすすみつつある。第二は、大土地所有の基礎が打破されないで、地主經營が支配的な地帯である。ハンガリヤ、ポーランドがこれに屬する。この地帯では、地主經營が農地面積のなかばをしめ、中農層はすくなく、農村人口の大部分はほとんど土地を所有しない大地主の作男や日傭として働いてゐる。第三は、封建的大土地所有は打破されたのであるが、遺制關係がいろいろな形で残つてゐる地帯で農民の大多数は、生計を維持できぬ小規模の土地を所有してゐる。生産方法は原始的で、穀物を對象とする粗放農業地帯である。いまこれらの諸國について土地改革の實態を紹介したい。

(一) チェッコ・スロヴァキヤ(西歐型)

この國は戦前すでに高度の資本主義的發展の段階にあり、農業人口は總人口の三二・九%をしめるにすぎなかつた。第一次大戦後の土地改革によつて大土地所有制(註)が打破され、土地の再分配により資本家的農業經營の發展の基礎があたえられた。ボヘミヤ地方ではいわゆる獨立自營農民の、三百年の存在の歴史をもち、それを基礎にして中農ならびに資本家的經營が發展してきたのである。しかしスロヴァキヤおよびルテナヤ地方の農村では農奴制がながく存在し、第一次大戦後の土地改革によつてもこの大土地所有の約四分の一が再分配されたにすぎなかつた。改革後農地を所有しない農家が二〇%をしめ、さらに土地所有者の約三〇%は零細な土地を分與された農民であつて、これらの層は、農奴制的諸關係によつて壓迫されていたのである。

いまこれらの歴史的事情を前提として第二次世界大戦前の土地所有規模別農家構成をみると第一一四表のごとくである。

第114表 チェッコ・スロヴァキヤ 土地所有規模別農家構成(一九三〇年)

土地所有規模	農家数		土地面積	
	實數(千戸)	比率	實數(千ヘクタール)	比率
二ヘクタール未満	七三〇〇	四〇・〇%	二二・六	一・六%
二—五ヘクタール	四八六〇	二七・〇	一八・九	一・四%
五—十ヘクタール	二八八〇	一五・六	一五・七	一・二%
十—二十ヘクタール	一四四〇	八・九	一五・七	一・二%
二十—五十ヘクタール	六九〇	三・六	一六・九	一・三%
五十—一百ヘクタール	七三〇	四・〇	三〇・〇	二・三%
一百—二百ヘクタール	四二〇	二・三	五八・一	四・四%
二百—五百ヘクタール	二八〇	一・五	八六・六	六・五%
五百—一〇〇〇ヘクタール	一八〇	一・〇	一八六・四	一四・一%
一〇〇〇ヘクタール以上	一八	〇・一	一、四八六・六	一〇〇・〇%
計	一、六六六	一〇〇・〇	一、四八六・六	一〇〇・〇

その特徴はだいたいつぎのようである。  
 (1) 五ヘクタール未満の貧農層が全農家の七〇・九%をしめているが、その所有面積は全耕地の一五・五%をしめるにすぎない。さらに五ヘクタール未満の農家のうち二ヘクタール未満の農家は、全農家の四四%をしめている。このうち約六〇%は農業外の職業に依存する兼業農家であつて主としてボヘミア地方に多く、後の四〇%は農業のみに依存する農家でその大部分はスロヴァキヤとルテニヤ地方の極貧農である。

(ハ) 土地の購入 — 一〇ヘクタールで、最高は一三ヘクタールである。

- (1) 土地の購入価格は、一年—二年の収入にひとしい価格によつてきめられ、支拂期間は、一五年である。
- (2) 窮乏せる農民は一八年の期限つきで無利子の土地購入資金が貸與される。
- (3) 解放戦士の廢兵あるいは遺家族は、無償で土地があたえられる。

この改革は、いまだ土地問題の完全な解決をしめすものではなく、またスロヴァキヤ地方では、封建的勢力がつよく土地の没收と分配はなかなかすすめられなかつたのであつて、それがまた新政權への反革命の基礎ともなつたのである。このような情勢を背景にして、一九四六年十二月に農業改革についての六法案が議會に提出された。その内容は、つぎの通りである。

- (1) 一九一九年の農業改革の完成と改訂に関する法案。
- (2) 農業機械化に関する法案。
- (3) 農民の統一農民組合への結合に関する法案。
- (4) 耕作農民の土地所有限度に関する法案。
- (5) 土地収用に關する憲法規定の改正。
- (6) 統一農業税に關する法案。

この法案は、反動諸勢力の反對をうけてようやく一九四七年なかばに、一九一九年農業改革の改訂と完成に關する法案」をのぞいて五法案が決定された。

これらの法案によつて、富農層の抑制と貧農保護の政策が強化された。すなわち、中農および貧農への農業税は減額または免除され

- (2) 五—五〇ヘクタールの中農および大農經營が全耕地の四一・二%をしめ、チェッコ農業の典型的範疇を形成している。大農經營はだいたいボヘミア地方を中心として發展し、スイスやデンマークのような西歐型の集約農業經營の形態をとつている。
- (3) 五〇ヘクタール以上の農家数は、農家總數の約一%にもすぎないが、その所有面積は全土地の四三・四%をしめている。その内容は森林の大部分とスロヴァキヤおよびルテニヤ地方における耕地の大土地所有であつて、ボヘミア地方ではその比重はきわめてひくい。

以上のべた様に、戦前のチェッコ・スロヴァキヤ農業は、資本主義的生産關係の支配的なボヘミア地方と封建的殘滓の強力なスロヴァキヤ地帯とにわけることができ、この二つの性格が第二次大戦後の土地改革の進行過程に大きな影響をあたえている。

第二次大戦後の農業改革は、一九四五年六月二十一日の「ドイツ人およびハンガリヤ人の土地所有ならびに戦争協力者の土地の没收と分配」に關する法令によつてまず實施された。

- (イ) 土地の没收 — ドイツ人およびハンガリヤ人ならびにナチス協力者の土地の無償没收、これによつて二六九萬ヘクタールの土地が没收されたが、そのうち一五八萬ヘクタールが耕地で、一一一萬ヘクタールは森林であつた。
- (ロ) 土地の分配はつぎのようになされた。(1) 國有地 — 二〇萬ヘクタール、(2) 牧畜協同組合基本財産 — 二五萬ヘクタール、(3) 國有林 — 一、〇〇〇萬ヘクタール、(4) 十一萬戸の農家への分與地 — 一一〇萬ヘクタール、このほかに、平均分配土地面積は

さらに零細經營の農産物の買上価格は、高くさだめられた。さらに一二〇億クロインの豫算を支出し、牧畜協同組合およびトラクターステーションをもつけ、貧農層の經營の改善をはかつていく。

(二) ハンガリヤ (第二の地帯)

ハンガリヤは重工業を基幹とした企業の高度にすみながら、農村では封建的遺制がつよく、ユンカー的地主經營が支配的であつた。一九一九年の革命政權崩壊後うまれた王制は、土地改革法をつくつたのであるが、その計畫の一例が實施された程度であつた。大土地所有はそのまま残り、ポーランドと同じように小作地はすくなく大多數の農民はカバラー的な條件のもとで地主の農場で働かねばならなかつたのである。

この傾向はことに西部ハンガリヤにおいて強い。東部地方は、これとことなり、ルーマニヤやブルガリヤとおなじような貴族的性格をもつている。

いま戦前の土地所有關係をみるに、——三ヘクタール未満の貧農層が全土地所有者の七二・五%をしめるが、その所有土地は全土地の一〇・二%をしめるにすぎない。五七ヘクタール以上の土地所有者は土地所有者の〇・八%をしめるにすぎないが、その所有面積は全土地の四八%にあつている。さらに、耕地の三五%は三八〇ヘクタール以上の大土地所有者によつて經營され、二四%は一、〇〇〇ヘクタール以上の經營である。この巨大地主經營は、わずかの土地をもつている貧農や土地をもたない作男や日傭労働者の手労働を基礎としてその生産方法もきわめて原始的である。

第115表 ハンガリヤ土地所有規模農家構成(一九三九年)

所有規模	農家数		土地面積	
	實數(千戸)	比率	實數(千ハ)	比率
五ホルド未満	118,000	71.5%	16,311	10.3%
五—10ホルド	108,000	33.6	14,777	9.1
10—20ホルド	14,000	8.8	10,174	6.6
20—50ホルド	8,900	5.4	33,000	20.0
50—100ホルド	2,000	0.8	8,777	5.5
100—1,000ホルド	5,500	0.8	38,861	24.3
1,000—5,000ホルド	1,000	0.1	19,977	12.5
5,000ホルド以上	0.11	0.0	22,211	14.0
合計	163,700	100	157,111	100.0

(註) 一ホルドは〇・五七ヘクタールである。

一九四五年三月十五日土地改革に關する法令が發布された。その内容はだいたつぎのようである。

(イ) 土地の没収および収用——(1)ファッシスト、戦争協力者の土地の無償没収——五三萬ホルド、(2)一〇〇ホルド以上の所有地の買上げ——五〇六萬ホルド。  
 (ロ) 土地の分配——(1)一農家あたり平均八・七ホルドの割合で、作男、日傭および貧農に分配される。(2)農民の土地購入価格は貸賃価格の二〇倍とする。(3)購入資金は十年年賦とし、貧農や土地をもたない作男、日傭者には二十年間分割支拂がゆるされる。(4)家のない農民——主として作男であつて、

この層はハンガリヤでは多い——には、家がわかちあたされはつぎのように變化した。

第116表 ハンガリヤ農地改革後の土地所有規模別農家構成(一九四六年)

所有規模	農家数		土地面積	
	實數(千戸)	比率	實數(千ハ)	比率
五ホルド未満	135,200	68.8%	22,923	17.4%
五—10ホルド	55,977	28.7	8,800	6.8
10—20ホルド	7,211	3.7	3,332	2.6
20—50ホルド	14,900	7.6	12,977	10.0
50—100ホルド	2,000	1.0	8,800	6.8
100ホルド以上	600	0.3	38,861	30.0
合計	193,888	100.0	132,893	100.0

この改革によつて、農奴制の淺澤の基礎は打破されつゝあり、ことにカトリック教會の物質的基礎は崩壊しつゝある。土地分配の平等性も打破されつゝあるのであつて、一九三〇年耕地の三二%をしめるにすぎなかつた二〇ホルド以下の農家の所有地は、全所有地の五三・五%をしめるにいたつたのである。

しかしながら、ハンガリヤ土地改革はポーランドとちがつて、いままな解決されねばならない問題となつてゐる。すなわち、(1)ユーゴ、ブルガリヤあるいはポーランドや、チェッコとくらべて土地改革の進行状況がきわめて悪く、千ホルド以上の

地主の所有地の買上げとその分配は、いまだなかばにも達してない。これは、戦争中に労働者や農民の反ファッシヨ運動がおこなわれず、新民主主義政權の主體的條件がまだ確立されていなかつたことによる。農村における半封建的基礎はきわめてつよく、これが「小地主黨」を中心とする保守勢力の「共產黨」との對立となつてあらわれたのである。一九四七年九月の政變によつて、この状況は改善され、村の農地改革委員會には、労働組合が参加し、その實施をすゝめつゝある。

(2) 七五萬の農民がまだ土地をあたえられないということである。これらの農民は、土地をもたない農民とわずかの土地を所有しているカバラの農民である。

(3) 農業によつて生計を維持しえない零細農民が多数に存在することであつて、一九四六年九月末においてさね、五ホルド以下の農家は一三九萬戸にも達してゐる。ハンガリヤでは、農業によつて生計を維持できる平均規模は、八・七ホルドであつて、この平均規模にみたない農家がきわめて多いのである。しかも一方においてわずか四・二%をしめる農家によつて二二・五%の土地が所有されてゐる状況である。

(4) 一九四六年九月末現在新しく割出された農家は、約四〇萬戸であるが、それらは必要な農具や生産設備資材を所有してない作男や日傭が多かつたために、富農による事實上の經營の集積がおこなわれたことである。

これらのことは、ハンガリヤ土地改革のあたらしい發展を豫想せしめるものであつて、一九四七年九月の政變とともにその政治的條件もつくられつゝある。それは農村における貧農の指導性の確保の

問題であり、いわゆるポーランドやユーゴ、ブルガリヤのような政權の性格に關する問題である。

(三) ルーマニア(第三ノ一)

戦前のルーマニアは、農業人口は七八%をしめる農業國であつて穀物栽培を主とする粗放農業地帯であつた。生産方法も極めて原始的で、ブルガリヤ、ユーゴと、まったくおなじ的發展段階にあつた。

しかし、ユーゴやブルガリヤとことなつて、封建的遺制がかなりつよい國である。一九一九年—二一年の上からの農業改革によつて、一〇〇ヘクタールをこえる大地所有のうち約三分の一が農民に分配された。一九三〇年の調査によると、農家總數三三〇萬のうち二五〇萬戸が五ヘクタール未満の小土地所有者であつて、その總面積はぜんたいの二八・三%にしかすぎない。また、五六萬戸(五一〇ヘクタール)が、四〇〇萬ヘクタール二〇・七%、二四萬八千戸(一〇一〇〇ヘクタール)が四四〇萬ヘクタール二二・七%、一萬二千戸の大地所有者(一〇〇—五〇〇ヘクタール)が五五〇萬ヘクタール、二八・三%を所有してゐた。すなわち一萬二千の大地主によつて二五〇萬戸の貧農とおなじ土地が所有されてゐたのである。このような状態のもとで、農民は地主の借金奴隷となつてゐた。

一九四五年三月二十日に農業改革に關する法律が發布された。その内容はつぎのようである。

(イ) 土地の没収および収用——(1)ドイツ人、戦争協力者の土地の無償没収、(2)五〇ヘクタール以上の地主の土地の無償没収、ただし教會僧院および皇室領は没収されない。

(ロ) 土地の分配——(1)一三二萬五千ヘクタールの土地が没收され、八七萬戸の日傭、および貧農に分配された。(2)購入価格は、平均一年の收穫を基礎として定められている。その償還は、十年—二十年の現物または現金による分割拂。  
さらに政府は、農業の生産力を向上させるために、機械貸付所をもうけた。農具、トラクター等がそなえられ、あたらしい農民經營の技術的向上をはかっている。  
この土地改革の結果ルーマニア農村の構成はつぎのように變化した。

第117表 ルーマニア農地改革後の土地所有分配状況(一九四六年)

所有面積	農家数		土地面積	
	實數(千戸)	比率	實數(百萬ヘクタール)	比率
五ヘクタール未満	一八八	八五%	六・五	七%
五—一〇ヘクタール	三六	二	二・五	三
一〇—五〇ヘクタール	一三	四	二・六	三
五〇ヘクタール以上	—	—	—	—

五〇ヘクタール以上の大地主はなくなつたけれども、教會や皇室の土地は没收されず、それが戦後のルーマニア政權の保守的勢力の地盤となつていた。さらにまた一〇—五〇ヘクタールの富農層は(四%)全耕地の二三%を所有し、八五%の農民は五ヘクタール未満の貧農である。このような關係が、一九四七年の反革命運動となつてあらわ

れたのであるが、昨年十二月の王制廢止によるあたらしい人民的民主政權の成立は、農村の階級關係のあたらしい發展を意味するものであろう。

(四) ユーゴスラヴィア(第三ノ二)

ユーゴスは、ヨーロッパでもつともおくれた農業國のひとつであつて、一九四〇年の統計によると農業人口は、總人口の七八・七%をしめていた。  
いまこの國の戦前の農業關係の特徴をあげてみるとだいたいつぎのようである。

一九一九年—二一年の土地改革によつてボスニヤ、ヘルツェゴビナ地方や南部地方の農奴制は廢止されたのであるが、クロアチヤ、スロヴェニヤを中心とする北部地方の半封建的な地主制度は完全に打破されなかつた。すなわち、改革によつて自作農民が一般的となつたのだが、隷屬的小作關係も残存していた。

つぎに特徴的なことは、民族的對立が階級的支配關係を構成していたということである。地主の七五%は、ドイツ人、ハンガリヤ人、イタリヤ人であつて、セルビヤ人、クロアチヤ人、スロヴェニヤ人およびスラヴ人は被抑壓農民として尖鋭な階級對立をつよけてきたのである。

農家の構成はだいたいつぎのようである。(第一—八表参照) すなわち、全農家の七〇%は一—五ヘクタール所有の貧農層である。この層は、林業労働を兼業している。五—一〇ヘクタール、および一〇—五〇ヘクタール所有の農家によつて全耕地の六二%がしめられている。五〇ヘクタール以上の農家は、七千戸を數えることができ

るが、北部地方におけるドイツ人あるいはハンガリヤ人の地主所有である。

第118表 ユーゴスラヴィア土地所有別農家構成(一九三九年)

規模	農家戸數		土地面積	
	實數(千戸)	比率	實數	比率
一—五ヘクタール	一、三四六・二	六七八%	二、九六一・一	二八・〇%
五—一〇ヘクタール	四〇七・二	二〇・五	二、八七五・一	二七・〇
一〇—五〇ヘクタール	三三三・三	一七・五	三、六九・三	三三・三
五〇—一〇〇ヘクタール	五・一	〇・三	三三・〇	三・二
一〇〇ヘクタール以上	一・八	〇・一	六八四・二	六・五
計	一、六九七・七	一〇・〇	一〇、六四四・九	一〇・〇

第二次大戦後の土地改革は、労働者、貧農を中心とする農民、およびインテリゲンチヤによつてつくられた「祖國戰線」委員会によつて定められ、一九四五年八月二十三日ユーゴスラヴィア人民議會において可決された。その内容はつぎの通りである。

(イ) 收用土地——(1)ドイツ人、ハンガリヤ人そのほか戦争協力者の土地の無償没收、(2)すべての土地をふくめ四五ヘクタールをこえる地主の土地、または賃労働によつて耕作されるか、あるいは小作にだされている耕地だけで二〇—三〇ヘクタールをこえるもの、(3)法定の土地保有面積をこえる農民の土地、(4)教會、僧院そのほか宗教用の土地にして一〇ヘクタールをこえるもの、このさい、歴史的價值のある教會や僧院については、耕

地および附屬地として、それぞれ三〇ヘクタールの所有がゆるされる。(5)戦時中に所有者のなくなつた土地、企業、銀行、株式會社の所有する土地。

(ロ) 土地の分配——(1)没收ならびに收用された土地は、貧農、農業労働者、解放戦士、遺家族に優先的に分配される。

(2)没收された土地は家畜とともに農民に分配されたが、耕作農民の保有できる最高土地面積は二〇—三五ヘクタールをこえることができな。い。(3)分與された土地は二十ヶ年間分割をゆるされな。い。

ユーゴスはブルガリヤについて、農業人口は多く土地は絶對的に不足している。改革によつてあたえられた土地は僅かであつて、その生産性はきわめてひどい。政府は、これらの農家にたいし農業の協同化と近代化のため、機械トラクター、ステーションをもち土地共同耕作組合の設立を奨励している。それによると、あたらしい創出された農家は、三ヶ年を期限として相互に自由契約をむすび共同耕作組合をつくることができる。それはブルガリヤの「勤勞生産協同組合」とおなじ性格をもつものである。

(五) ブルガリヤ(第三ノ二)

この國はヨーロッパにおいてもつともおくれた農業國のひとつであつて、一九三四年國勢調査によると、全人口の八一%は農業人口である。しかもハンガリヤやルーマニヤとことなつて、大土地所有制はすでに十九世紀末に掃蕩された。トルコの封建領主は、露土戰爭の敗北とともに打破され、あらたに創出された獨立小農民による小商品生産關係が支配的となつたのである。

第119表 ブルガリヤ 土地所有規模別農家構成（一九三四年）

所有規模	農家数		土地面積	
	實數(千戸)	比率	實數	比率
二ヘクタール未満	一七四・五	二五・四%	一九五・三	四八%
二—五ヘクタール	二九二・〇	三九・七%	九六二・六	二四・六%
五—一〇ヘクタール	一八五・四	二四・〇%	一、八四七・七	三九・九%
一〇—二〇ヘクタール	八九・六	一二・〇%	一、三三三・九	三三・八%
二〇—五〇ヘクタール	四九	〇・七%	三三六・一	五・九%
五〇ヘクタール以上	七・四	一・〇%	四、〇三・八	一〇〇・〇%
計	七四七・四	一〇〇・〇%	四、〇三・八	一〇〇・〇%

戦前のブルガリヤ農村の階級構成は、だいたいつぎのとおりである。(第一一九表参照)

- 1) 農業労働者——土地をまったくたないか、あるいは所有していても一ヘクタール未満の零細な土地にすぎない。この層は農家總数の一七%をしめ、その所有面積は一・三%にすぎない。
- 2) 貧農——一―四ヘクタールの土地を所有する農家で、農家總数の四七・八%をしめ、その所有面積は全耕地の一九%にあつてゐる。
- 3) 中農——四―八ヘクタールの土地を所有する農家で、農家總数の二六%をしめ、その所有面積は全耕地の三四・五%をしめてゐる。
- 4) 富農——八―四〇ヘクタールの土地を所有する農家で、總数の九%をしめ、その所有面積は全耕地の四三%をしめてゐる。
- 5) 資本家的農家——四〇ヘクタール以上の土地を所有し、もつてゐる。

は四〇%、一〇〇ヘクタール以上には五〇%のそれぞれ値引きがおこなわれる。

(ハ) 土地の分配——みぎの方法によつて確保された土地は、農業労働者と貧農に分配される。すなわち、(1) 農民への平均分配面積は、八―一〇ヘクタールとし、扶養家族二人以上は、一人増加することは一ヘクタールづつ増加分配、(2) 農民の購入価格は、一九三五年土地価格の六倍とし、その支拂は、五%を最初の一年で支拂い、のこりは二十年賦償還による。(3) 廢兵、戰死者遺族は法定価格の五〇%、勤勞者生産協同組合員は四〇%で購入しうる。

この土地改革は、一九四七年末までに完了することを規定してゐる。ドブルヂヤ地方では、富農層から八萬三千五百ヘクタールの土地が収用され、その分配も完了に近づきつゝあるといわれている。しかしこの勤勞者土地所有法によつても、農民の土地必要量の四〇%が満たされにすぎないのであつて、土地問題はこれによつていまだ解決されてゐないのである。工業化、農産加工業の確立、さらに協同組合経営にもとづく農業の機械化と化学化が基本的政策となつてゐる。

すなわち、農地を分與された農家はあまりにも零細であり、かゝる零細経営は、ブルガリヤ農業生産力の發展の桎梏となるにいたつた。農業生産力を解放し、さらに壓倒的多数の農家の貧困を救済するたゞひとつの方法として、「勤勞者生産協同組合」の問題が提起されたのである。この共同耕作はすでに戦時中に各地方に發生してゐたのであるが、祖國戦線綱領にも、「——貧農、農業労働者への土地の分與——」の規定とならんで、協同組合による共同耕作を提起し

はら賃労働者によつて耕作されてゐる。農家總数の〇・二%をしめ、その所有面積は全耕地の二・二%にすぎない。

すなわち戦前のブルガリヤ農村の特徴はつぎのように云うことができよう。(1) 資本主義的階級分解の過程はきわめて停滯的であつたこと——農家の九七%は主として家族労働に依據し、純粹の雇傭労働力によつて經營されてゐる農家は、約〇・二%にすぎない。(2) 生産方法がきわめておくれてゐること——デンマークに比較すると農業労働の生産性は約二分の一であり、ヘクタール當り生産量もルーマニアにひくい。

一九四五年十二月ブルガリヤ人民議會は、「勤勞者土地所有に關する法律」を可決した。それは、「祖國戦線」綱領の「——土地なき農民と土地すくない農民にたいし、經濟的生存に必要な土地をあたえる。そしてなにも二〇ヘクタールをこえる土地を所有する事はできない。さらに土地は土地を耕作するものに屬さねばならない。——」を原則としてつくりられ、その内容はつぎの通りである。

- (イ) 土地の収用——(1) 耕作最高限度を二〇ヘクタール(たゞし、ドブルヂヤ地方は三〇ヘクタール) 不耕作地主の土地保有量は五ヘクタールとし、その限度以上の土地を買あげさらに學校用地、牧場、自治團體の所有地、共有地、僧院および教會所有の貸付地、および耕作に適する林野を収用する。(2) 模範的農場は國營または農業労働者による協同組合經營。
- (ロ) 収用方法——土地はだいたい三分利公債による有償買上げであるが、買上げ價格には、つぎのような段階をつけてゐる。五―一〇ヘクタールには一〇%、一〇―三〇ヘクタールには二〇%、三〇―五〇ヘクタールには三〇%、五〇―一〇〇ヘクタールに

てゐる。

「勤勞者生産協同組合農家」に關する法律は、一九四四年十二月祖國戦線委員會によつて起草され、翌年四月十五日内閣によつて採擇された。それはつぎのような内容をもつてゐる。

- (1) 一五以上の農家が土地、家畜、農具を自由意志にもとずき共同出資し、組合を結成することができる。
- (2) 組合員は、一定の最少限の土地を個人的使用にのこすことができる。
- (3) 組合員は、出資した土地にたいし所有權をもち、公証狀をうけとる。
- (4) 三年たてば、組合を脱退することができ、そのばあい自己の持分に相當する土地をうけとることができる。さらに自己の所有地の全部または一部を賣却する權利をもつてゐる。
- (5) 協同組合の作業は、あらかじめ作成された計畫にもとずきおこなわれ、収入の分配は労働日にもとずく。しかしこのさい各組合員の提供した土地にたいしては、一定の借地料によつて支拂がなされる。

政府は、このような生産協同組合にたいし長期の機械購入資金の貸與、トラクター・ステーションの設置による技術的改造、直接税の免除等の方法によつて、その發展をはかつてゐる。一九四六年十一月末現在、この組合は四五一組織され、組合員数は四萬三千四百戸をかぞえ、その土地面積は一九萬二千七百ヘクタールである。その平均農場面積は約四五〇ヘクタールで、トラクターは國內保有量の四五%、約二千臺がこの組合にそなえられてゐる。いまだ一般的經營形態とはなつてゐないが、國の工業化の條件の確立とともに急速に進



展する可能性をもっている。

(註4) 十人の地主によつて、八三八・〇〇〇ヘクターが所有されていた。

(註5) この統計には、山林經營がふくまれている。

(註6) この法案により、五〇ヘクター以上の土地は國家によつて收用された。

附

録

# 一、主要農業統計

## 目次

### 1 農家戸數(二二・八・一臨時農業センサス)

#### 第一表 經營規模別農家數

- (1) 全國(北海道を除く)
- (2) 北海道

#### 第二表 自小作別農家數

- (1) 全國(北海道を除く)
- (2) 北海道

#### 第三表 農業態別農家數

- (1) 全國(北海道を除く)
- (2) 北海道

#### 第四表 專業兼業別農家數

- (1) 全國(北海道を除く)
- (2) 北海道

### 第五表 農業收入別農家數

- (1) 全國(北海道を除く)
- (2) 北海道

### 第六表 經營耕地面積廣狹別耕地貸付狀況

- (1) 全國(北海道を除く)
- (2) 北海道

### 第七表 總世帯中にしめる農家世帯の割合(府縣別)

### 2 農家人口

#### 第八表 農家人口

- (1) 世帯員
- (2) 人口總數に對する農家人口の割合

### 3 耕地

#### 第九表 農業者の經營耕地面積(屬人主義による)

第一〇表 地方別田畑面積

4 農業雇傭労働者

第一二表 農業雇傭労働者数

- (1) 概数
- (2) 年齢別農業労働者数
- (3) 農業定備を雇っている農家の性格
  - (A) 専業兼業別農業定備数
  - (B) 自小作別農業定備数
  - (C) 経営耕地面積狭別農業定備数

7 食 糧

- 第一七表 農機具臺数
- 第一八表 主要農機具臺数の累年變化
- 第一九表 農機具臺数の特に多い府縣
- 第二〇表 経営耕地面積狭別原動機所有状況
- 第二一表 農業用借貸料金

5 農業勞賃

第一二表 經營耕地面積狭別

農家一戸當雇傭労働者数

第一三表 農村労働賃銀指数及農村物價指数

第一四表 農區別農業労働賃銀及農業外労働賃銀

主要労働手段

第一五表 設備

第一六表 經營耕地面積狭別牛馬飼養状況

8 農民組織

- 第二七表 府縣別農民組合の現状
- 第二八表 農民組織と土地問題(府縣別)
- 第二九表 日本農民組合の發展(府縣別)

1 農 家 戸 数 (22年8月農林省臨時農業センサス)

第一表 經營規模別農家数

(1) 全国 (北海道を除く)

調査年	實 数	經營規模別農家数													
		總 数	土地を耕 作しない 農家	3反未満	3反 5反	5反 1町	1町 1町5反	1町5反 2町	2町 2町5反	2町5反 3町	3町 5町	5町 10町	10町以上	増減	
昭和22.8.1	5701651	1313	13986711	0178221	812514	909911	350624	133063	48311	28147	1225	40	229302		
昭和21.4.26	229302	1739	148262	97708	45206	26359	24344	4580	4406	436	436	69	42		
増減	(+)	(-)	(+)	(+)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(+)		
割合	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)		

(2) 北 海 道

調査年	實 数	經營規模別農家数													
		總 数	土地を耕 作しない 農家	3反未満	3反 5反	5反 1町	1町 1町5反	1町5反 2町	2町 2町5反	2町5反 3町	3町 5町	5町 10町	10町以上	増減	
昭和22.8.1	207576	73	16011	18711	21707	15493	12667	44588	14218	45658	36483	10992	18023		
昭和21.4.26	18023	191	17339	148262	97708	45206	26359	24344	4580	4406	436	69	42		
増減	(-)	(-)	(-)	(-)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)		
割合	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)		

第2表 自作別農家数

(1) 全国 (北海道を除く)

		自作農	自作兼小作農	小作農 兼自作農	小作農	土地を耕作 しない農家
昭22.8.1	實 数	2 068 062	1 157 333	985 445	1 480 498	1 313
調 査	總農家数を100 とした割合	36.3	20.3	17.3	26.1	0.0
昭21.4.26	實 数	(+) 285 985	(+) 54 419	(-) 65 534	(-) 43 830	(-) 1 738
調 査	總農家数を100 とした割合	(+) 16.0	(+) 4.9	(-) 6.2	(-) 2.9	(-) 57.0

(2) 北海道

		自作農	自作兼小作農	小作農 兼自作農	小作農	土地を耕作 しない農家
昭22.8.1	實 数	85 549	28 075	11 541	84 338	73
調 査	總農家数を100 とした割合	41.3%	12.6	5.5	40.6	0.0
昭21.4.26	實 数	(-) 1 672	(+) 1 823	(+) 1 332	(-) 19 385	(-) 131
調 査	總農家数を100 とした割合	(-) 1.9	(+) 7.5	(+) 13.0	(-) 18.9	(-) 62.5

註) 昭和21年の農家人口調査における「貸付耕地一町歩以上の土地所有農家」は自作農に含めて本年と比較した。

第3表 農業業態別農家数

(1) 全国 (北海道を除く)

	耕種のみ	兼置のみ	兼畜のみ	耕種と兼 置の兩者	耕種と兼 畜の兩者	兼置と兼 畜の兩者	耕種兼畜 置の三者
實 数	4 365 514	4 300	2 820	470 757	641 376	12 139	303 745
總農家数を100と した割合 (%)	76.5	0.1	0.0	8.3	11.4	0.2	3.5

(2) 北海道

	耕種のみ	兼置のみ	兼畜のみ	耕種と兼 置の兩者	耕種と兼 畜の兩者	兼置と兼 畜の兩者	耕種兼畜 置の三者
實 数	161 219	-	73	434	45 530	-	320
總農家数を100と した割合	77.7	-	0.0	0.2	21.9	-	0.2

第4表 専業兼業別農家数

(1) 全国 (北海道を除く)

昭22.8.1 調 査	實 数	總農家数を100 とした割合	昭21.4.26 調 査	實 数	割合 (%)	第一種 兼業農家		第二種 兼業農家						
						總 数	主として農業を 営み従として他 の産業を営むもの	總 数	主として農業を 営み従として他 の産業を営むもの					
昭22.8.1	3 163 293	55.5	1 036 713	28.7	971 963	11.8	964 750	16.9	901 645	15.8	357 004	6.3	544 041	9.5
昭21.4.26	211 333	7.2	15 925	1.0	.....	.....	.....	.....	(+) 2 044	0.2	.....	.....	.....	.....

(2) 北海道

昭22.8.1 調 査	實 数	總農家数を100 とした割合	昭21.4.26 調 査	實 数	割合 (%)	第一種 兼業農家		第二種 兼業農家						
						總 数	主として農業を 営み従として他 の産業を営むもの	總 数	主として農業を 営み従として他 の産業を営むもの					
昭22.8.1	111 276	53.5	47 386	22.9	50 117	9.7	27 269	13.2	48 914	23.6	28 043	13.6	20 871	10.0
昭21.4.26	6 811	6.5	792	1.7	.....	.....	.....	.....	(-) 95 026	34.4	.....	.....	.....	.....

第5表 農業収入別農家数

(1) 全国 (北海道を除く)

種別	自給農業	稲作収入	麥作収入	雑穀作物収入	甘藷馬鈴薯作物収入	蔬菜作物収入	工業作物収入	果樹園藝作物収入	其他の作物収入	畜産収入	雑収入	いずれの収入も四割に満たぬもの
實数	2 756 433	2 000 766	156 595	26 160	141 464	55 739	28 396	71 551	17 336	22 634	38 323	386 194
総農家数を100とした割合	48.3	35.1	2.7	0.4	2.5	1.0	0.5	1.3	0.3	0.4	0.7	6.8

(2) 北海道

種別	自給農業	稲作収入	麥作収入	雑穀作物収入	甘藷馬鈴薯作物収入	蔬菜作物収入	工業作物収入	果樹園藝作物収入	其他の作物収入	畜産収入	雑収入	いずれの収入も四割に満たぬもの
實数	53 817	53 982	4 525	23 863	24 730	4 171	1 221	1 666	791	11 633	18	27 740
総農家数を100とした割合	25.0	26.0	2.2	11.5	11.9	2.0	0.6	0.8	0.4	5.5	0.1	13.3

注) 本表は過去一ヶ年間の農業収入の實態を調べたものである。

(イ) 自給農業には自家の生産物の入割以上を自家で消費するものが計上されている。

(ロ) 稲作収入から雑収入までは、自給農業の農家以外で各該當の項目が農業収入の四割以上のものが計上された。ただし散當する項目が二項目ある場合は労働量の多いものを計上した。

(ハ) いずれの収入も四割に満たないものは自給農業に該當せず、かつ稲作収入より雑収入までのいずれも四割に満たない農家である。

第6表 経営耕地面積狭小別耕地貸付状況

(1) 全国 (北海道を除く)

貸付耕地を有する農家数 総農家を100とした貸付 耕地を有する農家の割合 貸付耕地を有する農家の 一戸當り貸付耕地面積	土地を耕作しない農家		3反未満		3反以上5反未満		5反以上1町未満		1町以上1.5町未満		1.5町以上2町未満		2町以上2.5町未満		2.5町以上3町未満		3町以上5町未満		5町以上10町以上		計	
	農家数	割合	農家数	割合	農家数	割合	農家数	割合	農家数	割合	農家数	割合	農家数	割合	農家数	割合	農家数	割合	農家数	割合		
361 213 255	27.5	15.2	204 034	1.7	397 678	0.6	260 942	0.7	120 550	0.7	52 754	0.9	20 211	1.1	13 769	1.4	13 769	2.2	684	5.5	261 284 264	22.5

(2) 北海道

貸付耕地を有する農家数 総農家を100とした貸付 耕地を有する農家の割合 貸付耕地を有する農家の 一戸當り貸付耕地面積	土地を耕作しない農家		3反未満		3反以上5反未満		5反以上1町未満		1町以上1.5町未満		1.5町以上2町未満		2町以上2.5町未満		2.5町以上3町未満		3町以上5町未満		5町以上10町以上		計	
	農家数	割合	農家数	割合	農家数	割合	農家数	割合	農家数	割合	農家数	割合	農家数	割合	農家数	割合	農家数	割合	農家数	割合		
1 023	6.3	0.2	1 727	1.9	2 950	1.9	2 274	2.5	2 068	2.3	2 311	2.3	2 560	2.1	2 369	2.1	7 056	2.1	2 271	3.0	32 609	15.7

第7表 總世帯中にしめる農家世帯の割合(府縣別)  
(21年4月人口調査)

農家世帯の占める割合	府 縣 名
10%未満	東京
10%以上 ~ 20%未満	神奈川、大阪
20%以上 ~ 30%未満	京都、福岡
30%以上 ~ 40%未満	北海道、愛知、兵庫、山口
40%以上 ~ 50%未満	宮城、山形、福島、栃木、群馬、埼玉、千葉、富山、石川、福井、岐阜、静岡、三重、奈良、和歌山、廣島、徳島、香川、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本
50%以上 ~ 60%未満	青森、岩手、秋田、茨城、新潟、山梨、長野、滋賀、鳥取、島根、岡山、大分、宮崎
60%以上 ~ 70%未満	鹿児島

2 農 家 人 口

第8表 農 家 人 口

(1) 世 帯 員

	昭22.8.1臨時農 業センサス(A)	昭21.4.26農家人 口調査 (B)	比 較	
			(A)-(B)	(A)-(B) (B)
常住世帯員(C)	17 483 249	16 360 554	(+) 1 122 695	(+) 6.9%
男	18 432 862	17 884 473	(+) 548 389	(+) 3.1%
女	35 016 111	34 245 027	(+) 1 671 084	(+) 4.9%
計	17 543 934	...	...	...
そのうち農業従事者	593 347	...	...	...
出家世帯員(D)	36 509 458	...	...	...
合計(C)+(D)	...	...	...	...

註) 昭和21年の常住世帯員には出家世帯員が含まれている。

(2) 人口總數に對する農家人口の割合

	昭22.10.1國勢調査による人 口總數に對する(A)の割合	昭21.4.26人口調査による人 口總數に對する(B)の割合
常住世帯員	46%	47%
男	46%	47%
女	46%	47%
計	46%	47%

3 耕 地

第9表 農業者の經營耕地面積(屬人主義による)  
(農林省統計表及び22年8月臨時農業センサス速報より作成)

年 次	總 数	自作地		小作地		田 畑 面 積	
		自作地	小作地	自作地	小作地	田	畑
昭和16年	5 860	3 172	2 688	3 172	54.1	1 483	2 088
17年	5 812	3 144	2 668	3 164	54.1	1 476	2 048
18年	5 718	3 099	2 618	3 122	54.6	1 456	2 048
19年	5 514	2 957	2 557	3 000	55.5	1 489	2 596
20年	5 288	2 840	2 448	2 965	56.1	1 419	2 454
21年	4 986	2 792	2 104	2 800	57.5	1 426	2 323
22年	5 012	3 031	1 981	2 850	56.8	1 594	2 122

第10表 地方別田畑面積 (22年8月臨時農業センサス)

地 區 別	總 数	田		畑		田 畑 の 割 合		二 毛 作 田	
		田	畑	田	畑	田	畑	田	畑
總 計	5 012	2 850	2 162	56.8%	33.2%	958	33.6%	0.0	33.6%
北海道	743	153	590	20.6%	79.4%	0	0.0	0.0	0.0
東北	798	518	280	65.0%	35.0%	6	1.0	1.0	1.0
関東	836	381	455	45.5%	54.5%	78	7.8	7.8	7.8
中部	412	344	68	83.5%	16.5%	60	6.0	22.0	22.0
近畿	289	150	139	52.0%	48.0%	59	5.9	17.5	17.5
四国	332	203	129	61.0%	39.0%	95	9.5	39.0	39.0
九州	332	279	57	83.0%	17.0%	184	18.4	47.0	47.0
支庁	104	78	26	75.0%	25.0%	26	2.6	33.4	33.4
支庁	279	214	65	76.8%	23.2%	117	11.7	55.0	55.0
支庁	215	135	80	62.7%	37.3%	93	9.3	69.0	69.0
支庁	659	391	268	59.3%	40.7%	200	20.0	67.0	67.0

4 農業雇傭労働者数

注

第11表 農業雇傭労働者数 (昭和21年4月20日) (農林統計月報第91號)

農業 雇傭 定備 数	総数		男		女	
	實数	比率	實数	比率	實数	比率
325,703人	100.0%	166,388人	100.0%	159,405人	100.0%	
107,755	33.1	59,412	35.6	48,343	30.3	
91,546	28.1	45,781	27.5	45,765	28.7	
136,402	38.8	61,195	36.9	65,297	41.0	

農業の世帯員として農業定備以外の雇傭労働に従事することを本業とするもの  
農業以外の世帯員として農業定備以外の純粋農業労働者たるもの

(2) 年齢別農業労働者数

年齢別	農業常備		農業の世帯員として自家の農業に従事せず農業定備以外の雇傭労働に従事するもの		農業以外の世帯員として農業定備以外の純粋農業労働者たるもの			
	総数	男女	総数	男女	総数	男女		
總数	107,755	59,412・48,343	91,546	45,781	45,765	126,492	61,195	65,297
12歳以下	302	118・184	1,158	570	588	550	202	258
13歳-15歳	6,927	3,440・3,487	9,216	4,853	4,363	2,602	1,315	1,287
16歳-20歳	45,021	24,039・20,982	20,613	10,922	9,691	16,214	8,112	8,102
21歳-40歳	41,902	22,163・19,739	36,658	18,230	18,318	54,142	24,222	29,920
41歳-61歳	10,583	7,547・3,036	17,028	8,003	9,025	43,514	21,886	21,628
62歳以上	3,020	2,105・915	6,873	3,023	3,780	9,470	5,368	4,102

(3) 農業定備を雇っている農家の性格

(A) 専業農業別農業定備数

總数	専業農業に雇われている農業定備	第一種兼業農家に雇われている農業定備		第二種兼業農家に雇われている農業定備	
		男	女	男	女
107,755人	62,877人	34,933	27,944	16,801	13,615
59,412	34,933	27,944	13,615	14,462人	7,678
48,343	27,944	13,615	1:52	6,784	1:70
農業定備1人:農家数	1:57	1:51			

(B) 自小作別農業定備数 (自小作別の農家に雇われている農業定備数)

總数	賃付耕地-町歩以上の土地所有者に雇われている農業定備	自作農		小自作農		小自作農		土地を耕作しないもの
		男	女	男	女	男	女	
30,655人	33,375人	17,452人	12,955人	13,117人	201人	140	61	
17,123	18,067	9,727	7,725	7,035	7,035	140	61	
13,532	15,308	7,725	5,635	6,082	6,082	61	61	
農業定備1人:農家数	1:7	1:50	1:66	1:82	1:79	1:16	1:16	

(C) 経営耕地面積別農業定備数 (経営面積別の農家に雇われている農業定備数)

總数	土地を耕作しないもの		3反-5反		5反-10町		10町-15町		15町-20町		20町-25町		25町-30町		30町-35町		35町-40町		40町-45町		45町-50町		50町以上		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
201人	140	61	7,542	3,318	8,955	4,409	21,279	10,824	19,846	10,892	15,544	8,846	17,924	10,718	11,703	7,367	3,29	1,969	1,171	722	207	298	207	91*	
農業定備1人:農家数	1:16	1:173	1:104	1:85	1:48	1:25	1:12	1:7	1:12	1:12	1:12	1:12	1:12	1:12	1:12	1:12	1:12	1:12	1:12	1:12	1:12	1:12	1:12	1:12	1:12

農林統計月報第91號

第12表 経営耕地面積狭別、農家一戸當雇傭労働者数

(21年4月農家人口調査及び22年8月臨時農業センサス速報)

年次	土地を耕作しないもの	3反未満	3反-5反	5反-1町	1町-1.5町	1.5町-2町	2町-2.5町	2.5町-3町	3町-5町	5町-10町	10町以上
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
昭和21年	0.06	0.006	0.009	0.01	0.02	0.04	0.08人		0.1	0.08	0.1
昭和22年	0.08	0.03	0.007	0.01	0.02	0.05	0.08	0.1	0.1	0.08	0.1
臨時調査(22年)	3.0	1.8	4.4	7.0	11.0	16.0	21.7	28.1	29.2	21.1	27.3

5 農業労賃

第13表 農村労働賃銀指数及農村物價指数(全国農業會)

年次	労賃指数		物價指数		
	農業労賃	農業外労賃	農林生産物	農業用品	家計用品
昭和12年	100	100	100.0	100.0	100.0
昭和13年	124	-	108.9	116.8	120.0
昭和14年	155	-	137.5	138.5	145.8
昭和15年	174	-	164.2	186.4	190.2
昭和16年	196	-	162.0	180.8	200.7
昭和17年	234	-	173.8	189.4	217.2
昭和18年	313	-	184.5	194.4	244.0
昭和19年	497	-	217.8	201.4	295.7
昭和20年	1 490	-	408.5	241.1	420.9
昭和21年1月	2 234	2 190	1 868.0	665.3	2 266.0
4月	2 397	2 370	2 482.4	1 663.9	4 072.6
9月	2 952	2 861	3 382.8	3 275.7	7 178.3
12月	3 304	3 521	4 230.7	3 842.2	7 975.6
昭和22年1月	3 388	3 567	4 703.8	4 024.9	9 478.5
2月	3 376	3 332	5 309.8	4 194.9	10 037.3
3月	3 729	4 083	6 622.2	4 516.9	11 264.4
4月	3 087	4 351	-	-	-
5月	4 313	5 341	-	-	-

第14表 昭和21年農區別農業労働賃銀及農業外労働賃銀(實際賃銀)(全国農業會)

	北海道	東北	關東	北陸	東海	近畿	中國	四國	九州	平均
農業男平均	25.00	29.66	35.10	25.94	41.23	36.27	39.98	29.30	34.07	33.47
農業女平均	23.75	26.54	31.43	21.28	38.16	28.98	29.77	22.49	26.96	27.85
農業外労働者平均	-	43.37	48.83	40.32	54.48	69.64	53.95	43.06	45.51	50.69

註) 農業労働の内容→水稲作(耕耘整地、插秧、除草施肥管理、收穫調整)麥作(收穫調整、耕耘整地麥播)粟(摘桑、飼育)果樹(授粉、收穫、荷造)製茶其他一般作業  
 農業外労働の内容→土木建築労働(大工、左官、瓦葺、草葺、板葺、手簿)山林労働(伐採、運搬)雜役

6 主要労働手段

第15表 役

畜(各年2月1日現在)(農林統計月報第103號)

年次	馬			牛		
	飼養者数	總頭数	飼養者数	總頭数	そのうち役用牛に對する割合	
昭和17年	850千戸	1 082千頭	1 720千戸	2 189千頭	90%	
18年	909	1 208	1 863	2 400	90	
19年	917	1 223	1 945	2 425	89	
20年	855	1 121	1 926	2 319	89	
21年	884	1 049	1 780	1 988	92	
22年	884	1 054	1 769	1 989	91	

第16表 経営耕地面積狭別牛馬飼養状況(昭和22年8月臨時農業センサス速報)

(1) 全国より北海道を除いたもの

年次	馬		牛		土地を耕作しないもの	3段未満	3反以上5反未満	5反以上1町未満	1町以上1.5町未満	1.5町以上2町未満	2町以上2.5町未満	2.5町以上3町未満	3町以上5町未満	5町以上10町未満	10町以上	計	
	飼養者数	總頭数	飼養者数	總頭数													
昭和17年	2 738	114 828	325 944	1 089 464	764 852	342 701	146 150	58 716	39 116	2 623	137	2 887	269	2 437	422	2 340	413
18年	2 238	84 739	267 443	924 426	653 321	295 845	126 350	59 535	32 501	1 929	110	2 437	422	2 340	413	2 340	413
19年	96	84 219	205 129	907 301	622 760	275 494	114 761	43 535	26 039	1 049	30	2 340	413	2 340	413	2 340	413
20年	2.1%	0.1%	0.3%	0.6%	0.8%	1.0%	1.1%	1.2%	1.4%	1.6%	2.8%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%
21年	7.3%	6.0%	26.0%	50.1%	68.4%	78.6%	86.2%	90.1%	92.5%	84.9%	75.0%	41.0%	41.0%	41.0%	41.0%	41.0%	41.0%



(2) 北海道のみ分

實数	牛馬總頭數	牛馬總頭數に從事するもの	土地を耕作したもの										計	
			3反未満	3反以上5反未満	5反以上1町未満	1町以上1.5町未満	1.5町以上2町未満	2町以上2.5町未満	2.5町以上3町未満	3町以上5町未満	5町以上10町未満	10町以上		
329	721	329	28	1764	3404	8261	11941	14772	19517	22078	86963	111173	49760	329721
131	489	131	415	1190	4008	6774	9084	12342	13774	50726	55850	23752	177935	
131	489	131	394	1125	3696	6300	8415	11213	12087	41933	35646	10680	131489	
131	489	131	0.4	0.1	0.2	0.4	0.8	1.1	1.3	1.5	1.9	3.0	4.5	1.6
131	489	131	0.03	0.06	0.2	0.4	0.7	0.8	1.0	1.0	1.5	2.2	0.9	
131	489	131	2.4	6.0	17.0	40.7	61.6	76.9	84.9	91.8	97.8	97.1	62.9	

第17表 農機具家数 (22年8月臨時農業センサス速報)

原機	847千臺
電動機	308
石油發動機	600
動力機	295
力機	54
力機	3763

第18表 主要農機具家数累年表 (農林統計月報第103號より作成)

年次別	17年	20年	21年	22年
農事用電動機	144 649臺	151 627	190 279	286 653
農事用内燃機	316 544臺	262 496	233 245	220 420
農事用内燃機(水機)	73 180臺	88 125	86 472	82 728
動力機	357 129臺	352 360	363 918	443 778
動力機	180 278臺	177 146	177 181	199 290
動力機	24 270臺	26 400	26 564	32 440

第19表 農機具家数の特に多い府縣(總家数のうちを占める割合)(昭和22.2.1)

農事用電動機	農事用内燃機	水ポンプ	動力機	動力機	動力機
新潟 16.5%	山形 9.5%	新潟 16.4%	新潟 17.3%	新潟 14.3%	兵庫 7.3%
山形 11.8%	北海道 8.3%	山形 9.9%	山形 7.9%	山形 6.4%	熊本 5.0%
山形 4.4%	北海道 8.8%	山形 7.7%	山形 0.4%	山形 6.0%	山形 4.2%
山形 3.7%	山形 5.1%	山形 6.9%	山形 5.3%	山形 5.8%	山形 3.8%
山形 3.5%	山形 3.9%	山形 5.9%	山形 4.7%	山形 5.8%	山形 3.5%
山形 3.1%	山形 3.9%	山形 5.9%	山形 4.7%	山形 5.8%	山形 3.5%

第20表 經營耕地面積別農機具所有状況 (昭和22年8月臨時農業センサス速報)

(1) 全國より北海道を除いたもの

實数	電石原動機	油發動機	油發動機所有農機具家数	土地を耕作したもの										計
				3反未満	3反以上5反未満	5反以上1町未満	1町以上1.5町未満	1.5町以上2町未満	2町以上2.5町未満	2.5町以上3町未満	3町以上5町未満	5町以上10町未満	10町以上	
67	73	256	107 407	288 518	224 982	108 543	48 911	20 376	13 670	554	33	886 317		
35	56	316	79 626	224 526	162 464	66 987	26 001	9 660	5 914	292	23	631 844		
73	101	371	62 084	429 771	330 345	153 827	66 114	27 128	17 457	672	18	1 278 860		
0.05	0.05	0.11	0.16	0.25	0.31	0.37	0.42	0.49	0.58	0.45	0.83	0.15		
0.03	0.04	0.08	0.12	0.18	0.19	0.30	0.37	0.42	0.51	0.45	0.58	0.11		
5.5%	7.2%	14.9%	23.7%	36.3%	43.9%	49.7%	56.2%	52.0%	54.4%	45.0%	22.4%			

(2) 北海道のみ分(農家一戸當り)

實数	電石原動機	油發動機	油發動機所有農機具家数	土地を耕作したもの										計
				3反未満	3反以上5反未満	5反以上1町未満	1町以上1.5町未満	1.5町以上2町未満	2町以上2.5町未満	2.5町以上3町未満	3町以上5町未満	5町以上10町未満	10町以上	
9	16	12	36	74	162	314	652	1 173	3 779	2 307	477	8 963		
20	52	20	52	137	288	550	1 091	1 770	7 356	8 493	3 330	23 053		
20	52	20	52	180	436	809	1 592	2 670	10 223	9 951	3 485	29 417		
0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.01	0.02	0.04	0.07	0.08	0.08	0.04	0.04		
0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.02	0.04	0.07	0.1	0.2	0.2	0.3	0.1		
0.00	0.00	0.00	0.00	0.8%	2.7%	5.9%	10.9%	16.7%	22.4%	27.2%	31.8%	14.2%		

農業振興課 農機具課

二、主要農業統計

4 馬鈴薯

	作付面積	實收高	1反當實收高
昭和13年	161千町	492 816千貫	325貫
16年	181	524 336	288
19年	206	533 411	258
20年	214	472 423	220
21年	187	460 108	245
22年	229	584 617	255

第23表 府縣別供米率(昭和18年-21年)(農林省食糧管理局)

	昭和18年 産米	昭和19年 産米	昭和20年 産米	昭和21年 産米
1 北海道	99%	100.0%	31.4%	91.7%
2 青森	100	100.4	79.8	100.3
3 岩手	103	93.4	72.4	102.3
4 宮城	101	97.8	69.9	104.3
5 秋田	99	96.3	86.2	100.0
6 山形	101	98.2	91.7	100.7
7 福島	101	98.9	84.4	103.7
8 茨城	104	106.4	82.7	111.9
9 栃木	100	100.0	70.4	105.3
10 群馬	100	100.2	100.1	118.9
11 埼玉	100	101.2	83.0	116.4
12 千葉	100	95.0	68.4	103.8
13 東京	101	102.0	102.8	113.1
14 神奈川	100	103.5	78.8	110.5
15 新潟	97	99.3	79.3	92.4
16 富山	106	100.5	63.1	105.1
17 石川	101	98.6	91.5	97.2
18 福井	101	98.8	85.2	110.7
19 山梨	108	99.4	57.9	117.0
20 長野	100	98.9	79.9	104.8
21 岐阜	100	102.0	95.8	112.2
22 静岡	100	100.0	92.1	110.7
23 愛知	104	101.2	90.4	112.3
24 三重	100	101.5	84.0	103.6
25 滋賀	106	97.8	90.1	109.5
26 京都	110	106.1	97.3	110.2
27 大阪	101	105.6	101.1	110.4
28 兵庫	100	100.1	100.7	110.4
29 奈良	104	103.5	98.6	110.7
30 和歌山	101	103.3	85.3	112.1
31 鳥取	100	101.9	98.3	110.2
32 島根	106	101.1	100.6	113.4
33 岡山	102	102.2	92.3	102.4
34 廣島	101	100.7	86.1	102.8
35 山口	100	103.5	84.8	103.5
36 徳島	104	100.3	100.9	112.8
37 香川	108	102.1	90.4	110.5
38 愛媛	100	103.0	66.0	111.1
39 高知	101	101.8	58.8	108.9
40 福岡	99	102.3	71.6	104.6
41 佐賀	100	101.8	63.7	105.3
42 長門	104	97.9	59.9	114.1
43 熊本	100	98.4	41.2	99.5
44 大分	102	100.7	51.1	105.5
45 宮崎	107	100.3	61.7	111.2
46 鹿児島	103	101.7	46.5	110.5
總計	101	100.1	77.5	104.4

附 録

第21表 農業用賃借料金(昭和23年8月15日現在)(全國農業會)

種別	單位	實際料金		協定料金	
		料金の幅	平均料金	最高	標準
牛馬料賃	1日當	230.00~600.00	316.00	570.00	213.57
	1反當	76.00~500.00	252.00	200.00	135.63
役畜使用料	牛1日當	110.00~726.00	254.56	500.00	173.58
	馬1日當	130.00~525.00	278.12	500.00	195.00
小運送料	1題積トラック10軒	100.00~1500.00	601.19	700.00	255.39
	牛馬車1臺10軒	200.00~640.00	405.57	500.00	217.28

7 食 糧

第22表 主要食糧生産果年表(累年農林統計表)(22年は豫想數字)

1 米

	作付面積	實收高	1反當實收高
昭和13年	3 220千町	65 869千石	2.045石
昭和16年	3 182	55 088	1.731
昭和19年	2 979	58 558	1.965
昭和20年	2 892	39 149	1.353
昭和21年	2 837	61 386	2.164
昭和22年	2 768	59 672	2.027

2 麥 (大麥、小麥、裸麥)

	作付面積	實收高	1反當實收高		
			大麥	小麥	裸麥
昭和13年	1 497千町	20 411千石	1.769石	1.237石	1.233石
16年	1 652	23 917	1.817	1.292	1.438
19年	1 772	23 870	1.380	1.207	1.245
20年	1 613	17 003	1.218	0.944	1.079
21年	1 457	11 381	1.033	0.705	0.723
22年	1 404	13 320	1.337	0.932	1.060

3 甘藷

	作付面積	實收高	1反當實收高
昭和13年	281千町	1 008 534千貫	358貫
16年	310	1 071 263	345
19年	309	1 053 466	340
20年	403	1 039 221	258
21年	375	1 470 552	391
22年	379	1 149 869	303

第 24 表 21年産米實收高、供出割當高、供米状況 (府縣別) (農林省食糧管理局)

Table with 7 columns: 21年産米 (Realized High, Supply Allocation High), 22米穀年度供米状況 (22nd year rice supply status) for 22年1月31日現在 and 22年9月30日現在. Rows list prefectures from 1 北海道 to 46 鹿児島 and a total (總計).

(註) 表中各府縣の数字の總計と合計欄の数字とが一致しないのは千トン未満を四捨五入したためである。

第 25 表 時期別供米進捗率 (農林省食糧管理局) (\*は9月の数字)

Table with 5 columns: 月別 (Month), 18年産米 (18th year), 19年産米 (19th year), 20年産米 (20th year), 21年度米 (21st year). Columns include 實收 (Realized) and 率 (Rate).

(1) 昭和21年度 (単位千石)

Table showing monthly supply and demand for 20th and 21st years. Columns include 供給 (Supply) and 需要 (Demand) for 20年 and 21年, with sub-columns for 米穀及未利用資源 (Rice and unused resources), 麥類 (Wheat), 諸類 (Others), 軍用糧食 (Military food), 軍用その他 (Military other), 輸入 (Import), 合計 (Total), 主食用 (Main food), 酒造用 (Distilling), 味噌用 (Miso), 不足 (Shortage), 国内移動 (Domestic movement), and 持越 (Carryover).

第 26 表 月別主要食糧需給実績

(2) 昭和22年度

Table showing monthly supply and demand for 21st and 22nd years. Columns include 供給 (Supply) and 需要 (Demand) for 21年 and 22年, with sub-columns for 米買入 (Rice purchase), 麥類 (Wheat), 甘藷 (Cassava), 馬鈴薯 (Potato), 雜穀 (Miscellaneous grains), 輸入 (Import), 身骨解 (Body bone), 合計 (Total), 主食用 (Main food), 酒造用 (Distilling), 味噌用 (Miso), 其他用 (Other), 身骨米 (Body bone rice), and 差引 (Difference).

資料提供元 農林省食糧管理局

8 農民組織

第27表 府縣別農民組合の現状

(昭和22年6月現在 農林省農政局資料)

日 農 組 合 数	日 農 組 合 員 数	日 農 不 参 加		日 農 参 加 比 率		日 農 参 加 比 率		日 農 参 加 比 率		日 農 参 加 比 率	
		組 合 数	組 合 員 数	組 合 数	組 合 員 数	組 合 数	組 合 員 数	組 合 数	組 合 員 数	組 合 数	組 合 員 数
1	57	25	000	174	90 000	21.5	78.5	231	115 000	87	52
2	156	35 440	52	14 450	100.0	61.8	156	35 440	95	52	
3	91	23 608	42	11 341	75.0	37.8	144	38 208	73	34	
4	121	35 003	33	7 152	70.8	24.5	163	46 344	83	53	
5	151	34 724	25	7 152	14.6	14.6	209	49 044	93	47	
6	133	48 166	92	33 801	59.2	41.0	225	81 967	100	77	
7	211	46 655	135	35 188	57.0	43.0	346	81 843	94	52	
8	180	47 649	138	41 838	53.0	40.5	319	90 022	87	47	
9	131	38 922	63	20 014	65.0	33.4	197	59 961	116	50	
10	163	63 798	37	19 165	80.0	20.0	200	79 963	103	68	
11	94	20 646	83	22 023	40.5	40.5	184	44 508	59	20	
12	58	15 003	32	11 343	57.0	43.0	90	26 346	83	47	
13	54	18 827	52	8 196	69.4	30.2	106	27 023	74	47	
14	54	18 827	73	21 055	87.2	18.8	371	111 284	95	37	
15	298	91 229	73	21 055	87.2	18.8	371	111 284	95	37	

(一は不明のもの)

日 農 組 合 数	日 農 組 合 員 数	日 農 不 参 加		日 農 参 加 比 率		日 農 参 加 比 率		日 農 参 加 比 率		日 農 参 加 比 率	
		組 合 数	組 合 員 数	組 合 数	組 合 員 数	組 合 数	組 合 員 数	組 合 数	組 合 員 数	組 合 数	組 合 員 数
16	87	14 349	18	2 732	84.0	16.0	105	17 081	46	21	
17	55	4 777	166	19 980	16.5	69.0	270	28 874	149	34	
18	72	30 000	140	44 303	37.0	14.5	210	81 310	105	34	
19	173	62 222	9	1 154	58.4	41.5	314	106 525	84	100	
20	30	7 000	9	1 154	12.8	2.1	192	54 521	61	40	
21	68	11 871	12	1 829	86.5	13.5	80	13 700	37	16	
22	138	10 098	30	3 066	48.0	13.5	370	23 046	222	28	
23	84	10 000	249	39 000	18.5	72.3	366	54 000	127	41	
24	84	10 000	249	39 000	18.5	72.3	366	54 000	127	41	
25	84	10 000	249	39 000	18.5	72.3	366	54 000	127	41	
26	68	11 871	12	1 829	86.5	13.5	80	13 700	37	16	
27	33	7 670	8	550	100.0	3.0	33	7 670	23	17	
28	33	7 670	8	550	100.0	3.0	33	7 670	23	17	
29	79	16 630	3	550	90.5	3.0	90	18 370	45	21	
30	140	38 000	17	4 000	90.5	9.5	157	42 000	93	66	
31	56	9 443	132	31 485	23.0	77.0	188	40 928	77	41	
32	185	44 594	66	14 718	75.0	25.0	251	59 312	76	37	
33	156	21 008	134	62 156	25.3	74.7	290	83 164	83	45	
34	49	14 550	33	10 629	57.3	42.2	82	25 179	48	22	
35	114	45 430	1	270	99.5	0.5	115	45 700	88	50	
36	72	30 167	15	6 040	57.4	10.3	149	58 678	90	68	
37	106	27 436	58	16 764	62.0	38.0	164	44 200	63	31	
38	69	20 067	56	14 351	58.5	41.5	125	34 418	71	41	
39	145	38 395	45	17 690	68.5	31.5	190	56 085	66	37	
40	45	15 000	110	15 000	50.0	50.0	155	30 000	124	39	
41	19	11 258	32	11 586	31.0	32.3	74	35 875	46	33	
42	45	15 000	110	15 000	50.0	50.0	155	30 000	124	39	
43	19	11 258	32	11 586	31.0	32.3	74	35 875	46	33	
44	19	11 258	32	11 586	31.0	32.3	74	35 875	46	33	
45	19	11 258	32	11 586	31.0	32.3	74	35 875	46	33	
46	79	53 683	28	25 521	33.4	66.5	68	48 578	77	48	
總 計	3 971	1105 583	705	163 022	2 410	707 692	7 086 1 976 367	90	36		

士 農 組 合 州